

昭和 54 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

## はじめに

昭和53年の出火件数は7万件を超え、昭和48年に次ぐ戦後第2位の記録となったが、この年はまた伊豆大島近海の地震、宮城県沖地震など大きな地震災害があいついだ年でもあった。

昭和54年に入ってから、日本列島に停滞した梅雨前線による豪雨や本州を走り抜けた台風16号及び20号により大きな被害を受けたほか、上越新幹線大清水トンネル火災、東名高速道路日本坂トンネル火災といった大惨事が発生している。

これらの災害は、消防防災の備えが寸時もおろそかにできないことを再認識させ、火災防止、出火通報、避難の安全確保等の重要性について関係者に多くの教訓を与えている。

今回の白書では、このような状況をも踏まえて、消防行政の今後の方向と当面の諸問題に言及し、併せて昭和53年中の資料に基づき、火災その他の災害の実態と消防行政の現況等について解説したものである。この白書が、国民の生命、財産の安全を守る消防防災活動について、国民各位の認識を深めることに役立ち、広く活用されることを心から願うものである。

昭和54年11月

消防庁

# 目 次

第 1 総 説	1
1 地域ぐるみの防災体制の確立をめざして	1
(1) 消防行政の現状と課題	1
(2) 消防行政の今後の方向	4
2 最近の災害の動向	8
(1) 火 災	8
(2) 地 震 災 害	9
(3) 風 水 害 等	10
(4) 石油コンビナート災害及びその他の災害	11
3 当面の諸問題	12
(1) 消防体制の整備	12
(2) 震災対策の推進	16
(3) 予防行政の充実	18
(4) 危険物規制の徹底	20
(5) 防災対策の推進	21
(6) 石油コンビナート災害対策の強化	25
(7) 救急救助体制の拡充	26
(8) 研究開発の推進	28
(9) 自主防災体制の確立	29
第 2 火災等の災害の実態	33
1 火 災	33
(1) 出 火 件 数	35
(2) 損 害 額	40
(3) 死 亡 者	40

- (4) 出火原因.....52
- (5) 火災種別ごとの状況.....58
- (6) LPガス等による火災.....71
- (7) 危険物施設等の火災.....72
- (8) 昭和54年上半期における火災の発生状況.....74
- (9) 外国の火災状況.....75
- 2 地震災害.....80
- 3 風水害等.....82
- 4 石油コンビナート災害.....83
- 5 その他の災害.....84
  - (1) 危険物流出等の事故.....84
  - (2) 海上災害.....86
  - (3) 航空機災害.....86
  - (4) ガスによる爆発等の災害.....87
- 第3 消防行政の現況と施策 .....89
  - 1 消防体制.....89
    - (1) 消防組織.....89
    - (2) 消防施設.....95
    - (3) 関係行政機関との協力.....98
  - 2 予防行政.....100
    - (1) 火災予防運動.....100
    - (2) 自主防火体制.....105
    - (3) 消防用設備規制.....108
    - (4) 消防用機械器具の検定.....123
  - 3 危険物行政.....127
    - (1) 危険物とその規制の概要.....127
    - (2) 危険物行政の現状.....128
    - (3) 危険物関係法令の改正.....138

- (4) 石油パイプラインの規制.....138
- (5) ガス災害の防止.....139
- 4 防災対策.....141
  - (1) 防災体制の整備.....141
  - (2) 防災無線通信網の整備.....145
  - (3) 風水害対策の推進.....147
  - (4) 活動火山対策の推進.....148
- 5 震災対策.....149
  - (1) 国の震災対策の現況.....149
  - (2) 都市における震災対策の現状.....156
- 6 石油コンビナート災害対策.....157
  - (1) 石油コンビナート災害の現状.....157
  - (2) 石油コンビナート防災体制.....157
  - (3) 石油コンビナート等特別防災区域の状況.....159
  - (4) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の確立.....161
  - (5) 防災施設等の整備.....163
  - (6) 事業所のレイアウト規制.....164
  - (7) 石油コンビナート防災診断の推進.....166
- 7 特殊災害対策.....167
  - (1) 林野火災対策の推進.....167
  - (2) 海上災害対策.....170
  - (3) 大規模交通災害対策.....172
  - (4) 高層建築物及び地下街火災対策.....174
  - (5) 原子力災害対策.....175
  - (6) その他.....177
- 8 救急業務.....179
  - (1) 実施状況.....179
  - (2) 実施体制.....186
  - (3) 高速自動車国道における救急体制.....189

(4) 救急医療体制…………… 191

9 救助活動…………… 193

(1) 実施状況…………… 193

(2) 実施体制…………… 194

10 消防教育訓練…………… 196

(1) 消防大学校における教育訓練及び技術援助…………… 196

(2) 消防学校における教育訓練…………… 198

(3) その他…………… 202

11 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇…………… 204

(1) 活動状況…………… 204

(2) 公務災害の状況…………… 204

(3) 処 遇…………… 206

(4) 消防表彰等…………… 215

12 消防の科学技術の研究…………… 220

(1) 大震火災対策の研究…………… 221

(2) 地下街・高層建物の火災対策の研究…………… 221

(3) 化学火災対策の研究…………… 222

(4) その他の火災の研究…………… 224

(5) 昭和53年度において終了した主な研究…………… 225

13 消防財政…………… 227

(1) 市町村の消防費…………… 227

(2) 市町村消防費の財源…………… 230

(3) 都道府県の消防防災費…………… 236

(4) 国の消防費…………… 236

附 属 資 料

1 昭和53年度中の組織改正と法令の制定…………… 241

2 昭和53年中の主な災害…………… 243

3 昭和53年都道府県別火災損害状況…………… 246

4 昭和53年月別損害状況…………… 254

5 昭和53年出火原因別損害状況…………… 256

6 主な出火原因の推移…………… 258

7 用途別の主な火災事例…………… 260

8 昭和21年以降の火災損害状況…………… 262

9 昭和21年以降の火災損害比較…………… 266

10 昭和21年以降の大火記録…………… 268

11 昭和53年中の風水害等による都道府県別被害状況…………… 270

12 昭和21年以降の風水害等の記録…………… 275

13 都道府県の防災訓練の実施状況（昭和53年度）…………… 279

14 都道府県別市町村消防組織一覧…………… 280

15 消防機関数と消防職団員数の推移…………… 282

16 常備化市町村の変遷…………… 283

17 石油コンビナート等特別防災区域の現況…………… 284

18 石油コンビナート等特別防災区域に係る防災資機材の整備状況…………… 288

19 空港における消防力の現状…………… 292

20 都道府県別救急業務実施状況…………… 302

21 都道府県別事故種別救急出場件数…………… 304

22 都道府県別事故種別救急搬送人員数…………… 306

23 都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧…………… 308

24 都道府県別救助活動件数…………… 310

25 都道府県別救助人員数…………… 312

## 第 1 総 説

### 1 地域ぐるみの防災体制の確立をめざして

#### (1) 消防行政の現状と課題

我が国の消防は、戦後自治体消防として新発足して以来30年余を経過したが、この間組織、人員、施設等の各般にわたって着実に整備が進められ、今日では欧米諸国との比較においても、決して見劣りしない水準に到達するに至った。

まず、昭和30年代以降の消防常備化の動きは、40年代後半に入って、救急需要の増大と広域市町村圏整備事業の進展を背景に、とみに活発の度を加え、昭和54年4月現在では市町村数の割合で84%、人口比で実に97%に及ぶ地域が常備消防をもつに至っている。これに伴い、消防職員数も11万4,000人に達し、昭和24年当時の約5倍、この10年間でも約2倍の規模に達している。

反面、消防団については、農村部人口の減少と住民意識の変化等により、団員数は逐年減少し、現在は約110万人と最大時に比して半減したが、この間における装備の近代化を併せ考えると、公設消防の総体としての消防力は、大部分の地域が消防団の力のみ依存していた当時とは格段の充実を示している。すなわち、戦後間もない昭和24年当時には、公設消防の保有する消防機械としては、腕用ポンプ約5万台、手引動力ポンプ約1万3,500台が主力で、普通ポンプ自動車は約7,300台にすぎなかったが、現在では手引動力ポンプ等の旧式の装備はほとんど一新され、普通ポンプ自動車約2万台、小型動力ポンプ約5万台が主力となり、この他に科学的消防施設としてはしご付ポンプ自動車、化学消防自動車ともに約800台、消防艇46艇、ヘリコプター11機等が整備されている。また、消防用水利の面においても、昭和28年当

時は、消火せん約20万基、防火水そう約14万基（うち40t以上水そう5万基）に過ぎず、不安定な自然水利にも依存せざるを得ない状況にあったが、上水道の普及と防災意識の高まりにつれて本格的な人工水利の整備がすすみ、現在では消火せんは約70万基、防火水そうは約23万基（うち40t以上水そう14万基）に達している。

更に、近年、大都市消防等では、コンピューターを利用した一斉指令装置を導入して、火災の態様や防火対象物の特性に応じた出動車両の編成を迅速、的確に行うなど、部隊運用の効率化を進めており、消防の基本である初期出動体制の確保と延焼防止能力はこの30年の間に大幅に向上した。

年間総焼損面積の横ばい傾向、一件当たり損害額の低下傾向等の推移から見ても、我が国の消防力は、今や少なくとも通常の条件下での一般的な火災に関する限り、一応の対抗力と抑止力を備えるに至ったと言っておよいであろう。

次に、戦後の消防行政を特徴付けるものとして、予防行政の進展があげられよう。消防における予防業務は、消防法の制定により消防の法体系に組み込まれて以来、予防査察の強化、防火対象物の用途・規模に応じた防火管理者の選任と消防用設備等の設置の義務付け、石油類を中心とする危険物規制の徹底等、都市構造の変化とエネルギー源の多様化、更には国民の生活様式の変化に即応して、著しくその守備範囲を広げ、内容を深化させてきた。

特に、近年、百貨店、ホテル、病院、複合用途ビル、地下街等不特定の者が多数出入りする防火対象物に対しては、火災時の人命安全確保の徹底を図る見地から、既存のものであってもスプリンクラー設備等の設置を義務付け、また、石油コンビナート地域における総合的防災体制の整備を推進するため、事業者に対して石油タンク等の安全設備の設置、自衛防災組織等による保安体制の強化、周辺地域との安全スペースの確保等の規制を行い、安全防災に対する企業の社会的責任を明確化した。

現在では、全国の消防機関において、消防職員の1割に当たる約9,600人が予防業務に従事し、年間100万件に及ぶ防火対象物と50万件に近い危険物施設の予防査察を実施している。

更に、モータリゼーションの進行による交通事故の激増を契機として、昭和38年、救急業務が消防の任務として明定されたが、その後救急業務を実施する市町村は逐年増加し、終戦直後わずか6市に過ぎなかった実施市町村は、昭和54年4月現在では2,776団体に達し、人口比では約97%に当たる地域をカバーするに至っている。現在、救急隊員は約3万4,000人、救急車は約3,700台を数え、年間搬送人員は約170万人に達する状況にある。救助業務についても、火災現場における救助活動は当然として、交通事故、水難事故、産業災害等に伴う人命救助も消防機関が担当する例が一般化し、救急救助業務は消防の重要な任務として国民の意識に完全に定着したと言っておよい。

以上概観したような消防力の拡充強化にもかかわらず、この30年間の社会経済の変ぼうにより、国民生活をとりまく社会環境は災害要因の著しい増大と多様化をもたらし、我が国消防行政の今後に多くの重要な課題を提起している。

まず、1960年代以降の高度成長期を経て、我が国では世界でも類をみない高密度社会が形成されるに至ったが、人口と産業の過度の集積は反面国民の生活様式の変化と結びついて、災害による被害を拡大させ、複雑化させる基本的要因となっている。ガス、石油等のエネルギーの消費拡大、危険物施設の集中と住居地域との混在、高層建築物や地下街の増加、自動車交通のふくそう等の現象は、人々の日常生活をめぐるあらゆる分野において特殊な態様の災害を発生させる危険性を増大させ、加えて新建材や可燃物による有毒ガスの発生、スプロールの進行等による道路事情の悪化は、消防機関の消火救助活動にも大きな障害を及ぼしている。

地域社会における人口構成の高齢化と核家族化の進行に伴い、老人世帯は都市部、農村部を問わず急速に増加しつつあり、火災その他の災害時における老人の避難の困難さから、その人命危険度が増大している。

一方、自然災害についてみても、無秩序な都市化による緑地の減少、農地の宅地化、内水面の埋立て、急傾斜地の開発等、自然の許容限度を超えた開発や、自然条件を無視した土地利用の進行によって、風水害や浸水等に対して

ぜい弱な都市が増加しており、災害の脅威を増大させる結果となっている。

更に、我が国は世界有数の地震国であり、昭和53年の宮城県沖地震は水道、ガス、電気等のライフラインの破壊による都市機能の麻痺という都市型地震災害における新たな問題を提起したが、さきほど、東海地域における大規模地震発生危険性の想定して、静岡県を中心に170市町村に及ぶ地震防災対策強化地域の指定と地震防災基本計画の策定が行われたところである。消防機関としては、長期対策たる都市構造自体の耐震性の向上、すなわち建築物の構造の強化と不燃化、オープンスペースの確保等についても、その消防防災上の知識と経験に基づいた積極的な参加と提言を行うとともに、第一線の実働部隊として、地震予知に伴う出火防止、初期消火、避難の安全確保等の応急対策についても、早急な対応を迫られている。

## (2) 消防行政の今後の方向

現代社会の増大し、多様化する災害要因に対処し、更に将来の環境変化と住民ニーズの高まりに対応して、より安全な定住社会を実現するためには、消防は、地域の安全防災体制の中核であるとの自覚の上に立って、自治体消防30年の蓄積を踏まえ、まず自らの体質を強化して行かなければならない。

しかし、地域社会におけるトータルとしての安全性の向上は、ひとり消防機関の努力のみで達成されるものではなく、すべての防災関係行政機関の緊密な連携、防災に関する企業の社会的責任の遂行、地域住民の防災への積極的参加など国、地方公共団体、企業、住民を通じての総合的な防災体制をそれぞれの役割分担に応じて形成する必要がある。土地利用、都市計画、建築規制をはじめすべての行政を安全防災の観点から再検討するとともに、コミュニティの連帯意識に支えられた住民の自主防災組織を整備し、地域ぐるみの防災体制を確立することこそ、今日の最も重要な課題である。

したがって、消防行政がめざす今後の基本的方向としては、次の諸点があげられよう。

その第一は、消防力の高度化、専門化の推進である。

我が国消防力の水準は、一般建物火災に関しては、かつてのような大規模

な延焼火災は阻止しうる程度にまで向上、充実してきていると考えられるが、高層ビル、地下街、長大トンネル等特殊な態様の建造物の火災や、危険物、劇毒物、放射性物質等に起因する特殊の災害に対しては、いまだ十分とは言えないのが現状である。今後は、これらの災害に対処するため、高性能のはしご付消防車や化学消防車、高所放水車、照明電源車、救助工作車等の科学消防力の強化を進め、人命救助、防煙等に関する装備の近代化を推進するとともに、近代装備を完全に駆使しうるプロフェッショナルな消防職員の確保を図る必要がある。救急業務に関しても、救急内容の充実に対する国民の要請に応え、救急医療情報収集装置等の装備の高度化はもとより、応急手当に関する技能を身につけた専門の救急隊員の養成を急がなければならない。予防業務については、建築、化学等に関する基礎的な知識と防災に関する豊富な経験を有し、安全防災に関するコンサルタントとして住民に信頼される専門職員を配置していく必要がある。

更に、消防力の科学化、近代化のための基礎づくりとして、安全に対する必要不可欠な投資であるとの認識のもとに、研究所の充実など研究開発体制を拡充整備することが肝要である。

第二は、小規模消防、特に消防組合の体制強化である。

我が国の大都市消防は、人員、装備の両面において世界の水準を抜く充実ぶりを示しているが、反面、小規模な市町村における常備消防は、発足なお日が浅いこともあって相対的に弱体であり、大都市消防との間に大きな格差が存在している。特に、全消防本部の半ばを占める消防組合は、構成市町村の分担金の拠出方法が必ずしも実情に即していないこと、構成市町村の意向により施設配置が薄められがちになること、多くの場合消防団事務の組合への統合が行われていないこと等の多くの問題点を抱え、増大する人件費の圧迫により問題は更に深刻の度を加えつつある。

これらの事態に対処し、消防組合の充実強化を図るためには、言うまでもなく構成市町村の消防防災に対する理解と協力が必須の前提であるが、国及び都道府県においても、組合の財政基盤の強化、適正な職員構成の維持、消防団との役割分担の確立等の諸施策について長期的視野に立って検討を深

め、強力にその実現を図っていく必要がある。

第三は、消防団の機能の充実である。

我が国の消防団員数は、近年鈍化の傾向にあるものの、依然として減少を続けており、内容的にみても、都市部への通勤者の増加による団員の昼間不在現象、長期間の出かせぎ者の増加等により、火災等の災害発生時における動員能力の低下を招いている。常備化の進展に伴い、通常の条件下での火災に関する限り、都市部を中心に常備消防との間に機能の代替が図られているが、農村部等においては依然消防団の消防力に大きく依存している地域が多く、更に震災、風水害等の大規模災害時には都市、農村を問わず防災活動の中心はむしろ消防団である。

したがって、地域防災の実働部隊の主力としての消防団の機能を改めて認識し、その強化に努めることは、常備消防の近代化、高度化と並んで現下の急務である。そのためには、中核的部隊の育成、装備の充実、特に機動力の強化等による消防団の消防力の質的向上に努めるとともに、新しい消防団のあり方を明示して、特に若年層が魅力を感じるような運営の改善を進め、あわせて表彰制度の充実を含む団員の処遇改善を積極的に講じていかなければならない。

第四は、自主防災組織の育成助長である。

繰り返し述べたように、安全な地域社会づくりに当たっては、市町村や消防機関等の公共機関の活動に加えて、住民の積極的参加による地域ぐるみの取り組みがなければ、とうていその目的を達することはできない。特に、大震災時には、交通障害により消防車や救急車の出動も困難となることが予想され、何よりも広い地域にわたって同時多発火災の危険性が增大するので、二次災害の防止や救出救護、避難等の各分野に関し、住民の自主防災組織の活動に期待するところは極めて大きいものがある。

これまで、婦人防火クラブや少年消防クラブをはじめ、職場や町内会を中心として多くの住民防災組織が結成され、防火思想の普及啓発に努め、あるいは出火防止、初期消火、避難等の訓練を実施するなど、災害の未然防止に大きな役割を果たしてきているが、今後は更に一歩進んで、住民の一人ひ

とりが防災について理解し、協力するという段階から、これを自らの問題として考え、自ら行動するという能動的な姿勢に移行することが強く要請されているといえよう。行政サイドにおいても、近年各地で高まりつつあるコミュニティ活動の最も重要な柱として、幅広い住民の参加による地域ぐるみの自主防災活動が活発に展開されるよう、その育成助長のための基盤づくりを強力に推進しなければならない。

## 2 最近の災害の動向

### (1) 火 災

#### ア 出火件数と出火率

昭和53年中の総出火件数は7万423件で、前年に比べ6,449件(10.1%)増加し、戦後第2位の記録となった(戦後第1位は昭和48年の7万3,072件)。

これを火災種別ごとにみると、建物火災は3万9,912件で前年に比べ610件(1.6%)の増加にとどまっておらず、林野火災が7,208件で前年に比べ1,981件(37.9%)増加したのが目立つ。これは、春から各地に異常乾燥が続いたこと、夏季において記録的な高温と少雨が続き続いたこと等によるものと考えられる。

なお、昭和54年上半期における総出火件数は3万9,175件で前年同期に比べ2,035件(4.9%)の減少となっている。

昭和53年中の出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で6.2であり、前年と比べ0.5増加している。

#### イ 死者数と死因

昭和53年中の火災による死者は1,854人で、前年(1,909人)に比べ55人の減少となった。また、人口10万人当たりの死者数も1.61人と前年(1.67人)より減少している。

火災種別ごとの死者数は、建物火災によるものが最も多く、全体の75.7%の、1,404人となっている。このうち、62.7%に当たる881人が専用住宅での火災、12.3%の172人が共同住宅での火災によるなど、例年と同様、居住用建築物の火災によるものが多い。

放火自殺者は、531人で全体の28.6%を占めており、ここ数年増加の傾向を示していたが、昭和53年は前年より減少した。また年齢的には、最も多かった20歳～30歳までの青年層の放火自殺者が減少したが、40歳～50歳までの働き盛りの年代の放火自殺者が増加している。

また、火災により犠牲となるものは、自力で避難のできない乳幼児や、身体の不自由な高齢者が多く、昭和53年中においても、放火自殺者を除く死者では、71歳～80歳が最も多く(240人)、これを含め61歳以上の高齢者が578人(43.7%)、また、0歳～5歳の乳幼児が159人で、この両年齢層により死者総数の55.7%を占めている。

#### ウ 損害額と焼損面積

昭和53年中における火災による損害額は1,305億円(前年1,294億円)であり、ほぼ横ばいに推移した。1日当たりの損害額は3億5,800万円(前年3億5,500万円)、火災1件当たりの損害額は185万円(前年202万円)、国民1人当たりの損害額は1,142円(前年1,143円)となっている。

建物焼損面積は220万9,124㎡となり、前年に比べ8万4,856㎡(4.0%)増加し、建物火災1件当たりの焼損面積も前年より1.3㎡増加し55.3㎡となっている。

なお、昭和54年上半期の火災による損害額は745億7,704万円で前年同期に比べ18億9,909万円(2.6%)増加しているが、建物焼損面積は119万6,649㎡で前年同期に比べ3万8,454㎡(3.1%)減少している。

#### エ 出火原因

昭和53年中の火災の出火原因としては、失火によるものが圧倒的に多く5万3,546件で全火災の76.0%を占めている。中でもたばこによるものが9,920件(全火災の14.1%)と最も多く、次いでたき火の9,877件(全火災の14.0%)、火あそびの6,335件(全火災の9.0%)で例年どおりの順位となっているが、特にたき火によるものが前年の6,850件に比べ3,027件(44.2%)も増加している。

また、放火(放火の疑いを含む。)によるものは5,369件(全火災の7.6%)で前年(5,417件、8.5%)に比べやや減少している。

### (2) 地震災害

昭和53年中は、1月14日の伊豆大島近海の地震(マグニチュード7.0)、2月20日の宮城県沖を震源地とする地震(マグニチュード6.7)、6月4日の島

根県中部を震源地とする地震（マグニチュード6.1）及び6月12日の宮城県沖地震（マグニチュード7.4）の各地震が相次いだ。特に1月14日の伊豆大島近海の地震と6月12日の宮城県沖地震は、それぞれ死者20数人を含む大きな被害をもたらした。被害額は、前者にあっては297億円、後者にあっては2,762億円にのぼっている。

伊豆大島近海の地震は、被害の態様としては、いわば農山漁村地域型の地震災害であり、死者25人はすべて土砂崩れ、落石又は土石流によるものである。これに対し、宮城県沖地震は、主に仙台市という大都市を襲った都市型地震災害であり、電気、ガス、水道等日常生活に密接な関係をもつ施設を分断し、一時的に都市機能の麻ひを招いたが、一方丘陵地を開発して造成された住宅団地に土砂崩れ等地盤破壊による大きな被害を与えた。また、死者28人のうち17人はブロック塀、石塀又は門柱の下敷きによるものである。この地震では、1万1,000人を超える負傷者が発生したが、特に多くの負傷者がでた仙台市では、119番回線が満杯となり、また、辛うじて通話できても交通マヒのため救急活動に支障をきたした。

この二つの地震では、幸い火災による大きな二次災害の発生はなく、地震時における出火防止の重要性に対する住民意識の高さを証明することとなった。また、町内会や隣近所同志の日ごろの助け合いが住民の冷静な行動につながり、生活必需品の買い占め等パニック状態の発生を食い止め、災害時における地域連帯の必要性を示唆した。

### （3）風 水 害 等

昭和53年中の風水害等（地震を除く豪雨、洪水、豪雪等を伴う異常な自然現象をいう。）による死者・行方不明者は100人で前年（174人）に比べ74人減少し、負傷者も860人と前年（1,149人）に比べ289人減少した。また物的被害は住家の全壊192むね、同半壊680むねで、前年（全壊1,707むね、半壊2,114むね）に比べ全壊は1,515むね、半壊は1,434むねとそれぞれ大幅に減少した。被害額については5,287億円と、前年（4,697億円）に比べ590億円増加している。前年に比べ死者等が非常に少なかったのは、日本に影響を与え

た台風は18号を除けば弱いものが多く、また、梅雨期における前線活動も短期間であったためである。

なお、昭和54年に入ってから、6月中旬から8月上旬にかけて日本列島に停滞した梅雨前線により、九州及び中国地方を中心に37人の死者・行方不明者が出たほか、10月19日から20日にかけて本州及び北海道を走りぬけた台風20号によって、全国各地で死者・行方不明者114人などの大きな被害を生じ、これに対し14都県、770市町村で災害対策本部が設置され、懸命の災害応急活動が展開された。

活動火山による災害では、北海道有珠山において、昭和53年10月24日に火山灰等による泥流が地元温泉街を襲い、3人の死者・行方不明者を出したほか、鹿児島県桜島では火山噴火による異常降灰が断続的に続いている。

### （4）石油コンビナート災害及びその他の災害

昭和53年中の石油コンビナート災害の発生件数は147件でほぼ前年と同じであるが、その発生形態としては、火災の66件と危険物の漏出の63件で、全体の88%を占め、次いで爆発が7%の10件となっている。

主な事故としては、昭和53年6月東北石油（株）仙台製油所において、宮城県沖地震のため屋外貯蔵タンク3基が底部破壊し、約6万8,000klの油が漏出し、うち数千klが海上に流出した事故、同年6月にゼネラル石油精製（株）堺製油所において、BTX製造装置の加熱炉内のチューブが亀裂、熱油が漏出し火災を起こす事故があった。

次に、海上災害のうち消防機関が出動した主なものとしては、上記の東北石油（株）仙台製油所の油海上流出事故のほか、同年11月昭和四日市石油（株）四日市製油所において、アウターシーバースに係留中のタンカーのバラストシーチェストから原油約105klが流出し、ノリ養殖等に被害を与えた事故があった。

また、航空機災害としては、民間航空事故は前年と同じ39件が発生し、死者17人を出した。

### 3 当面の諸問題

#### (1) 消防体制の整備

##### ア 消防力の充実強化

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、出動の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。また、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う火災の多様化、複雑化に対応して、消防力の充実強化を図るとともに、常時専門的な予防査察を行うことが必要となっており、救急業務についても、高速道路網の拡大等により、全国的にその需要が高まってきている。このような観点からすれば、市町村の消防体制は常備体制であることが一般的に望ましい。

消防常備化の状況については、昭和54年4月現在で、常備化指定市町村数は2,744をかぞえ、常備化率は市町村数において84.3%、面積において87.3%、人口において96.6%に達しているが、その大部分はここ10年の間に常備消防を発足させたものであるだけに、まだその体制が十分でない地域が多く、なかでも新規常備化の大多数を占める消防組合は、財政面、人事面あるいは消防団との関係等の各面において運営上の問題をかかえているところも少なくない。

これらの地域の消防の直面している問題を解消し、その健全な発展を期すためには、まず、関係者の一層の努力が期待されるところであるが、国や都道府県においても、更にきめ細かい検討を加え、適切な指導助言を行う必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」をひとつの指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、近年における消防施設の整備の方向は、一般の消防自動

車等のほか、高層建築物、危険物施設の増加に伴うはしご付消防自動車や化学消防自動車、更には、複合用途ビル、地下街等における火災に対処するための特殊工作車、救助工作車等へとその範囲が広がってきており、装備面についても空気呼吸器をはじめ各種装備の充実が進められている。また、水利については、大規模地震に対する住民の関心の高まりもあって、防火水そうや大型貯水そうの設置の要請が強くなってきている。

このように、消防施設の整備については、科学化、高度化が進められているが、今後とも、普通消防ポンプ自動車や消防水利等の基本的な消防施設の充実を図るとともに、火災等の災害の複雑化、多様化に対応した技術開発を推進し、消防資機材の科学化、高度化に努める必要がある。

また、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員面についてみると、消防職員は、常備化の進展もあって、昭和43年に5万6,681人であったものが昭和53年には11万4,249人と10年の間に2倍以上に増えており、常備消防は、人員面においても次第に充実されてきている。今後は、地域の実情に即した一層の増強を図るとともに、災害の複雑化、多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上に努めなければならない。

一方、消防団員については、ここ数年減少率は鈍ってきてはいるものの、なお減少傾向にあり、昭和53年には前年より約7,000人減って、約108万7,000人となっている。

消防団員数の減少の原因としては、消防の常備化の進展、消防団装備の機械化、近代化に伴う定数の節減、都市部への人口流出に伴う郡部人口の減少等があげられるが、これに加えて住民の生活意識の変化に伴う奉仕精神の希薄化もその一因をなしていると考えられる。

常備化が相当に進んだ今日においても、消防団の果たす役割は依然として大きいものがあり、今後とも装備の機械化、近代化並びに団員の資質の向上に努める等その充実強化に取り組んでいかなければならないが、特に、住民が消防団活動に積極的に参加できるように、その意義及び重要性に対する認識を深め、更に、団員に対しては、出動手当等処遇の改善を行うとともに、郷土愛、奉仕の精神に立脚する消防団活動にふさわしい表彰制度の充実を図

る必要がある。

## イ 消防職団員の教育訓練と処遇

### (ア) 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、災害の複雑化、多様化に対応してますます広範にわたり、量的にも質的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防職団員に対する日ごろの教育訓練が必要不可欠である。

教育訓練の中で、もっとも基本となる初任教育についてその受講状況をみると、昭和53年度においても、なお、新規採用者の約16%（前年度は21%）は初任教育を受けないまま消防の第一線に勤務しており、また、国の基準に定められた6か月の初任教育を受けていない者は、初任教育を受けた者の約46%（前年度は48%）を占めているなど、現在もまだ十分でない。この要因としては、消防組合等による常備化の急速な進展に伴って新規採用職員数が急増したのに対し、各消防学校の陣容の充実はこれに応じきれなかったこと等が考えられる。

このような現状からみて、基礎的教育訓練である初任教育の充実については、今後とも力を注いでいかなければならないが、これと並行して予防、救急、救助、機関運用、整備等時代の進展に対応した専科教育と、消防幹部として必要な管理能力の醸成を目的とした幹部教育等についても、その質的及び量的な充実強化を図って行く必要がある。

このためには、消防学校の施設及び教材等の充実を図るとともに、専門的な知識及び技能を有する教官の確保に努めなければならないが、更に進んで、今後の消防職員の採用状況、将来における消防職員の職務の専門化の見通し等を考慮して、専門教育及び幹部教育の充実等を中心に、教育訓練のあり方について検討を加える時期にきているといえよう。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行う消防大学校については、危険物保安科、救急科、教員科の新增設を行うなど、逐年教育内容の拡充強化を図ってきたが、今後とも消防大学校に対する教育需要は質、量ともに一層高まる傾向にある。これに対処するためには、教育訓練施設及び教材の整備拡充を図るとともに、専門的な知識及び高度な技能を有する教

官の確保並びにその資質の向上に努め、更に、カリキュラム編成、教育訓練用教材及び技法等に関する調査研究を推進する必要がある。

### (イ) 消防職団員の処遇改善

一身の危険を顧みず献身的な活動を行っている消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分配慮したものでなければならず、このためには勤務条件及び処遇の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を図らなければならない。

消防職員については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、給与、福利厚生面の充実、職場環境の整備等の諸施策について、引き続き検討を進め、その充実に努める必要がある。また、週休二日制については、昭和54年8月に人事院勧告がなされたが、国家公務員について週休二日制が実施され、地方公務員についても各地域の実情に応じ週休二日制が実施されることとなるときは、消防職員についても、当該市町村の一般職員に準じて週休二日制を実施すべく今後検討を進めなければならない。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞給、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの施策を講じてきているが、昭和54年度においては、特に、退職消防団員に対する退職報償金について、その支給要件となる勤務年数を従来の最低10年以上から最低5年以上に引き下げ、支給対象者の大幅な拡大を図った。消防団員は、犠牲的奉仕精神に基づいて災害から郷土を守るため活動していることにかんがみ、今後とも、この労苦にできる限り報いるよう処遇の改善を図っていかなければならない。

### ウ 消防財源の強化

昭和52年度における市町村の消防費決算額は5,769億円（前年度比768億円、15.4%増）で、その普通会計歳出総額に占める割合は、前年度と同様3.5%である。この消防費決算額を経費の性質別にみると、人件費4,182億円（72.5%）、普通建設事業費817億円（14.2%）、物件費494億円（8.6%）、その他276億円（4.7%）となっている。

また、消防費の財源構成は、一般財源が5,179億円で89.8%を占め、国庫補助金、地方債等の特定財源が590億円で10.2%を占めている。

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、従来から鋭意その増強に努めているところである。まず、その大宗をなす一般財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定に当たり、時代の要請に即応して逐年増額措置を講じており、特定財源についても、国庫補助金及び地方債資金の拡充をはじめ、消防費に充当し得る財源として交通安全対策特別交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策交付金等の増額が図られてきている。

これらの措置により、近年消防力の整備は逐次推進されているものの、現状は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」にてらしてみると、いまだ十分とは言えない状況にある。

今後、ますます大規模化し、複雑化し、あるいは多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、経費の重点的配分に配慮しつつ、なお一層消防力の整備を促進することが必要であり、消防財源の充実強化が要請されているとともに、市町村においても、より積極的に消防に対し財源を充当することが望まれる。

## (2) 震災対策の推進

### ア 強化地域の指定と基本計画等の策定

大規模な地震を事前に予知し、被害の軽減を図ることを目的として、東海地域を対象に昭和52年4月、地震予知推進本部の決定に基づき地震予知連絡会に東海地域判定会が設置されたが、予知に対応する事前の防災対策をあらかじめ確立するための立法措置として、昭和53年6月「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年12月14日から施行された。

次いで、同法第3条の規定に基づく地震防災対策強化地域として、昭和54年8月7日静岡県全域並びに神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県及び愛知県の一部の地域にわたる170市町村が指定され、当該地域に係る地震防災基本計画が同年9月3日に作成された。

地震防災対策強化地域内の地方公共団体等は、地震防災基本計画を基本とする地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策に係る措置に関する事項、避難地、避難路、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、大規模な地震に係る防災訓練に関する事項並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めなければならない。また、地震防災対策強化地域内の一定の事業所等においても地震防災応急計画又は地震防災規程を昭和55年2月上旬までに作成して震災対策を推進しなければならない。

また、地震防災対策強化地域以外の観測強化地域及び特定観測地域はもちろんのこと、その他の地域においても、中央防災会議が昭和46年5月に定めた大都市震災対策推進要綱に基づき震災対策を推進する必要がある。特に、地震防災対策強化地域の周辺地域については、市町村の地域防災計画において警戒宣言が出された場合の対応として地域住民への広報、教育、訓練等の強化について定め、震災対策を推進する必要がある。

### イ 震災対策のための消防施設の強化

地震による災害を防除するためには、国、地方公共団体、事業所、自主防災組織等が一体となって総合的な防災体制を確立しなければならないが、消防庁においては、従来から消防施設の整備強化及び住民の防災意識の高揚を重点的に推進しているところである。

すなわち、消防施設の整備強化については、昭和47年度以降耐震性貯水そう等の施設に対し補助を行ってきたが、昭和54年度においては、観測強化地域及び三大都市圏に加えて新たに特定観測地域内の人口5万人以上の市、政令指定都市等も補助対象地域とし、特に、地震防災対策強化地域については、昭和54年度から耐震性貯水そう、可搬式小型動力ポンプ、消防ポンプ自動車等に対する2分の1の補助制度を創設した。また、昭和53年度から消防防災無線通信施設の補助対象団体に市町村を加え、更に、昭和54年度からコミュニティ防災センターの整備についても補助制度が設けられたが、いずれも震災対策のための施設として活用されることが期待されている。

地震に関する防災意識の高揚については、テレビ、ラジオの全国ネットワ

ークによる啓発番組等の放送を行い、防災知識の啓発に努めてきたが、引き続き啓発活動を積極的に推進する必要がある。

### (3) 予防行政の充実

#### ア 防火意識の高揚

火災予防は、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが防火について関心を持ち、火災が発生した場合においても的確な初期消火、消防機関への通報、避難等が行えるよう、平素から十分な心構えを持つことが大切である。

このような観点から、消防庁としては毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民の防火思想の普及啓発に努めているが、火災予防運動期間中だけではなく、日ごろからあらゆる機会、場所をとらえて、国民の防火意識の高揚を図ることが肝要である。

また、消防機関の対応とともに婦人防火クラブ(昭和53年4月現在、8,362団体、約110万人)や少年消防クラブ(同、3,718団体、約44万人)等の民間の防火組織による防火意識の高揚が重要であり、今後これらの組織の拡大、活動内容の充実を図っていく必要がある。

特に、近年、高齢者の焼死者数が増加していることにかんがみ、老人、乳幼児及び身体障害者等が在宅する世帯に対する防火意識の普及、防火対策の強化が要請されている。

#### イ 防火対象物の防火体制の推進

不特定多数の者を収容する防火対象物にあっては、いったん火災が発生すると多数の人命をそこなうおそれが大きく、消防法においてはこれらの防火対象物に人的、物的の両面から規制を加えているが、今後更にこの実効性を確保するため強力な指導を行う必要がある。

#### (ア) 防火管理者制度の徹底

学校、病院、工場、百貨店等一定の防火対象物については、防火管理者を選任させ、用途、形態に即した消防計画の作成と、これに基づく消火、通報、避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、収容人員の管理等防火上必要な業務を行うことを義務付けている。

しかし、防火管理者の選任率はいまだ70%程度にとどまっている現状にあるので、今後は更に指導を強化し、防火管理者を中心とする防火管理体制を一層充実させなければならない。

#### (イ) 消防用設備等の設置促進及び維持の適正化

消防法では、一定規模以上の防火対象物の関係者に対して、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物にあっては、既存のものであっても現行の技術上の基準に従って設置し維持することを義務付けている。しかし、防火対象物の中にはいまだ消防用設備等の整備が行われていないものがあり、人命安全の確保を図るためにも措置命令等必要な措置を講じることにより、一日も早く整備を進めなければならない。

また、設置された消防用設備等が常に機能を発揮するためには、適正な維持管理を行うことが前提であるが、このため、防火対象物の関係者に対して点検整備の重要性を認識させるとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図ることが必要である。

#### (ウ) 建築物の防災システムの総合化

火災による被害を最小限度にとどめるための消防用設備等は、それぞれ単体において十分機能するだけでなく、建築物全体として防災効果及び投資効果を高めるものでなければならない。このためには、大規模な防火対象物での多様化する火災現象に対応できるよう、ハード面及びソフト面を含めた防災設備のシステム化を研究開発することが今後の課題である。

#### (エ) 消防用設備等の規格の国際化への対応

昭和54年4月、仮調印された東京ラウンドのスタンダードコード(貿易に対する技術的障害に関する協定)において、国際規格への発展、外国の認証制度の尊重等が定められ、生産の効率化及び国際貿易の円滑化に資することとされた。このような背景の中で消防用設備等についても、ISO(国際標準化機構)において、その機能、構造等の基準に関する国際規格を作成すべく検討がなされている。我が国も積極的にこのような検討委員会に参画し、外国の実情を調査するとともに、日本の意見を反映させる等必要な措置

を講ずることにより、消防用設備等の規格の国際化へ対応する必要がある。

#### (4) 危険物規制の徹底

##### ア 新技術基準の整備等

産業経済の発展と国民生活の向上に伴い、危険物施設も増加し大規模化する傾向にあるが、危険物による災害を未然に防止するためには、十分な安全対策が講じられなければならない。

危険物に関する防災上の規制については、昭和34年に全国的統一規制が実施されて以来、危険物施設の事故事例を教訓とし、また危険物の取扱いの態様の変化に即応して逐次整備を図ってきた。

近年、石油の安定供給を図るため石油備蓄の推進の必要性が叫ばれているが、その方法としては、従来の地上タンク方式に加えて、地下備蓄方式や海上備蓄方式等の新しいタイプのものが研究・開発されつつあり、危険物施設はますます多様化・大規模化しつつある。危険物規制行政は、技術革新に対応して常に新しい方向へ展開していくべきものであり、新しい備蓄方式についても、その安全確保のため、新たな技術基準の整備等の対策を進めなければならない。

また、危険物施設の安全確保のためには、このような制度の整備に加えて、危険物施設の多様化に対応するための専門職員の育成充実等消防機関の体制の整備、危険物施設に対する日常の指導・査察の強化を図る必要があるが、企業サイドにおいても、自主保安体制の確立、保安教育の徹底等その社会的責任に立脚した防災体制の強化が望まれる。

##### イ 危険物施設の地震対策

危険物施設に関しては、地震による影響を十分に考慮する必要があるため、危険物施設の位置、構造等の技術基準において、一定以上の耐震性を有しなければならないものとしている。

危険物施設が地震により被害を受けた事例としては、昭和39年の新潟地震の際の石油タンク火災等があり、昭和53年6月12日の宮城県沖地震に際しては、東北石油(株)仙台製油所の屋外貯蔵タンクが破損し、貯蔵されていた重油

等の流出事故が発生した。

また、大規模地震対策特別措置法に基づき、昭和54年8月に地震防災対策強化地域が指定されたが、これを契機に、耐震性の強化論議が高まってきている。

地震時における危険物施設の安全を確保し、また、万一危険物施設が地震によって被害を受けた場合にその被害を可能な限り少なくするため、石油タンクについての耐震性の再確認及びタンク本体・基礎・附属設備の点検を実施させ、補修その他の安全対策の促進を指導するとともに、緊急時に適切に対処できるよう、大規模地震が予知された場合の防災応急対策を盛り込んだ予防規程の整備等十分な防災体制づくりを指導していく方針である。

##### ウ 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空機燃料輸送用のパイプラインに関しては、昭和53年10月31日付けで、事業者である新東京国際空港公団から申請されていた工事計画を認可し、工事が開始されている。

パイプラインの建設に当たっては、法令で定められている技術上の基準に適合しなければならないものであることから、随時に検査を実施する等により、十分な指導・監督に当たるとともに、工事が完成して使用が開始された後においても、その安全性の確保に万全を期することとしている。

#### (5) 防災対策の推進

##### ア 防災体制の整備

国、地方を通じる総合的な防災体制を確立するため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画を作成する等体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、当該地域の地域防災計画を作成し、その実施を推進する機関であり、例えば都道府県防災会議にあっては、災害時に当該都道府県と国の関係地方機関、関係市町村、国鉄、電電公社、電力・ガス会社、日赤等の公共機関との間の連絡調整を図る等、防災行政を推進するうえで中枢としての役割を果たすものである。近年、災害態

様の多様化を背景に震災対策部会、救急医療部会、原子力災害部会、通信情報部会等の専門部会を設置して、各種の災害に対処しているが、今後とも地方防災会議による調整機能の強化が望まれる。

地域防災計画は、都道府県及び市町村の防災会議が作成する防災に関する総合計画であり、その内容は毎年検討が加えられ、逐次充実したものとなっている。最近では震災対策等災害の特異性を考慮した対策に関する追加、変更等所要の修正がなされており、また、市町村においては、災害危険箇所の明示、警戒体制、避難体制の整備等きめ細かい対策が盛り込まれるようになってきている。

震災対策については、宮城県沖地震等を契機として、地域防災計画の内容を抜本的に検討しているところが多く、昭和53年度中には7県が、昭和54年度に入っては4県が、震災対策計画を一般災害計画と区別して定めている。更に、大規模地震対策特別措置法の施行に伴い、関係地方公共団体の防災会議は地震防災強化計画を定めることとなるが、この計画も地域防災計画の中に位置付けられる。

原子力災害対策については、関係地方公共団体は、従来から万一の原子力災害時における住民の安全確保対策を地域防災計画の中に盛り込んでいるが、昭和54年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、昭和54年7月12日中央防災会議において国として当面とるべき措置が定められ、これと並行して、関係地方公共団体において地域防災計画の暫定修正又は地域防災計画に準じる暫定運用要綱の作成が行われている。現在、原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的、技術的事項について原子力安全委員会で検討されているので、その結果を踏まえ、地域防災計画の見直しを含め、防災対策のより一層の整備充実を推進しなければならない。

また、先般改正された活動火山対策特別措置法の施行に伴い、情報連絡の整備等について、昭和53年度中に5道県が火山活動対策計画を改定した。

更に、これら防災計画を実際の災害発生時に的確に実行するためには、日ごろから繰り返し防災訓練を実施して実戦的な能力を身につけておかなければならないが、昭和53年度中には46都道府県、319都市（特別区を含む。）で

地域住民も参加した総合防災訓練や通信訓練等が実施されている。

### イ 防災無線通信網の整備

災害情報の収集伝達体制を確立するため、消防庁としては、国と都道府県間、都道府県と市町村間及び市町村の区域内のそれぞれの無線通信網の整備を進めてきた。

国と都道府県を結ぶ無線施設は、全国的な防災ホットラインの幹線として現在消防庁と46道府県との間で運用中である。昭和54年度においては高速フックシミリ装置を併設し、文書による情報伝達を行えるよう整備してきたが、災害情報の一斉伝達を図るために全都道府県との間の回線を直通化する等今後も所要の整備を図る必要がある。

都道府県と市町村を結ぶ無線施設については、昭和48年度から国庫補助度を設け、整備の促進を図っているが、近年急速にその整備が進んでおり、昭和54年8月現在、25府県が完成、11都道県が整備中（一部運用中を含む。）となっており、他の府県においても施設整備のための調査を行っているところが多い。

市町村の区域内における無線施設としては、消防・救急用無線の整備はほぼ完了しているが、これに加えて近年地域住民に対する予警報、避難の指示等の情報伝達、被害状況の情報収集等のため市町村と集落との間を結ぶ無線施設整備の必要性がたかまっている。消防庁としても、昭和53年度から国庫補助制度を設け、昭和53年度には37市町村、昭和54年度には32市町村に対して補助を行ってきたが、防災対策を強化すべき特定の地域の市町村において市町村と集落との間を結ぶ無線施設の整備を進めていくことは今後の大きな課題である。

特に最近震災対策において、地震予知情報等を正確かつ迅速に伝達することを始めとして、災害情報の連絡体制を確立することが急務となっており、上述したようなそれぞれの無線施設の体系的整備を積極的に進めていかなければならない。また、いかなる災害時においても、これらの無線施設を最大限に活用して的確な情報連絡が行えるよう、いわゆるソフト面の整備についても一層努力する必要がある。

## ウ 風水害対策等の推進

地形的にも気象的にも水害が発生しやすい自然環境下にある我が国は、梅雨前線豪雨や台風等により例年大きな被害を受けており、昭和53年中の風水害等（地震を除く。）による被害総額は、GNP（国民総生産額）の0.3%に当たる5,287億円に達している。

このような被害を軽減するためには、災害危険箇所を的確には握してこれに対するきめ細かい防災対策を地域防災計画に明示するとともに、水防資機材をはじめ防災資機材の整備及び常時点検を行う必要がある。なお、昭和53年度から同計画に掲げられている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対し地方債措置が講じられている。

また、風水害による被害を最小限に食い止めるためには、住民による災害の備えが基本となるので、住民への防災知識の普及、防災関係機関がとっている防災対策の周知徹底に努めなければならない。

活動火山対策については、「活動火山対策特別措置法」に基づいて避難施設緊急整備地域に指定された阿蘇山及び桜島の周辺地域に対して、退避壕、退避舎等の退避施設の整備に要する費用の一部を補助しているが、今後更に警戒避難体制の整備等に努める必要がある。

なお、昭和54年6月には、有珠山周辺地域が新たに避難施設緊急整備地域に指定され、泥流対策が講じられることとなった。

## エ 特殊災害対策の推進

原子力発電所等に係る防災対策については、昭和54年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、昭和54年7月12日中央防災会議において国として当面とるべき措置を決定し、更に、現在、原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的、技術的事項について原子力安全委員会で検討されているので、その結果を踏まえ、地域防災計画の見直しを含め、防災対策のより一層の整備充実を図らなければならない。

次に、林野火災対策の推進は、国民生活の安全確保のみならず、森林の有する公益的機能の確保という見地からも重要な課題であるが、林野火災は、長期的には多発傾向にあり、昭和53年においても、7,208件の発生をみてい

る。

消防庁としては、従来から、林野庁及び防衛庁と協力して林野火災対策の充実強化を図ってきたところであるが、今後とも林野火災特別地域対策事業の推進や大規模な林野火災に対応するための広域消防体制の整備充実、空中消火方法の普及等による消防戦術及び装備の近代化を図るとともに、入山者及び林野周辺住民に対する防火意識の醸成のための消防広報等により出火防止対策を推進していかなければならない。

また、航空機事故対策について、消防庁としては、関係機関と協力して空港の消防力の強化を推進してきたが、特に第3種空港の消防力の整備は、一部の空港を除きなお十分といえない現状であるので、空港自体の消防力の整備を早期に推進しなければならない。

長大トンネル火災については、昭和54年に入って、上越新幹線大清水トンネル火災（3月20日）と東名高速道路日本坂トンネル火災（7月11日）という二つの大惨事があったが、前者は16名、後者は7名の死者を出し、火災防止、消火、通報、避難等について多くの教訓を残した。

今後は、再びかかる事故が発生しないよう、これらの教訓を基にトンネル内における防災安全対策の充実を図るとともに、道路トンネルに関しては昭和42年4月交通対策本部で決定された「トンネル等における自動車事故防止に関する具体的対策について」の見直しを行う必要がある。

## （6）石油コンビナート災害対策の強化

### ア 防災体制の整備充実

石油コンビナート等特別防災区域は、現在、33都道府県にわたり77地区が指定されており、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部が置かれているほか、特定事業所については自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。

また、防災資機材等については、大型化学消防車183台、大型高所放水車140台、あわ原液搬送車151台、オイルフェンス51万2,534m、油回収船31隻が配備され、特定防災施設等については、流出油等防止堤が176事業所、消

火用屋外給水施設が621事業所において設置されている。

今後、更に市町村等の公設消防力の強化を図るとともに、特定事業所における防災資機材等や特定防災施設等の一層の整備充実を図り、あわせて、事業所職員の防災意識の高揚や計画的な防災訓練の実施を推進する必要がある。

#### イ 石油コンビナートの震災対策の推進

石油コンビナートの震災対策としては、昭和53年6月の宮城県沖地震の教訓にかんがみ、石油タンクの耐震性の再確認やタンク本体・基礎・附属設備の点検等の安全対策を進めるとともに、流出油等防止堤の管理の徹底及び機能の確保について指導している。今後は、特に、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定された特別防災区域において、石油コンビナート等防災本部の地震防災強化計画及び特定事業所の地震防災規程を定め、地震災害に関する警戒宣言の発令時における応急対策を確立する必要がある。

#### ウ 石油コンビナート防災診断等の研究の推進

石油コンビナート等の総合的な防災診断手法等の研究開発を促進するため、消防庁においては、石油コンビナート防災診断委員会、危険物技術基準委員会等を設けて、防災診断基準の設定等の検討を行うとともに、消防研究所において、石油コンビナート災害に対処するための消防防災技術の研究開発を進めているが、都道府県石油コンビナート等防災本部、市町村消防本部、石油コンビナート等特別防災区域協議会等においても、現地の石油コンビナート等の実態に即した調査研究を行う必要がある。

### (7) 救急救助体制の拡充

#### ア 救急業務

##### (ア) 救急業務実施体制等

救急業務を実施している市町村は、昭和54年4月現在、全市町村の85.3%に当たる2,776団体に及び、全国民の96.9%をカバーするに至っており、救急隊は3,075隊、その隊員は3万4,007人と毎年増加してきている。

また、昭和53年中の救急出場件数は178万3,458件で、その搬送人員は169万6,719人となっており、伸び率自体はここ数年やや鈍化の傾向にあるものの、前年に比べ救急出場件数では7万2,736件、搬送人員では7万5,296人増加している。このことは、全国で一日平均4,886件、約18秒に一回の割合で救急隊が出場したことになる。

救急自動車の保有台数は、昭和54年4月現在3,653台で、前年より178台増加している。

昭和53年7月1日「救急隊員の行う応急処置等の基準」が告示され、救急隊員の行う応急処置の内容が明確化されたが、この応急処置を適切に行うには、救急隊員に一定の資質能力が要求される。このため、昭和53年11月消防法施行令の一部改正により、救急隊員の資格に係る基準を法定化し、現在の救急隊員についても、昭和57年3月までに、この基準を満たすよう法的措置を講じたところである。消防庁としては、その際の教育訓練内容の指針とすべく、救急業務研究会の昭和54年3月の報告「救急隊員の行う応急処置の具体的実施方法」をうけ、同年7月2日「救急隊員の行う応急処置」を示している。

##### (イ) 救急医療体制

救急患者を収容する救急告示医療機関は、昭和54年4月現在、4,893箇所、昭和47年以降、おおむね横ばいとなっている。救急告示医療機関は、その絶対数において、地域的配置において、またその診療科目において、必ずしも需要に対応したものとはなっていない現状にある。

このため、厚生省においては、従来から休日夜間急患センターに対する補助をはじめ、頭部外傷、心筋梗塞等の高度な救急医療を担当する救命救急センターの整備を図っているが、昭和52年度からは、新しく在宅当番医制の普及定着、第2次救急医療体制の整備としての病院群輪番制、共同利用型病院等に対する助成、広域救急医療情報システムの整備、運営に対する助成が図られている。

#### イ 救助業務

消防隊員の救助活動は、火災の際のみならず、交通事故、労働災害、風水

害、水難事故等の際においても、生命、身体の危険を排除するために行われているが、災害や事故の種類、内容の複雑多様化に伴って、高度かつ専門的な救助活動が必要となってきた。

昭和54年4月現在では、救助隊は1,221隊、その隊員は1万6,467人となっており、うち専任の隊員は5,654人となっている。また、昭和53年中における救助活動件数は、1万2,378件である。

これらの救助活動に関しては、その技術錬まのため、昭和53年9月消防救助操法の基準を定めたところであるが、今後、救助隊員の確保、救助装備の高度化等救助体制の拡充を図る必要がある。

## (8) 研究開発の推進

経済の着実な発展、工業技術の進歩とともに、消費されるエネルギー総量も増え続けている。エネルギー消費量と高い相関のある火災その他の災害も減少のきざしは見られない。これに対処するための防火消防対策も進歩した科学技術を利用して、質量ともに、更に充実する必要がある、特に予防の面では各種の対策が望まれている。

社会の近代化に伴い、災害の態様も変化してきている。石油タンク火災、ビル火災、トンネル火災等がその例であり、極めて大きな被害をもたらすおそれが多い。更に、市街化地域における災害も人命にかかわるものがあつたらず、年々増加しつつあり、貯蔵される危険物、可燃物等も多種にわたり、また分布密度も高くなっている。また、「いつきてもおかしくない」と言われている大地震の対策については、過去の事例のみでなく、新しい観点からの取り組み、その対策を樹立する必要がある。

このため、消防研究所においては、これらの情勢に対応した研究及び開発を当面の課題として重点的に取り組んでいる。すなわち、

- ① 大地震火災対策としては、交通、通信の途絶、同時多発火災を想定した消防戦術の研究
- ② 高密度市街化地域の火災対策として、人間の安全確保を重点とした災害心理をも含めた幅広い研究

③ 大量のエネルギーが貯蔵あるいは製造される石油コンビナート等の災害対策としては、火災・爆発のみでなく、石油タンクの腐食をも考慮した研究

④ 今後、エネルギー源として需要の増加が予想される原子力関係の災害対策としては、特にその輸送時の火災安全性に関する研究等である。

また、日常の消防業務の面においては、その効率化、省力化の必要が課題にのぼっており、各種の技術開発を試みているが、特に

⑤ 多雪酷寒地における消防技術の特異性とその問題点を解決するための研究を採りあげている。

情報科学の急速な進歩は、消防対策の面においても新分野開拓の期待を増しており、過去の災害の豊富な資料と、現実の社会形態とを結びつけることにより、よりの確な災害防止、被害予測が可能になってきている。消防研究所においては、オペレーションズ・リサーチを含めた数理的な統計分野の充実を図っている。財団法人「消防科学情報研究センター」は、これらの要請に沿うものとして、昭和54年4月から業務を開始した。

また、新しい燃料、特異な火災形態に対処するため、物理化学的な研究から消火剤、消火方法の試験研究に至るまで、各種の基礎的研究開発を更に進展させ、今後の新しい災害に対処する方針である。

更に、消防の研究開発の推進には、国内のみでなく、国外の関連機関との情報交換、共同討議も欠かすことができず、国際的交流が近年ひんぱんに行われるようになった。先進国、開発途上国を含めて、日本の消防の科学技術への関心は極めて高く、消防研究所においては、でき得る限りこれらの要望にこたえることとしている。

## (9) 自主防災体制の確立

各種災害に対処し、より安全な地域社会を作るためには、国、地方公共団体、企業、住民等が、それぞれ防災のための責務を十分果たすとともに、それらが一体となった総合的な防災体制を強化しなければならない。このためには、消防防災上の行政の取組みに加えて、地域社会の構成員たる住民等の立場において「自分達の地域は自分達で守る」という連帯意識に基づく地域

ぐるみの自主防災体制の整備を図る必要がある。

## ア 地域の自主防災組織の育成強化

震災その他の大規模な災害が発生した場合には、その被害の防止又は軽減を図るため、消防機関等による防災活動と相まって、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自ら初期消火、救出・救護、避難等の活動を行うことが必要となる。このような防災活動が効果的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織が設置され、日ごろから防災知識の普及活動や大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが重要である。地域の自主防災組織は、近年整備が進み、昭和54年4月現在、その組織数は、全市（特別区を含む。）で1万4,709、組織率（総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は19.6%となっており、自主防災会、市民消火隊、婦人消防隊、町内会防災部等様々な形で地域の実情に即した自主防災活動を行っている。これらの組織は、平常時には、防災訓練、消火器等の頒布又は共同購入、防災知識の普及等の活動を行っており、災害時には、出火防止、初期消火、負傷者等の救出・救護、情報の収集伝達、住民の避難誘導、給食・給水等の活動を行うこととしている。このため、可搬式動力ポンプ、携帯用無線通信機、救急医療セット、担架等の防災資機材を保有しているところが多い。

特に近年、各地で住みよい地域づくりをめざしてコミュニティ活動が活発に行われるようになってきている。これらのコミュニティ活動の中に自主防災を含めた生活の安全確立のための活動を取り入れている地区もかなりの数にのぼっており、また、都市に現存する自主防災組織の約9割が町内会等と何らかの関係を持って活動している。言うまでもなく、「自分達の地域は自分達で守ろう」という意識の醸成は、コミュニティ活動の基本である。したがって、コミュニティ活動の中で、他のコミュニティ活動との協調のもとに、自主防災組織を整備していくことは、今後の地域の安全防災を考える場合の重要な課題である。

このため消防庁では、「自主防災組織の手引」等を配布して、従来から自主防災組織の育成を指導してきたが、昭和54年度から各地で高まりつつある

コミュニティ活動の中で、幅広い住民の参加による自主防災活動が積極的に展開されるよう、その基盤づくりの一環としてコミュニティ防災センターの整備を積極的に推進することとしている。

## イ 施設の自衛消防組織

学校、病院等不特定多数の者が出入りする施設や、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所においては、火災が発生した場合には直ちに適切な対応をとることが特に肝要であるため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法により、自衛消防組織の設置が義務付けられている。

学校、病院等に係る自衛消防組織は、昭和54年3月現在で、例えば横浜市では1万593組織の約15万4千人、神戸市では5,026組織の約8万8千人となっている。東京消防庁では、更に、条例により、大規模な防火対象物について、一定の人員と装備を備え訓練を積んだ自衛消防隊の設置を義務付けており、昭和53年12月現在で1,106隊の約2万2千人が組織化されている。しかし、防火管理者の選任率や消防計画の作成率がまだ低いこともあって、これらの施設に係る自衛消防組織の整備は十分とはいえない状況にある。

また、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所にあつては、大型化学消防車、油回収船その他の防災資機材等を備えた自衛防災組織や自衛防災組織を補完する共同防災組織を、その他の一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては化学消防自動車等を備えた自衛消防組織を設置しなければならないものであり、前者は昭和54年7月現在で共同防災組織を含め1,036組織が、後者は昭和54年3月現在で149組織が設置されている。

これらの施設や事業所においては、法令の定めるところに従い自衛消防組織を設置し、所要の資機材を整備するとともに、平常時から、設備の点検・整備、要員の教育訓練を実施する等により、その体制を確立する必要があるが、公設消防機関も、それぞれの施設や事業所と密接な連絡をとってその実情をは握し、自衛消防組織の整備を指導していかなければならない。

なお、今後における施設の自衛消防組織の活動のあり方としては、当該施設も地域社会の一員であることにかんがみ、他の防火防災組織と連携をとり

つつ、地域全体としての防火防災活動に積極的に協力していくことが望まれる。

## 第 2 火災等の災害の実態

### 1 火 災

昭和53年中における火災の概況は第1表のとおりである。これによれば、出火件数、出火率、負傷者、損害額、建物焼損面積、林野焼損面積、焼損むね数、り災世帯数及びり災人員については前年に比較しそれぞれ増加しているが、反面死者については前年より減少している。

火災の概況を1日当たりでみると、第2表のとおりで、出火件数193件、死者5.1人となっている。また、昭和44年を100として火災の傾向をみると、第3図のとおりであり、いずれも横ばい又は増加の傾向を示している。

なお、火災の傾向で昭和51年における損害額の著しい伸びは、酒田市大火

第1表 昭和53年中の火災の概況

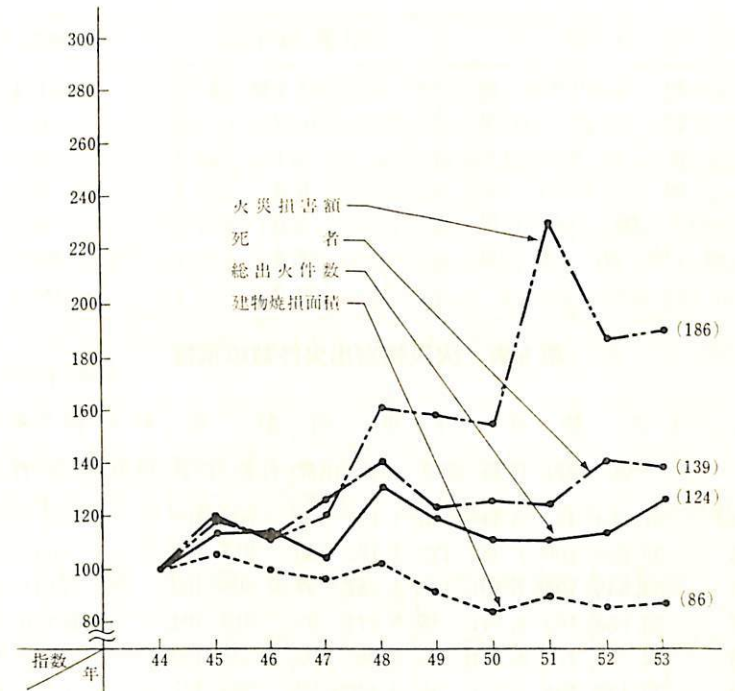
区 分	単 位	昭和53年 (A)	昭和52年 (B)	増 減 (A) — (B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
出 火 件 数	件	70,423	63,974	6,449	10.1
建 物		39,912	39,302	610	1.6
林 野		7,208	5,227	1,981	37.9
車 両		3,590	3,392	198	5.8
船 舶		254	215	39	18.1
航 空 機		5	2	3	150.0
そ の 他		19,454	15,836	3,618	22.8
焼 損 む ね 数	む ね	53,552	51,828	1,724	3.3
全 焼		15,317	14,387	930	6.5
半 焼		5,155	5,090	65	1.3
部 分 焼		33,080	32,351	729	2.3
建物焼損面積	m <sup>2</sup>	2,209,124	2,124,268	84,856	4.0
林野焼損面積	a	773,054	555,642	217,412	39.1
死 者	人	1,854	1,909	△ 55	△ 2.9
負 傷 者	人	8,718	8,506	212	2.5
り 災 世 帯 数	世 帯	39,789	39,693	96	0.2

区 分	単 位	昭和53年 (A)	昭和52年 (B)	増 (A) — 減 (B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
全	損	11,770	11,614	156	1.3
半	損	3,933	4,023	△ 90	△ 2.2
小	損	24,086	24,056	30	0.1
り 災 人	員	131,927	129,990	1,937	1.5
損 害	額	130,539	129,393	1,146	0.9
建 物		123,667	122,064	1,603	1.3
林 野		3,059	4,858	△ 1,799	△ 37.0
車 両		1,264	1,054	210	19.9
船 舶		495	437	58	13.3
航 空		868	—	868	0.0
そ の 他		1,186	980	206	21.0
出 火	率	6.2	5.7	0.5	8.8

第2表 1日当たりの火災の概況

区 分	単 位	昭和53年	昭和52年	
全火災1日当たり	出火件数	件	193	175
	損害額	百万円	358	355
	焼損むね数	むね	147	142
	建物焼損面積	m <sup>2</sup>	6,052	5,820
	林野焼損面積	a	2,118	1,522
	り災世帯数	世帯	109.0	108.7
	り災人員	人	361	356
	死 傷 者	人	5.1	5.2
全火災1件当たり	損害額	万円	185	202
	損害額	千円	3,098	3,106
建物火災1件当たり	建物焼損面積	m <sup>2</sup>	55.3	54.0
	焼損むね数	むね	1.3	1.3
	り災世帯数	世帯	1.0	1.0
	り災人員	人	3.3	3.3
	損害額	千円	424	929
林野火災1件当たり	林野焼損面積	a	107	106

第3図 火災の傾向 (昭和44年=100)



の影響によるものである。

### (1) 出火件数

#### ア 出火件数は戦後第2位

昭和53年中の出火件数は7万423件で前年に比較し6,449件(10.1%)増加し、人口1万人当たりの出火件数(以下「出火率」という。)では6.2であり、いずれも昭和48年に次いで戦後第2位となっている。

#### イ 建物火災は全火災の57%

火災は第4表のとおり6種類に分類しており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の56.7%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手及び河川敷の枯草、看板、広告等の火災)、林野火災、車両火災と続いている。前年に比較し、その他の火災、林野火災の構成比がそれぞれ増加し、建物火災の構成比が減少しているのが目立つ。

第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭和53年	昭和52年
建物火災	56.7%	61.4%
林野火災	10.2	8.2
車両火災	5.1	5.3
船舶火災	0.4	0.3
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	27.6	24.8
計	100.0	100.0

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和44年=100)

年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
44	37,653	100	5,348	100	4,176	100	300	100	7	100	9,313	100
45	39,845	106	7,033	132	4,182	100	317	106	6	86	12,522	134
46	39,549	105	7,101	133	4,057	97	306	102	5	71	13,001	140
47	38,868	103	4,541	85	3,774	90	313	104	8	114	10,787	116
48	42,551	113	8,311	155	3,986	95	301	100	7	100	17,916	192
49	39,143	104	8,351	156	3,420	82	303	101	4	57	16,491	177
50	38,455	102	5,517	103	3,078	74	248	83	4	57	14,910	160
51	38,796	103	5,549	104	3,099	74	233	78	5	71	14,622	157
52	39,302	104	5,227	98	3,392	81	215	72	2	29	15,836	170
53	39,912	106	7,208	135	3,590	86	254	85	5	71	19,454	209

次に、昭和44年以降の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおり、いずれも、横ばいないしは減少の傾向にあったが、昭和53年はいずれも増加となっている。

ウ 夏季（6月、7月、8月）の火災が増加

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり通常の年と異なり春季が最も多く32.4%を占め、次いで冬季、夏季、秋季の順となっている。火災は低温、低湿でしかも火気使用の多い冬季から春先にかけて多く、高温、高湿の夏季に少ないことが例年のパターンであるが、昭和53年中においては記録的な高温と少雨が続いた7、8月中の出火件数が大幅に増加し、夏季の火災の増加が目立っている（附属資料4参照）。

第6表 四季別出火状況

年 別	昭 和 53 年				昭 和 52 年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季（3月～5月）	22,833	32.4	38,946	29.8	19,603	30.6	41,828	32.3
夏季（6月～8月）	15,456	21.9	27,665	21.2	11,106	17.4	22,617	17.5
秋季（9月～11月）	12,152	17.3	25,567	19.6	11,840	18.5	24,595	19.0
冬季（1月,2月,12月）	19,982	28.4	38,362	29.4	21,425	33.5	40,354	31.2
合 計	70,423	100.0	130,539	100.0	63,974	100.0	129,393	100.0

(注) 損害額は百万円未満を四捨五入したため各季別の計と合計とは一致しない場合がある。

エ 出火率は6.2

出火率は全国平均で6.2となっている。昭和44年と昭和53年の出火率等の比較は第7表のとおりであり、昭和53年は昭和44年に比較し出火件数で24.0

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の増加率

区 分	昭 和 53 年	昭 和 44 年	増加率(%)
出 火 率	6.2	5.5	12.7
出 火 件 数(件)	70,423	56,797	24.0
うち建物火災	39,912	37,653	6.0
人 口 (人)	114,275,833	102,747,274	11.2
世 帯 数(世帯)	34,858,696	28,205,976	23.6

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

第8表 耐久消費財の普及率と出火原因別出火件数との推移

年 別	区 分	石油ストーブ	電気こたつ	ガス湯沸器	電気冷蔵庫
	普 及 率(%)	昭和44年	68.9	76.1	28.6
	昭和53年	92.2	92.9	75.6	99.1
	普及率の伸び率(%)	33.8	22.1	164.3	17.1
出 火 件 数(件)	昭和44年	1,514	621	398	72
	昭和53年	2,076	382	514	180
	出火件数の伸び率(%)	42.9	△38.5	29.1	150.0

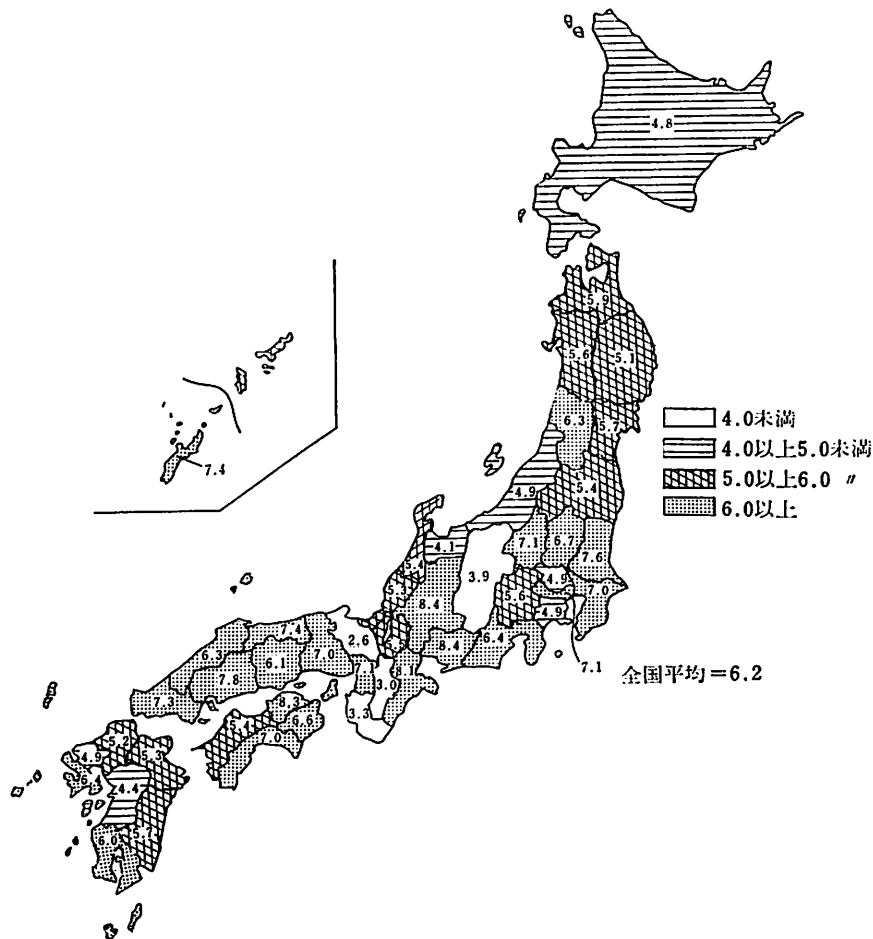
(注) 普及率は経済企画庁の資料による。

%, 出火率で12.7%上回っている。

出火件数がこのような増大してきたのは、各種の要因が重なった結果であるが、特に生活水準の向上に伴って電気・ガス器具等火災危険度の高い耐久消費財が広く普及し、使用が増大していることが一因であると考えられる。

ちなみに、主な耐久消費財の普及率（耐久消費財を所有している世帯数の全世帯に対する割合）とこれらの耐久消費財が原因となっている出火件数の推移をみると、第8表のとおり、電気こたつを除くと、これらの普及率の増加に伴って出火件数も増加している。

第9図 昭和53年都道府県別出火率



オ 出火率の高いのは岐阜県、愛知県、低いのは京都府

都道府県別の出火件数は、東京都の8,040件を最高に、大阪府、愛知県、兵庫県、神奈川県の前となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方少ない方では、前年に引き続き奈良県で335件を最低に、和歌山県、福井県、佐賀県、鳥取県の順となっている（附属資料3参照）。都道府県別の出火率は、第9図のとおり、全国平均6.2に対して、最高は岐阜県と愛知県で8.4、最低は京都府で2.6となっている。

カ 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると第10表のとおり、火災報知専用電話「119番」による通報が圧倒的に多いことがわかる。

初期消火器具の使用状況の推移は、第11表に示すとおりであり、昭和53年において、初期消火に簡易消火用具（水バケツ、水そう及び乾燥砂）が使用

第10表 昭和53年覚知方法別出火件数

区分	出火件数(件)	構成比(%)
覚知方法別		
火災報知機	113	0.2
火災報知専用電話「119番」	55,227	78.4
加入電話	4,170	5.9
警察電話	1,798	2.6
望楼発見	73	0.1
駆け付け通報	1,004	1.4
事後聞知	6,493	9.2
その他	1,545	2.2
計	70,423	100.0

第11表 初期消火器具使用状況の推移 (単位: 件, %)

区別	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合
43	21,325	39.7	12,489	23.3	784	1.5	19,056	35.5
48	22,499	30.8	17,462	23.9	2,379	3.2	30,732	42.1
53	14,561	20.7	14,541	20.6	1,232	1.8	40,089	56.9

されたのは総出火件数の20.7%であり、消火器が使用されたのは20.6%である。

### (2) 損 害 額

昭和53年中における火災による損害額は、1,305億3,900万円で前年に比較し11億4,600万円(0.9%)増加した(第1表参照)。

この損害額は、国民1人当たりでは1,142円(前年1,143円)、1日当たりでは3億5,800万円(前年3億5,500万円)、火災1件当たりでは185万円(前年202万円)となる。

火災による損害額の推移をみると第12表のとおり、損害額は最近ほぼ横ばいであり、また、1件当たりの損害額は昭和51年以降かなりの減少傾向にある。

なお、火災種別ごとの損害額をみると、建物火災によるものが圧倒的に多く94.7%を占めている(第1表参照)。

第12表 損害額の推移

(昭和44年=100)

年別 区分	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
損害額(百万円)	70,172	83,387	78,570	84,106	113,796	112,306	110,148	160,954	129,393	130,539
指数	100	119	112	120	162	160	157	229	184	186
1件当たり損害額(千円)	1,235	1,305	1,227	1,443	1,557	1,659	1,771	2,583	2,023	1,854
指数	100	107	99	117	126	134	143	209	164	150

### (3) 死 亡 者

昭和53年中の火災による死者は、放火自殺を除くと1,323人で、前年の1,350人に比べて27人の減少となっている。また、放火自殺(心中を含む)による死者も前年の559人より28人少ない531人であった。

また、火災による死傷者の推移は第13表のとおりである。

第13表 火災による死傷者の推移

(昭和44年=100)

年別 区分	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
死者(人)	1,334	1,595	1,483	1,672	1,870	1,646	1,674	1,648	1,909	1,854
うち放火自殺者(人)	126	145	220	201	284	323	374	446	559	531
指数	100	120	111	125	140	123	125	124	143	139
うち放火自殺者	100	115	175	160	225	256	297	354	444	421
負傷者(人)	9,302	9,725	9,208	9,692	9,789	9,070	8,232	9,365	8,506	8,718
指数	100	105	99	104	105	98	88	101	91	94

なお、昭和53年中の火災による死傷者のうち、消防職員及び消防団員の殉職者は4人(前年11人)、負傷者は2,096人(前年2,069人)である。

#### ア 建物火災による死者が大部分

火災種別ごとの死傷者数は、第14表のとおり建物火災によるものが最も多く、死者は1,404人で全死者数の75.7%、負傷者は7,590人で87.0%とそれぞれの大部分を占めている。

第14表 昭和53年火災種別死傷者数

火災種別	死 者		負 傷 者	
	人	%	人	%
建物火災	1,404	75.7	7,590	87.0
林野火災	45	2.4	366	4.2
車両火災	103	5.6	207	2.4
船舶火災	9	0.5	59	0.7
航空機火災	—	—	1	0.0
その他の火災	293	15.8	495	5.7
計	1,854	100.0	8,718	100.0

建物火災による死者1,404人について、その火災の焼損規模と死者数の関係をみると、全焼火災の場合が808人(57.5%)、部分焼393人(28.0%)、半焼198人(14.1%)、その他5人(0.4%)となっている。

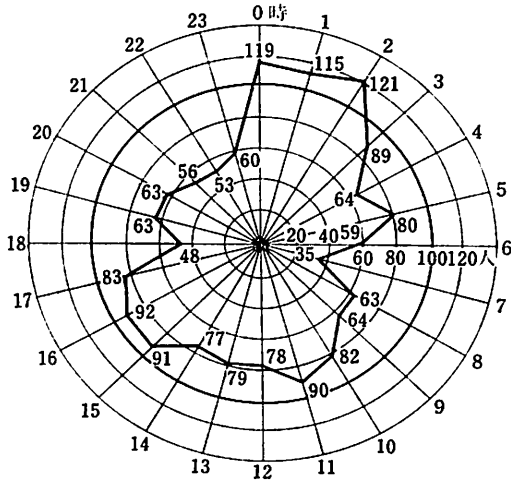
#### イ 焼死者は冬季と真夜中に多い

月別の死者発生状況は、例年、冬季から春先にかけて多く、夏季は少なく

第15表 昭和53年月別死傷者発生状況

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者(人)	236	230	223	189	106	92	89	88	79	115	163	244	1,854
割合(%)	12.7	12.4	12.0	10.2	5.7	5.0	4.8	4.7	4.3	6.2	8.8	13.2	100.0
負傷者(人)	852	965	1,026	865	670	605	594	655	496	457	662	871	8,718
割合(%)	9.8	11.1	11.8	9.9	7.7	6.9	6.8	7.5	5.7	5.2	7.6	10.0	100.0

第16図 昭和53年時間帯別死者発生状況



時間帯は、7時台の35人、次いで18時台の48人となっている。

ウ 焼死者の率が高いのは新潟県、低いのは和歌山県

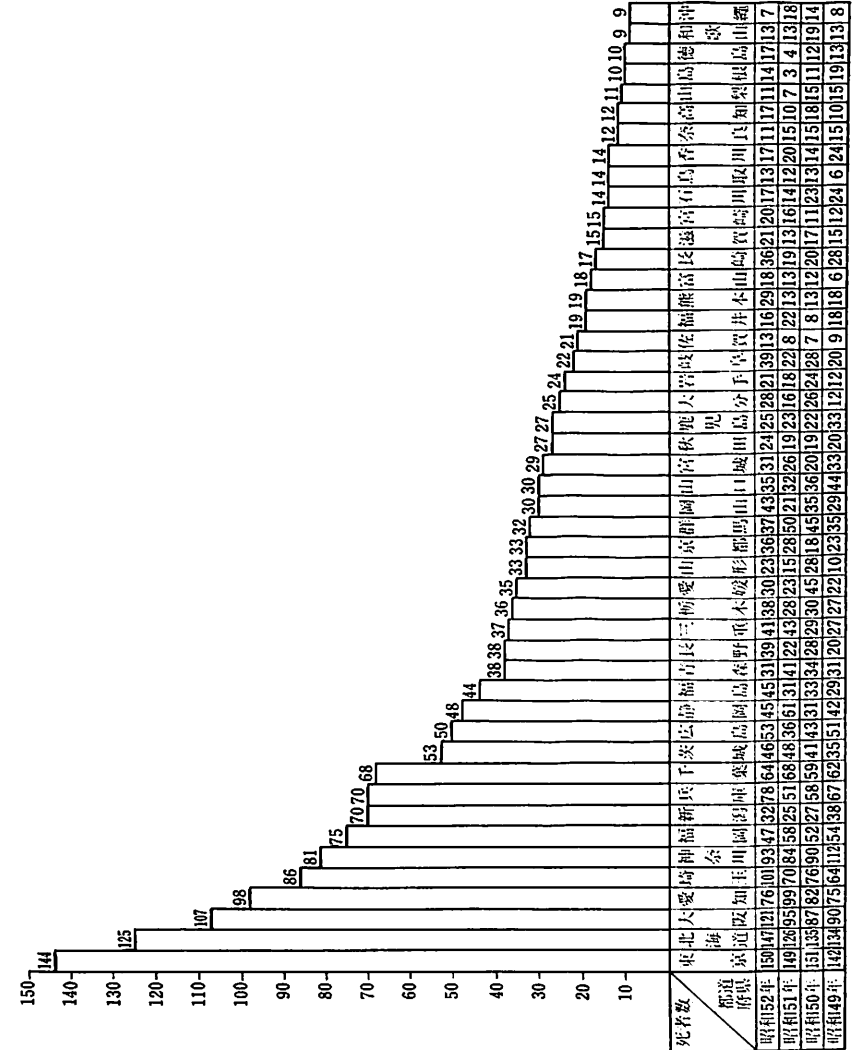
都道府県別の死者発生状況を見ると、第17図に示すとおり東京都が144人で最も多く全体の7.8%を占めている。一方、死者の少ない県は、和歌山県及び沖縄県の9人となっている。

これを、人口10万人当たりで比較すると、第18表に示すとおり全国平均は1.61人で人口10万人当たりの死者数の高い県は新潟県の2.89人、一方、低い県は和歌山県の0.83人となっている。

エ 焼死者は木造の専用住宅が多い

建物用途別の死者発生状況は、第19表のとおり専用住宅での死者が最も多

第17図 昭和53年都道府県別死者発生状況



なっている。昭和53年中の月別死者の発生状況をも第15表のとおり、1月から3月及び12月の4か月間に全死者数の50.3%に当たる933人の死者が発生している。

時間帯別に死者の発生状況を見ると第16図に示すとおり、2時台が121人と最も多く、次いで0時台119人、1時台115人となっている。一方、死者発生のもっと少ない時間帯は、7時台の35人、次いで18時台の48人となっている。

第18表 昭和53年の人口に対する死者数の割合

率の高い都道府県				率の低い都道府県			
都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合	都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合
新潟	2,426	70	2.89	和歌山	1,087	9	0.83
山形	1,236	33	2.67	沖縄	1,083	9	0.83
青森	1,505	38	2.52	奈良	1,158	12	1.04
佐賀	852	21	2.46	長崎	1,590	17	1.07
福井	788	19	2.41	熊本	1,762	19	1.08

(注) 1. 人口は昭和53年10月1日現在総理府調べによる。  
 2. 人口10万人に対する割合の全国平均は1.61人である。

く881人で、建物火災による死者数の62.7%を占めている。

建物の階層別の死者発生状況については、建物の用途・規模等によって異なるが、1階での死者が最も多く915人で建物火災による死者数の65.2%、次いで2階が387人で27.6%と続いている。

建物構造別の死者発生状況は、第20表のとおり木造建物での死者が986人で最も多く70.2%を占めている。次いで防火構造が214人で15.2%となっている。

なお、建物火災における死者発生状況を死因別にみると、火傷による死者が585人で最も多く41.7%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息によるものが548人で39.0%と続いている。

オ 54%は火傷による死者

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は、第21表のとおり火傷による死者が714人で54.0%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が562人で42.5%となっている。

カ 依然として多い老人の死者

死に至った経過をみると第22表のとおりであり、判断力に欠け、あるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるものが339人で放火自殺者を除く全焼死者1,323人の25.6%を占め、次いで発見が遅れ、気付

第19表 昭和53年建物用途別の死者発生状況

(単位:人, %)

区分	併用										住宅			併用住宅			計	昭和52年												
	物品販売店舗	飲食店	事務所	工場	作業所	倉庫・納屋	美容院	教授所	下宿屋	教会	養畜舎	車庫	物品販売店舗	飲食店	事務所	倉庫・納屋			遊技場	倉庫・納屋	車庫	旅館・ホテル	宿泊所	寄宿舎	下宿	劇場	物品販売店舗	百貨店・マーケット	飲食店	待合・料理店
下階	17	2	4	3	8	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	7	1	1	12	5	1	1	2	
1階	24	11	9	3	4	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	3	3	14	17	17	17	28		
2階	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3階	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4階	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5階	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6階	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9階	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12階	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
外	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	43	14	13	8	12	16	11	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24	3	7	1	12	5	1	1	2	
	1,404	881	172	114	8	12	16	11	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24	3	7	1	12	5	1	1	2	
	(100.0)	(62.7)	(12.2)	(8.1)																	(1.7)	(0.1)	(0.1)	(2.4)	(0.1)	(2.0)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	
昭和52年	1,423	910	147	174	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	24	1	7	1	12	5	1	1	2	
	(100.0)	(63.9)	(10.3)	(12.2)																	(1.7)	(0.1)	(0.1)	(2.4)	(0.1)	(2.0)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	



第22表 昭和53年の死に至った

年齢区分等	発見が遅れ、気付いた時は、火煙が回り、すでに逃げ道がなくなっていたもの(全く気づかなかった場合を含む)										判断力に欠け、あるいは悪条件となるもの				延焼拡大が早かったため、ほろんでしまったもの				逃げれば逃げられたが、逃げなかったと思われるもの				
	熟睡		病気の身体不自由		乳幼児		老衰		ガス爆発のため		危険物燃焼のため		狼狽して		火災をふれ回っているうち		消火しようとしていて		人を救助しようとしていて		その他の		
	15	71	40	20	117	23	157	29	13	34	28	7	8	12	4	70	14	13					
0 ~ 5歳	15				117		1			4	2										1		
6 ~ 10	25		3							4	2	2		1						1	2		
11 ~ 20	15	4	4				3			2	6	1		1	2						2		
21 ~ 30	30	20	1			1	2			1	4	8	2				4				2		
31 ~ 40	23	8	2			3				1	8	4					3		2		2		
41 ~ 50	22	16	1			8	4			2	5	5	2	1	3	1	5		2		1		
51 ~ 60	15	11	5	6		8	16			1	1	2	1	1		2	5		2		2		
61 ~ 70	15	6	12			2	38	1		1	1	1	1		3	1	20		4		3		
71 ~ 80	21	5	14			1	54	7		3	2			2	3		25				1		
81歳以上	10	1	9	3			39	21	2					1	2	1		8		1	1		
不明	1											1											
合計	192	71	40	20	117	23	157	29	13	34	28	7	8	12	4	70	14	13					
(%)					323	339				69				121									
					(24.4)	(25.6)				(5.2)				(9.2)									
昭和52年	166	80	71	40	121	19	157	8	9	29	23	23	5	19		46	7	7					
(%)					357	314				75				84									
					(26.4)	(23.3)				(5.6)				(6.2)									

経過と年齢別の状況

経過と年齢別の状況	避難行動を起さなかったもの(一応、自力避難した中、スリッパ等死亡した場合を含む)										避難行動を起さなかったもの(自力避難した中、スリッパ等死亡した場合を含む)				避難行動を起さなかったもの(自力避難した中、スリッパ等死亡した場合を含む)				避難行動を起さなかったもの(自力避難した中、スリッパ等死亡した場合を含む)				避難行動を起さなかったもの(自力避難した中、スリッパ等死亡した場合を含む)			
	避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの		避難行動を起さなかったもの			
	身体不自由のため	延焼拡大が早く	逃げ道の間違えて	出入口旋錠のため	その他の	救助物品搬出のため	消火のため	その他の	喫煙中	炊事中	採暖中(たき火を除く)	たき火	火あそび	その他火気取扱中	その他	放火自殺の巻添え犠牲者	放火自殺以外の経過等	左記以外の経過等	不明・調査中	小計	合計	合計	合計			
2	1												2		4				10	159	19	178				
2	3	4	1	1											4				6	61	8	69				
1	5	1		4	1						1			3		1	7	4	68	28	96					
2	18		1	1	5	1					1		1	2		1	6	15	129	120	249					
1	10	2		3	3	1	1				1		1	3		1	3	11	97	124	221					
3	3		1	4	4				2		1		3			3	3	11	116	116	232					
6	2	1	1	1	3	2					5			2	2	1	2	7	111	58	169					
22	6	1		1	5	2	1	4		2	7		5	2	2	2	2	9	181	27	208					
21	4	2	1	3	8	1	1	7	8	8	17		7	1		1	2	10	240	15	255					
15	4	1	1	1		1		6		7	10		5	5			2	157	7	164						
											1						1	4		9	13					
73	57	13	6	19	29	8	3	19	8	18	43	2	22	18	12	10	25	86	1,323	531	1,854					
				168	40				130				22				111				(100.0)	[28.6]	(100.0)			
				(12.7)	(3.0)				(9.8)				(1.7)				(8.4)									
31	40	10	17	44	23			30	14	49	47	4	30	11	20	11	54	85	1,350	559	1,909					
				142	23				185				31				139				(100.0)	[29.3]	(100.0)			
				(10.5)	(1.7)				(13.7)				(2.3)				(10.3)									

第23表 高齢者（61歳以上）の人口と死者数

年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人) A	指 数	死者(人) B	指 数	B/A×100	指 数
49	11,754	100	611	100	5.20	100
50	12,246	104	638	104	5.21	100
51	12,629	107	564	92	4.47	86
52	13,035	111	661	108	5.07	98
53	13,411	114	627	103	4.68	90

(注) 人口は、総理府統計局資料「推計人口」による。

と、第23表のとおりである。

キ 1件で3人以上の死者を出した火災は54件

1件で3人以上の死者を出した火災は、昭和53年中に54件（前年は65件）発生し、これによる死者は200人（前年240人）で全体の10.8%（前年12.6%）を占めている。

火災の種別ごとにみると第24表のとおり、建物火災によるものがほとんどを占めており、件数46件、死者数175人となっている。

建物用途別の死者発生状況は、第25表のとおり、専用住宅での死者が104人で最も多く59.4%を占めている。

第24表 昭和53年中における1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

区 分		計	3人	4人	5人	6人	7人	8人	11人
計		54(200)	37(111)	8(32)	5(25)	1(6)	1(7)	1(8)	1(11)
建物火災	全	33(126)	20(60)	5(20)	5(25)	1(6)	1(7)	1(8)	—
	半	10(39)	8(24)	1(4)	—	—	—	—	1(11)
	部 分 焼	3(10)	2(6)	1(4)	—	—	—	—	—
林 野	火 災	—	—	—	—	—	—	—	—
車 両	火 災	5(16)	4(12)	1(4)	—	—	—	—	—
船 舶	火 災	—	—	—	—	—	—	—	—
航 空 機	火 災	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の火災		3(9)	3(9)	—	—	—	—	—	—

(注) ( ) 内は、死者数を示す。

第25表 昭和53年中における1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別発生状況

区 分	出 火 件 数	死 者 数													
		計	専 用 住 宅	共 同 住 宅	ホ テ ル	宿 泊 所	寄 宿 舎	飲 食 店	店 舗	作 業 所	店 舗	飲 食 店	事 務 所	倉 庫	飲 食 店
計	46	175	104	9	7	3	4	16	9	3	7	3	3	3	4
1 階	30	52	45	3	—	—	—	—	1	3	—	—	—	—	—
2 階	16	104	56	6	4	3	4	12	3	—	7	3	3	3	
3 階	—	11	—	—	2	—	—	4	5	—	—	—	—	—	
4 階	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
屋 上	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不 明	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

ク 放火自殺者は戦後第2位

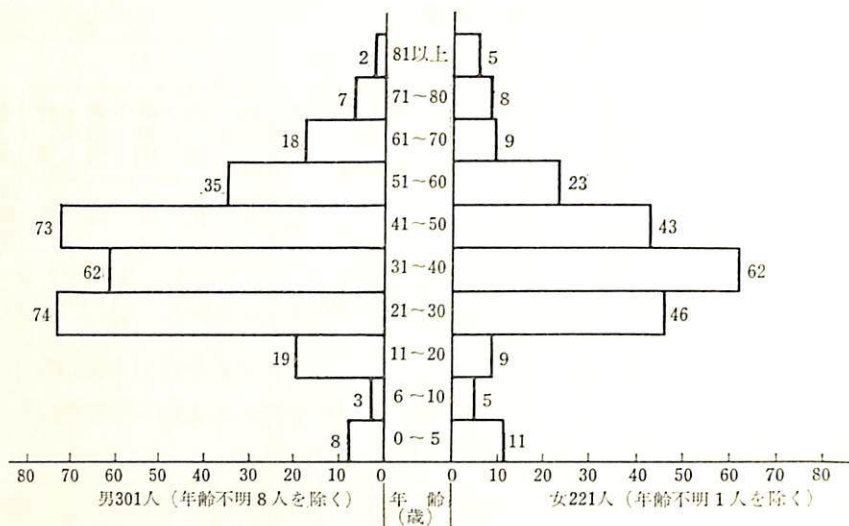
昭和53年中における放火自殺者は531人で前年よりは28人減少したが、戦後第2位の記録となっている（第26表参照）。

放火自殺の発生状況を年齢別にみると第27図のとおりであるが、31歳～40

第26表 死者数と放火自殺者数の推移

年 別	区 分	死 者 数	自 殺 者 数			自殺者を除いた数
			自 殺 者	指 数	死者数に対する割合(%)	
44		1,334	126	100	9.4	1,208
45		1,595	145	115	9.1	1,450
46		1,483	220	175	14.8	1,263
47		1,672	201	160	12.0	1,471
48		1,870	284	225	15.2	1,586
49		1,646	323	256	19.6	1,323
50		1,674	374	297	22.3	1,300
51		1,648	446	354	27.1	1,202
52		1,909	559	444	29.3	1,350
53		1,854	531	421	28.6	1,323

第27図 昭和53年年齢別、性別放火自殺者発生状況



歳が124人(前年128人)と、21歳~30歳の120人(前年140人)を抜いて最も多い。

性別では男性が309人、女性が222人となっている。

(4) 出火原因

昭和53年中における出火原因別の出火件数は、第28表のとおりである。総出火件数7万423件のうち、失火が5万3,546件(76.0%)で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

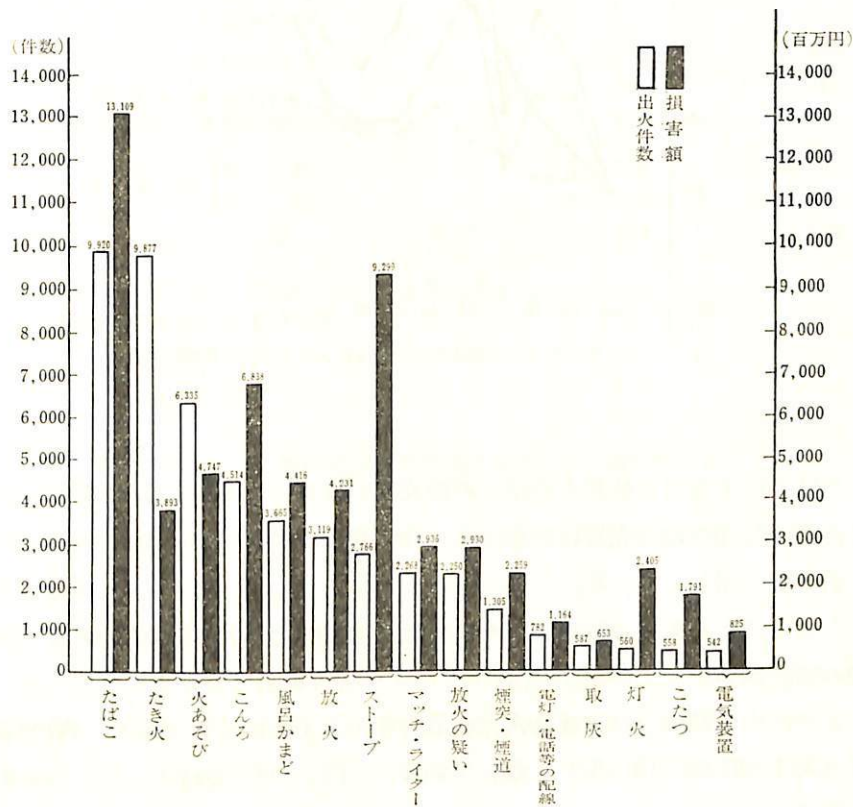
第28表 昭和53年出火原因別出火件数

区 分	出火件数(件)	割合(%)
失火	53,546	76.0
放火・放火の疑い	5,369	7.6
自然発火・再燃	1,171	1.7
天災	189	0.3
不明	10,148	14.4
計	70,423	100.0

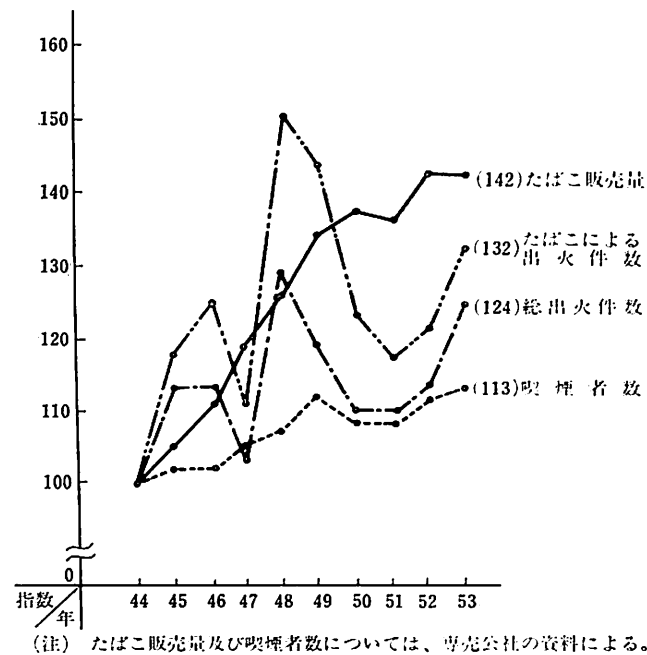
ア 「たばこ」による火災が本年も首位

出火原因別の出火件数及び損害額は、第29図のとおりである。たばこによるものが9,920件と全出火件数の14.1%(前年14.2%)を占め、昭和35年以来首位となっている。次いで、たき火、火あそび、こんろの順となっており、前年と同じ順位となっている。

第29図 昭和53年出火原因別出火件数及び損害額



第30図 たばこによる出火件数とたばこ販売量の推移  
(昭和44年=100)



たばこによる出火件数とたばこの販売量の推移をみると、第30図のとおりである。たばこの販売量は前年に比べほぼ横ばいであるが、出火件数は前年に引き続き増加している。

たばこによる火災の損害状況をみると、第31表のとおり131億900万円と多額の損害額を出している。

また、火災種別では、建物火災が最も多く4,148件(41.8%)、次いで林野火災1,637件(16.5%)となっている。

次に、たばこによる火災を経過別にみると、投げ捨てによるものが最も多く6,142件(61.9%)となっており、次いで、灰皿等に放置しておいたたばこが落下したもの1,301件(13.1%)、消し忘れによるもの827件(8.3%)の順となっている。

第31表 たばこ及びマッチ・ライターによる損害状況  
(昭和53年)

区 分	単 位	た ば こ	マ ッ チ ・ ラ イ タ ー
出 火 件 数	件	9,920	2,268
うち 建物火災		4,148	1,099
林野火災		1,637	418
車両火災		410	103
船舶火災		24	8
その他の火災		3,701	640
主な経過別出火件数	件		
たばこ	マッチ・ライター		
{ 投げ捨て	{ 投げ捨て	6,142	688
{ 火源落下	{ 引火	1,301	283
{ 消し忘れ	{ 火源が動いて接触	827	261
焼 損 面 積	m <sup>2</sup>	182,162	43,497
{ 建物	a	147,922	30,021
{ 林野			
損 害 額	百万円	13,109	2,936
昭和53年度たばこ販売量	億 本	3,014	
昭和53年度たばこ喫煙者数	万 人	3,533	
全国たばこ喫煙者率	%		
男 性		74.7	
女 性		16.2	

(注) 昭和53年度たばこ販売量以下の数値は専売公社の資料による。

なお、たばこに関連して、マッチ・ライターによる火災の損害状況については第31表のとおりである。

イ たき火、火あそびによる火災は増加

たき火による火災の損害状況をみると第32表のとおりであり、前年より3,027件(44.2%)増加して9,877件(全火災の14.0%)の火災が発生し、損害額についても14億7,500万円(61.0%)増加して38億9,300万円となっている。

たき火による火災の主な発火源別出火件数は、たき火の延焼拡大によるものが最も多く7,099件、次いで火の粉の飛火、虫焼火の順となっている。

次に、火あそびによる火災の損害状況、発火源別出火件数をみると、第32

第32表 たき火及び火あそびによる損害状況

(昭和53年)

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	9,877	6,335
主な発火源別 出火件数	件	たき火の延焼拡大	マ ッ チ 4,348
		火の粉の飛火	ラ イ タ ー 540
		虫 焼 火	花 火 335
焼損面積	建物	m <sup>2</sup> 96,313	102,580
	林野	a 238,904	11,216
損 害 額	百万円	3,893	4,747

表のとおり、前年より485件(8.2%)増加して6,335件(全火災の9.0%)の火災が発生したが、損害額は、逆に1億7,400万円(3.5%)減少して47億4,700万円となっている。また、発火源別出火件数は前年どおりマッチによるものが最も多く、4,348件(全体の68.6%)で、次いで、ライター、花火の順となっている。

ウ ストープによる火災も増加

ストーブによる火災の損害状況をみると第33表のとおりであり、前年に比べ185件(7.2%)増加して2,766件の火災が発生し、損害額についても8億700万円(9.5%)増加し92億9,900万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによるものが最も多く2,076件で全体の75.1%を占めており、次いで、電気ストーブ、まきストーブ、ガスストーブ、石炭ストーブの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、引火・ふく射によるものが674件と最も多い。これには石油ストーブの近くで灯油等を取り扱ったため引火したもの、又はストーブをカーテンやふすま、たな等の燃えやすい物の近くで使用したため、ふく射熱によって火災となったもの等が例年どおり多い。次いで多いのは可燃物の接触・落下等によるものとなっている。

エ 放火による火災は減少

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況をみると、第34表のとおり放火

第33表 ストープによる損害状況

(昭和53年)

区 分	単 位	昭 和 53 年
出 火 件 数	件	2,766
うち	石油ストーブ	2,076
	電気 "	290
	まき "	197
	ガス "	169
	石炭 "	34
主な経過別出火件数	件	
うち	引火・ふく射	674
	可燃物の接触・落下	597
	使用方法の誤り	278
	消し忘れ	192
	調整不良	184
建物焼損面積	m <sup>2</sup>	165,281
損 害 額	百万円	9,299
石油ストーブ普及率	%	92.2
灯油販売量	千ℓ	25,513

(注) 灯油販売量は通産省の資料による。

によるものの出火件数は3,119件で前年に比べ110件(3.4%)減少し、放火の疑いは2,250件で前年に比べ62件(2.8%)の増加となっている。損害額につ

第34表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(昭和53年)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計	
出 火 件 数	件	3,119	2,250	5,369	
うち	マッチによるもの	1,197	798	1,995	
	ライター "	474	318	792	
	たばこ "	50	45	95	
	建物	m <sup>2</sup>	55,295	44,600	99,895
焼 損 面 積	林野	a	680	3,126	3,806
	損 害 額	百万円	4,231	2,930	7,161

いては前年に比べ放火が15億2,800万円(26.5%)減の42億3,100万円、放火の疑いが7億7,300万円(20.9%)減の29億3,000万円となっている。

次に、発火源別にみると、マッチによるものが1,995件と最も多く、次いでライター、たばこの順となっている。

オ 着火物は枯草が首位

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは第35表のとおりである。枯草に着火したものが1万3,713件で総出火件数の19.5%(前年16.0%)を占め、例年どおり首位となっている。次いで紙くず・わらくず、寝具の順となっており、前年同様の順位であるが、落葉によるものが前年比42.1%増の1,880件と急増したのが目立っている。

第35表 全火災の主な着火物別出火件数

着 火 物	昭和53年		昭和52年	
	出火件数 (件)	総出火件数に占 める割合(%)	出火件数 (件)	総出火件数に占 める割合(%)
枯 草	13,713	19.5	10,254	16.0
紙くず・わらくず	4,084	5.8	4,085	6.4
寝 具	3,620	5.1	3,675	5.7
動 植 物 油	3,043	4.3	2,913	4.6
袋・紙 製 品	2,653	3.8	2,671	4.2
合成樹脂と成形品	2,282	3.2	2,287	3.6
落 葉	1,880	2.7	1,323	2.1
織 維 製 品	1,774	2.5	1,750	2.7
板張・ベニヤ壁	1,684	2.4	1,627	2.5
ガ ソ リ ン	1,588	2.3	1,528	2.4

(注) 昭和53年は着火物の上位10位を表示した。

(5) 火災種別ごとの状況

ア 建物火災

(ア) 建物火災は1日に109件、13分ごとに1件

建物の出火件数は、3万9,912件であり、1日に109件、13分ごとに1件の割合で発生したことになる。

建物火災の出火件数は第5表のとおり多少上下はあるものの横ばいに推移

第36表 昭和53年月別建物火災出火件数

区 分	月 別						
	1	2	3	4	5	6	7
件 数	3,768	4,251	4,549	3,760	3,028	2,704	2,939
割 合(%)	9.4	10.6	11.4	9.4	7.6	6.8	7.4
区 分	月 別						計
	8	9	10	11	12		
件 数	2,899	2,355	2,718	3,006	3,935		39,912
割 合(%)	7.3	5.9	6.8	7.5	9.9		100.0

しているが、昭和53年は前年に比べ610件(1.6%)と若干増加している。

次に、月別の建物火災の出火件数をみると第36表のとおり、3月を最高に2月、12月、1月と続き冬季から春先にかけて多く発生している。また、夏季において記録的な高温・少雨が続いたことにより6月から8月までの火災が例年より増加している。

(イ) 居住建物による火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると第37表のとおりである。居住建物の出火件数が2万84件で最も多く、全体の過半数(50.3%)を占めている。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店と前年と同様の順となっている。

なお、出火件数を前年に比べてみると百貨店・マーケットが70.5%増の104件となっているのが目立つ。

(ウ) 木造建物の火災が61%

建物火災を火元建物の構造別にみると第38表のとおりである。木造建物からの出火件数は2万4,261件で建物出火件数の60.8%を占め、次いで防火造建物、耐火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

これら建物火災について火元建物以外の別むねに延焼した火災件数の割合(延焼率)を構造別にみると、木造建物が20.6%で出火件数5件のうち1件は別むねに延焼していることになる。以下、防火造建物、簡易耐火造建物、耐火造建物の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、木造建物が66.8㎡と最も大きく、以下、簡易耐火造建物、防火造建物、耐火造建物の順

第37表 用途別建物火災の損害状況

用途別	区分	出火件数			焼損面積 (㎡)	損害額 (百万円)
		昭和53年 (件)	昭和52年 (件)	増減率 (%)		
居	住	20,084	19,871	1.1	829,784	44,229
劇	興行場	120	123	△2.4	13,410	1,201
百貨店・マ	ーケッ	104	61	70.5	6,247	924
旅	館・ホ	320	383	△16.4	24,023	1,381
病	院・診	180	208	△13.5	4,099	441
社	会福	50	44	13.6	1,654	44
学	校	423	472	△10.4	53,733	1,424
神	社・寺	219	213	2.8	16,176	1,328
浴	場	77	78	△1.3	5,172	258
事	務所	830	797	4.1	36,456	2,552
飲	食	1,303	1,264	3.1	58,289	4,880
工	場・作	5,223	5,209	0.3	497,516	29,705
倉	庫	3,581	3,330	7.5	269,997	12,219
車	庫	252	270	△6.7	4,742	274
養	畜	616	600	2.7	84,717	1,404
官	公	103	120	△14.2	5,055	296
そ	の	6,427	6,259	2.7	298,054	21,107
計	計	39,912	39,302	1.6	2,209,124	123,667

第38表 火元建物の構造別損害状況

構造別	出火件数				昭和53年				
	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	出火件数	延焼率(%)	焼損面積(㎡)	1件当たり焼損面積(㎡)	1件当たり損害額(千円)
木造	25,343	24,698	24,315	24,203	24,261	20.6	35,166	66.8	3,046
防火造	5,753	5,635	5,852	5,998	6,123	10.6	7,422	32.1	3,003
簡易耐火造	3,216	3,183	3,537	3,728	3,843	8.3	4,351	63.3	4,798
耐火造	3,716	3,707	3,808	4,028	4,117	1.7	4,168	16.0	1,893
その他・不明	1,115	1,232	1,284	1,345	1,568	59.8	2,445	53.3	3,291
計	39,143	38,455	38,796	39,302	39,912	17.5	53,552	55.3	3,098

となっている。

(エ) 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると第39表のとおりである。損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が1万9,990件で全体の50.1%を占め、焼損面積では1件の火災につき50㎡未満の出火件数が2万9,495件で73.9%を占めており、建物火災の過半数は小火災であるといえる。

第39表 昭和53年建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

損害額	出火件数	焼損面積	出火件数
10万円未満	19,990	50㎡未満	29,495
50万円 "	5,188	100㎡ "	3,915
100万円 "	2,254	200㎡ "	3,712
500万円 "	6,792	300㎡ "	1,339
1,000万円 "	2,755	500㎡ "	849
2,000万円 "	1,690	1,000㎡ "	435
3,000万円 "	533	2,000㎡ "	133
5,000万円 "	375	3,000㎡ "	26
5,000万円以上	335	3,000㎡以上	8
計	39,912	計	39,912

(オ) 建物火災の原因はこんろによるものが多い

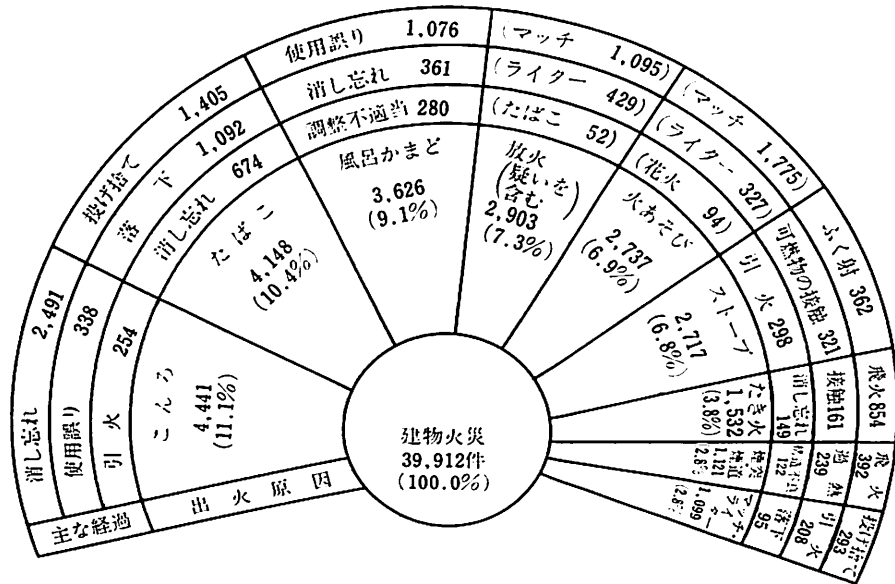
建物火災の出火原因は第40図のとおりであり、こんろによるものが4,441件(全体の11.1%)と最も多く、次いで、たばこ、風呂かまど、放火(疑いを含む)の順となっている。

こんろによる出火件数4,441件のうち2,491件(56.1%)は、消し忘れによるものであり、使用方法の誤りが338件、ガスや石油等に引火したものの254件となっている。次いで、たばこによる出火件数は4,148件で、すいがらの投げ捨てによるもの1,405件(33.9%)、可燃物の上にたばこが落ちたもの1,092件、消し忘れたもの674件となっている。

(カ) 3DKの住宅33,986戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年より8万4,856㎡(4.0%)増加して220万9,124㎡と

第40図 昭和53年建物火災の主な出火原因と経過

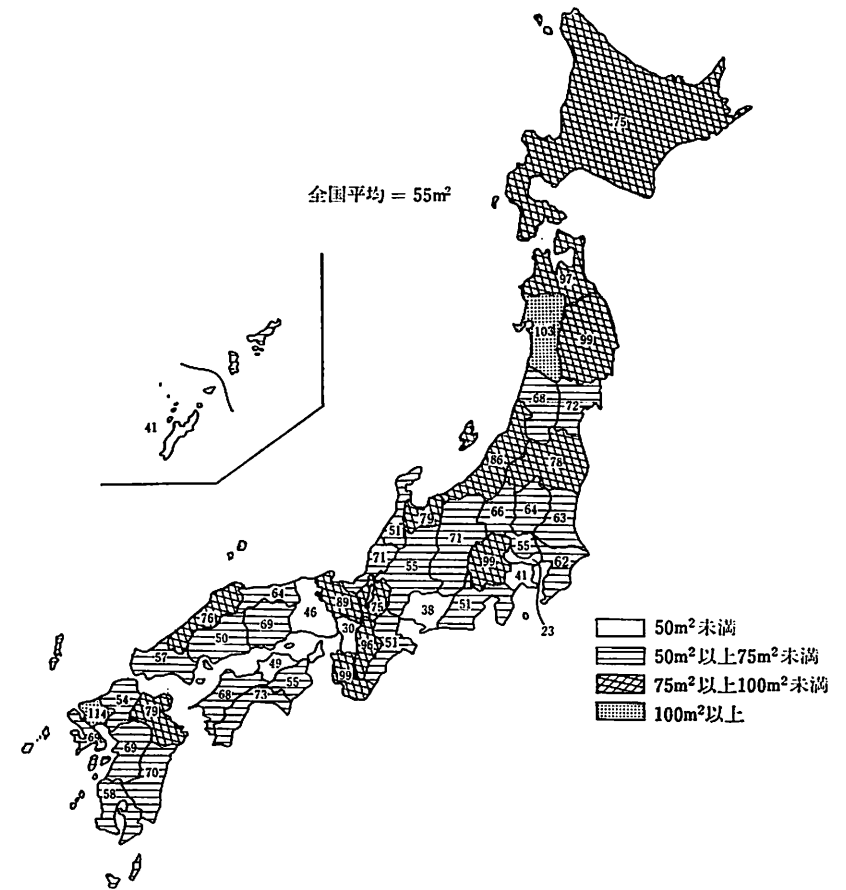


なった。これは、3DK(65㎡)の住宅が3万3,986戸相当分焼損したことになる。都道府県別の建物焼損面積は、最高は前年同様北海道で15万5,972㎡、次いで大阪府、東京都、埼玉県、千葉県の間となっており、一方少ない県は沖縄県の1万3,756㎡を最低に、石川県、鳥取県、徳島県の順となっている。

(キ) 1件当たりの建物焼損面積55㎡

火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると第41図のとおりである。全国平均は55㎡で前年より1.0㎡増加している。全国平均を上回るのは、佐賀県の114㎡を最高に、秋田県103㎡、岩手県、山梨県、和歌山県の99㎡など33道府県となっている。一方全国平均以下となっているのは、東京都の23㎡を最低に、大阪府、愛知県、神奈川県、沖縄県など14都府県となっており、相対的に大都市のある都府県は、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の少ない火災が大部分であることを示している。

第41図 昭和53年建物火災1件当たりの焼損面積



(ク) 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放火開始時間別の焼損状況をみると第42表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出勤して放水を行った件数は2万2,476件(建物火災の56.3%)であり、このうち覚知から放水開始までの時間が5分以内では1万1,338件(50.4%)、10分以内では1万9,094件(85.0%)となっている。

第42表 昭和53年建物火災の放水開始時間別焼損状況

区分 昼夜別 覚知から放水開始まで	出火件数			焼損面積 (m <sup>2</sup> )		放水ポンプ台数 (台)		延焼率 (%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
5分以内	11,338	6,829	4,509	74.4	108.6	3.9	4.6	28.2
6~10 "	7,756	4,741	3,015	85.7	114.5	3.9	4.3	28.1
11~15 "	1,732	989	743	119.1	154.9	4.3	4.5	29.8
16~20 "	551	286	265	120.5	148.3	4.2	4.3	32.8
21分以上	471	254	217	149.9	163.4	3.9	4.0	34.6
不明	628	367	261	50.5	69.0	5.2	4.6	17.7
計	22,476	13,466	9,010	83.5	115.7	4.0	4.5	28.3
全建物火災 (放水しなかった火災分を含む)	39,912			55.3		2.4		17.5

1件当たりの建物焼損面積を覚知から放水開始までの時間別にみると、昼夜ともに時間が経過するほど焼損面積も拡大している。

次に、覚知から放水までの1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは夜間の火災は昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは、既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

(ケ) 建物火災の6割は放水開始後20分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると第43図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが5,594件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は1万3,203件で全体の60.0%となっている。

次に、鎮火所要時間別の1件当たりの焼損面積をみると、鎮火所要時間が長いほど1件当たりの焼損面積が増加している。また、1件当たりの放水ポンプ台数をみると、鎮火所要時間が経過するほど放水ポンプ台数が増加している。

イ 林野火災

林野火災は、7,208件で前年に比較し1,981件(37.9%)と大幅に増加したのをはじめ、死者は45人で前年より13人(40.6%)、焼損面積は7,731haで前年より2,175ha(39.1%)それぞれ増加している。また、損害額は30億5,900万円の前年より17億9,900万円(37.0%)と大幅に減少している(第1表及び第14表参照)。

出火件数、焼損面積が大幅に増加したのは、春から各地に異常乾燥が続いたこと、7月、8月に記録的な高温と少雨が続き続いたこと等が影響したものと考えられ、また損害額が減少したのは、前年に比し造林地の焼損面積が少なかったことによるものと考えられる(第44図参照)。

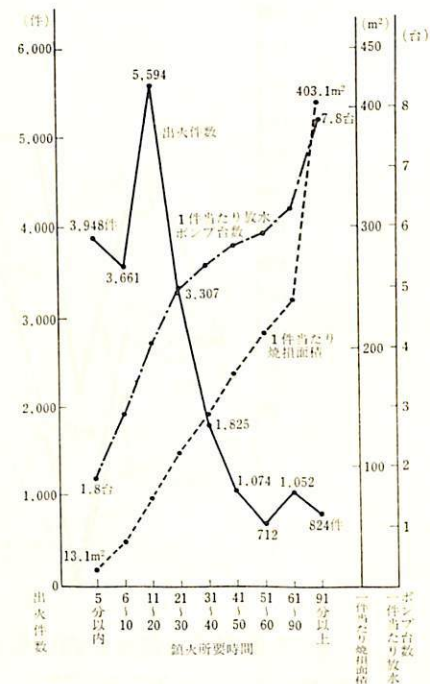
昭和52年度の人工造林面積は20万2,054haとなっており(林野庁調べ)、1年間の全国人工造林面積の3.8%に相当する森林が火災により焼損している。

都道府県別の林野焼損面積は、広島県が1,954haで最も多く、次いで愛媛県、岡山県、宮崎県の順となっており、少ないのは佐賀県の11ha、次いで、富山県、埼玉県、山梨県の順となっている(附属資料3参照)。

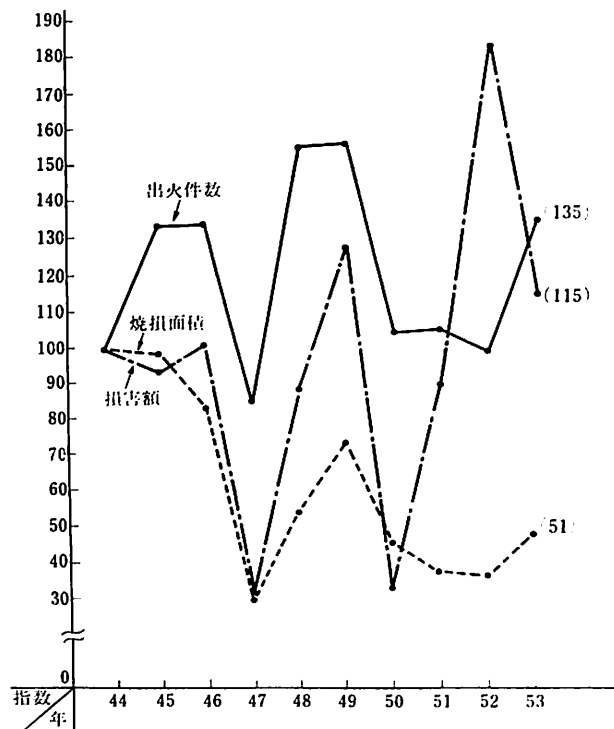
林野火災の出火件数を月別にみると第45図のとおりであり、例年どおり1月から5月に集中しているが、6月から8月も例年より増加している。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別に見ると第46表のとおりである。1件の火災につき1a以上5a未満の出火件数が2,534件で全体の35.2%を

第43図 昭和53年建物火災の鎮火所要時間別焼損状況



第44図 林野火災の推移 (昭和44年=100)



占めており、次いで、10 a 以上50 a 未満が2,008件 (27.9%) となっており、大半が50 a 未満の火災となっている。

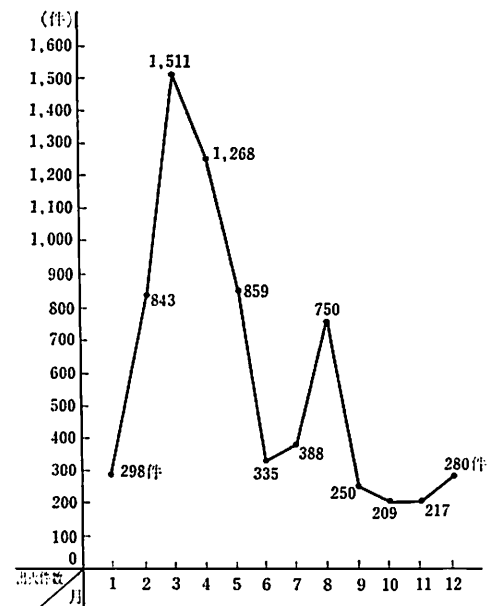
林野火災の出火原因は第47図のとおりであり、たき火によるものが2,459件で全体の34.1%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、マッチ・ライターの順となっている。

たき火による出火件数2,459件のうち41.1%の1,010件は、たき火の飛火により周囲に燃え広がったものであり、たばこによる出火件数1,637件のうち74.8%の1,224件は、すいがらの投げ捨てにより周囲に燃え広がったものである。

ウ 車両火災

自動車保有台数と車両火災の推移をみると第48図のとおりである。この10

第45図 昭和53年月別林野火災の出火件数



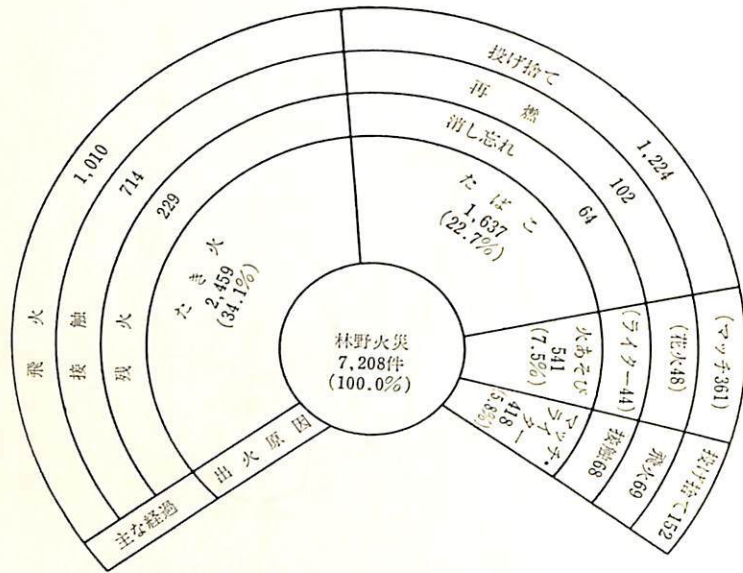
第46表 昭和53年林野火災の焼損面積段階別損害状況

区分	焼損面積					
	1 a 未満	1 a 以上 5 a 未満	5 a 以上 10 a 未満	10 a 以上 50 a 未満	50 a 以上 1 ha 未満	1 ha 以上 2 ha 未満
出火件数(件)	677	2,534	807	2,008	434	292
焼損面積(ha)	—	50	50	411	279	384
1件当たり放水ポンプ台数(台)	0.6	1.1	1.6	1.9	2.4	2.9
損害額(千円)	5,710	37,325	21,792	218,068	94,791	166,727

区分	焼損面積				合計
	2 ha 以上 3 ha 未満	3 ha 以上 5 ha 未満	5 ha 以上 10 ha 未満	10 ha 以上	
出火件数(件)	137	126	102	91	7,208
焼損面積(ha)	307	465	698	5,087	7,731
1件当たり放水ポンプ台数(台)	3.3	3.7	3.9	12.0	1.7
損害額(千円)	153,694	176,767	772,252	1,411,978	3,059,104

第47図 昭和53年林野火災の主な出火原因と経過



年間でみれば、自動車保有台数、損害額とも急激に増加しているものの出火件数は横ばいである。

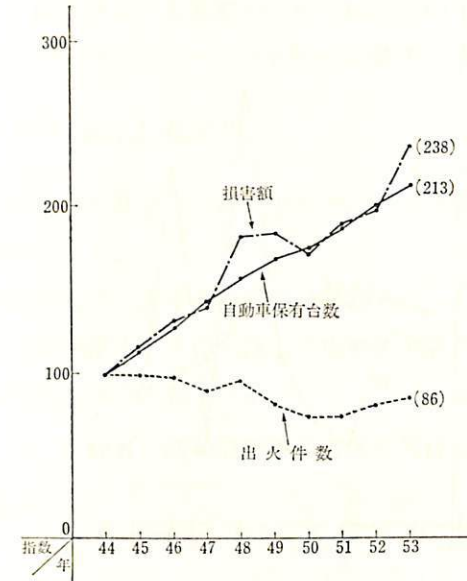
しかし、昭和53年における出火件数は3,590件で前年に比べ198件（5.8%）増加しており、損害額も12億6,400万円と前年より2億1,000万円（19.9%）増加している。また、車両火災による死者は103人となっており、前年に比べ25人（19.5%）減少している（第1表及び第14表参照）。

なお、車両火災の出火原因は第49図のとおりであり、放火（疑いを含む）によるものが最も多く606件（16.9%）で、次いで、たばこ、交通機関内配線の順となっている。

エ 船舶火災

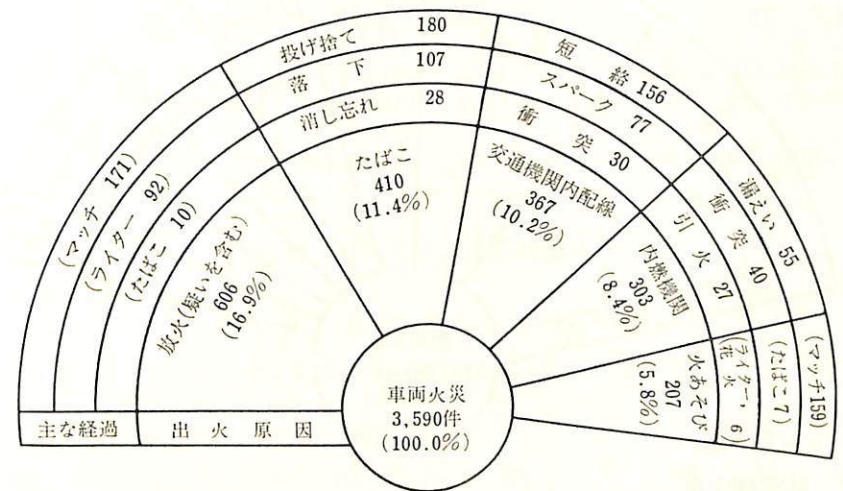
昭和44年以降の船舶火災の推移は第50図のとおりである。出火件数はここ数年減少していたが、昭和53年は前年に比べ39件（18.1%）増加し、254件となっている。損害額は前年より5,800万円（13.3%）増加し、4億9,500万円となっている。また、船舶火災による死者は9人となっている（第1表及び第14表参照）。

第48図 自動車保有台数と車両火災の推移



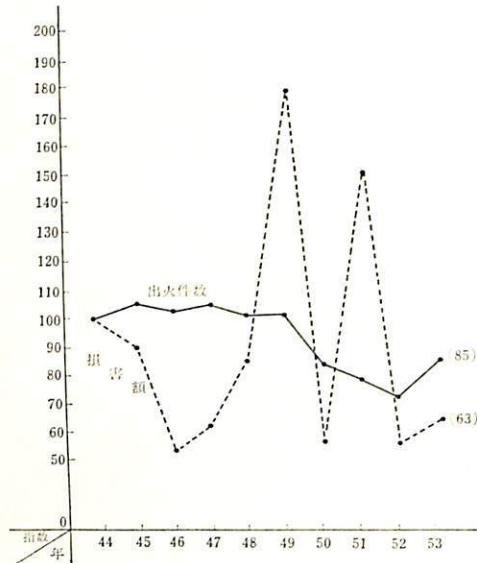
（注）自動車保有台数は、運輸省の資料により、各年とも翌年3月末の数値である。

第49図 昭和53年車両火災の主な出火原因と経過

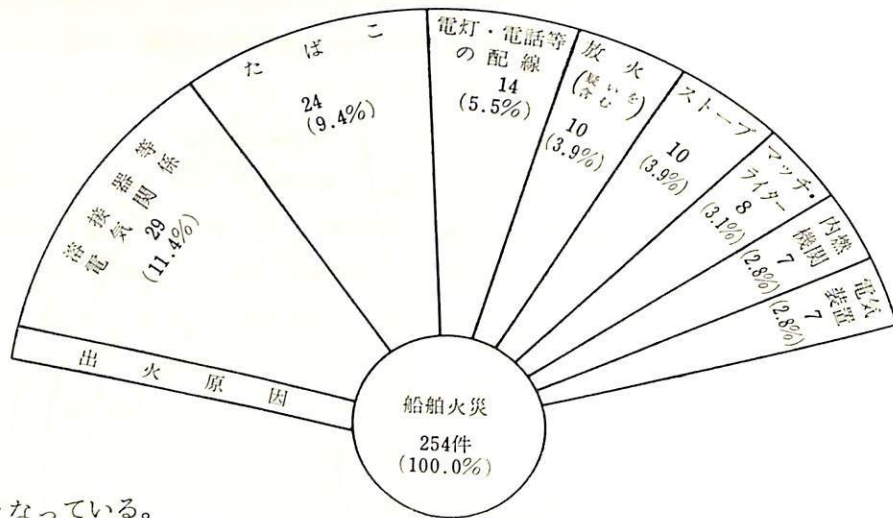


なお、船舶火災の出火原因は第51図のとおりであり、溶接器等電気関係が29件（全体の11.4%）と最も多く、次いでたばこ、電灯・電話等の配線の順

第50図 船舶火災の推移 (昭和44年=100)



第51図 昭和53年船舶火災の主な出火原因



となっている。

オ 航空機火災

航空機火災は、昭和53年中に5件（前年2件）発生したが死者はなかった（前年2人）。主なものとしては、9月8日午後2時17分ごろ埼玉県

自衛隊入間基地を飛び立った西部航空方面隊春日基地（福岡県春日市）所属のT33Aジェット練習機が入間基地から約3kmの狭山市奥富の住宅地に墜落して炎上し、附近の住宅とアパート2むねが全焼する火災があった。

(6) LPガス等による火災

昭和53年中におけるLPガス、都市ガス等による火災件数及び形態別内訳は第52表のとおりである。

また、これらガス火災による死傷者数は第53表のとおりである。

次に、LPガス及び都市ガスの火災を発生場所別及び発生原因別に分類すると、第54表及び第55表のとおりである。

第52表 昭和53年中のガス火災件数

形態	ガス種別	その他のガス				計		
		LPガス	都市ガス	アセチレン	水素		アンモニア	その他
火災 A		927	301	124	5	2	12	1,371
火災 B		3,096	2,973	400	2	1	15	6,487
計		4,023	3,274	524	7	3	27	7,858

(注) 火災Aとは、漏えいしたガスによって生じた火災で、例えば、ガスが漏えいしたのちに電気機器の火花等が発火源となりガスに着火して爆発的に火災になったものをいう。

火災Bとは、ガスを使用中に生じた火災で、例えば、ガスこんろを使用中、カーテンに着火して火災になったものをいう。

第53表 ガス火災による死傷者数

(単位：人)

形態	ガス種別	LPガス		都市ガス		その他のガス		計	
		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
火災 A		66	713	14	177	1	16	81	906
火災 B		26	454	15	423	0	23	41	900
計		92	1,167	29	600	1	39	122	1,806

(注) 死者総数のうち、自損行為によるものは28人である。

第54表 発生場所別火災件数

発生場所 ガス種別	ガス製		消 費 先							計
	ガス製造施設	ガス移送中	飲食店	旅館	共同住宅	専住住宅	工場・作業場	複合用途 防火対象物等	その他	
LPガス	3	2	199	18	607	2,398	185	229	382	4,023
都市ガス	3	3	166	14	777	1,668	50	417	176	3,274
計	6	5	365	32	1,384	4,066	235	646	558	7,297

第55表 発生原因別火災件数

発生原因 ガス種別	誤操作、換気不備等 として消費者の注意不足によるもの				器具欠陥、工事不良、 点検不備等主として 消費者以外の責任によるもの				消費の意によるもの	不明	その他	計
	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他				
LPガス	2,419	617	192	343	34	58	3	13	230	35	79	4,023
都市ガス	2,665	193	58	148	11	18	1	14	81	7	78	3,274
計	5,084	810	250	491	45	76	4	27	311	42	157	7,297

(7) 危険物施設等の火災

ア 許可施設の火災

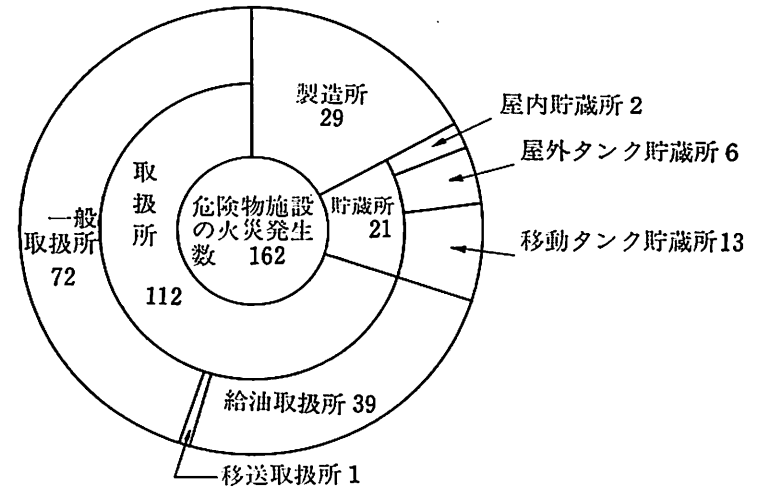
(ア) 火災件数

危険物施設として許可を受けた施設のうち、昭和53年中に火災となった施設数及び施設別内訳は、第56表及び第57図のとおりである。

第56表 火災となった危険物施設数

年 別	火災発生施設数	損害額 (百万円)	死者 (人)	負傷者 (人)
49	137	498	7	63
50	156	883	12	98
51	166	2,486	9	179
52	148	1,012	5	42
53	162	1,208	2	96

第57図 危険物施設別火災発生状況



第58表 出火原因となった品名別類別等件数

分 類	危 険 物										危険物以外の	計
	第1類	第2類	第3類	第 4 類					第5類	第6類		
				第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	その他				
件 数	*4	3	3	*52	15	22	10	3	2	0	49	163

(注) \* 印のうち、1件は同一施設での火災である。

また、出火原因となった品名等を消防法別表の分類等に従って区分すると、第58表のとおりである。

第59表 危険物施設の火災の拡大状況

分 類	火災施設数
出火した危険物施設のみで火災にとどまったもの	144(88.9)
他の建築物等に延焼したもの	7(4.3)
他の建築物等から類焼したもの	4(2.5)
危険物の漏えいにより起因して危険物施設以外の建築物等が火災となったもの	7(4.3)
計	162(100.0)

(注) ( )内は構成比を示し、単位は%である。

(イ) 火災の拡大状況

危険物施設の火災の拡大状況は、第59表のとおりであり、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまり、他へ延焼したり他から類焼したものなどは極めて少ない。

イ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は16件で、損害額は約1億1,000万円、負傷者は7人となっている。

ウ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災は7件発生し、負傷者は2人、これらの火災による損害額は、約363万円となっている。

(8) 昭和54年上半期における火災の発生状況

昭和54年上半期における火災の概況は第60表のとおりであり、総出火件数は前年同期に比べ2,035件(4.9%)減とかなり減少しており、焼損むね数は、

第60表 昭和54年上半期(1~6月)における火災の発生状況(概数)

区 分	昭和54年上半期 (A)	前年同期 (B)	増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100(\%)$
総出火件数(件)	39,175	41,210	△ 2,035	△ 4.9
建物火災	21,560	22,060	△ 500	△ 2.3
林野火災	4,455	5,114	△ 659	△ 12.9
車両火災	1,846	1,787	59	3.3
船舶火災	126	139	△ 13	△ 9.4
航空機火災	2	3	△ 1	△ 33.3
その他の火災	11,186	12,107	△ 921	△ 7.6
焼損むね数(むね)	29,290	30,001	△ 711	△ 2.4
り災世帯数(世帯)	22,566	22,615	△ 49	△ 0.2
焼損面積				
建物(㎡)	1,196,649	1,235,103	△ 38,454	△ 3.1
林野(a)	341,562	648,440	△ 306,878	△ 47.3
損害額(千円)	74,577,038	72,677,950	1,899,088	2.6

区 分	昭和54年上半期 (A)		前年同期 (B)		増減数 (A)-(B)=(C)		増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100(\%)$	
	死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者
死者・負傷者の別	死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者
計	1,279	4,679	1,076	4,983	203	△ 304	18.9	△ 6.1
建物	894	4,074	854	4,298	40	△ 224	4.7	△ 5.2
林野	37	225	31	251	6	△ 26	19.4	△ 10.4
車両	57	99	45	118	12	△ 19	26.7	△ 16.1
船舶	4	14	4	26	0	△ 12	0.0	△ 46.2
航空機	0	0	0	0	0	0	—	—
その他の	287	267	142	290	145	△ 23	102.1	△ 7.9

り災世帯数、焼損面積いずれも減少している。また、火災種別にみると車両火災以外はすべて減少している。

また、死者は1,279人で前年同期に比べ203人(18.9%)増加し上半期の死者数では戦後最高となっているが、このうち自殺によるものが456人で前年同期(271人)に比べ185人と激増していることが大きな原因であり、自殺によるものを除いた死者数は823人で、前年同期(805人)に比べ18人の増加となっている。

(9) 外国の火災状況

ア 主要諸外国の火災状況

1977年(昭和52年)における世界主要国の火災状況は、第61表のとおりである。出火件数は、アメリカが極めて多く351万3,000件、次いでイギリスの49万6,436件、西ドイツの16万7,200件、フランスの8万9,032件、カナダの8万3,003件と続き、日本は、アメリカの約55分の1に当たる6万3,974件である。

人口1万人当たりの出火件数(出火率)で見ると、アメリカが最も高く163.8件、次いでイギリスが88.8件、カナダが35.6件で、日本は、韓国の1.5件に次いで5.6件と低く、最も高いアメリカに比べると約29分の1である。

死者については、アメリカが9,950人で最も多く、以下日本の1,909人、イギリスの895人、カナダの811人と続いている。これを人口100万人当たりの

第61表 1977年主要諸外国の火災状況

国名	出火件数	人口1万人当たりの出火件数	死者数	人口100万人当たりの死者数	死者1人当たりの出火件数	損害額(億円)	1件当たりの損害額(千円)
日本	63,974	5.6	1,909	16.9	33.5	1,294	2,023
アメリカ	3,513,000	163.8	9,950	46.4	353.1	12,597	359
イギリス	496,436	88.8	895	16.0	554.7	1,379	278
フランス	89,032	16.9	248	4.7	359.0	—	—
西ドイツ	167,200	27.2	—	—	—	2,982	1,784
オーストリア	12,257	16.3	61	8.1	200.9	198	1,615
カナダ	83,003	35.6	811	34.8	102.3	1,403	1,690
韓国	5,363	1.5	259	13.5	20.7	25	456
ベルギー	15,655	15.9	134	13.7	116.8	—	—
デンマーク	14,253	27.8	—	—	—	—	—

- (注) 1. 資料については、在日各国大使館の協力等による。  
 2. イギリス及び西ドイツについては、1976年の統計である。  
 3. 損害額の日本円換算については、日銀調べによる。

死者数で見ると、最も多いのがアメリカの46.4人、以下カナダの34.8人、日本の16.9人となっており、日本は、最も高いアメリカの約3分の1で、最も低いフランスの約3.6倍となっている。また、死者数を出火件数と対比してみると、韓国が20.7件に1人、次いで日本の33.5件に1人で、日本は、最も低いイギリスの554.7件に1人に比べると16.6倍、フランスの359.0件に1人に比べても10.7倍となり、火災に伴う死者の発生率は高くなっている。

火災1件当たりの損害額は、日本の202万3,000円が最も高く、次いで西ドイツの178万4,000円、カナダの169万円と続き、出火件数の最も多いアメリカは、日本の約6分の1に当たる35万9,000円となっている。

これらのことから、諸外国における火災の定義、火災統計システム等の相違により一概にはいえないが、日本は、外国の火災状況と比べて、人口単位当たりの出火件数は低く、国民の防火に関する意識が高いことを示しているといえよう。

しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、地勢、都市環境等が影響して火災1件当たりの死者の発生率は著しく高く、また、損害額も多いことがうかがえる。

イ 世界主要都市の火災状況

1978年(昭和53年)における世界主要都市の火災状況は、第62表のとおりである。人口1万人当たりの出火件数(出火率)をみると、ニューヨークが162.1件と極端に高く、次いでフィラデルフィアの122.9件、ストックホルムの89.4件、ワシントンの71.9件、グレーター・マンチェスターの71.4件と続いており、アメリカ、スウェーデン及びイギリスの都市が上位を占めている。一方、最も低いのは、京都の1.6件で、次いでマニラの2.8件、ソウル及び北九州の3.4件、札幌の3.6件、川崎及び福岡の3.8件、以下横浜、神戸、大阪、名古屋と続いており、日本の各都市は、出火率の低いグループに属している。

死者についてみると、ニューヨークの279人が最も多く、次いでロンドンの130人、フィラデルフィア119人、東京の102人、シンガポールの91人となっているが、これを人口100万人当たりの死者数で見ると、一番多いのはフィラデルフィアの61.0人、次いでワシントンの53.4人、シンガポールの39.1人、ニューヨークの37.4人、モントリオールの32.1人となっている。反面、少ないのは、ハンブルグの3.6人が最も少なく、次いでヨハネスブルグが8.4人、ブリュッセルが9.7人、横浜が9.9人、ソウルが10.2人と低い数値を示している。一方、これを死者1人当たりの出火件数に換値してみると、日本の各都市はおしなべて数値が低く、出火率が低い反面、火災による死者の発生率が著しく高いことを示している。

出火原因についてみると、27都市中1位はたばこが最も多く9都市、次いで放火(疑いを含む)が6都市となっており、1位から3位を総合してもたばこが19都市において主な出火原因となっており、次いで放火の16、電気の13、火あそびの10と続いている。たばこ及び放火による火災は世界主要各都市に共通しているといえる。

第62表 1978年 世界 主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (万人)	消 防 員 数 (人)	出 火 件 数 (件)	主 な 火 災 原 因		
					1 位	2 位	3 位
東 京 (日 本)	581	827	14,926	5,884	放火(疑舎)	たばこ	火あそび
ソ ウ ル (韓 国)	627	782	1,419	2,670	電 気	油 類	たばこ
ニ ュ ー ヨ ー ク (ア メ リ カ)	829	745	11,966	120,792	調 理	放 火	電 気
ロ ン ド ン (イ ギ リ ス)	1,586	700	7,368	43,433	—	—	—
横 浜 (日 本)	426	274	2,529	1,271	たばこ	火あそび	たき火
大 阪 (日 本)	209	270	3,574	1,831	放火(疑舎)	たばこ	油 類
グ レ ー タ ー ・ マ ン チ エ ス タ ー (イ ギ リ ス)	1,289	267	2,815	19,068	火あそび	たばこ	電 気
マ ニ ラ (フ イ リ ピ ン)	100	246	710	691	電 気	たばこ	裸 火
シ ン ガ ポ ー ル (シ ン ガ ポ ー ル)	616	233	830	4,174	たばこ, マッ チの 捨て	漏 電	太 陽 熱
ヨ ハ ネ ス ブ ル グ (南 ア フ リ カ)	573	226	523	1,644	裸 火	火あそび	電 気
名 古 屋 (日 本)	328	208	2,075	1,466	たばこ	火あそび	たき火
フ ィ ラ デ ル フ ィ (ア メ リ カ)	335	195	3,154	23,972	マ ッ チ	放 火	たばこ
ハ ン ブ ル グ (西 ド イ ツ)	753	169	2,111	4,756	調 理	放 火	電 気
京 都 (日 本)	611	146	1,629	238	放火(疑舎)	たばこ	火あそび
神 戸 (日 本)	541	136	1,174	899	たばこ	火あそび	たき火
ラ ン カ シ ヤ ー (イ ギ リ ス)	3,064	135	1,756	7,699	火あそび	電 気	調 理
札 幌 (日 本)	1,118	134	1,314	487	たばこ	放 火	石 油 ス ト ー プ
ブ リ ュ ッ セ ル (ベ ル ギ ー)	259	113	845	2,014	たばこ	電 気	放火(疑舎)
北 九 州 (日 本)	477	107	896	360	たばこ	たき火	放 火
モ ン ト リ オ ー ル (カ ナ ダ)	169	106	2,460	5,950	たばこ	放火(疑舎)	そ の 他
川 崎 (日 本)	141	104	1,356	390	放火(疑舎)	たばこ	火あそび
ワ シ ン ト ン (ア メ リ カ)	180	103	1,544	7,407	電 気	放 火	マ ッ チ
福 岡 (日 本)	335	102	827	385	放火(疑舎)	たばこ	たき火(火 の粉舎)
ケ ー プ タ ウ ン (南 ア フ リ カ)	301	92	341	2,439	たばこ	電 気	放火(疑舎)
ア ム ス テ ル ダ ム (オ ラ ン ダ)	208	72	790	3,011	火あそび	過 熱	配 線
ス ト ッ ク ホ ル ム (ス ウ ェ ー デ ン)	186	65	605	5,810	放 火	溶 接	たばこ
ヘ ル シ ン キ (フ ィ ン ラ ン ド)	182	49	458	1,842	不 注 意	電 気	放 火

都 市 の 火 災 状 況

人口1万 人当りの 出火件 数(件)	死 者 数 (人)	人口100万 人当りの 死者数 (人)	死者1人 当りの 出火件 数(件)	主 な 火 災 原 因		
				1 位	2 位	3 位
7.1	102	12.3	57.7	放火(疑舎)	たばこ	火あそび
3.4	80	10.2	33.4	電 気	油 類	たばこ
162.1	279	37.4	432.9	調 理	放 火	電 気
62.0	130	18.6	334.1	—	—	—
4.6	27	9.9	47.1	たばこ	火あそび	たき火
6.8	37	13.7	49.5	放火(疑舎)	たばこ	油 類
71.4	67	25.1	284.6	火あそび	たばこ	電 気
2.8	32	13.0	21.6	電 気	たばこ	裸 火
17.9	91	39.1	45.9	たばこ, マッ チの 捨て	漏 電	太 陽 熱
7.3	19	8.4	86.5	裸 火	火あそび	電 気
7.0	23	11.1	63.7	たばこ	火あそび	たき火
122.9	119	61.0	201.4	マ ッ チ	放 火	たばこ
28.1	6	3.6	792.7	調 理	放 火	電 気
1.6	16	11.0	14.9	放火(疑舎)	たばこ	火あそび
6.6	22	15.4	40.9	たばこ	火あそび	たき火
57.0	22	16.3	350.0	火あそび	電 気	調 理
3.6	18	13.4	27.0	たばこ	放 火	石 油 ス ト ー プ
17.8	11	9.7	183.1	たばこ	電 気	放火(疑舎)
3.4	12	11.2	29.9	たばこ	たき火	放 火
56.1	34	32.1	175.0	たばこ	放火(疑舎)	そ の 他
3.8	17	16.3	22.9	放火(疑舎)	たばこ	火あそび
71.9	55	53.4	134.7	電 気	放 火	マ ッ チ
3.8	19	18.6	20.2	放火(疑舎)	たばこ	たき火(火 の粉舎)
26.5	27	29.3	90.3	たばこ	電 気	放火(疑舎)
41.8	8	11.1	376.4	火あそび	過 熱	配 線
89.4	17	26.2	341.8	放 火	溶 接	たばこ
37.6	8	16.3	230.3	不 注 意	電 気	放 火

## 2 地震災害

昭和53年には、伊豆大島近海、宮城県沖及び島根県中部を震源地とする被害地震が発生した（第63表参照）。まず、1月14日12時24分に発生した伊豆大島近海の地震（マグニチュード7.0）は、静岡県、東京都等に被害をもたらし、特に、静岡県においては、伊豆半島を中心に土砂崩れ、落石等による死者25人、負傷者205人、住家の全壊96むね、半壊616むね等被害額にして294億4,900万円にのぼる大きな被害をもたらした。

また、2月20日13時37分に発生した宮城県沖を震源地とする地震（マグニチュード6.7）は、宮城県、岩手県及び山形県の3県で負傷者48人、住家の半壊4むね等の被害を与え、3県の被害総額は、14億6,000万円にのぼった。

更に、6月4日5時4分に発生した島根県中部を震源地とする地震（マグニチュード6.1）、6月12日17時14分宮城県沖約100kmに発生した宮城県沖地震（マグニチュード7.4）と地震が続発した。

特に、1978年宮城県沖地震は、その被害区域が東北地方から関東地方にまで及ぶ大きな規模の地震となり、宮城県、岩手県及び福島県の太平洋に面した東北の3県に大きな被害を与えた。宮城県では、ブロック塀、石塀の下敷になり死亡した者15人を含めて死者27人、負傷者1万962人、住家の全壊1,377むね、半壊6,171むね等被害額にして2,687億6,400万円余にのぼる大きな被害を受けた。また、岩手県では、負傷者11人、住家の半壊7むね等被害額にして41億9,200万円余の被害を被り、福島県では、死者1人、負傷者49人、住家の全壊6むね、半壊60むね等27億7,700万円にのぼる被害を受け、このほか、山形県、秋田県等においても被害を受けた。

このように昭和53年には規模の大きな地震の発生があったが、幸い地震に伴う津波による被害はなかった。

また、火災による二次災害の発生もほとんどなかったが、これは、地域住民の地震時における火気に対する対応が適切であったことを物語っている。このように、津波による被害及び火災による二次災害の発生はほとんどなか

第63表 昭和53年中の主な被害地震

発生日時	地域又は地震名	規模 (マグニチュード)	被害の概要
昭和 53. 1. 14 12 : 24	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	大島(東京都)及び横浜で震度5。静岡、東京、神奈川、山梨の各都県で被害が生じた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県では死者25人、負傷者205人、家屋全壊96戸、半壊616戸、一部破損4,170戸、非住家被害562戸の他、道路、河川、水道、鉄道、通信施設等の損壊及び山(がけ)崩れによる被害が生じた。</li> <li>東京都(大島町)でも家屋の一部破損150戸、その他、道路及び水道に被害が生じた。また、神奈川、山梨の両県でがけ崩れ各1か所が発生した。</li> <li>この地震による被害総額は約296億6,800万円、災害救助法が適用されたのは静岡県河津町、東伊豆町の2町である。</li> </ul>
昭和 53. 2. 20 13 : 37	宮城県沖	6.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>大船渡で震度5、仙台で震度4を記録し、宮城、岩手、山形の各県で被害が生じた。</li> <li>この地震により負傷者48人、家屋半壊4戸、一部破損5,749戸の被害が生じ、また、停電家屋は19万4,800戸にのぼった。</li> <li>宮城県下では負傷者41人、家屋半壊4戸、一部破損1,332戸の他、道路及び橋りょうの損壊、がけ崩れ等の被害が生じた。</li> <li>岩手県下では負傷者4人、家屋の一部破損4,417戸、非住家被害1,136戸の他、道路、橋りょう等に被害が生じた。</li> <li>山形県では負傷者3人、道路損壊、がけ崩れ等の被害が生じた。</li> <li>この地震の被害総額は約14億6,000万円である。</li> </ul>
昭和 53. 6. 4 5 : 04	島根県中部	6.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島及び呉で震度4。島根県下では、家屋半壊4戸、一部破損140戸の他、道路、水道の損壊、がけ崩れ等があり被害総額は約5億6,500万円である。</li> </ul>
昭和 53. 6. 12 17 : 14	1978年宮城県沖地震	7.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>大船渡、仙台、新庄、福島、石巻で震度5。宮城、岩手、福島の各県を中心に青森、秋田、山形、東京、神奈川、長野の各都県で被害が生じた。</li> <li>この地震により死者28人、負傷者1万1,028人、家屋全壊1,383戸、半壊6,238戸、一部破損12万7,464戸、非住家被害4万4,165戸の被害が発生し、被害総額は2,762億1,000万円である。</li> <li>宮城県下では死者27人、負傷者1万962人、家屋全壊1,377戸、半壊6,171戸、一部破損12万5,322戸、非住家被害4万3,238戸の他、道路、河川、橋りょう、水道、通信、ガス、及び鉄道施設の被害、また山(がけ)崩れ等も各所で発生した。</li> <li>福島県下では、死者1人、負傷者49人、家屋全壊6戸、半壊60戸、一部破損1,672戸、非住家被害496戸の他、道路、橋りょう、水道、通信施設等の被害、また、山(がけ)崩れも発生した。</li> <li>岩手県下では、負傷者11人、家屋半壊7戸、一部破損468戸、非住家被害429戸の他、道路、橋りょう、水道施設等に被害があった。</li> <li>災害救助法が適用されたのは宮城県仙台市、泉市、小牛田町、迫町、鳴瀬町及び米山町の2市4町である。</li> <li>火災は宮城県下で11件、岩手県下で1件発生した。</li> </ul>

ったが、土砂崩れ、ブロック塀等の下敷による死亡者が多かったこと、都市を大きな地震が襲った場合、電気、水道、ガス等の被害により、都市機能が麻ひすること等の問題が改めて提起された。

### 3 風水害等

昭和53年6月10日から7月1日にかけて日本列島を襲った豪雨等により、全国的に被害を生じ、死者・行方不明者20人、負傷者29人、住家の全壊52むね、半壊35むね、床上浸水4,746むねに及んだ。これに対して九州及び東北地方を中心に延べ6県、186市町村において災害対策本部が設置され、延べ約10万人の消防職団員が出動した（昭和53年8月18日政令第312号により激甚災害に指定）。これより先、5月18日には新潟県妙高高原町において大規模な土石流災害が発生し、死者13人など同町に甚大な被害を被らせた。

また、9月12日から16日にかけて西日本を直撃した台風18号は、九州地方を中心に死者10人、負傷者471人、住家の全壊54むね、半壊523むね、床上浸水698むね等の被害を出した。これに対して、延べ4県、144市町村において災害対策本部が設置され、消防職団員延べ2万人が出動した（昭和53年11月10日政令第369号により激甚災害に指定）。

このほか、昭和53年10月24日には前年の噴火によりたい積していた北海道有珠山の火山灰等が、降雨のため泥流となって流下し、3人の死者・行方不明者をはじめ多大な被害を周辺市町村に与えた。

なお昭和53年中の風水害等による被害状況及び各都道府県別の被害状況は、第64表及び附属資料11のとおりである。

昭和54年上半期においては、6月16日から8月7日にかけて日本列島に停滞した梅雨前線による豪雨によって、九州及び中国地方を中心に36府県にわたり死者・行方不明者37人、負傷者87人、住家の全壊108むね、半壊141むね、床上浸水9,303むねの被害が発生した。これに対して、延べ9県、409市町村において災害対策本部が設置され、延べ17万人の消防職団員が出動した（昭和54年9月14日政令第249号により激甚災害に指定）。

第64表 風水害等による主な被害状況

区 分	単 位	昭 和 53 年	昭 和 52 年	増 減
人	死 者	97	171	△ 74
	行 方 不 明	3	3	0
	負 傷	860	1,149	△ 289
建 物	全 壊・流 失	192	1,707	△ 1,515
	半 壊	680	2,114	△ 1,434
	床 上 浸 水	10,251	13,424	△ 3,173
	床 下 浸 水	71,702	83,902	△ 12,200
	一 部 破 損	27,307	7,476	19,831
	非 住 家 被 害	8,046	9,730	△ 1,684
り 災 世 帯 数	世 帯	11,675	29,766	△ 18,091
り 災 者 数	人	39,276	108,794	△ 69,518
被 害 額	百万円	528,692	469,686	59,006

(注) 地震による被害を除いた数値である。

また、昭和54年6月13日、阿蘇山の中岳が爆発を起こし、以後火山活動がにわかには活発化して、9月6日には水蒸気爆発により観光客が3人死亡したほか、16人の重軽傷者を出した。

### 4 石油コンビナート災害

昭和53年中の石油コンビナート災害の発生件数は、第65表のとおり147件となっており、その発生形態としては、火災及び危険物の漏出がほとんどで

第65表 石油コンビナート災害件数の推移

形 態	49		50		51		52		53	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
火 災	81	60%	67	47%	68	43%	59	40%	66	45%
爆 発	4	3	15	11	12	8	14	10	10	7
危険物の漏出	37	27	47	33	47	30	58	40	63	43
そ の 他	14	10	13	9	30	19	14	10	8	5
計	136	100	142	100	157	100	145	100	147	100

あり、全体の88%を占めている。

また、昭和53年以降の主な石油コンビナート災害は次のとおりである。

- ① 昭和53年6月12日、宮城県仙台地区東北石油(株)仙台製油所において、宮城県沖地震により、3万1,000klの重油タンク2基及び2万3,000klの軽油タンク1基が破壊し、約6万8,000klの油が敷地内に流出し、うち数千klの油が海上に流出した。
- ② 同年6月15日、大阪府堺泉北臨海地区ゼネラル石油精製(株)堺製油所において、BTX製造装置加熱炉内のチューブが亀裂して熱油が漏出し火災を起こした。
- ③ 同年8月11日、兵庫県東播磨地区(株)神戸製鋼所加古川製鉄所において、高炉出銑口から火炎が噴出し、天井部の集塵機等を焼損した。
- ④ 同年11月8日、三重県四日市臨海地区昭和四日市石油(株)四日市製油所において、アウターシーバースに係留中のタンカーのバラストシーチェストより原油約105klが流出し、ノリ養殖等に被害を与えた。
- ⑤ 同年12月14日、岡山県水島臨海地区川崎製鉄(株)水島製鉄所において、ボイラーが爆発し、1人が負傷した。
- ⑥ 昭和54年1月8日、神奈川県京浜臨海地区日本触媒化学工業(株)川崎製造所において、空気圧縮用ガスタービンの軸端部から火災が発生し、当該タービンが焼損した。

### 5 その他の災害

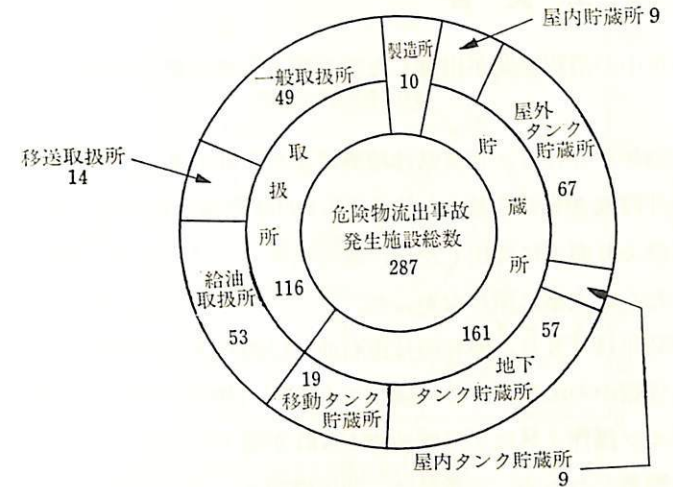
#### (1) 危険物流出等の事故

昭和53年中の危険物施設における流出事故件数（火災に至らなかったもの）は、第66図のとおりである。

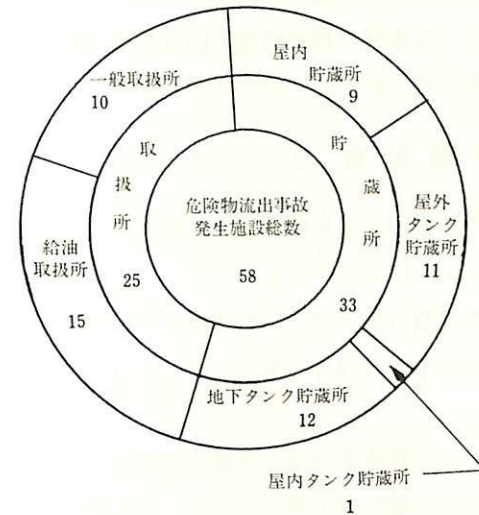
このほか危険物の運搬中に9件、無許可施設において6件の流出事故が発生している。

また、危険物施設の貯蔵機器等が破損したが火災又は流出に至らなかった

第66図 危険物施設における流出事故件数



第67図 宮城県沖地震によって発生した危険物施設における流出事故件数



ものが594件発生している。

危険物施設における流出事故のうち宮城県沖地震によって発生した件数は第67図のとおりである。また、危険物施設の貯蔵機器等が破損したが火災又は流出に至らなかったものは490件発生している。

## (2) 海上災害

昭和53年中の消防機関が出動した主な海上災害の概況は次のとおりである。

- ① 昭和53年6月12日、宮城県沖地震により東北石油(株)仙台製油所において、屋外貯蔵タンク3基から約6万8,000klの油が流出し、数千klが排水処理施設より海上に流出したが、直ちにオイルフェンスを展開して、回収処理したため大事に至らなかった。
- ② 昭和53年11月8日、昭和四日市石油(株)四日市製油所のアウトターシーバーに係留中の大型タンカー隆洋丸(11万7,609総トン)より荷役中、乗組員のバルブ操作ミスにより原油約105klが海上に流出し、ノリ養殖及び海岸線へ漂着したため、三重県は、関係機関との連絡調整を図る一方、四日市市消防本部においても、関係機関とともに消防艇、救助艇、オイルフェンス及び吸着マットにより11日間にわたり油回収処理作業を行った。

なお、このような事故の再発防止を図るため、12月には三重県流出油災害再発防止対策会議を設置し、関係機関と協議したところである。

## (3) 航空機災害

昭和53年中に消防庁が火災報告を受けた航空機火災は5件で、このうち消防機関が出動したものは4件である。

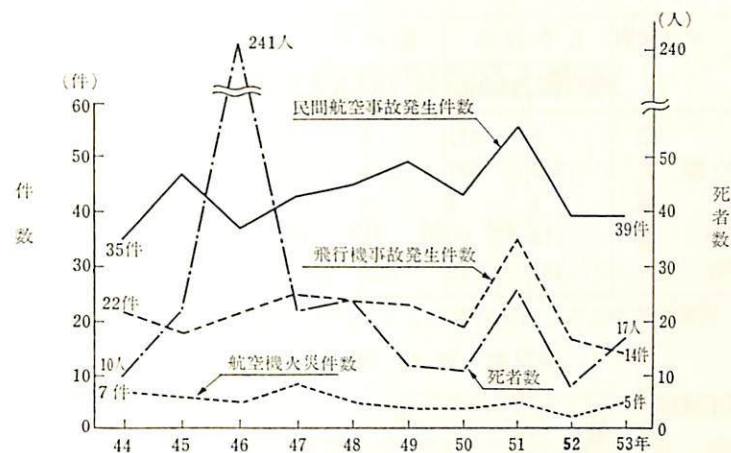
また、民間航空事故(飛行機、回転翼機及び滑空機による事故)は39件あり、そのうち飛行機事故は14件であったが、これによる死者は8人となっている。

昭和44年以降の民間航空事故等の推移は第68図のとおりである。

市街地における主な航空機災害としては、昭和53年9月8日、埼玉県狭山市で航空自衛隊所属のT-33練習機が墜落炎上し、住宅及び共同住宅が全半焼し、乗員2人が死亡する事故があった。

また、死者の多かった航空機災害としては、昭和53年5月17日、高知県高知市において海上自衛隊岩国航空基地所属のP S 1対潜哨戒飛行艇が一の谷

第68図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災以外は運輸省資料による。

山(標高875m)に激突炎上、乗員13人が全員死亡する事故があった。

## (4) ガスによる爆発等の災害

昭和53年中におけるLPガス、都市ガス等のガスによる火災以外の災害の件数及び形態別内訳は第69表のとおりである。

また、これらの災害の形態別の死傷者数は第70表のとおりである。

次に、LPガス及び都市ガスの災害を発生場所別及び発生原因別にみると第71表及び第72表のとおりである。

第69表 ガス災害件数

形態	ガス種別	LPガス	都市ガス	その他のガス					計
				アセチレン	水素	塩素	アンモニア	その他	
爆発	発	386	49	8	1	1	0	18	463
中毒	毒・酸	734	2,429	1	2	10	6	96	3,278
破壊	裂	16	19	1	0	0	2	4	42
その他	他	802	1,168	153	1	11	31	187	2,353
計		1,938	3,665	163	4	22	39	305	6,136

第70表 ガス災害による死傷者数

(単位：人)

形態	ガス種別	L P ガス		都市ガス		その他のガス		計	
		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
爆発	発生	5	421	4	39	1	49	10	509
中毒・酸欠	発生	145	627	611	1,955	26	124	782	2,706
破裂	発生	1	4	0	2	1	2	2	8
その他	発生	14	90	21	125	8	33	43	248
計		165	1,142	636	2,121	36	208	837	3,471

(注) 死者総数のうち、自損行為によるものは、742人である。

第71表 発生場所別件数

発生場所 ガス種別	ガス製造施設		消費先								計
	移送中	その他	飲食店	旅館	共住	住宅	専用住宅	工場・作業場	複合用途 防火対象物等	その他	
L P ガス	14	29	97	3	421	966	69	79	260	1,938	
都市ガス	3	315	93	18	1,195	1,117	44	552	328	3,665	
計	17	344	190	21	1,616	2,083	113	631	588	5,603	

第72表 発生原因別件数

発生原因 ガス種別	誤操作, 換気不備等 主として消費者の注 意不足によるもの				器具欠陥, 工事不良, 点検不備等主として 消費者以外の責任に よるもの				消費の意によるもの	不明	その他	計
	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他				
L P ガス	199	423	99	105	7	194	9	65	641	44	152	1,938
都市ガス	290	380	139	87	9	261	14	107	2,000	124	254	3,665
計	489	803	238	192	16	455	23	172	2,641	168	406	5,603

### 第3 消防行政の現況と施策

#### 1 消防体制

##### (1) 消防組織

###### ア 常備消防機関

昭和53年4月1日現在の消防機関の現況は、消防本部が887、消防署が1,336、出張所が2,771であり、また、消防職員数は11万4,249人となっており、前年と比較すると消防機関は9本部、15署、29出張所、職員数では3,631人の増加となっている(第1-1表参照)。

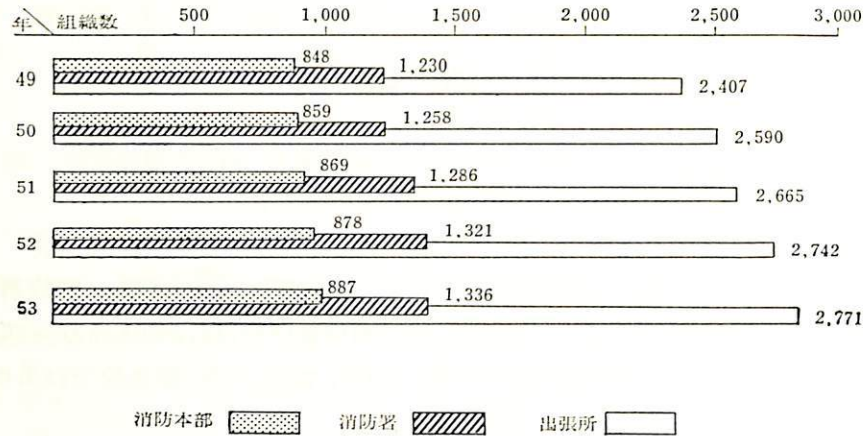
第1-1表 市町村の消防機関の現況

区分	53.4.1現在	52.4.1現在	比較	
			増減数	増減率(%)
消防本部	887	878	9	1.0
消防内市	374	373	1	0.3
消防町・村	105	107	△ 2	△ 1.9
消防一部事務組合	408	398	10	2.5
消防署	1,336	1,321	15	1.1
出張所	2,771	2,742	29	1.1
消防職員数	114,249	110,618	3,631	3.3
消防分団	3,669	3,669	0	0.0
消防分団員数	26,324	26,463	△ 139	△ 0.5
消防分団常備部	1,087,269	1,094,367	△ 7,098	△ 0.6
消防分団常勤消防団員数	18	17	1	5.9
	198	176	22	12.5

更に、最近の5か年間における消防機関の推移は第1-2図のとおりであり、常備化の進展に伴い消防本部・署所数は着実に増加している。また、消

防職員については第1—3図のとおりであり、最近の10年間では2倍以上の増加となっている。

第1—2図 消防本部・署所数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数である。

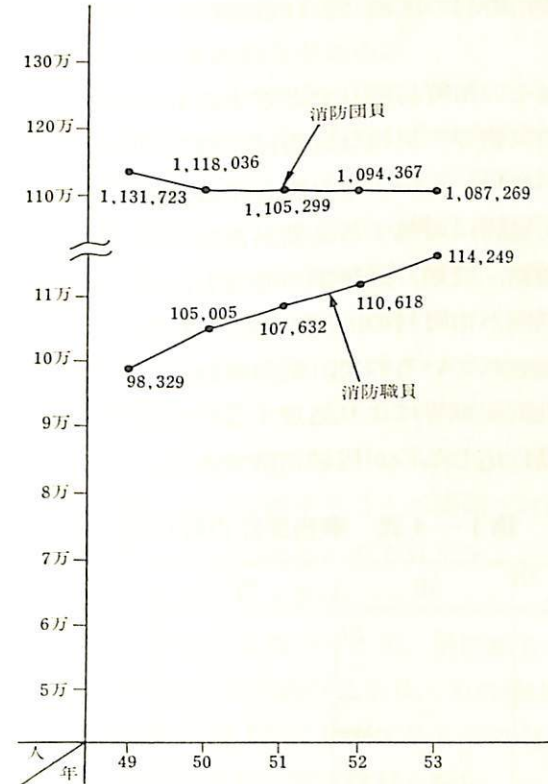
(ア) 常備化の変遷

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域(例外的に常備のみの市町村もある)と②消防団のみが存する地域とがあるが、警防業務、予防業務、救急業務等消防活動を効率的に行う体制としては、一般的には常備消防体制であることが望ましい。

昭和38年4月、消防組織法の一部改正により、消防本部及び消防署を設置すべき市町村が政令で指定されることとなり、昭和46年6月には、常備化の一層の推進を図るため「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」が改正され、すべての市に消防本部及び消防署の設置を義務付けることとし、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定することとされた。

現在、昭和54年4月に政令指定された30町村を含め、2,744市町村が政令指定市町村となり、常備化率は、市町村数で84.3%(市は100%,町村80.4

第1—3図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数である。

%)人口数で96.6%に達している。

このように、常備化は全市町村を通じて相当進展しているが、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく単独での常備化が困難と考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急搬送需要、消防団の体制等の地域の実情から常備化が必要と考えられる地域においては、広域的処理を検討することが適当であり、地理的条件等により広域的処理が困難な場合においては、実情に即した適切な措置(例えば、機関員常備、消防団常備部等)を講ずる必要がある。

(イ) 広域化の変遷

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

しかし、災害はその市町村限りでとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎよし得ない場合が多い。このような場合には、市町村が相互に応援し、又は共同組織をもって災害に対処する必要がある。

特に最近では、道路、交通、通信網が発達し、モーターリゼーションの普及により住民の生活圏が市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離は著しく短縮されているので、消防事務を市町村が単独で処理するよりも、相互応援、共同組織等により処理するのが効率的かつ合理的な場合が多く、こうした要請に応じるのが広域消防である。

第1—4表 事務委託市町村数の推移

年度別	区分	市	町	村	計
49年度まで累計		25	65	5	95
50		—	7	5	12
51		—	2	4	6
52		—	—	—	—
53		—	1	—	1
54(見込)		—	1	1	2
累 計		25	76	15	116

(注) 救急業務のみを委託している町村は含まない。

第1—5表 消防組合数等の推移

年度別	区分	組 合 数	構成市町村数 (A)	常備化市町村数 (B)	(B)に対する (A)の割合 (%)
50		379	1,949	2,528	77.1
51		391	2,018	2,601	77.6
52		403	2,076	2,664	77.9
53		413	2,126	2,714	78.3
54(見込)		421	2,153	2,744	78.5

(ウ) 広域化の種類

広域化の方法としては、消防組織法の規定による相互応援、地方自治法の規定による事務委託及び一部事務組合がある。

相互応援は、消防組織法第21条の規定により、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援し、大規模な災害等が発生した場合に対処しようとするものである。このような相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

事務委託は、消防事務を他の市町村に委託し処理する方式(地方自治法第252条の14第1項)であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託をする形が一般的である。その推移は第1—4表のとおりである。

一部事務組合は、消防事務を2以上の市町村で共同処理するため設立する組合(地方自治法第284条第1項)で、昭和45年頃から昭和49年にかけてこの方式の採用が急激に増加し、その後においても年々増えている。

これは、単独で消防本部・署を設置することが困難な町村が共同して常備化を行う場合において、最も広く利用される方式であり、前述の常備化の進展はこの方式の普及によるところが大きい。

第1—5表は、消防組合設立の変遷であるが、消防組合数は、昭和55年4月1日までには、421組合に達する見込みであり、その構成市町村数2,153市町村は、常備化市町村数全体の78.5%に相当することになる。

しかしながら、消防組合の大多数は設立後日も浅いこともあり、消防団との関係、あるいは人事、財政等の消防行政運用面において種々の問題を内包しており、消防組合の健全な発展のためには、関係者の努力はもちろんのこと、関係市町村の協力と都道府県、国の指導援助が特に必要である。

イ 消防団

近年、消防組合等による消防の常備化が急速に進み、消防本部・署も年々充実整備されてきているが、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては、消防活動は消防団に全面的に依存しており、常備市町村にあっては、特に大火災、地震等の大規模災害の場合には、その防除のために組織的かつ多大な動員体制を要することから、消防団に依存する面が少なくない。このようなことから、常備化の進んだ今日においても、消防団の活躍なくし

ては消防行政の十分な遂行は考えられないと言っても過言ではない。

ところが、消防団員の数は、ここ数年の減少率は鈍化しているものの、なお、減少傾向にあり、最近10年間の減少人員は約17万1,000人にのぼっている(附属資料15参照)。消防団員の減少の原因としては、消防の常備化の進展、これに伴う消防団の再編成、消防団装備の機械化、近代化に伴う定員の節減等があげられるが、社会奉仕に関する意識の変化による入団希望者の減少も見逃せない要因となっている。

消防団員の年齢構成については第1—6表のとおりで、平均年齢は徐々に

第1—6表 消防団員の年齢構成の推移

年齢 年	18歳～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳以上	合 計	平均年齢
49	24,180 (2.2)	442,687 (39.1)	456,190 (40.3)	175,690 (15.5)	32,976 (2.9)	1,131,723 (100.0)	33.1
50	20,747 (1.9)	446,424 (39.9)	438,383 (39.2)	177,594 (15.9)	34,888 (3.1)	1,118,036 (100.0)	33.3
51	18,412 (1.8)	453,442 (41.0)	417,186 (37.7)	178,481 (16.1)	37,778 (3.4)	1,105,299 (100.0)	33.2
52	18,067 (1.7)	466,120 (42.6)	388,990 (35.5)	179,982 (16.4)	41,208 (3.8)	1,094,367 (100.0)	33.4
53	17,593 (1.6)	462,176 (42.5)	384,703 (35.4)	178,655 (16.4)	44,142 (4.1)	1,087,269 (100.0)	33.7

(注) 1. 各年とも4月1日現在の数である。  
2. ( )内は構成比を示し、単位は%である。

高まる傾向を示しており、41歳以上の高年齢層の構成比が高まってきている。また、都市周辺にみられる団員の地域外勤務による昼間不在あるいは東北地方等に多い季節的出かせぎによる団員の長期不在といった現象もみられる。

消防団員数の減少をはじめとするこうした傾向は、消防団の戦力低下をもたらし、ひいては地域の消防力の減退につながるものである。

国としては、消防団員の任務の重要性にかんがみ、消防団員の確保対策として、処遇改善等種々の対策を講じているが、市町村においても、消防団の役割の重要性を十分に認識し、消防団員の確保に努める必要がある。

## (2) 消防施設

消防職団員とともに消防力の基幹を構成する消防機械、消防水利、火災通報施設等の消防施設については、逐年その整備強化が図られており、科学化、機械化が進んでいるが、産業の発展、国民の生活様式の変化に伴い、多様化、複雑化する火災及び各種災害に十分対処するためには、今後とも消防施設の強化を図らなければならない。このため、国では消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)に基づき、これらの施設に対して補助金を交付し、その整備強化を図っている。

### ア 消防機械

消防機関における消防機械の保有状況は第1—7表のとおりであるが、近

第1—7表 消防機械の保有数

(昭53.4.1 現在)(単位:台,艇)

区 分	消 防 本 部	消 防 団	計
普通消防ポンプ自動車	4,363	12,691	17,054
水そう付消防ポンプ自動車	2,238	542	2,780
三輪消防ポンプ自動車	0	7	7
はしご付消防ポンプ自動車	819	1	820
化学消防自動車	763	13	776
救急自動車	3,390	77	3,467
無線指揮車	1,060	24	1,084
消防艇	44	2	46
救助工作車	245	0	245
林野火災工作車	37	9	46
小型動力ポンプ積載車	248	14,471	14,719
手引動力ポンプ	2	901	903
小型動力ポンプ	2,360	47,495	49,855
その他の消防自動車	996	116	1,112

年の傾向としては、高層建築物火災、石油コンビナート火災等に対処するためのはしご付消防ポンプ自動車や大型化学消防車等の整備が進められており、また、都市構造の複雑化に伴う火災の多様化及び特殊災害に対応するための救助工作車等の特殊消防車の整備にも力が注がれている。

今後は、消防ポンプ自動車等の基本的な消防機械の整備を進めるとともに、近年における特殊災害の増加に対処できるよう、より高度の科学消防機械の整備強化及び技術開発を促進する必要がある。

### イ 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火せん、防火水そう、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海水等の自然水利がある。

このうち自然水利は、消防水利として人工水利と並んで重要な役割を果たしており、大きな水利となれば火災に対して水量は無限にあるが、季節、時間により使用不能となったり、取水場所が道路、護岸、埋立等の工事や改修により制限を受けることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利、人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

また、人工水利については、第1—8表のとおり消火せんが73.4%を占め

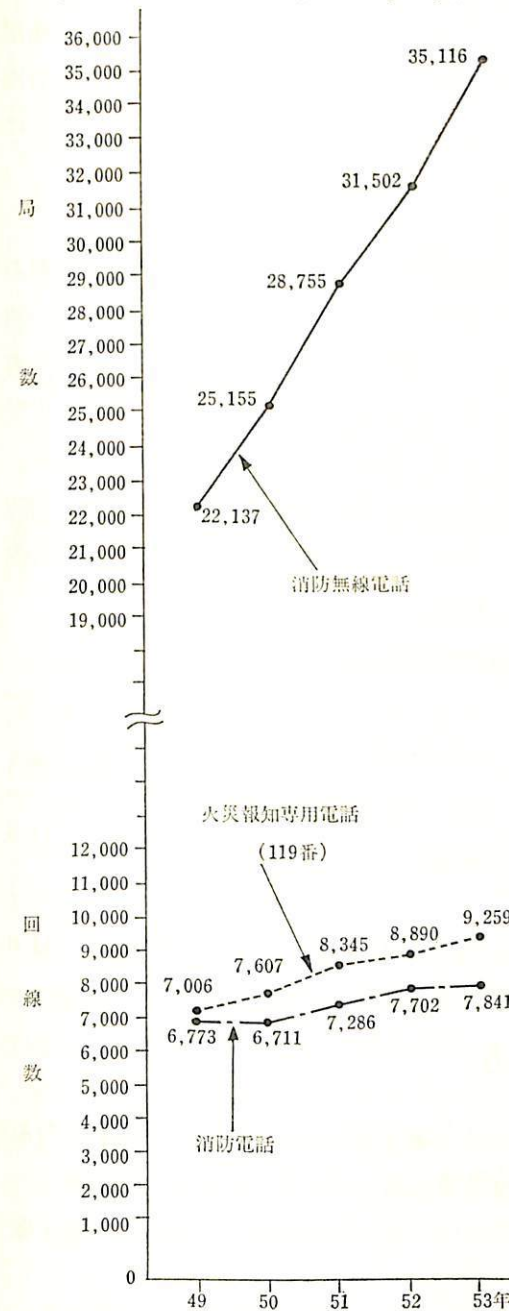
第1—8表 消防水利（人工水利）の保有数

区 分	53.4.1現在	52.4.1現在	比 較		
			増 減 数	増減率(%)	
全国の現有数	951,203 (100.0)	932,870 (100.0)	18,333	2.0	
消 火 せん	698,098 (73.4)	683,553 (73.3)	14,545	2.1	
防 火 水 所 う	230,950 (24.3)	223,955 (24.0)	6,995	3.1	
井 戸	20~40㎡未満	88,992	90,268	△ 1,276	△ 1.4
	40㎡以上	141,958	133,687	8,271	6.6
井 戸	20~40㎡未満	22,158 (2.3)	25,362 (2.7)	△ 3,204	△ 12.6
	40㎡以上	11,342	13,616	△ 2,274	△ 16.7
	10,816	11,746	△ 930	△ 7.9	

(注) ( )内は構成比を示し、単位は%である。

ており、防火水そうの割合は24.3%にすぎないが、近年は、大規模地震に対する関心の高まりもあって、防火水そうの設置が促進されてきている。消火せんのみ偏した水利配置は、水道水源の変化、事故等による水圧、水量の

第1—9図 消防通信施設等の状況



変化といった事態を考慮すると、やはり問題があり、消火せんと防火水そうの適切な組合せにより、バランスのとれた消防水利とするように努めることが望まれる。

### ウ 消防通信施設

火災等の被害を最小限にいとめるためには、火災等を早期に覚知し、すばやく消防隊が現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集並びに指揮命令の伝達を迅速、的確に行うことが重要である。この面で、消防活動にとって、消防通信施設の果たす役割は大きいものがあるが、その種類としては、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある(第1—9図参照)。

#### (ア) 火災報知専用電話(119番)及び火災報知機

火災報知専用電話(119番)は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、昭和53年4月1日現在、全国で9,259回線が設置され、逐年増加してきている。

火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡させるもので、道路等に設置される公衆用のものと、特定の防火対象物の所有者等が設置する自衛用のものがあり、昭和53年4月1日現在、全国で受信装置が158基、発信機が2,024基設置されているが、近年は、火災報知専用電話（119番）の普及による代替が進み、減少傾向にある。

(イ) 消防電話及び消防無線電話

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、平常時、非常時を問わず消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場等における命令伝達、情報収集を行う場合に必要な重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急救助業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており（第1—10表参照）、使用機材についても高性能化が進められている。

第1—10表 消防無線電話の保有数

区 分	53.4.1現在	52.4.1現在	比 較	
			増 減 数	増減率(%)
局 数 (基地局及び移動局)	35,116	31,502	3,614	11.5
中 短 波 ( " " )	53	83	△ 30	△ 36.1
超 短 波 ( " " )	35,063	31,419	3,644	11.6

(3) 関係行政機関との協力

国民生活を大規模な災害や特殊な災害から守るには、ひとり消防機関のみならず、関係行政機関の一致した防災努力が必要であり、また、緊急事態に際しては、関係行政機関を含めた可能な限りの協力を得られる防災体制が確立される必要がある。

このため、災害対策基本法、石油コンビナート等災害防止法等に基づき、

大規模な災害に対して国及び地方の行政機関等が総力をあげて対処するため、中央防災会議、石油コンビナート等防災本部、非常災害対策本部、地震災害警戒本部等の組織により、国及び地方において、それぞれ横断的に必要な連絡調整を行うことができる体制が作られている。

石油コンビナート災害に関しては、石油コンビナート等災害防止法を中心に、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等多数の関係法令に基づき、総合的な観点から防災対策が進められており、また、関係省庁間においても必要な連絡調整を図っている。

海上火災については、昭和43年3月に消防庁と海上保安庁との間で交換された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づいて、市町村消防機関と海上保安庁の機関との間で、両機関が協力して領海内の船舶火災に対する消火活動を実施するための業務協定が締結されている。

次に、航空機災害については、消防庁と運輸省で協議し、昭和45年5月に「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定の準則」を定め、空港所在の市町村は、この協定準則を基本として、空港管理者との間で、消防活動の実施方法について協定の締結を行ってきており、また、自衛隊又は在日合衆国軍が使用する飛行場の周辺地域における航空事故に関する連絡調整体制の整備については、防衛庁及び防衛施設庁と調整をとりつつ、関係団体を指導している。

更に、原子力災害については、昭和54年4月に原子力安全委員会に「原子力発電所等周辺防災対策専門部会」が設置され、原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的、技術的事項が検討されており、また、放射性物質の輸送については、昭和53年12月に原子力安全委員会に「放射性物質安全輸送専門部会」が設置され、事故時の放射性物質の処理方法等について審議することとしており、関係省庁間でも放射性同位元素に係る輸送中の交通事故等に対する体制等について検討が行われている。

## 2 予 防 行 政

### (1) 火災予防運動

#### ア 全国火災予防運動

近年、生活構造の変化に伴い、一般家庭で使用される火気使用器具は多種多様となり、構造も複雑化してきているにもかかわらず、取扱者の慣れから、火を粗雑に扱いがちであるが、火を使用し、取り扱う以上、火の持つ危険性を十分認識して、細心の注意を払わなければならない。

国民一人ひとりがこのことを自覚し、実践することが火災予防上、何よりも重要なことである。

このような観点から、国では毎年春と秋の年2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、自主的な火災予防の実践を促進しているところである。

火災予防に関する運動が現行の年2回、全国的に行われるようになったのは、自治体消防が発足した年の翌年（昭和24年）からである。実施期間はその年々によりまちまちであったが、秋季は昭和28年、春季は昭和30年から、都道府県等関係機関の意見をもとに現行の期間（春は2月末日～3月13日、秋は11月26日～12月2日）に統一し、現在に至っているものである。

#### (ア) 秋季全国火災予防運動（昭和53年11月26日～12月2日）

秋季全国火災予防運動は、火災多発期を迎えるに当たり、国民一人ひとりの防火意識の向上を図ることを目的としている。

昭和53年秋季の運動では、「それぞれの持場で生かせ火の用心」を全国統一標語とし、秋季運動の重点目標として、①専用住宅火災の増加に伴い幼児、老人、身体不自由者等の尊い人命が火災によって多数失われていることから、「幼児・老人・身体不自由者等の焼死防止対策の強化」、②昭和53年上半年期において、多数の死者を伴った火災には、飲食店及び旅館が多く、その原

因の多くは、夜間における防火管理体制の不備と消防用設備の未設置、既存設備の維持管理の不徹底があげられたことから、「バー・キャバレー・旅館・雑居ビル等の防火管理体制の強化」、③防火のカギは住民相互の協力にあることから、「地域ぐるみの防火協力体制の確立」の3点を取りあげ、運動を展開した。

なお、全国いっせい実施事項の具体的内容は、次のとおりである。

- a 「幼児・老人・身体不自由者等の焼死防止対策の強化」
  - (a) 防災物品の普及推進
  - (b) 簡易型火災警報器の普及推進
  - (c) 確実な避難手段の確保
  - (d) 家族ぐるみの寝たばこの防止
- b 「バー・キャバレー・旅館・雑居ビル等の防火管理体制の強化」
  - (a) 消防用設備違反對象物の解消
  - (b) 防火管理者の選任と消防計画の作成指導
  - (c) 夜間の防火管理体制の整備強化
  - (d) 建築物の構造と営業形態に即した消火、通報、避難訓練の徹底
  - (e) 旅館・ホテル等の宿泊者に対する避難口等の周知徹底と二方向避難路の確保
- c 「地域ぐるみの防火協力体制の推進」
  - (a) 家族及び隣り近所による防火の話し合いと、初期消火訓練の実施
  - (b) 地区内及び家庭内における消火器、防火用水等の設置の推進
  - (c) 火気使用器具の点検整備の励行
  - (d) 一人ぐらし老人・幼児等に対する隣り近所の防火協力体制づくりの推進

#### (イ) 春季全国火災予防運動（昭和54年2月28日～3月13日）

春季全国火災予防運動は、空気が非常に乾燥し、強風が吹くことの多い時期に当たり、火災予防思想の一層の高揚を図ることを目的としている。

春季全国火災予防運動は、前年秋季の運動と同一の全国統一標語のもとに「幼児・老人・身体不自由者等を中心とした焼死防止対策の徹底」と「異常

乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」及び「デパート・ホテル・雑居ビル等の自主防火管理体制の確立」並びに「地震災害に対する防火対策の確立」を重点目標として、家庭、屋外、職場とそれぞれの場における防火対策を推進し、国民総ぐるみによる積極的な運動の展開を図った。

なお、全国いっせい実施事項の具体的内容は次のとおりである。

a 家庭の防火対策

- (a) 幼児・老人・身体不自由者等に対する安全への配慮
- (b) 一人暮らし老人の家庭に対する非常連絡ベルの設置と近隣者に対する協力の呼びかけ
- (c) 簡易型火災警報器の普及促進
- (d) 防災物品の普及促進
- (e) 地震災害発生に備えての消火・避難訓練の実施

b 屋外の防火対策

- (a) 異常乾燥時及び強風時における火災予防広報の実施
- (b) 異常乾燥時及び強風時の火気取扱いの注意
- (c) たき火、ごみ焼却時等における消火用具の備えと監視の励行

c 事業所における防火対策

- (a) 地震災害に即応できる自主防災組織の確立
- (b) 防火管理者の選任、消防計画の作成並びに従業員の防災教育の徹底
- (c) 消火、通報、避難訓練等の反復実施

(ウ) 全国山火事予防運動（昭和54年2月28日～3月6日）

全国山火事予防運動は、従来、消防庁と林野庁が各々独自の立場で行っていたが、予防活動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱による予防運動に一元化し、実施期間についても原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせることにしたものである。

例年、林野火災は晩冬から春先にかけて草木の枯れ、空気の乾燥と相まってレジャー人口の増加による入山者の逐増により、たき火の不始末、たばこの投げ捨て等によって起きる火災が多い。

昭和54年の全国山火事予防運動では「消したはず消えたはずから山の火

事」を統一標語として、下記の事項を重点に広報活動や、消防訓練、研究会の開催等の行事の実施を通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、林業労働者、農山村住民、小中学生その他一般国民に対して活動を展開し、林野火災の未然防止に努めた。

- a たき火をした時は、跡始末を完全にすること
- b たばこの吸殻は必ず消すこと
- c 車からたばこの吸殻を投げ捨てないこと
- d 強風又は乾燥時及び枯れ草等のある危険な場所では、マッチの使用やたき火は努めて避けること
- e 火入れの許可を必ず受けること

(エ) 車両火災予防運動（昭和54年2月28日～3月6日）

車両火災予防運動は、昭和26年4月、横浜市桜木町において発生した京浜東北線の国電火災を契機に、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図るために実施されることとなったものである。また、この運動は、当初各地区ごとに実施し、時期的にもまちまちであったが、各方面からの要望もあったため、昭和29年から春季全国火災予防運動の実施期間に合わせて実施することとした。現行のように春季全国火災予防運動実施期間の前半7日間として全国統一を図ったのは、その翌年の昭和30年からである。

昭和54年の車両火災予防運動は、次の事項を重点実施事項として掲げ、消防訓練や、車両及び車庫等の防火対象物に対する査察指導を通じ車両火災の防止の徹底を図った。

- a 禁煙車両内における喫煙の防止と窓からのたばこの投げ捨ての防止
- b 危険物品の車内持込禁止
- c 車両及び駅舎における初期消火、通報及び避難誘導訓練の実施
- d 消火器の点検及び取扱い方法の習熟並びに管理の徹底
- e 食堂車等における火気設備の総点検
- f 車両の防火点検整備
- g 危険物輸送における安全運転の励行

イ 文化財防火デー

この運動は、昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等の貴重な重要文化財の焼失を契機として昭和30年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心に消防庁と文化庁の共唱により全国的に実施しているものである。

昭和54年の文化財防火デーは、第25回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るとともに、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防機関の指導のもとに消火訓練、重要物件の搬出、避難訓練等を積極的に実施し、文化財の防火対策の整備充実に努めた。

#### ウ 民間防火組織

民間の防火組織には、家庭の主婦を主体とした婦人防火クラブと、小中学生を対象とした少年消防クラブとがあり、それぞれの立場において、火災予防に努め、広く火災予防思想の普及に貢献している。

クラブ数及び人員数は、昭和53年4月1日現在、婦人防火クラブでは、8,362団体（前年8,127団体）、109万7,971人（前年104万592人）、少年消防クラブでは、3,718団体（前年4,057団体）、44万1,917人（前年42万2,686人）である。

婦人防火クラブは、従来、その大部分が小都市や町村部に結成されてきたが、最近は大都市においても婦人防火協力隊、家庭防火指導員等の名称を用いてその結成が進められている。このクラブは、各家庭の防火診断をはじめ、火を使用する器具類の正しい取扱い方法、消火器具の取扱い方法、防火座談会や防火映画会の開催等、火災予防のための活動並びに研究を行っている。

近年、特に農山漁村地帯においては、出かせぎ等により消防団員は減少の傾向を示しているが、これを補う意味で、婦人が消火活動にも従事することも多くなってきており、従来の消火器を使用した初期消火訓練だけでなく、日常の訓練においても小型動力ポンプを使用したポンプ操法を実施するなど、実践的な活動を行っている婦人防火クラブも多くなってきている。

少年消防クラブは、少年のころから火災予防に関する知識を身につけさせ、各家庭や学校における火災の防止を図るとともに、火災予防思想の素地

をつくることを目的とするものであって、昭和25年少年消防クラブ取扱要綱が制定されたことにより、学校、消防署又は市町村を単位に全国各地でクラブの結成が始まり、昭和28年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長消防庁長官）が設けられた。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれの地域の地理的条件、気象状況等の環境条件によって異なるが、主なものは視聴覚教育、実地見学、研究発表会、防火弁論大会、避難訓練、防火ポスター等の製作と配布、火災予防運動行事への参加、協力等であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

全国少年消防クラブ運営指導協議会は、少年消防クラブ育成のため、毎年3月に表彰を行い、優良少年消防クラブ及び指導者に対して表彰旗及び記念品を授与している。昭和54年3月に行われた表彰では、表彰旗を授与されたクラブ10団体、記念品を授与されたクラブ25団体、記念品を授与されたクラブ指導者10名である。

## （2） 自主防火体制

### ア 防火管理者制度

火災の発生を防止し、火災が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるためには、公設の消防機関の充実のみでは十分ではなく、国民が自らを守るための防火体制を整えておくことが必要である。

消防法第8条では、この防火管理体制確立の手段として、多数の者が勤務し又は出入する防火対象物で消防法施行令で定めるもの（映画館、ホテル、病院等不特定多数の者又は身体的弱者を収容する防火対象物にあっては、収容人員が30人以上、その他の防火対象物にあっては、収容人員が50人以上のもの）の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出ることを義務付けるとともに防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づく、消火・通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させるよう定めて

いる。また、特に人命安全を図る意味で特定の防火対象物にあっては、年2回以上の避難訓練を義務付け、その実施に際しては消防機関へ連絡することとされている。

日ごろ、「自分の建物では、火災は起り得ない」と考えている人々が火災に遭遇し、その意外な出来事に驚き、個人個人が独自の判断で行動し、被害を大きくしたという例は非常に多い。しかし、防火管理者を中心に自主防火管理体制が確立し、消防計画に基づく各自の任務分担に対する訓練がなされている場合には、突然に発生する火災等の災害に対しても比較的冷静な行動を取ることができ、被害を最小限に食い止めたという例が多い。つまり、自主防火管理体制の確立と、それに基づく訓練の実施が火災等の災害から生命、財産等を守る最良の手段と言えるが、このような体制の確立並びに訓練がなされていない防火対象物がまだ多い。昭和54年3月31日現在の10大都市における防火管理実施状況は第2-1表のとおりである。

このうち、注目すべきことは、複合用途防火対象物や、バー・キャバレー、飲食店等不特定多数の人々が入り出りする防火対象物において、防火管理者の選任及び消防計画の作成率が低くなっていることである。その理由としては、この種の防火対象物は経営基盤が弱小なものが多いこと、また、管理権原者の営利優先意識が強く、防災に対する意識が低いことが考えられる。しかし、この種の用途に供される防火対象物こそ火災等の災害発生に際し、避難に支障をきたすことが多く、被害を出し易いことから、違反對象物の早期是正をはかり、防火管理体制を早急に確立することが望まれるものである。

### イ 共同防火管理制度

消防法は、第8条の2で、高さ31mを超える高層建築物、地下街、一定規模以上の複合用途防火対象物（不特定多数の者又は身体的弱者を多数収容するもの）にあっては、地上3階以上、その他のものにあっては、地上5階以上のものについてその管理権原が2以上に分かれている場合は、各管理権原者は、共同して防火管理に当たることを義務付けている。すなわち、各管理権原者により組織される共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者

第2-1表 10大都市における防火管理実施状況

(昭54.3.31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し ている防火 対象物数		消防計画を作成して いる防火 対象物数	
			選任率 (%)	選任率 (%)	作成率 (%)	
(一)	劇場等	473	444	93.9	412	87.1
	公会堂等	1,898	1,617	85.2	1,298	68.4
(二)	キ+バレー等	929	675	72.7	467	50.3
	遊技場等	2,924	2,385	81.6	1,770	60.5
(三)	料理店等	1,306	1,105	84.6	856	65.5
	飲食店等	9,543	7,078	74.2	5,085	53.3
(四)	百貨店等	6,806	5,544	81.5	4,537	66.7
	旅館等	4,614	4,154	90.0	3,484	75.5
(五)	共同住宅等	27,666	23,360	84.4	16,905	61.1
	病院等	2,759	2,593	94.0	2,399	87.0
(六)	社会福祉施設	3,027	2,889	95.4	2,680	88.5
	幼稚園等	2,785	2,682	96.3	2,471	88.7
(七)	学校	6,506	6,284	96.6	5,815	89.4
(八)	図書館等	227	215	94.7	196	86.3
(九)	特殊浴場	532	459	86.3	382	71.8
	一般浴場	4,233	4,141	97.8	3,874	91.5
(十)	停車場	280	258	92.1	229	81.8
(十一)	神社・寺院等	2,124	1,828	86.1	1,393	65.6
(十二)	工場等	8,248	7,671	93.0	6,777	82.2
	テレビスタジオ等	41	40	97.6	38	92.7
(十三)	駐車場等	528	488	92.4	403	76.3
	航空機格納庫	10	9	90.0	6	60.0
(十四)	倉庫	1,214	1,076	88.6	859	70.8
(十五)	事務所等	19,226	16,686	86.8	12,808	66.6
(十六)	特定複合用途防火対象物	35,943	21,592	60.1	15,095	42.0
	一般複合用途防火対象物	6,812	4,998	73.4	3,537	51.9
(十七)	地下街	42	40	95.2	35	83.3
(十八)	文化財	127	115	90.6	108	85.0
合	計	150,823	120,426	79.8	93,919	62.3

(注) 1. 10大都市とは、札幌市、東京都特別区（事務委託地区を含む）、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市及び福岡市をいう（以下の表について同じ）。  
2. 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である（以下の表について同じ）。

の選任，防火対象物全体にわたる消防計画の作成，消火・通報及び避難の訓練の実施等を協議し，統括防火管理者を中心として防火対象物の安全を図ることとしている。

昭和54年3月31日現在の10大都市における共同防火管理実施状況は，第2—2表のとおりである。

第2—2表 10大都市における共同防火管理実施状況

(昭54.3.31現在)

項目	区分	複合用途防火対象物		指定地下街	計	
		高層建築物	特 定 (3階以上)			一 般 (5階以上)
対象物数		1,797	20,164	3,917	40	25,918
協議事項届出数 (届出率%)		1,000 (55.6)	8,278 (41.1)	1,281 (32.7)	39 (97.5)	10,598 (40.9)

地下街以外においては，協議事項の消防署長等への届出率は非常に低調であるが，その理由としては，営業時間，業種等が異なり，更に防災に対する異なった認識を持つ管理権原者の意思を統一することの困難性があげられている。しかし，高層建築物や，複合用途防火対象物で防火管理体制が十分でないときは，火災の発生が即人命の損傷に結びつく恐れがあり，各管理権原者に対する積極的な指導を実施し，火災予防の万全を図らなければならない。

(3) 消防用設備規制

ア 防火対象物の実態

昭和53年4月1日現在における防火対象物（消防法施行令別表第1(一)項～(四)項に掲げるもので延面積150㎡以上のもの）の数は，第2—3表に示すとおり180万4,332で前年に比べ6万281(3.5%)増加し，昭和52年の対前年伸び率9.0%に比べその伸び率は減少している。

また，10大都市については，44万7,772で前年に比べ7,920(1.8%)増加し，昭和52年の対前年伸び率0.3%に比べその伸び率は増加している。

第2—3表 防火対象物数

(昭和53.4.1現在)

事項	防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等		
防火対象物数	全国	3,055	30,285	7,245	12,125	11,806	41,388	68,074		
	10大都市	510	1,864	2,552	3,762	2,158	8,508	12,811		
	(150㎡以上)	割合	16.7	6.2	35.2	31.0	18.3	20.6	18.8	
事項	防火対象物の区分	(五)		(六)			(七)	(八)	(九)	
		旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	
防火対象物数	全国	85,246	390,180	45,360	29,311	17,677	85,717	1,542	1,734	
	10大都市	11,129	150,964	7,566	2,610	2,833	11,811	215	545	
	(150㎡以上)	割合	13.1	38.7	16.7	8.9	16.0	13.8	13.9	31.4
事項	防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)	(十三)		(十四)		(十五)	
		一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	
防火対象物数	全国	13,461	3,474	37,490	389,069	283,180	18,943	225	145,460	
	10大都市	5,190	900	4,018	68,232	120	4,698	29	26,501	
	(150㎡以上)	割合	38.6	25.9	10.7	17.5	42.4	24.8	12.9	18.2
事項	防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)		計	昭和52年の防火対象物数	増減率(%)	
		事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財				
防火対象物数	全国	166,479	131,718	65,731	65	1,189	1,804,332	1,744,051	3.5	
	10大都市	41,062	44,743	32,129	50	269	447,779	439,859	1.8	
	(150㎡以上)	割合	24.7	34.0	48.9	76.9	22.6	24.8	25.2	

(注) 割合は全国を100とした場合における10大都市の防火対象物の占める%である。

イ 消防用設備等の規制の現況

消防法第17条の規定は、百貨店、地下街、複合用途防火対象物等消防法施行令で定める防火対象物の関係者に対して、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて消防法施行令第7条で定めている基準に従って消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、及び維持することを義務付けている。

また、これらの防火対象物のうち、特定防火対象物（不特定多数の者が利用する防火対象物）にあっては、既存のものであっても現行の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し、維持しなければならないとされている。

こうした消防用設備等は設置の段階から十分な機能維持が図られるようにするため、消防用設備等の設置工事又は整備を行う者は一定の資格を有する消防設備士でなければ行ってはならないとされており、また、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等を設置した場合、消防長又は消防署長に届け出て検査を受けなければならないこととされている。

更に、防火対象物の関係者は防火対象物の用途と規模に応じて定期的に消防設備士若しくは消防設備点検資格者に点検させ、又は防火対象物の関係者が自ら点検し、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告するこ

第2-4表 全国における屋内消火せん設備及びスプリンクラー設備の設置状況 (昭54.3.31現在)

消防用設備等 防火対象物	屋内消火せん設備	スプリンクラー設備
設置必要数	190,042	7,651
設置済数	150,706	6,551
未設置数	4,303	698
既存不適格数	21,071	34
違反数	13,962	368

- (注) 1. 「未設置数」とは、そ及適用を受ける特定防火対象物で屋内消火せん設備又はスプリンクラー設備が設置されていないものをいう。  
 2. 「既存不適格数」とは、現行基準に適合しないが、そ及適用を受けないため法律上は屋内消火せん設備又はスプリンクラー設備の設置を要しないものをいう。  
 3. 「違反数」とは、法令に違反し、屋内消火せん設備又はスプリンクラー設備が設置されていないものをいう。

第2-5表 10大都市における特定防火対象物の屋内消火せん設備及びスプリンクラー設備の設置状況 (昭54.3.31現在)

消防用設備等 事項 防火対象物	屋内消火せん設備					スプリンクラー設備					備考
	設置必要数	設置済数	未設置数	違反数	設置率 (%)	設置必要数	設置済数	未設置数	違反数	設置率 (%)	
百貨店等(注1)	1,038	986	0	52	95.0	341	336	0	5	98.5	そ及設置猶予期限が昭52・3・31である防火対象物
地下街	43	43	0	0	100.0	39	37	0	2	94.9	
特定複合用途防火対象物	4,132	4,009	0	123	97.0	1,128	1,021	0	107	90.5	
劇場等	248	210	38	0	84.7	71	46	25	0	64.8	そ及設置猶予期限が昭54・3・31である防火対象物
公会堂等	257	238	18	1	92.6	36	28	8	0	77.8	
キャバレー等	93	75	16	2	80.6	19	10	9	0	52.6	
遊技場等	160	144	13	3	90.0	76	68	8	0	89.5	
料理店等	172	105	60	7	61.0	2	2	0	0	100.0	
飲食店	270	210	41	19	77.8	20	14	6	0	70.0	
店舗等(注2)	630	496	106	28	78.7	45	26	19	0	57.8	
旅館等	1,298	1,118	162	18	86.1	126	101	25	0	80.2	
病院等	1,525	1,436	78	11	94.2	299	177	121	1	59.2	
社会福祉施設	280	265	12	3	94.6	6	5	1	0	83.3	
幼稚園等	295	236	38	21	80.0	4	1	3	0	25.0	
特殊浴場	34	29	5	0	85.3	1	0	1	0	0.0	

- (注) 1. 1,000㎡以上の小売店舗を含む。  
 2. 展示場、卸売店舗及び延べ面積1,000㎡未満の小売店舗をいう。

とが義務付けられている。

ウ 消防用設備等の設置状況

全国における屋内消火せん設備及びスプリンクラー設備の設置を要するすべての防火対象物の設置状況は、第2-4表に示すとおりである。

なお、10大都市における特定防火対象物の用途別の屋内消火せん設備及びスプリンクラー設備の設置状況は第2-5表のとおりである。

エ 防災規制

(ア) 防災物品使用の現況

高層建築物、地下街等構造形態上防火に特に留意する必要がある防火対象物及び旅館、ホテル、病院、劇場等不特定多数の者や老幼弱者等が利用する防火対象物（防災防火対象物）で使用されるカーテン、どん帳、展示用合板等

の物品（防災対象物品）には、消防法第8条の3の規定により所定の防災性能を有するもの（防災物品）を使用することが義務付けられている。

全国の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、昭和54年3月31日現在、第2-6表に示すとおりである。このような使用実態にかんがみ、防

第2-6表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(その1) カーテン・どん帳等

(昭54.3.31現在)

防災防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)	(五)イ	(六)	
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	病院等	
使用状況区分											
防災防火対象物数		2,842	32,444	6,565	11,332	12,091	49,524	66,572	85,790	44,900	
カーテン・どん帳等を使用しているもの	防災物品を全部使用(%)	1,526 (66.6)	11,830 (58.8)	2,345 (53.3)	3,815 (58.1)	4,446 (54.2)	17,193 (55.3)	19,271 (57.2)	42,381 (63.2)	25,146 (69.8)	
	全部又は一部について防災物品を使用していない	765	8,301	2,051	2,755	3,758	13,893	14,446	24,693	10,858	
	小計	2,291	20,131	4,396	6,570	8,204	31,086	33,717	67,074	36,004	
カーテン・どん帳等を使用していないもの		551	12,313	2,169	4,762	3,887	18,438	32,855	18,716	8,896	
防災防火対象物の区分		(六)		(七)イ	(七)ロ	(七)ハ		(七)ニ	(七)ホ	高層	合計
		社会福祉施設	幼稚園等	特殊浴場	テレビスタジオ等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	建築物		
使用状況区分											
防災防火対象物数		30,254	17,342	1,567	248	138,292	2,981	69	4,141	506,954	
カーテン・どん帳等を使用しているもの	防災物品を全部使用(%)	16,846 (70.8)	8,881 (67.4)	916 (73.3)	137 (80.6)	41,774 (50.9)	838 (57.0)	40 (63.5)	1,473 (44.9)	198,858 (59.4)	
	全部又は一部について防災物品を使用していない	6,953	4,288	334	33	40,271	633	23	1,804	135,859	
	小計	23,799	13,169	1,250	170	82,045	1,471	63	3,277	334,717	
カーテン・どん帳等を使用していないもの		6,455	4,173	317	78	56,247	1,510	6	864	172,237	

(その2) 展示用の合板又は繊維板

(昭54.3.31現在)

防災防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)	(五)イ	(六)	
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	病院等	
使用状況区分											
展示用の合板又は繊維板を全部使用するもの		91	162	30	18	34	52	801	262	80	
展示用の合板又は繊維板を使用していないもの		48	148	23	59	26	96	1,006	234	114	
防災防火対象物の区分		(六)		(七)イ	(七)ロ	(七)ハ		(七)ニ	(七)ホ	高層	計
		社会福祉施設	幼稚園等	特殊浴場	テレビスタジオ等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	建築物		
使用状況区分											
展示用の合板又は繊維板を全部使用するもの		88	86	7	9	690	14	0	50	2,474	
展示用の合板又は繊維板を使用していないもの		123	87	2	21	596	5	0	11	2,599	

(その3) 工事用シート

(昭54.3.31現在)

防災防火対象物の区分		工事中の建築物	比率 (%)
工事中の建築物数		30,090	
工事用シートを使用しているもの	全部防災シートを使用しているもの	14,392	80.0
	全部又は一部について防災シートを使用していないもの	3,591	20.0
	小計	17,983	100.0
工事用シートを使用していないもの		12,107	

炎規制の重要性を再認識させ、なお一層の普及徹底を図る必要がある。

(イ) 防災表示者の認定業務

防災対象物品が所定の防災性能を有するかどうかを誰にでも容易に判別できるようにするため、消防法第8条の3の規定により、防災物品として販売し又は販売のため陳列しようとする場合には、消防法施行規則で定められた

防災表示を付すこととされている。

また、この防災表示の制度を適正に運用するため、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付することができないこととされている。

防災表示者の昭和54年7月31日までの認定者数は1万3,127業者で、前年同期と比較すると945業者(7.8%)の増加となっており、そのうち裁断・施工・縫製業者が829業者と増加分の87.7%を占めている。

(ウ) じゅうたん等の防災化

じゅうたん等については、昭和49年6月から防災製品認定委員会を設け、ここで認められた防災性能のある床敷物が使われるように指導してきたが、昭和53年11月に消防法施行令の一部が改正され、防災物品として新たにじゅうたん等の床敷物が追加され、昭和54年7月1日から施行することとされた。

また、従来、カーテン等について行われていた防災物品の鑑定に加え、じゅうたん等については、昭和54年7月1日以降財団法人日本防災協会において消防法施行規則に定める防災性能基準に基づいて試験を行うこととなった。

オ 予防査察及び措置命令の実態

消防機関は、予防行政の根幹として消防法第4条の規定により、防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する予防査察を行っている。昭和53年中に全国の消防機関が行った予防査察の実施状況は、第2-7表に示すとおりである。

予防査察を行った結果、一定の要件に該当する場合には、消防長又は消防署長は消防法第5条の規定により、所有者、管理者等の権原を有する者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、使用の禁止等必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされているが、昭和53年中に全国の消防機関が、この規定に基づき出した措置命令及び措置命令に基づく是正の件数は、第2-8表に示すとおりである。措置命令の件数が最も多いのは、使用停止に関する命令の12件で、措置命令全体の52.2%を占めている。

また、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができることとされている。昭和53年中に、全国の消防機関がこ

第2-7表 火災予防査察実施状況

(昭和53年中)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等
全 国	2,878	18,077	6,843	10,991	12,146	52,992	51,674	67,735
防火対象物の区分	(六)	(七)		(八)	(九)	(十)		
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場
全 国	211,190	32,715	22,093	12,912	43,007	1,059	1,388	7,344
防火対象物の区分	(十一)	(十二)	(十三)		(十四)		(十五)	(十六)
	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等
全 国	2,057	15,453	168,108	3,283	7,741	113	55,063	75,948
防火対象物の区分	(十七)		(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	計
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財	アーケード	山 林	舟 車	
全 国	112,373	36,688	355	2,652	342	2	5,711	1,040,938

の規定に基づき出した措置命令の件数及び措置命令に基づく是正の件数は、第2-9表に示すとおりである。防火対象物別にみると複合用途防火対象物、百貨店及び旅館に対する件数が184件で全体の60.5%を占めている。全体の是正件数は143件で、措置命令件数に対し47.0%の是正率となっている。また、消防用設備等の別にみると自動火災報知設備、屋内消火せん設備及び消火器具に対する件数が多く、是正率も同じく48.6%と低い。

これらの消防法第5条及び第17条の4の規定による措置命令は、査察結果書の交付、指導勧告書の交付等によっても是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、これらの措置命令を発しても依然として是正されない防火対象物の関係者に対しては、期を失することなく告発等を行い防火対象物における安全性の確保を図らなければならない。

カ 消防同意の実態





第2-9表 消防用設備等に関する措置命令等

設備の種類	防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)			(七)
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学	校
警報設備	自動火災報知	命令	6	3		1	1	8	17	6	1	5	1	1	
		正数	1					2	8		1	1			
	漏電火災警報器	命令						1	1		1				
		正数						1			1				
	消防機関通報	命令													
		正数													
	非常警報	命令		1			1	1	3	1		1			
		正数		1				2							
	小計 (B)	命令	6	4		1	2	9	21	8	1	6	2	1	
		正数	1	1			2	11			1	2			
避難設備	避難器具	命令					1	4	1						
		正数						3	1						
	誘導灯, 誘導標識	命令					2	3	10	3	2	3		1	
		正数							5		2	2		1	
	小計 (C)	命令					2	4	14	4	2	3		1	
		正数						8	1	2	2			1	
合計 (A)+(B)+(C)	命令	6	6		1	6	14	46	45	7	12	4	5	5	
	正数	1	2			1	3	26	19	6	7	2	2	5	

受け、避難階段等の避難施設の改修について検討がなされてきたが、その結果に基づき「建築物防災対策要綱」を定め、避難施設の整備の促進を図るとともに、併せて中小雑居ビルについてもその整備を図ることとされた。

(消防法第17条の4)の状況(つづき)

(昭和53年中)

(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	(二十三)	(二十四)	(二十五)	計
図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	オースタジ	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途	防火対象物一般複合用途	防火対象物一般複合用途	地下街	文化財					
	1				12				5	2	25									95
					7				3	2	11									36
					1				5		1									10
									5											7
											8									16
																				3
	1				13				10	2	34									121
					7				8	2	11									46
					1						3									10
											1									6
											2			1						39
											4			1						17
											3			1						49
											5			1						23
	1				32				14	4	93			3						304
					20				10	4	33			2						143

a 建築物防災対策要綱の概要

建築物防災対策要綱において既存の特殊建築物又は地下街のうち一定の用途、規模、階数を有するものについて、一定期限までに次の防災措

第2—10表 消防同意事務処理状況

(昭和53年中)

申請要旨	内訳	同 意			不 同 意					計
		指導無	指導有	小 計	構造	設備	避難	その他	小計	
新 築		918,184	137,376	1,055,560	101	376	173	199	849	1,056,409
増 築		249,395	45,306	294,701	41	231	60	96	428	295,129
改 築		28,150	4,432	32,582	7	13	1	2	23	32,605
移 転		976	135	1,111	0	0	0	0	0	1,111
修 繕		212	52	264	0	0	0	0	0	264
模 様 替		275	171	446	1	1	0	1	3	449
用途変更		1,376	1,181	2,557	1	15	2	2	20	2,577
そ の 他		10,564	1,292	11,856	0	2	0	6	8	11,864
合 計		1,209,132	189,945	1,399,077	151	638	236	306	1,331	1,400,408

置を講じさせるものとしている。

(a) 地下街以外の建築物

非常時照明対策，たて穴対策，最終避難経路の確保及び非常用の開口部の確保

(b) 地下街

地下道の内装制限，地下道の階段の設置，地下道の末端の階段の幅員の確保及び地下道の非常時照明対策

(c) 中小雑居ビル

避難施設等の維持管理の充実その他の安全対策

b 消防機関の協力体制

要綱に基づく建築物の避難施設等の整備の促進は，特定行政庁が行うものであるが，消防機関は特定行政庁からの要請により，協力して建築物の安全対策を講じていくこととしている。

(ウ) 消防用設備等の保守体制の確立

消防用設備等については，消防法第17条の3の3の規定により設置後においてもその機能維持を図るため，定期的に維持点検をし，その結果を消防機関に報告することを義務付け，また，一定の防火対象物については消防設備点検資格者等の有資格者に点検させなければならないとされている。昭和54

年3月末日までに消防設備点検資格者の第1種（機械系統）は2万6,396人，第2種（電気系統）は2万7,384人のものが資格を得ている。

(4) 消防用機械器具の検定

ア 検定の概要

消防用機械器具等は，消防法第21条の2の規定により，検定に合格し，その合格の表示が付されているものでなければ，販売し又は販売の目的で陳列し，あるいは設置，変更又は修理に係る請負の工事に使用してはならないこととされている。

現在，特殊法人である日本消防検定協会（以下「協会」という。）で行っている検定の対象となる消防用機械器具等は，次の14種類である。

- ① 消火器
- ② 消火器用消火薬剤（二酸化炭素を除く。）
- ③ あわ消火薬剤（水溶性液体用あわ消火薬剤を除く。）
- ④ 動力消防ポンプ
- ⑤ 消防用ホース
- ⑥ 消防用吸管
- ⑦ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具
- ⑧ 火災報知設備の感知器（火災によって生ずる熱又は煙を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。），発信機，中継器又は受信機
- ⑨ 漏電火災警報器
- ⑩ 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ⑪ スプリンクラー設備，水噴霧消火設備又はあわ消火設備に使用する流水検知装置
- ⑫ スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁（配管との接続部の内径が300mmを超えるものを除く。）
- ⑬ 金属製避難はしご
- ⑭ 緩降機

第 2—11表 昭和53年度検定申請数量

種 別	区 分		型式試験		型式変更試験		個 別 検 定	
	年 度	型 式	52	53	52	53	52	53
			件	件	件	件	個	個
消 火 器	大 型		21	—	1	2	13,682	14,155
	小 型		71	86	58	68	3,354,773	3,586,072
消 火 器 用 消 火 薬 剤	大 型		2	—	—	—	39,019	37,895
	小 型		20	26	—	—	2,728,071	2,772,889
あ わ 消 火 薬 剤			18	10	—	—	263,913	190,432
動 力 消 防 ポンプ	消 防 ポンプ 自 動 車		12	5	105	104	1,881	2,025
	手 引 消 防 ポンプ		—	—	—	—	—	—
	重 可 搬 消 防 ポンプ		—	—	—	—	—	—
	軽 可 搬 消 防 ポンプ		1	3	—	—	8,708	7,960
消 防 用 ホ ー ス	ゴ ム 引		46	23	—	43	378,059	462,745
	麻		—	—	—	—	—	—
消 防 用 吸 管			4	6	—	—	14,283	14,596
結 合 金 具			9	10	—	—	371,206	472,454
火 災 報 知 設 備	感 知 器		136	111	29	48	4,002,852	3,960,202
	発 信 機		21	8	4	5	220,978	246,914
	中 継 器		8	6	1	—	9,149	1,748
	受 信 機		36	50	14	21	55,614	55,438
漏 電 火 災 警 報 器			43	15	20	15	100,170	136,633
閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド			73	60	13	15	1,367,374	1,205,648
流 水 検 知 装 置			38	14	17	12	7,341	8,822
一 斉 開 放 弁			32	17	7	16	5,653	6,583
金 属 製 避 難 は し ご			12	12	5	—	53,782	69,100
緩 降 機			5	5	1	1	8,712	8,014
合 計			608	467	275	350	13,005,220	13,260,325

この検定は「型式承認」と「個別検定」とからなっており、検定を受けようとする者は、型式承認を得た後に個別検定を受けなければならない。

「型式承認」は、消防用機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）が自治省令で定める技術上の規格と適合している旨の承認をいう。

「個別検定」は個々の消防用機械器具等が型式承認を受けた消防用機械器具の形状等と同一であるかについて行う検定をいう。

### イ 検定申請数量

昭和53年度における消防用機械器具等の検定申請数量は第2—11表のとおりである。

### ウ 鑑定及び受託試験

協会は消防用機械器具等の検定業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。

「鑑定」は消防の用に供する機械器具等について形状等が一定の技術上の基準に適合しているかどうかの判断を下し、鑑定の依頼者に鑑定書を発行するものである。

現在、鑑定品には次のものがある。

- ① 特殊消防ポンプ自動車
- ② 防災対象物品（じゅうたん等を除く。）及び防災薬剤
- ③ 簡易型火災警報器（昭和53年7月1日開始）

「受託試験」は消防の用に供する機械器具等について、依頼者が希望する試験項目について試験を行い、その試験データを依頼者に提供するものである。

昭和53年度における鑑定及び受託試験の申請件数は、第2—12表のとおりである。

第2—12表 昭和53年度鑑定及び受託試験の申請件数  
(その1)

年度	特殊消防ポンプ自動車の鑑定										防災性能の鑑定			その他の鑑定	受託試験	計
	水そう付	化学	はしご付	屈折はしご付	大型化学	大型高所放水	放水塔付	放水車	大型化学高所	高所放水車はしご付大型	防火布	防火薬剤	防火合板			
52	313	93	26	21	30	54	2	3	4	553	5	8	12	59	1,183	
53	294	115	31	22	90	110	4	11	9	451	2	2	9	40	1,190	

(その2)

種別	区分			
	型式鑑定試験	型式変更鑑定試験	個別鑑定	
	53	53	53	
簡易型火災警報器	差動式	3件	—件	—個
	定温式	3	—	—
	イオン化式	7	4	41,044
	光電式	13	—	22,290
計	26	4	63,334	

### 3 危険物行政

#### (1) 危険物とその規制の概要

消防法は、発火性又は引火性を有する物品をその別表で危険物として指定し、これらの物品のもつ特性を勘案して保安上の規制を行っている。

これらの危険物による災害の発生を防止するため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、危険物施設としての許可を受けなければならないこととされているほか、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査）を受けなければならないこととされている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならないこととされているほか、危険物の貯蔵又は取扱いについてもその基準を定めている。

更に、一定の危険物施設では危険物保安監督者を定め、その者に保安の監督をさせなければならないこととされている。

そのほか、特定の危険物施設には、危険物施設保安員の指定や予防規程の作成を義務付けるとともに、特定の事業所については、危険物の保安に関する業務を統括管理する者及び自衛消防組織の設置を義務付けている。

特に移送取扱所及び屋外タンク貯蔵所のうち、特定のものについては、一定期間ごとに保安に関する検査を受けなければならないこととされている。また、一定の危険物施設は、定期的に点検し、点検記録を作成し、これを保存しなければならないこととされている。

危険物の運搬に関しては、その容器、積載方法、運搬方法の基準が定められている。

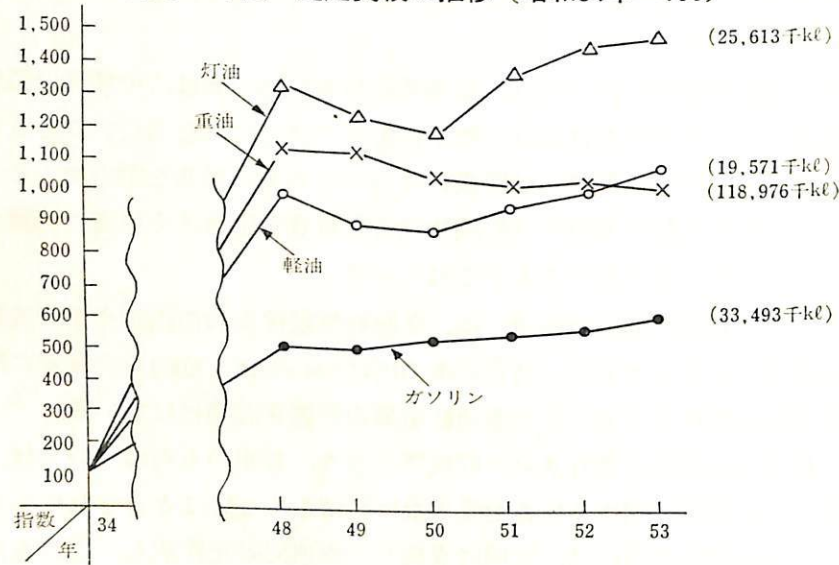
(2) 危険物行政の現状

危険物は、第1類から第6類に区分されているが、このうち石油製品を中心とする第4類の危険物が大半を占めており、これら第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、昭和54年3月31日現在、全危険物施設数55万2,597のうち53万6,970施設(97.2%)に及んでいる。

ちなみに、ガソリン、灯油、軽油及び重油の昭和48年から昭和53年までの生産実績の推移は、第3-1図のとおりである。

これら危険物の生産量は、昭和34年以来、年々増加を示し、昭和48年において急激に増加した。しかし、昭和49年、昭和50年において昭和48年の生産量を下回る傾向を示し、その後の動きが注目されたが、重油を除き昭和51年から再び増加の傾向を示している。

第3-1図 生産実績の推移(昭和34年=100)



ア 危険物施設(製造所, 貯蔵所, 取扱所)

(ア) 危険物施設の数

昭和54年3月31日現在における危険物施設の総数及び許可区分別構成は、第3-2表に示すとおりである。

第3-2表 危険物施設数 (昭和54.3.31現在)

施設の区分 常備非常備 等の別	製造所	貯蔵所						取扱所						合計		
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	貯蔵タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	貯蔵タンク	給油取扱所	第1種取扱所	第2種取扱所	移送取扱所	一般取扱所	小計	小計
消防本部及び署 設置市町村分	4,088	56,509	94,920	18,590	92,433	3,988	48,150	23,133	337,723	78,211	3,497	526	1,239	106,037	189,510	531,321
消防本部及び署 未設置町村分	96	2,019	4,064	339	3,390	206	1,277	759	12,054	4,689	41	15	45	4,304	9,094	21,214
2以上の許可行政 府の区域にわたるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32	—	32	32
計	—	4,184	58,528	98,984	18,929	95,823	4,194	49,427	23,892	349,777	82,900	3,538	541	1,316	110,341	198,636
		(0.8%)						(63.3%)							(35.9%)	(100.0%)
昭和53.3.31現在 総数	—	4,124	57,819	99,456	18,632	90,734	4,286	46,333	24,081	341,341	81,288	3,626	513	1,251	107,389	194,067

第3—3表 危険物施設数の累年比較(指数)

施設の区分 調査期日	製造所	貯蔵所						取扱所						合計	
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種取扱所	第二種取扱所	移送取扱所		一般取扱所
34. 9. 30 現在	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
47. 3. 31 現在	150	190	398	718	951	67	808	465	367	334	219	100	—	916	481
50 "	157	226	515	856	1,380	63	1,116	1,013	493	386	219	2,454	100	1,254	610
51 "	160	234	521	876	1,475	63	1,188	1,021	512	394	218	2,877	107	1,304	629
52 "	163	241	522	890	1,566	62	1,255	1,028	527	401	216	3,569	107	1,346	645
53 "	163	245	522	910	1,655	59	1,314	1,024	539	408	213	3,946	109	1,387	661
54 "	166	248	519	924	1,747	58	1,401	1,016	553	416	208	4,162	115	1,425	676

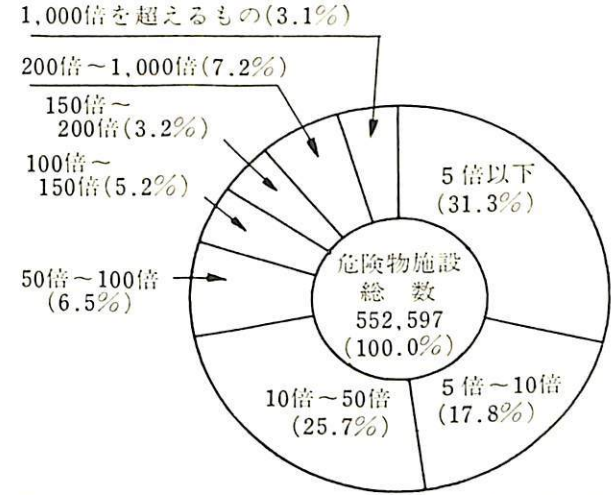
(注) 1. 2及び3を除き昭和34年9月30日現在の数値を100とした。  
 2. 第2種販売取扱所については、昭和47年3月31日現在の数値を100とした。  
 3. 移送取扱所については、昭和50年3月31日現在の数値を100とした。

また、危険物施設の設置の推移を昭和34年の危険物政省令施行当時の施設数を100とした指数によって示すと、第3—3表のとおりである。

(イ) 危険物施設の規模別構成

昭和54年3月31日現在における危険物施設総数の規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の構成は、第3—4図のとおりである。

第3—4図 危険物施設の規模別構成比(昭54. 3. 31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数値である。

危険物施設区分の割合は、前年同期の割合とほとんど変わっていない。

イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が年1回以上実施することとされている。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験の合格者に対しては、危険物の取扱いの資格が与えられる。

昭和53年度中に実施された危険物取扱者試験は、全国で延べ151回であり、その試験の概要は、第3—5表のとおりである。

なお、本制度が発足して以来の合格者総数は、昭和54年3月31日現在、214万8,642人となっている。

第3—5表 危険物取扱者試験の実施状況 (昭和53年度)

種別 区分	甲種	乙種							丙種	合計
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	小計		
受験者数	10,222	2,209	1,839	2,053	187,468	932	6,965	201,466	69,018	280,706
合格者数	3,883	1,575	1,399	1,462	68,326	769	4,507	78,038	40,492	122,413
合格率	38.0	71.3	76.1	71.2	36.4	82.5	64.7	38.7	58.7	43.6

ウ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として5年以内ごとに都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和53年度中における保安講習は、全国で延べ489回実施され、その受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳は、第3—6表に示すとおりである。

第3—6表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種							丙種	合計
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	小計		
49	115,383	6,328	2,692	2,218	3,078	106,723	1,540	7,604	123,855	1,170	131,353
50	102,135	4,661	1,956	1,402	2,246	93,879	941	5,604	106,028	2,802	113,491
51	85,056	3,977	1,765	1,429	1,894	74,009	841	4,598	84,536	6,430	94,943
52	91,046	4,168	1,943	1,627	2,111	78,777	915	5,100	90,473	8,212	102,853
53	107,789	5,576	2,535	2,029	2,397	94,373	1,136	6,918	109,388	7,641	122,605

エ 自衛消防組織等を設ける事業所

危険物施設のうち、石油精製事業所等の一定規模以上の事業所等に対しては、化学消防自動車と人との編成による自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員の指定又は施設の災害防止のため

めの事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

昭和54年3月31日現在、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数は、第3—7表のとおりである。

第3—7表 危険物事業所数 (昭54.3.31現在)

区分 常備非常備の別	自衛消防組織、危険物施設保安員、予防規程を設けなければならない事業所			その他の事業所
	自衛消防組織を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	
消防本部及び署設置市町村分	149	1,513	9,622	214,254
消防本部及び署未設置町村分	1	54	329	9,831
合計	150	1,567	9,951	224,085

自衛消防組織の設置を必要とする事業所150のうち、自衛消防組織の編成について化学消防自動車4台以上、人員20人以上を必要とする事業所は2事業所、3台以上15人以上を必要とする事業所は8事業所、2台以上10人以上を必要とする事業所は20事業所、1台以上5人以上を必要とする事業所は120事業所となっている。

オ 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受けられ、10日間に限り、仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められることとされている。

第3—8表 危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数 (昭和53年度)

区分 常備非常備の別	仮貯蔵	仮取扱い
消防本部及び署設置市町村分	8,383	7,816
消防本部及び署未設置町村分	77	55
合計	8,460	7,871

昭和53年度中にこの承認を受けた件数は、第3-8表のとおりである。

カ 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められないこととされているが、危険物施設を変更する場合において、当該危険物施設のうち、当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前において仮に当該承認を

第3-9表 危険物施設の仮使用の承認件数 (昭和53年度)

施設の区分 製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					合 計	
	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	貯蔵タンク	貯蔵タンク	地下貯蔵所	簡易貯蔵所	移動貯蔵所	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所	第一種取扱販売所	第二種取扱販売所	移送取扱所		一般取扱所
消防本部及び署設置市町村分	2,149	243	4,865	132	527	11	5	87	5,870	19,500	9	3,424	7,878	27,814	35,833
消防本部及び署未設置市町村分	21	—	41	1	3	1	—	—	46	461	—	—	5	65	598
合 計	2,170	243	4,906	133	530	12	5	87	5,916	19,961	9	3,429	7,943	28,345	36,431

第3-10表 危険物施設に対する

施設の区分 製 造 所	貯 蔵 所	貯 蔵 所					合 計
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	貯蔵タンク	貯蔵タンク	地下貯蔵所	
消防本部及び署設置市町村分	検査施設数	2,559	31,178	58,998	10,114	50,829	2,205
	延回数	5,274	39,543	86,808	12,302	64,191	2,924
消防本部及び署未設置市町村分	検査施設数	34	478	1,097	122	809	39
	延回数	35	480	1,116	122	814	39
計	検査施設数	2,593	31,656	60,095	10,266	51,638	2,244
	延回数	5,309	40,023	87,924	12,424	65,005	2,963

受けた部分を使用することができるとされている。

昭和53年度中にこの承認を受けた件数は、第3-9表のとおりである。

キ 予防査察及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所の所有者等に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、製造所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができることとされている。

昭和53年度中に市町村長等が行った予防査察の実施状況は、第3-10表のとおりである。

予防査察を行った結果、危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱い、又は当該施設の位置、構造又は設備が消防法令に規定される技術上の基準に違反していると認められる場合、市町村長等は、当該基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いをすべきこと、又は当該基準に適合させるよう施設を修理し、

予 防 査 察 実 施 状 況

(昭和53年度)

所			取 扱 所					合 計	
移動貯蔵タンク所	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所	第一種取扱販売所	第二種取扱販売所	移送取扱所	一般取扱所		小 計
34,009	13,176	200,539	57,028	2,021	317	927	67,947	128,240	331,338
44,201	17,088	267,057	90,288	2,608	413	1,897	96,981	192,187	464,518
253	177	2,975	1,435	12	—	16	1,340	2,803	5,812
253	179	3,003	1,497	12	—	20	1,384	2,913	5,951
34,262	13,353	203,514	58,463	2,033	317	943	69,287	131,043	337,150
44,454	17,267	270,060	91,785	2,620	413	1,917	98,365	195,100	470,469

第3—11表 危険物施設及び無許可

命令の区分	施設の区分	製造所	貯蔵					合計
			屋内貯蔵所	屋外タンク所	屋内タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	
製造所等における危険物の貯蔵取扱いの基準に関する遵守命令（法第11条の5）		42	414	478	99	509	24	
製造所等の位置、構造、設備の基準に関する措置命令（法第12条第2項）	修理命令	66	154	609	80	248	7	
	改造命令	13	27	258	43	17	7	
	移転命令	7	3	5	—	—	—	
	小計	86	184	872	123	265	14	
製造所等の使用停止命令（法第12条の2）		1	—	4	1	—	—	
危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）		3	191	49	5	7	11	
計		132	789	1,403	228	781	49	

（注）危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令については、当該施設が設置許可を受けるべき危険物施設の欄に記入した。

改造し、又は移転すべきことを命令することができることとされており、その命令に違反した場合等は、施設の使用を停止することができることとされている。

また、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、危険物の除去その他危険物による災害防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている。

昭和53年度中の市町村長等によるこれらの命令の行使状況は、第3—11表のとおりである。

ク 防油堤等に係る金融上の措置

昭和51年の危険物規制法令の改正により防油堤の改修等を行わなければならない危険物施設に対しては、日本開発銀行の融資制度が設けられていたが、昭和54年度からは、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の融資制度が追

施設に関する命令状況

（昭和53年度）

所			取扱所					合計	
移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所	小計	合計
237	142	1,903	1,128	30	1	—	573	1,732	3,677
173	81	1,352	1,070	1	—	6	478	1,555	2,973
26	7	385	153	1	1	—	71	226	624
7	3	18	10	—	—	—	23	33	58
206	91	1,755	1,233	2	1	6	572	1,814	3,655
9	1	15	12	—	—	—	2	14	30
28	116	407	67	2	1	—	44	114	524
480	350	4,080	2,440	34	3	6	1,191	3,674	7,886

加されている。

ケ 東北石油仙台製油所石油タンク破損原因調査

昭和53年6月12日の宮城県沖地震によって東北石油（株）仙台製油所の屋外タンク3基が破損したが、この事故の重大性にかんがみ、消防庁では、危険物技術基準委員会において事故原因の調査究明に当たってきた。

同委員会では、7回に及ぶ委員会の開催、6回にわたる現地調査を行い、地震、地盤、タンクに関する多岐にわたる項目について調査し、またタンクの応力解析、地震時の挙動解析を行ったが、その結果は、昭和54年9月20日報告書として発表したところである。

今回の調査では、破損タンクの存する地区の地盤の特異性や破損タンクとそれ以外のタンクとでの基礎地盤の性状の差は見出せなかったが、破損タンクの底板の腐食減肉や、地震時のタンクの沈下現象がみられたほか、震害実

態の複合現象としてアップリフト(片持ち上り)が生じたものと考えられる。また、微小変形弾性解析モデルによる応力解析において、タンクの腐食を考慮すると、破損タンクが他のタンクと異なった領域に区分されうるという結果も得られている。

今後は、地震によるタンクの破損について学問的にも更に検討・究明していくほか、今回の調査結果を踏まえて、タンクの耐震性の再確認、点検、補修等の安全対策の実施を指導していく必要がある。

### (3) 危険物関係法令の改正

危険物の運搬容器等に関する規制については、昭和52年度に大幅な改正を行い、広汎かつ大量化する危険物の運搬の安全確保を図ったところであるが、更に、昭和53年10月に危険物の規制に関する規則の一部を改正し、運搬容器の基準の整備、追加を行い、併せて書類様式の簡略化を図った。

今回の改正の要旨は次のとおりである。

- ① 動植物油類の運搬容器及び包装の外部に行う表示の一部について、弾力的な取扱いを認めた。
- ② 生石灰及び塊状の硫黄の収納・運搬容器の範囲を拡大した。
- ③ 危険物保安監督者選任届出書その他の書類様式における本籍の記載の簡略化を行った。

### (4) 石油パイプラインの規制

石油類の陸上輸送は、タンクローリ、鉄道のタンク車等により行われているが、道路交通のふくそう、鉄道ダイヤの過密化等により、これらの車両による円滑な輸送は困難な状況となり、パイプラインによる輸送が計画されるに至った。これに伴い、パイプラインの保安の確保を図ることが極めて重要になってきたことにかんがみ、施設の保安及び当該事業を一元的に規制するために、昭和47年石油パイプライン事業法(通産、運輸、建設及び自治の4省共管)が制定された。

自治大臣は同法の定めにより、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の

認可、立入検査等保安に関する事、②基本計画の策定及び事業の許可に当たって主務大臣に意見を述べる事等について、保安上の観点から関与することとなっている。

また、昭和47年石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令が制定され、昭和48年同省令に基づく技術上の基準の細目が告示されたが、その後、船舶送受油導管系等の技術上の基準の整備、強化等に伴い、省令及び告示の改正が行われている。

新東京国際空港パイプライン1系統に関する基本計画は、昭和53年9月に告示され、新東京国際空港公団により工事計画の認可申請がなされ、同年10月に認可が行われた。

なお、石油パイプライン事業法の適用外のパイプラインは、消防法において移送取扱所として規制されている。

### (5) ガス災害の防止

LPガス等による災害を予防するため、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べ、LPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けているほか、圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、又は取り扱う者はその旨を消防機関に届け出なければならない。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、自損行為による場合を別として消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消費者保護の見地からも、消防機関は、日常の予防査察を通し、一般家庭等に対しガスの性状、ガス使用器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。なお、消防関係者に対しては、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

また、昭和45年4月の大阪市大淀区の地下鉄工事現場におけるガス爆発事故の後、消防庁としては工事に際しての適切な通報、連絡体制の確保等について通達を行い、ガス爆発事故の発生及び被害の防止に努めてきたが、昭和54年5月20日に静岡県藤枝市において発生したガス事故では、10人の死者を

出しており、ガス災害対策については、今後更に対策を推進する必要がある。

## 4 防 災 対 策

### (1) 防災体制の整備

#### ア 防災組織

防災全般を通ずる総合的な防災組織として、災害対策基本法は、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとし、行政機関のほか日本赤十字社など関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効に対処するための防災計画の作成とその円滑な実施について定めている。

また、災害に際して防災上必要がある場合は、国に非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村には災害対策本部を設置して対策を推進することとしている。

#### (ア) 防災会議

都道府県防災会議は、昭和54年7月1日現在、全都道府県に設置されている。

市町村防災会議については、3,278団体（特別区を含む。）中3,223団体が設置しており、災害対策基本法により設置を免除されている団体（5団体）を考慮すると、設置率は98.5%である。未設置団体は、沖縄県下の市町村のみである。

昭和53年度における防災会議の開催状況をみると、都道府県については40団体（85.1%）、都市（市及び特別区669団体）については427団体（63.8%）が会議を開催しており、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行い、関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、防災会議の部会として従来から、震災対策部会、救急医療部会、原子力災害部会等が設置されているが、昭和53年度中に5県で地震対策を専門

に検討するための部会が新設された。

#### (イ) 災害対策本部

昭和53年中の災害対策本部の設置状況は、都道府県においては、延べ27回、市町村では、620団体にわたっている（附属資料11参照）。

#### (ウ) 防災主管部課

すべての都道府県において、消防防災に関する事務を専管する課が設けられ、地域防災計画の策定等災害対策基本法に基づく事務及び消防に関する市町村の指導など消防組織法に基づく事務をはじめ、広汎多岐にわたる事務を処理している。

特に近年における災害の広域化、多様化の傾向から、広域地方公共団体として都道府県の防災に果たす役割が重要視されているため、消防防災の主管課は、国、市町村、事業所その他の防災関係機関と協力して大規模災害、特殊災害に対する防災計画の策定、防災訓練の実施、防災資機材の整備・備蓄等の災害防止対策の推進に努めている。

市町村においては、消防本部等の消防機関のほか、市町村長部局の部課に防災会議、防災計画等に関する事務を所掌させ、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っているものが多く、更にすすんで、これらを専管する部課を置く都市が増える傾向にある。

#### (エ) 地域の自主防災組織

災害対策基本法は、災害に有効に対処するため防災関係機関における防災組織を整備するのみならず、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図ることを市町村の責務としている。

昭和54年4月1日現在、全国669都市（市及び特別区）で設置されている住民の自主防災組織は1万4,709団体あり、組織率（総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は19.6%となっている。特に静岡県においては、県内全市（21市）にわたり合計1,775団体の自主防災組織が設置されており、組織率も64.2%と43都道府県中の最高となっている。次に組織率が高いのは、東京都の51.3%で、49市区中30市区で合計3,098団体の自主防災組織が設置されている。

これらの組織では、平常時は約6割の組織で防災訓練を実施しているほか、約4割の組織で防災に関する講演等が、約3割の組織で三角バケツ、消火器等の頒布又は共同購入が行われている。災害時においては、ほとんどの組織（約8割）で初期消火活動を実施するほか、負傷者等の救出・救護（約6割）、住民の避難誘導（約6割）、情報の収集伝達（約5割）、給食・給水（約5割）等の防災活動を実施することとしている。このため、ほとんどの組織（約9割）で何らかの防災資機材を保有しており、特に約半分の組織で可搬式動力ポンプ等の初期消火用資機材が保有されているほか、携帯用無線通信機等の情報連絡用資機材（約3割）、救急医療セット等の避難・救出・救護用資機材（約2割）等が保有されている。

これらの自主防災組織を育成するために87都市が資機材購入費、運営費等に対する補助金交付制度を設けているほか、91都市で資機材等の現物支給を行っている。消防庁としても、地震等の大災害に備えて今後とも都道府県及び市町村による自主防災組織の育成につき指導を充実していく必要がある。

#### イ 防災計画の整備

地域防災計画は、都道府県又は市町村の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき事務又は業務等について定める総合計画である。

都道府県地域防災計画は、全都道府県において作成されており、昭和53年度において91.5%に当たる43府県が修正を行っている。市町村では全国3,278団体（特別区を含む。）の98.4%に当たる3,225団体において市町村地域防災計画を作成しており、昭和53年度においては、その11.2%に当たる362団体が計画の修正を行っている。

このように、災害をとりまく環境の変化に対応して所要の修正が行われているが、その修正内容は、災害危険地域の掲上、情報連絡網の整備のほか、震災対策、活動火山対策等各種災害対策をとり入れるなど逐次実効性のあるものとなってきている。

今後未作成の市町村が早急に計画を作成すべきことはもとより、既に作成済みの団体においても毎年これに検討を加え、地域内で想定されるすべての災害に有効に対処し得るよう、各般の対策について更に具体化を図ることが

必要であり、消防庁としても、この趣旨に沿って指導しているところである。

## ウ 防災訓練の実施

災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するためには、防災訓練を実施し、日ごろから実戦的な対応能力をかん養しておくことが必要である。消防庁では、地方公共団体に対して防災関係機関及び住民と連携して、総合的かつ実践的な防災訓練を少なくとも年1回実施するよう指導しており、その実施回数も逐年増加してきている。

昭和53年度においては46都道府県が延べ77回（前年度延べ71回）の防災訓練を実施している。また、都市（市及び特別区）では669団体中319団体（47.7%）が延べ431回の防災訓練を実施している。訓練に際しての災害想定は、都道府県の場合、地震が最も多く、次いで台風等の風水害、コンビナート災害、林野火災、大火災の順となっており、訓練の形態も、地域住民等の参加を得た総合（実働）訓練が圧倒的に多い（附属資料13参照）。

## エ 防災施設設備の整備

### （ア）コミュニティ防災センター

消防庁では、「自主防災組織の手引」等を配付して、法令により自衛消防組織の設置が義務付けられている施設以外の施設についても、自主的な防災組織の設置を促進するよう指導してきたところであるが、昭和54年度から市町村が整備するコミュニティ防災センターへの補助制度を創設し、地域住民の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の中で実施される住民の自主防災活動の拠点づくりを促進することとしている。

補助の内容としては、非常用品及び防災資機材を保管する倉庫、災害時には飲料水源としても利用できる兼用貯水そう、可搬式動力ポンプ等の防災資機材であり、この中から市町村が地域の実情に応じて必要とする事業を選択させ、1箇所当たり7,500万円を補助基準額として実施するものである。ちなみに昭和54年度は全国30箇所コミュニティ防災センターが設置される予定であり、今後、地域の自主防災組織の活動拠点として、本事業を質量ともに充実していく必要がある。

### （イ）防災ヘリコプター

都道府県は、近年における災害の広域化、多様化に伴い、広域地方公共団体として防災に果たす役割が重要視されつつあるが、消防庁では、都道府県知事による迅速かつ効率的な災害応急対策を推進するため、昭和54年度から防災ヘリコプターに対する補助制度を創設した。防災ヘリコプターは、一都道府県内にとどまらず、全国9ブロック内で広域的に利用することが期待されており、初年度は北海道及び関西ブロック（兵庫県）に配備される予定である。

## （2）防災無線通信網の整備

災害態様の複雑多様化に対応して的確な災害対策を実施するためには、正確かつ迅速な情報の収集及び伝達に必要な通信網を整備することが重要である。

この主軸となる防災無線通信網は、①国（消防庁）↔都道府県、②都道府県↔市町村、③市町村↔地域（集落等）等に分類される。

特に最近、震災対策における地震予知情報等の伝達をはじめ各種の災害情報の収集及び伝達に万全を期することが急務となってきており、今後とも無線通信施設の整備を一層推進するとともに、併せてこれら相互の有機的な運用体系を確立する必要がある。

### ア 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網は、国と地方とを結ぶ防災用ホットラインの幹線として現在46道府県との間で運用中であるが、大規模災害対策に必要な情報の伝達媒体としてますますその重要性を増してきているので、従来の電話のみの運用に加え、昭和54年度から高速ファクシミリ装置を併設し、文書等により正確かつ迅速な情報伝達が行えることとした。

### イ 都道府県と市町村を結ぶ防災行政用無線通信網

都道府県と市町村を結ぶ防災行政用無線通信網は、初期の段階においては水防その他各行政目的別の無線通信系として個別に整備されてきたが、そのほとんどが都道府県の出先機関までの通信系であったため、市町村からの災害情報の収集が困難であった。しかし、近年、地域防災計画等の整備と相ま

って、情報の収集伝達体制の確立が緊要課題となり、各都道府県において市町村を含む総合的な防災行政用無線通信網の整備が進ちよくした。

消防庁は、この通信網の整備事業に対し、昭和48年度から1都道府県当たり1億円の国庫補助金を交付し、更に昭和51年度からその交付額を平均4億円に引き上げて整備の促進を図っている。

昭和54年8月1日現在の整備現況は、単独整備を含め運用中の府県が25、整備中の都道県が11であり、運用中及び整備中を含めての全体の進ちよく率は77%となっている。

#### ウ 市町村の区域内における消防・防災行政用無線通信網

市町村の、行政区域内における消防・防災行政用無線通信網としては、市町村の消防機関が消防救急業務専用として用いる無線通信網と市町村とその出先機関、集落等を結ぶ防災行政用無線通信網の2つに大別できる。

##### (ア) 市町村の消防・救急業務用無線通信網

消防本部及び消防署に基地局を、消防ポンプ自動車、救急自動車等に移動局を設置して、情報収集、指揮、連絡等に活用する無線通信網としては、昭和53年4月1日現在、無線局数が3万5,116局で、この1年間に3,614局増加した。

##### (イ) 市町村と出先機関・集落等を結ぶ防災行政用無線通信網

防災の第1線機関である市町村においては、地域住民に対して気象警報、避難の勧告、指示等の伝達を行い、併せて集落からの災害情報を収集する体制を確立することが、防災対策として極めて緊急な課題である。

従来から、一部の市町村においては、気象予警報の伝達あるいは平常時の行政広報を含めて集落等に同報通信方式による無線局を設置している例があるが、この方式は一方的な情報伝達手段であるため集落等からの情報を市町村で得ることができず不十分であった。

このため消防庁は、防災対策の強化が特に急がれる台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域の市町村を対象として昭和53年度から国庫補助制度（補助率1/3、限度額2,000万円）を創設した。国庫補助の対象となる事業は、市町村役場に固定局及び基地局を設

置し、集落等に無線拡声用屋外同報装置及び可搬型無線設備を配備し、同報通信の機能と相互交信の機能を併せもつ無線通信施設の整備事業であり、昭和53年度は37市町村に3億7,500万円、昭和54年度は32市町村に4億9,700万円を交付し整備の促進を図っている。

#### エ 防災関係機関相互間を結ぶ防災機関相互無線通信網

防災機関相互無線通信網は、可搬型無線機を使用して、主として災害現場において、防災関係行政機関、公共機関、地方公共団体等が災害応急活動に必要な情報を交換するための相互連絡網を構成しようとするものであり、制度としては昭和50年度から発足したものである。

消防庁は、震災対策あるいは石油コンビナート災害対策等で他の防災関係機関と連携的な防災活動を必要とする市町村については、この無線設備を常備するよう都道府県を通じて指導しているところであるが、この設備が災害時にその機能を十分発揮しうるよう、あらかじめ地方公共団体が中心となってその運用体制の確立に努力する必要がある。

### (3) 風水害対策の推進

#### ア 災害危険箇所のは握

災害に強い地域づくりを推進するため、治山、治水事業等の災害防止事業が施行されているが、風水害は毎年のように全国各地で発生しており、災害危険箇所もなお少なくない。

このため消防庁は、従来から都道府県及び市町村に対して、災害危険箇所を的確には握し、地域防災計画に掲げるとともに、特に市町村においては、災害危険箇所ごとにきめ細かく警戒避難体制を確立するよう指導してきた。なお、昭和53年度から同計画に掲げられている災害危険箇所で行きわたる自然災害防止事業に対し、地方債措置が講じられているところである。

#### イ 防災資機材の整備

風水害対策を具体的に現地で実施する責に任ずる都道府県及び市町村にあっては、水防資機材などの防災資機材の整備、点検に常時努めなければならないが、また、消防庁においては同時に防災資機材の近代化と質的向上をも図る

よう指導している。

#### ウ 住民に対する広報活動の徹底

風水害による被害を最小限に食い止めるためには、住民の災害に対する備えが基本となる。このため消防庁では、テレビによる広報活動を実施するとともに、都道府県及び市町村に対しても、住民への防災知識の普及、防災関係機関がとっている防災対策の周知徹底に努めるよう指導している。

#### (4) 活動火山対策の推進

我が国は、70近くの活火山を有する世界屈指の火山国であり、これら活火山は噴火活動等に伴う噴石、溶岩流、降灰等により、周辺地域の人命、住家、農作物等に対して甚大な被害を与えることが少なくない。

このため消防庁では、昭和48年7月に制定された活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律（昭和53年4月「活動火山対策特別措置法」と改称）に基づいて避難施設緊急整備地域に指定された阿蘇山及び桜島の周辺地域に対して、退避壕、退避舎等の退避施設の整備に要する費用の一部を補助するとともに、警戒避難体制の整備等に関して関係地方公共団体を指導してきた。

また、昭和54年6月には、有珠山周辺地域が新たに避難施設緊急整備地域に指定され、火山灰等による泥流災害に対処する施策が講じられることとなった。

## 5 震 災 対 策

### (1) 国の震災対策の現況

#### ア 大都市震災対策推進要綱に基づく震災対策

消防庁長官の諮問機関である消防審議会が、昭和45年3月に行った「東京地方（関東地方南部）における大震火災対策について」の答申をもとに、中央防災会議が、昭和46年5月「大都市震災対策推進要綱」を決定し、これに基づき大都市における震災対策が推進されてきたが、現在、我が国における震災対策は、大都市に限らずこの要綱に基づき推進されている。

また、当面の震災対策の課題については、昭和50年8月の中央防災会議において決定された「当面の防災対策の推進について」に基づき、特に、次の事項に重点をおいて推進することとされている。

#### (ア) 都市防災化の推進

大都市圏における広域避難地、避難路、消防水利、浸水対策施設及び緩衝地帯等の震災に対する防災施設の整備を促進することとし、特に緊急に整備を要する事業については、重点的かつ計画的に、その整備を推進するものとする。

#### (イ) 防災体制の強化及び防災意識の高揚

震災発生時の消防、救急、救護、警備等の各般にわたる防災活動が迅速かつ的確に行えるよう、関係諸機関は、防災体制の強化に努めるとともに、震災に関する知識の普及、震災対策訓練の実施及び自主防災組織の育成強化を図るものとする。

#### (ウ) 地震予知の推進

地震予知の実用化のため、関係諸機関は、測地学審議会の建議の趣旨に沿って、緊密な連携のもとに地震予知に関する研究、観測を一層強力に推進するものとする。

### イ 地震予知の推進

昭和51年10月の閣議決定により、地震予知の推進に関する重要な施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ計画的な施策を推進するため、内閣に地震予知推進本部が設置された。

同本部の決定に基づき、昭和52年4月地震予知連絡会に「東海地域判定会」を設置し、東海地域における短期的な地震予知の推進に当たってきたが、昭和54年8月7日大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域が指定されたことに伴い、東海地域判定会を廃止し、同日から気象庁に「地震防災対策強化地域判定会」として発足させ、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震の発生のおそれに関する判定を行い、地震予知の推進を図ることとされた。

### ウ 大都市震災対策連絡会議の設置

昭和46年5月に「大都市震災対策推進要綱」を決定して以来、中央防災会議は、大都市の震災対策を効果的に推進するため、13の事項別分科会を設け、対策の具体化のための措置について検討を加え、実施可能な施策については、逐次実施に移してきたが、昭和49年10月、従来の分科会を「都市防災」、「防災体制」、「避難対策」、「救護対策」、「情報通信対策」及び「研究」の6分科会に再編成し、これらの分科会を総合した機関として中央防災会議事務局に關係省庁で構成する「大都市震災対策連絡会議」を設け、各省庁の震災対策の連絡に当たってきた。

### エ 大規模地震対策特別措置法の制定

大規模地震対策特別措置法が昭和53年6月15日に公布され、同年12月14日から施行された。

本法は、マグニチュード8程度以上の地震については、その前兆現象をとらえることがかなりの確度をもって可能であり、これによって地震予知が可能であるという考えにたち、地震予知が行われた場合に各種の防災措置を講ずれば、地震が発生した場合に被害を大幅に軽減することができるという見地から、制定されたものである。

その目的とするところは、大規模な地震による災害から国民の生命、身体

及び財産を保護するために、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備に関する事項、地震防災応急対策に関する事項等について特別の措置を定め、これにより、地震防災対策の強化を図り、社会の秩序と公共の福祉の確保に資することにある。

### (ア) 地震防災対策強化地域の指定

内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において、大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を強化する必要がある地域を、地震防災対策強化地域として指定するものであるが、この地域として昭和54年8月7日神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県及び愛知県の東海6県に及ぶ170市町村が指定された。

なお、その指定状況は第5—1表及び第5—2図のとおりである。

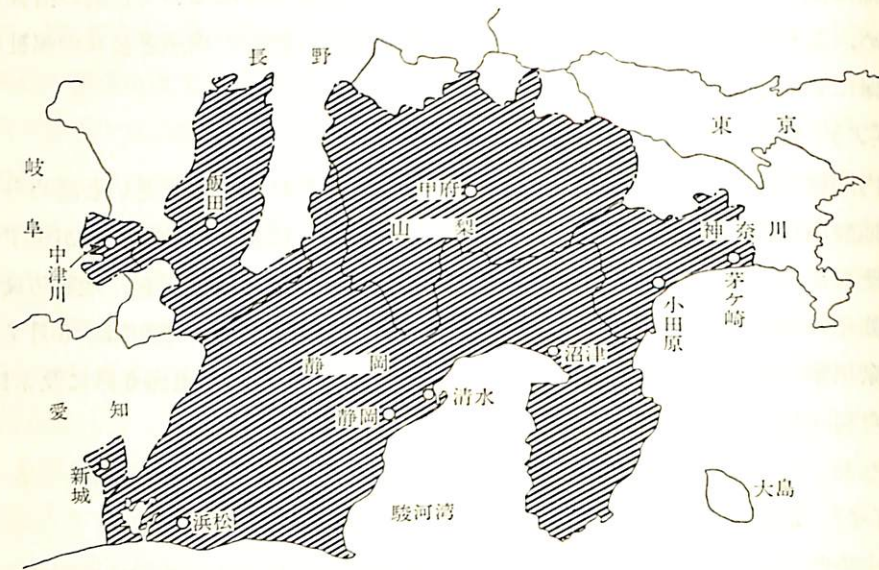
### (イ) 地震防災基本計画の作成

中央防災会議は、警戒宣言が発せられた場合における当該地域に対する国の地震防災に関する基本的方針、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項及び総合的な防災訓練に関する事項を定めた「東海地震

第5—1表 地震防災対策強化地域一覽表

県名	区 域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡秦阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全 域
愛知県	新城市の区域

第5-2図 地震防災対策強化地域の指定状況



地震防災対策強化地域(斜線部分)

の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」を昭和54年9月3日に作成した。

(ウ) 地震防災強化計画等の作成指導

地震防災対策強化地域が指定されたことにより、当該地域内の地方防災会議等は、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画を基本とする地震防災強化計画を作成して地震防災応急対策の実施を推進しなければならない。

また、当該地域内の病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設、石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理等を行う施設、地方鉄道業等一般旅客運送業等のうちで一定のものを管理し、又は運営する者は、当該施設又は事業ごとに地震防災強化計画と矛盾、抵触しない地震防災応急計画を昭和55年2月上旬までに作成して地震防災応急対策を推進しな

なければならないが、これらの計画作成について国は、適切な指導、助言を行うこととしている。

オ 消防庁の震災対策の現状

消防庁としては、消防の制度、人員、施設設備、装備資機材等の充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、大都市震災対策推進要綱等の趣旨に基づき、震災対策を推進していくうえでの国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等の指導、助言、消防の広域的処理に関する指導、防災に関する研究調査、防災思想の普及等の対策を推進するとともに、各省庁及び地方公共団体との緊密な連携のもとに、震災時における火災防止対策及び避難誘導対策を中心に、次に掲げる事業について特に予算を計上して推進している。

(ア) 震災対策施設等の補助事業

人口及び産業の密集する都市の地震被害を軽減するためには、建築物の耐震化及び不燃化、施設設備の耐震化、安全な避難地、避難路の確保等、都市の防災化が推進されなければならないが、併せて地震時における出火の防止及び初期消火の徹底を図るとともに、消防活動、避難誘導、救急救助等の応急対策が十分に行われるような体制を整備することが必要である。

このため、消防庁としては、出火危険物等の規制の強化、建築物等に対する消防設備の設置の義務付け、消防力の充実等の対策を推進しているが、特に、震災時に予想される火災の同時多発に対処し、初期消火及び延焼拡大防止の徹底を期するため、昭和47年度から補助事業として、大震火災対策施設等整備事業を推進している。

昭和53年度末における補助事業の整備状況は、第5-3表のとおりであるが、昭和54年度においては補助対象として100㎡型飲料水兼用耐震性貯水そう、備蓄倉庫及び震災救援車を加え充実に努めている。

更に、昭和54年度から地震防災対策強化地域については、100㎡型耐震性貯水そう、100㎡型飲料水兼用耐震性貯水そう及び可搬式小型動力ポンプの整備について現行の3分の1の補助制度とは別に2分の1の補助制度を創設

第5—3表 国庫補助事業による大震火災対策施設等の整備状況

補助事業	年 度
	47 ~ 53
(1) 耐震性貯水そう (100㎡)	1,391
(2) " (飲料水兼用1,500㎡)	2
(3) 可搬式 (小型) 動力ポンプ	1,958
(4) 電 源 車	22
(5) 移動無線電話車	2
(6) 耐火避難車	1
(7) 起 震 車	7
(8) 防災指導車	5
(9) 地域防災センター	3
(10) 避難誘導のためのテレビ電送システム	2

した。また、1,500㎡型耐震性貯水そう、100㎡型耐震性貯水そう、可搬式小型動力ポンプ及び備蓄倉庫についても補助対象地域を現行の観測強化地域及び三大都市圏に、特定観測地域内の人口5万人以上の市、政令指定都市及び活動火山対策特別措置法により避難施設緊急整備地域として指定された地域を有する市を加え、引き続きこれらの整備事業を推進している。

(イ) 防災知識の普及啓発

地震被害を最小限度に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって震災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、地震から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが自衛のための意識を持つとともに、防災訓練に参加するなど地域ぐるみ、事業所ぐるみで防災対策に当たることが極めて重要である。そのため、主として都道府県、市町村が、住民、事業所等を指導するための指針書を作成配付して防災知識の普及啓発に努めてきたが、昭和53年度においては、テレビ及びラジオ放送を利用して防災知識の普及啓発を行った(第5—4表参照)。昭和54年度においても、昭和53年度と同様、テレビ及びラジオ放送を利用した防災知識の普及

第5—4表 昭和53年度防災知識普及啓発事業の実施状況

放 送 内 容	放 送 局	放 送 月 日
テレビ5分番組(ごぞんじですか?) 防災ミニ百科	日本テレビほか30局	毎週木曜日 10:55~11:00
テレビ5分番組(そのときあなたは?) くらしの中の防災	フジテレビほか32局	毎週日曜日 8:55~9:00
特別番組(都市が揺れるとき) —災害の死角—	フジテレビほか32局	昭和53年9月1日 11:00~11:30
特別番組(三球, 照代の地震の心得)	日本テレビほか30局	昭和54年3月10日 11:00~11:30
テレビスポット(15秒) (・たばこの投げ捨ては やめましょう ・おやすみ前に火の点 検)	テレビ朝日ほか31局	昭和54年2月28日から 3月13日まで 毎日2回
ラジオスポット(20秒) (地震:日頃の備えは ・子供を残してのお出 かけはやめましょう ・おやすみ前に火の点 検)	文化放送ほか31局	昭和53年8月26日から 9月1日まで 毎日2回 昭和53年11月26日から 12月2日まで 毎日2回 昭和54年2月28日から 3月13日まで 毎日2回

啓発を行っている。

(ウ) 震災対策に関する研究

昭和53年度の消防庁における震災対策に関する研究としては、警戒宣言が発せられたことに伴う動向分析を行うため、警戒宣言が発せられるまでのプロセスと情報の伝達ルート、警戒宣言が発せられた場合の公共サービス機関、事業所、一般市民等の対応、市街地中心部で予想される混乱とその回避策及びケーススタディによる警戒宣言が発せられた後の群集行動シミュレーションについて調査研究を実施した。

また、昭和54年度においては、警戒宣言が発せられてから発災までを数日と想定し、この間における住民、事業所等の動向分析についての調査研究を行うこととしている。

(エ) 自主防災組織の育成指導

災害に有効に対処するため関係防災機関における防災組織を整備するのは当然のことであるが、地域住民の連帯の精神に基づく自発的な防災組織の充実に努めることが市町村の責務として災害対策基本法にうたわれている。

特に大地震発生時における情報の収集、伝達、出火防止、避難誘導、救出救護等住民による「地域ぐるみの防災体制」を整備するため、消防庁では、地域住民の連帯の精神に基づく自主防災組織の育成強化を推進するよう市町村等を指導している。

## (2) 都市における震災対策の現状

地方公共団体においては、昭和39年6月の新潟地震、昭和43年5月の十勝沖地震等を契機に、地方防災会議に地震部会を設置する等震災対策の樹立に積極的、具体的に取り組んでいる。

消防庁が全国の都道府県庁所在都市及び人口20万人以上の100都市並びに東京都の23特別区の合計123団体について行った震災対策の調査結果によると、昭和53年度までに地震災害に関する調査研究、地震災害に対する対策、地震対策に関する計画の策定等なんらかの震災対策は123団体すべてにおいて実施されている。

これら震災対策の内容は、地質・地盤の調査、建築物の耐震性の調査、避難対策の基礎調査、被害想定に関する調査、震災対策施設設備の整備、自主防災組織の育成強化等大地震時における人命の安全確保を第一義とする対策が主流を占めており、従来の震災対策が住民に対する防災知識の普及啓発、大地震発生時の心得の周知等が主体であったのと比較し、具体的、積極的な施策に関するものが多くなっている。

## 6 石油コンビナート災害対策

### (1) 石油コンビナート災害の現状

石油コンビナートは、それが大規模な危険物集積地帯を形成しているだけに、いったん災害が発生すれば周辺に重大な被害を及ぼすおそれがある。

過去10年間の主な石油コンビナート災害は、第6—1表のとおりである。

### (2) 石油コンビナート防災体制

#### ア 石油コンビナート防災体系

石油コンビナート等特別防災区域においては、大量の石油・高圧ガス等の危険性の高い物質の貯蔵、取扱い及び処理が行われており、発災危険性及び災害の拡大危険性が高く、また、周辺地域に対しても大きな脅威を与えるおそれがあるといった、防災上一般の地域とは異なる特有の問題を抱えている。

このため、石油コンビナート等災害の防止に関しては、法制上も各種の措置が講じられており、昭和51年6月に施行された石油コンビナート等災害防止法を中心として、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所について危険物災害の防除に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や大量の油の排出に対する措置、海上災害等に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等により総合的防災体制の確立を図っている。

#### イ 石油コンビナート等災害防止法関係

石油コンビナート等災害防止法は、昭和49年12月に発生した水島臨海コンビナート重油流出事故を直接の契機として、石油コンビナート等に係る災害

第6—1表 主な石油コンビナート災害

発 生 年 月	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死 者	負 傷 者	損 害 額	備 考
45. 2. 25	京 浜 臨 海	日本石油化学(株)浮島工場	プラント爆発火災	—	3	百万円 12	ノルマルパラフィン製造装置
45. 2. 26	"	昭和石油(株)川崎製油所	プラント火災	—	5	700	常圧蒸留装置
47. 1. 8	"	アジア石油(株)横浜工場	タンク爆発火災	—	2	12	ベンゼン屋外貯蔵タンク
48. 7. 7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48. 10. 8	京葉臨海中	チッソ石油化学(株)五井工場	漏出爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48. 10. 28	直 江 津	信越化学工業(株)直江津工場	漏出爆発	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
48. 11. 12	大 分	九州石油(株)大分製油所	石油プラント火災	—	5	12	灯油水添脱硫装置
49. 12. 18	水 島 臨 海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏出	—	—	50,000	重油漏出42,888kl
50. 2. 16	四 日 市 臨 海	大協石油(株)四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51. 3. 9	姫 路 臨 海	日本触媒化学工業(株)姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53. 6. 12	仙 台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏出	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏出68,160kl
53. 6. 15	界 泉 北 臨 海	ゼネラル石油(株)界製油所	プラント火災	—	—	167	ベンゼントルエンキシレン装置加熱炉
53. 11. 8	四 日 市 臨 海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏出	—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
54. 1. 8	京 浜 臨 海	日本触媒化学(株)川崎製造所	プラント火災	—	—	200	空気圧縮用ガスタービン

の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策を推進するための基本法として制定されたものであり、その主たる内容は、次のようなものである。

- ① 石油コンビナート等防災本部の設置
- ② 石油コンビナート等防災計画の作成
- ③ 特定事業者の防災管理責任と災害応急措置等の実施義務
- ④ 自衛防災組織及び共同防災組織の設置
- ⑤ 特定防災施設等の設置
- ⑥ 事業所のレイアウトに関する規制の実施
- ⑦ 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置
- ⑧ 防災緩衝緑地等の設置の助成

なお、昭和53年7月及び同年8月の2回にわたり石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令を改正し、防災資機材等の固定放射設備等による代替措置並びに油回収船の石油回収能力及び隻数に関する基準を定めたところである。

### (3) 石油コンビナート等特別防災区域の状況

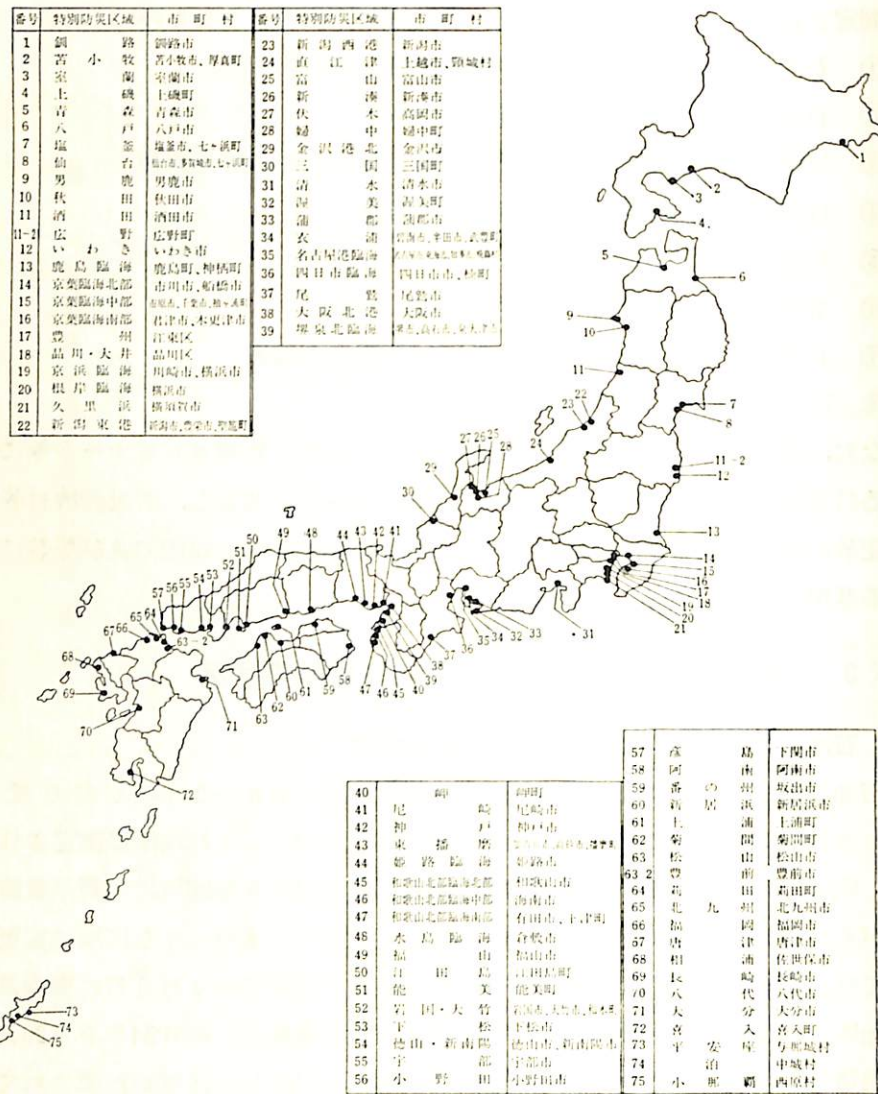
#### ア 石油コンビナート等特別防災区域の指定

石油コンビナート等特別防災区域の指定状況は第6—2図のとおりであり、当初は昭和51年7月14日に33都道府県にわたって75地区が指定されたが、昭和53年4月3日に福島県広野地区、昭和54年9月26日に福岡県豊前地区がそれぞれ追加指定され、77地区となっている。また、主な区域の変更としては、昭和52年2月4日に福井県三国地区、昭和53年4月3日に青森県八戸地区、広島県福山地区及び山口県徳山・新南陽地区、昭和54年9月26日に北海道苫小牧地区及び宮城県塩釜地区があり、いずれも区域が拡張されている。

#### イ 石油コンビナート等特別防災区域の現況

昭和54年7月14日現在における石油コンビナート等特別防災区域の総面積は4万2,165ha、第一種事業所は520で、このうちレイアウト規制対象事業所は251、第二種事業所は416であり、石油等の貯蔵・取扱・処理量は、附属資

第6-2図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況



料17のとおりである。

ウ 防災緩衝緑地等の整備状況

石油コンビナート等特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯等の緩衝地帯が果たす役割には大きなものがある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の

見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用分担のもとにその設置を推進することとしており、現在、宮城県の塩釜地区において整備が進められている。

(4) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の確立

石油コンビナート等災害防止法に基づき、都道府県石油コンビナート等防災本部を中心として関係機関等が一致協力して災害に対処する防災体制の確立を推進しており、一方、発災時の消防活動については、通常は、管轄消防本部と企業の自衛消防力が中核となることにかんがみ、これらの防災体制の増強を併せ図っている。

更に、消防庁は、航空機の墜落事故による石油コンビナート災害の発生の防止についても、石油コンビナート地帯の上空飛行制限につき運輸省と協議し、消防庁次長通知「石油コンビナート地帯における航空事故による産業災害の防止について」（昭和44年6月26日付け）等により、管轄空港事務所等と協議し、対空監視体制の必要な措置を講ずるよう指導している。

ア 石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等災害防止法に基づいて、昭和51年7月14日に石油コンビナート等特別防災区域が指定された33都道府県に、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が常置されることとなり、災害対策基本法による従来の都道府県防災会議及び市町村防災会議に相当する組織は、石油コンビナート等特別防災区域については、防災本部に一元化された。したがって、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務は防災本部を中心に行われる。

防災計画は33都道府県すべての防災本部で作成されており、これをもとに防災体制の整備を推進している。

イ 消防本部等

石油コンビナート等特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより一般には市町村の消防本部等が消防活動

を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等も含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある石油コンビナート等特別防災区域に係る消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、この中核たる市町村消防機関が、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正強化したところである。

石油コンビナート等特別防災区域所在市町村の防災資機材等の整備状況は昭和54年7月14日現在で、大型化学消防車71台、大型高所放水車60台、あわ原液搬送車68台、その他の消防自動車2,878台、可搬式放水銃等632基、耐熱服1,405着、空気又は酸素呼吸器6,935個、あわ消化薬剤2,105 k $l$ 及び粉末消火薬剤5万777kgのほか、特に海上災害対策に備えて消防艇39艇、オイルフェンス2万2,895m、油吸着材9,538kg、油処理剤215 k $l$ を整備しているが、消防力の基準と比較し、なお大型化学消防車等の石油コンビナート用消防施設が未整備の市町村がある。

消防庁は、昭和51年度から、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村に対し、石油コンビナート等消防施設等整備費補助事業を実施しているが、昭和53年度までに57団体で、大型化学消防車43台、大型高所放水車50台、あわ原液搬送車37台を整備し、その補助金総額は16億2,332万2,000円に達している。

また、市町村消防力を補完し、石油コンビナート等特別防災区域の防災体制を充実強化するため、石油コンビナート等特別防災区域所在都道府県に対しても、石油コンビナート防災資機材補助事業を実施しており、昭和53年度までに21道府県で、あわ原液貯蔵設備19基、あわ原液搬送車26台、あわ放水砲36基、高発泡器12基、放水砲13門、オイルフェンス407本を整備している。

#### ウ 自衛防災組織

石油コンビナート等特別防災区域に係る特定事業者に対し、石油コンビナート等災害防止法では、自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任を義務付けており、昭和52年7月14日以降は、すべての特定事業所に自衛防災組織

を設置することとなった。

#### エ 共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会

石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業者は、一体的な工場群を構成し、相互に密接に関連して地域的連帯関係を有している。したがって、石油コンビナート等災害防止法では、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者が、その自衛防災組織を補完する共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究・教育訓練の共同実施等を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。昭和54年7月14日現在、2以上の特定事業所が所在する63の石油コンビナート等特別防災区域のうち、54地区で100の共同防災組織が、46地区で55の区域協議会が設置されている。

### (5) 防災施設等の整備

#### ア 特定防災施設等及び防災資機材等の整備状況

特定事業者は、災害の発生及び拡大を防止するため特定事業所内に流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備の特定防災施設等並びに化学消防自動車、油回収船、消火薬剤、オイルフェンス等の防災資機材等を設置し、又は備え付けなければならないこととされているが、昭和54年7月14日現在、石油コンビナート等特別防災区域において流出油等防止堤が176事業所に、消火用屋外給水施設が621事業所に、非常通報設備が936事業所に設置されている。

なお、防災資機材の整備状況は、附属資料18のとおりである。

#### イ 日本開発銀行等の政策融資のあっせん

石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、特定事業者が設置又は備え付けることとされた特定防災施設等及び防災資機材等の整備を推進するため、その整備資金について昭和51年度から日本開発銀行又は沖縄振興開発金融公庫の融資のあっせんをしており、昭和53年度の融資あっせんは、延べ80事業所に対し総額44億4,900万円であった。また、昭和51年度から昭和53年度までの融資あっせんの累計は、延べ105事業所に対し総額90億1,500万円で

ある。

(6) 事業所のレイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置の変更をしようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

ア レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート等特別防災区域内における第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる第一種事業所は、昭和53年度に新たにレイアウト規制対象事業所となった5事業所を含め、251事業所となっている。

一方、レイアウト規制対象事業所が石油コンビナート等特別防災区域の総面積に占める割合は、約49%となっており、半分近くがレイアウト規制を受けている。

また、レイアウト規制対象事業所が保有している石油及び高圧ガスが石油コンビナート等特別防災区域内で保有している石油又は高圧ガスの総量に対する割合は、それぞれ石油にあっては約73%、高圧ガスにあっては約98%となっており、大部分の石油又は高圧ガスがレイアウト規制対象事業所において保有されている現状にある。

イ 第一種事業所の新設等の届出の現況

事業所の新設等の届出の処理状況は、第6-3表のとおりであり、昭和53年度中における新設及び変更の届出件数は、85件で前年度に比べ21件増加している。これらのうち変更に係るものの内訳は、貯蔵施設地区に係るものが27件で最も多く、次いで製造施設地区に係るもの12件、その他施設地区に係るもの12件、敷地面積の減少に係るもの8件、事務管理施設地区に係るもの

第6-3表 第一種事業所の新設等の状況

区分	件数 年度	新設・変更件数			処理件数			確認件数		
		51	52	53	51	52	53	51	52	53
新設		1	3	6 (1)	1	2	7 (1)	—	—	2
変更	製造施設地区	8	12	12	3	17	11	—	5	10
	貯蔵 "	16	21	27	8	26	28	—	7	11
	入出荷 "	5	2	4	2	1	4	—	3	2
	用役 "	1	1	4	1	1	2	—	1	1
	事務管理 "	1	5	6	—	6	2	—	1	7
	その他 "	4	8	12	1	6	12	1	5	6
更新	連絡導管及び連絡道路	6	6	6	2	8	6	—	1	2
	敷地面積の減少	7	6	8	3	11	7	—	7	5
計		49	64	85 (1)	21	78	79 (1)	1	30	46

- (注) 1. 施設地区別の分類は変更に係る主たる施設地区等により区分したものである。  
 2. 敷地面積の増加を伴うものは、当該増加部分の施設地区に係る変更として分類した。  
 3. ( )書は新設事業所としてすでに届出したもののうち、計画変更により再度届出した事業所数を示し、内数である。

6件、連絡導管及び連絡道路に係るもの6件、入出荷施設地区に係るもの4件、用役施設地区に係るもの4件の順になっている。

また、新設又は変更の届出がなされ工事が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされているが、昭和53年度中に確認を行ったものは46件となっており、このうち、新設又は変更の計画に適合していなかったものが2件あった。

## (7) 石油コンビナート防災診断の推進

大規模な危険物施設等が立地している石油コンビナート等特別防災区域における災害は、大規模かつ特殊な災害として、当該石油コンビナート内のみならず周辺地域に対しても脅威となるおそれがある。

これに対処して、消防庁では、石油コンビナート等の立地条件、施設設備の安全性、防災体制の整備状況等の諸側面から、総合的な防災診断を実施するために必要な「石油コンビナート防災診断項目」の作成に着手し、全国の代表的石油コンビナートの現地調査結果を踏まえて、石油コンビナートの災害要因の検討を行った結果、一般項目及び耐震項目に区分して防災診断項目を作成することとし、昭和51年11月に一般項目をまとめた。

更に、昭和52年度において一般項目の見直し及び耐震項目の検討を行ってきたが、昭和53年6月12日の宮城県沖地震による東北石油（株）石油流出事故にかんがみ、昭和53年度に一般項目及び耐震項目の見直しを行うとともに、現在、石油コンビナート等防災計画における災害想定を作成に資するための災害想定指針や地震災害に関する警戒宣言の発令時における石油コンビナート等の応急対策の検討を行っている。

## 7 特殊災害対策

### (1) 林野火災対策の推進

過去5か年間の林野火災の発生状況は、年平均にして、出火件数6,370件、50ha以上の大規模林野火災17件、焼損面積7,378ha、損害額29億2,000万円と多大な被害を出しており、死者についても殉職者を含めて40人となっている。

これらの火災を通じて、林野火災対策上次のような問題点が指摘されている。第1は、人海戦術のみによっては、気象の急変地域や地形、林相の複雑な地域的林野火災に対処することは困難であり、空中消火等消防戦術の近代化を図る必要があること。第2は、複雑な地形においては、情報の収集、指揮命令系統の統一が困難であるため、消防無線による連絡手段を確保する必要があること。第3は、林野火災の延焼状況を、地上においては握ることが困難な場合が多いため、ヘリコプターによる空中偵察が有効であること。第4は、不用意な火の取扱いが出火原因の大半となっていること等である。

したがって、今後は、林野火災の出火防止対策の強化、ヘリコプターの積極的活用等近代的な消防戦術の確立、林野火災用消防資機材の近代化及び科学化など総合的な林野火災対策を推進することにより、林野火災による被害の軽減を図る必要がある。

#### ア 林野火災特別地域対策事業の推進

消防庁は、昭和44年11月の消防審議会の答申に基づき、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災危険度の高い地域において、関係市町村が共同して事業計画を樹立し、①防火思想の普及宣伝、巡視監視等による林野火災の予防、②火災予防の見地からの林野管理、③消防施設等の整備、④火災防ぎよ

訓練等を総合的に行おうとするものであり、昭和53年度までに、21都道府県の41市194町71村にわたる73地域において実施されている。

消防庁は、当該事業を実施する市町村に対して、これまで林野火災用消防無線、林野火災用防火水そう、林野火災工作車及び可搬式散水装置の整備について助成してきており、昭和53年度までに、73林野火災特別地域内の市町村に対して消防無線408機、防火水そう546基、可搬式散水装置69組、林野火災工作車46台の整備を行ったが、昭和54年度には新たに軽可搬式消防ポンプもその対象に加えることとしている。

しかし、林野火災特別対策事業の実施要件を備えていながら、いまだに当該事業を実施していない市町村も多数あるので、今後、これら市町村に対する指導を強化するとともに、すでに当該事業を実施している市町村に対しても林野火災対策のより一層の充実強化を指導する必要がある。

#### イ 広域的総合消防体制の確立

林野火災は一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると、一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備、ヘリコプターによる空中消火を実施するための都道府県を中心とする広域消防体制の整備を進めてきたが、今後も消防機関相互間はもちろんのこと、関係都道府県、林野関係機関、自衛隊との緊密な協力による広域的かつ総合的な消防体制の確立を強力に推進する必要がある。

#### ウ 消防戦術及び装備の近代化

林野火災の多くは、交通不便な奥地に発生し、広範囲に延焼するとともに地形や気象状況の変化に伴って急激な燃焼の変化をみせるため、林野火災の防ぎよは、多数の消防隊員による長時間の困難かつ危険な消火作業によって行われる。このため、時には貴い殉職者を出すこともあり、林野火災についての消防戦術及び装備の近代化は、重要な課題である。

消防庁は、これらの課題に対処して、消防研究所が昭和39年以来大震災火災対策の一環として実施してきた空中消火方法の研究成果をもとに、昭和44年

から林野庁林業試験場及び自衛隊の協力を得て、ヘリコプターによる林野火災の空中消火技術を開発した。これに伴い、昭和49年度から都道府県における空中消火用資機材の整備に対して消防施設等整備費補助金を交付して、昭和53年度までに18道県に空中消火体制の整備をすすめたが、これに独自で整備した14都府県を合わせると32都道府県において空中消火体制が整備されたことになる。

なお、昭和53年中の空中消火実施状況は、第7—1表のとおりである。

また、過去において大規模林野火災を経験した都道府県及び市町村の消防関係者等からなる「林野火災警防戦術会議」が、昭和54年3月に林野火災の予防対策、指揮体制、地上における消火活動及び空中消火による消火活動等の林野火災警防戦術を提言したところである。

今後、更に消防戦術の近代化について研究を進めるとともに、空中消火用及び林野火災偵察用ヘリコプター、林野火災用戦術携帯無線、防火線開設のブッシュカッター等の整備を推進して消防装備の近代化を図る必要がある。

#### エ 出火防止対策の強化

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特に、たき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火が大半を占めている。昭和53年中の10ha以上の林野火災をみると、失火者が出火場所へ来た目的としては、農作業、山菜取り、通りがかり等で、出火原因については、たばこ、たき火、マッチ等となっている。したがって、出火防止対策を講ずるに当たっては、これら出火原因を排除することに重点を置き、次の事項について強力に推進する必要がある。

- ① 入山者及び林野周辺住民に対して防火意識の醸成を図ること。
  - ② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
  - ③ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。
  - ④ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。
- また、昭和44年以降は、林野火災の多発期の2月末日から3月6日までを

第7-1表 林野火災空中消火の実施状況

(昭和53年中)

発災場所	発災年月日	出動機数(機)	焼失面積(ha)
千葉県市原市	53. 2. 23	4	32
東京都八王子市	53. 3. 26	2	30
京都府京都市	53. 3. 31	1	2
大阪府池田市	53. 4. 5	1	2
大阪府河内長野市	53. 4. 8	1	7
大阪府枚方市	53. 4. 27	1	63
北海道宗谷郡猿払村	53. 5. 8	3	4
北海道常呂郡留辺蘂町	53. 5. 11	3	6
京都府京都市	53. 5. 15	1	0(30 a)
北海道網走郡津別町	53. 5. 15	7	7
広島県安芸郡江田島町	53. 6. 1	8	1,005
奈良県奈良市	53. 6. 3	3	5
東京都西多摩郡奥多摩町	53. 6. 3	2	1
山形県飽海郡松山町	53. 8. 3	8	9
大阪府泉南郡熊取町	53. 8. 16	1	13
徳島県板野郡板野町	53. 8. 27	6	110
京都府京都市	53. 8. 29	1	10
京都府京都市	53. 10. 3	1	1
長崎県南松浦郡奈留町	53. 10. 21	2	53
広島県安芸郡坂町	53. 10. 21	6	121
東京都西多摩郡奥多摩町	53. 12. 16	1	1

林野庁と共同で全国山火事予防運動の統一期間として、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練などの行事を通じて山火事防止を図っているところである。

(2) 海上災害対策

ア 海上災害の現状

近年、世界的な石油需要の増大に伴って、海上輸送される石油の量は膨大な量に達し、それに伴い、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、臨海コンビナートの大規模化等により、海上災害発生の危険性が増加してきており、これらの災害が発生した場合には、海洋汚染や周辺住

第7-2表 消防機関の出動状況

(昭和53年中)

事故種別	災害発生場所別						事故船舶総トン数別					
	爆発	火災	流出	その他	海上			1,000 t 未満	1,000 t 以上 1万 t 未満	1万 t 以上 10万 t 未満	10万 t 以上	不明
係留中					修理・荷役中	解体中						
1	75	8	17	16	27	5	53	73	10	9	3	6

民にも重大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、港内若しくは沿岸部における海上災害の発生に対し、地方公共団体においても海上保安庁、関係民間企業等と連絡を密接にし、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

なお、昭和53年中の海上災害に消防機関が出動した件数は101件であり、その内訳は、第7-2表のとおりである。

イ 海上防災体制

海上災害が発生した場合には、多方面に大きな被害を及ぼすおそれがあるため、国、地方公共団体、関係民間企業等が一体となって必要な施設、資機材、人員等を迅速かつ組織的に動員し、被害の軽減を図るための体制を確立しておく必要がある。

このため、災害対策基本法に基づく地方公共団体の地域防災計画に、海上災害に対処するため、防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等が定められ、また、昭和51年9月施行の「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」によって海

第7-3表 タンカー入港主要港湾に係る市町村消防機関と海上保安庁の機関との業務協定締結状況

(昭54. 4. 1現在)

入港最大船舶	港湾所在市町村数	締結市町村数	未締結市町村数
100,000 t 以上	40	29	11
10,000 t 以上~100,000 t 未満	34	30	4
1,000 t 以上~10,000 t 未満	81	57	24

上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備され、その推進が図られている。昭和54年4月現在、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づく主要港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署との業務協定の締結状況は、第7-3表のとおりである。

なお、石油コンビナート等特別防災区域に係る海上災害については、石油コンビナート等災害防止法の制定により、石油コンビナート防災対策の総合的推進及び連絡調整等の業務が石油コンビナート等防災本部に一元化され、防災体制の確立が図られているが、昭和53年6月の宮城県沖地震による東北石油（株）仙台製油所の油流出事故にかんがみ、消防庁は、昭和53年7月21日付け通達「石油コンビナート等特別防災区域における流出油災害の防除について」、昭和53年11月1日付け通達「流出油等防止堤の設置等に関する運用指針の一部改正について」等により、コンビナートによる海上災害防止対策を講じている。

現在、主要港湾138港に係る国及び民間の防災資機材の整備状況は、消防艇123艇、油回収船45隻、オイルフェンス展張船167隻であるが、今後も十分な能力を持つ防災資機材の整備を図る必要がある。

### （3）大規模交通災害対策

#### ア 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、第一種及び第二種空港においては、国際民間航空条約（ICAO）第14付属書の消防力の基準に準拠し、また、第三種空港においては、消防庁次長通達（昭和46年12月「第三種空港における消防力の整備について」）及び運輸省航空局長通達（昭和48年10月「第三種空港消防力の整備強化について」）により、空港における防災体制の整備を推進しているところであるが、地方公共団体が管理する第三種空港の消防体制は、現在までのところ花巻、山形、岡山、奄美、宮古、石垣の各空港に化学消防自動車、紋別空港に消防ポンプ車が、福井空港に給水車が配備されているが、他の空

港は大型消火器だけを設置している状況である。

消防庁では、これらの状況を踏まえ、最近の航空機利用の増加、航空機の大規模化及びジェット化の傾向、またICAOの消防力基準（第14付属書）が改正されたこと等を契機に、昭和53年度に空港所在市町村の消防関係者等からなる「空港災害対策研究会」を設置し、空港災害に対する防災体制のあり方等を検討している。

また、消防庁及び運輸省は、「〇〇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（準則）」に基づき、市町村消防機関と空港との間で協定を締結するように指導しており、昭和54年4月1日現在、空港所在市町村の63消防機関が協定を締結している（附属資料19参照）。

更に、昭和52年9月に横浜市内で発生した米軍航空機墜落事故に関する日米合同委員会の勧告に沿って、地域住民の安全を確保するため、消防庁は「自衛隊又は在日合衆国軍が使用する飛行場の周辺地域における航空事故に関する連絡調整体制の整備について」（昭和53年12月12日付け通知）に基づき、各都道府県に対し連絡通報体制等の整備を図るよう指導している。

なお、消防庁としては、54年度から新たに離島等の空港所在関係市町村に対し、空港災害用大型化学消防ポンプ自動車の助成措置を講じている。

#### イ 鉄道災害対策

消防庁は、昭和47年11月の北陸トンネル火災を契機として、消防庁次長通知（昭和47年11月「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策について」）により、トンネル等における鉄道側の消火、避難設備等の設置促進及びトンネル等所在市町村における消防体制の強化について関係地方公共団体を指導してきた。

なお、日本国有鉄道においては、事故防止対策として、車両難燃化、救援機器材の整備や異常時における救援、救助のマニュアルの見直し、教育訓練等の対策が推進されており、更に、民営鉄道においても、車両の不燃化等の火災事故防止対策が図られている。また、踏切の事故防止対策については、踏切保安施設の整備等の対策が急がれているところである。

#### (4) 高層建築物及び地下街火災対策

##### ア 高層建築物

高層建築物は、昭和38年の建築基準法の改正を契機として、高さ31mを超えるものが多数建設されはじめ、現在では高さ100mを超えるものも多く建設されている。今後も建築物の高層化はますます進み、同時に使用形態も複雑化するものと思われる。

このような高層建築物については、外部からの救助、消火活動も十分期待できないため、他の防火対象物に比して防火管理規制（消防法第8条）、カーテン、じゅうたん等の防災規制（消防法第8条の3）、消防用設備等の規制（消防法第17条）が強化されているほか、建築基準法令においても基準が強化されている。

防火管理の面に関しては、防火管理者を定めることはもちろんのこと、更にその管理について権原が分かれているものについては、高層建築物全体にわたる防火管理を行わなければならないこととしている。また、強化されている消防用設備等については次のとおりである。

- ① 百貨店、ホテル等不特定多数の者の利用に供されるものは、規模に関係なく、また、用途の如何を問わず11階以上の部分にはそれぞれスプリンクラー設備を設ける。
- ② 用途、規模に関係なく放送設備、誘導灯及び非常コンセント設備を設ける。

更に、建築基準法令においても非常用エレベーター等の防災設備の設置が義務付けられている。

消防機関では、高層建築物における火災を想定して、救命索発射銃などの救助資機材を使用した救助訓練等を行い、万一の火災に備えている。

##### イ 地下街

地下街においても、高層建築物と同様、使用形態の複雑化とともに巨大化、迷路化が進んできており、いったん火災になると煙が充満し、同時にパニック状態に陥ることも予想され、その災害危険性は非常に高いといえ

る。

昭和48年の「地下街の取扱について」（建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長、運輸事務次官通達）において、公益上やむを得ないものの他、新築、増築は今後厳に抑制するものとしており、このような地下街については、高層建築物と同様、防火管理規制、防災規制等の消防法令の基準が強化されている。そのうち、消防用設備等の規制に関しては、昭和49年に「地下街」という用途を政令で指定し、面積に応じてスプリンクラー設備等の消防用設備等を義務付けることとし、既存の地下街等についても現行の基準が適用されるような措置を講ずることにより、安全の確保を図っている。なお、地下街が他の防火対象物と比較して特に強化されている消防用設備等は次のとおりである。

- ① 規模に関係なく、誘導灯及び放送設備を設ける。
- ② 延面積1,000㎡以上のものに、スプリンクラー設備、非常コンセント設備、排煙設備及び無線通信補助設備を設ける。

地下街の火災に対しても、消防機関は特別の部隊運用を計画したり、空気呼吸器などの救助資機材を使用した救助訓練等を行い、被害の軽減を図るべく努力している。

#### (5) 原子力災害対策

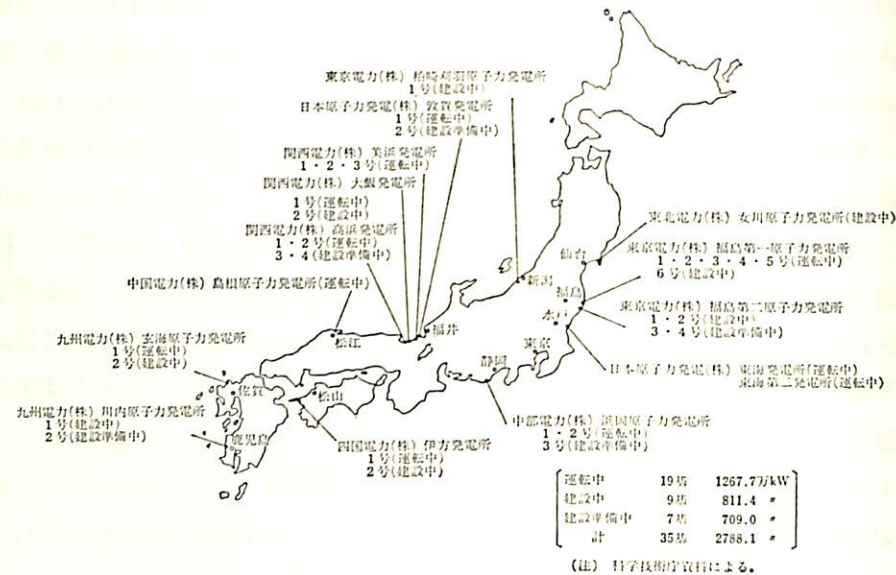
##### ア 原子力発電所等の防災対策

原子力は、昨今の世界の石油情勢の激変等に伴い、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所等の建設に当たっては、その安全対策に十分配慮する必要がある。

原子力発電所等（第7—4図参照）の原子力施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法等に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等を実施し、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

原子力発電所等に係る防災対策については、災害対策基本法に基づき、原子力発電所所在の都道府県と市町村は、地域防災計画において、原子力災害

第7-4図 原子力発電所立地図(昭54.5.1現在)



に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えているが、昭和54年3月28日の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故の経験にかんがみ、4月3日の内閣総理大臣の指示に基づき、関係省庁が協議して、現行防災計画の再点検作業を進め、同年7月12日の中央防災会議で国として当面とるべき措置について、次のような項目が決定されたところである。

- ① 緊急時連絡体制の常時整備・維持及び国務大臣を本部長とする事故対策本部の設置
- ② 緊急技術助言組織の設置
- ③ 専門家の派遣体制の常時整備・維持
- ④ 緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制の常時整備・維持
- ⑤ 緊急医療派遣体制の常時整備・維持

これらの措置により、関係各省庁が地方公共団体、原子力発電所等に対し、適切な指示、助言を行うことによって原子力災害に対処することとしている。なお、この決定は、中央防災会議会長から都道府県防災会議会長あて

通知されている。

また、原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項で一層の充実を必要とするものについて、原子力安全委員会の「原子力発電所等周辺防災対策専門部会」で検討をすすめているので、これらの検討結果がまとまり次第、その結果を踏まえ、地域防災計画の見直しも含め、原子力発電所等に係る防災対策のより一層の充実整備を図ることとしている。

### イ 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、現在まで放射性物質輸送中の交通事故及び火災による漏えい事故は起っていないが、輸送ひん度は年々多くなってきており、従来にも増してその対策は重要なものになっている。

核燃料物質の安全輸送の確保については、昭和53年7月の原子炉等規制法の改正を受けて、同年12月に関係法令の整備が図られ、これにより関係省庁の規制責任分担が明確にされ、核燃料物質の安全輸送に万全を期している。

更に、昭和53年12月に、放射性物質の輸送に係る安全の確保に資するため、原子力安全委員会に「放射性物質安全輸送専門部会」を設置し、緊急時の体制、緊急時マニュアルの作成等を審議することとしている。

また、放射性同位元素(RI)については、放射線障害防止関係省庁連絡会議のもとで具体的な事故処理体制について検討している。

## (6) その他

### ア 毒劇物災害対策

毒劇物による災害形態には、それ自体の毒性による中毒のみならず、火災、爆発又はそれらの複合したものなども考えられる。

現在、これらの毒劇物に対しては、毒物及び劇物取締法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法により、それぞれの側面から規制がなされている。

昭和53年中に消防機関が出動した毒劇物事故件数は68件、死傷者数は64人であり、事故形態としては漏出、被害形態としては中毒が大半を占めており、事故が発生した際に救急・救助及び拡大防止の処置等に従事する消防機

関としては、毒性物質の取扱い状況及び事故、災害の実態のは握をも含めて、毒物、劇物の災害対策を講じていく必要がある。

### イ 酸素欠乏災害対策

地下工事現場、井戸、マンホール等の酸素欠乏危険場所での作業においては、労働安全衛生法により各種の労働災害予防措置を講ずることが義務付けられている。

消防機関においては、関係機関との協力のもとに酸素欠乏危険場所の実態は握及び関係者に対する指導、救助・救急体制の整備等の対策を行っているが、この種の災害現場では、困難な条件下での消防活動を強いられる場合が多いため、より高度な救助技術の習得、装備の高度化を進める必要がある。

## 8 救急業務

### (1) 実施状況

#### ア 概要

昭和53年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数178万3,458件、搬送人員169万6,719人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数で7万2,736件(4.3%)、搬送人員で7万5,296人(4.6%)それぞれ増加している。

このことは、全国で1日平均4,886件(前年4,687件)、約18秒に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している市町村においては約64人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数及び搬送人員の推移は、第8-1表のとおりである。

また、都道府県別の実施状況は附属資料20のとおりである。

第8-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

年	区分		搬送人員		(A)のうち 交通事故 による出 場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病によ る出場件 数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員数	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
49	1,419,771	5.9	1,366,860	5.1	289,013	20.4	741,747	52.3
50	1,537,762	8.3	1,476,085	8.0	306,659	19.9	804,127	52.3
51	1,601,045	4.1	1,525,217	3.3	318,554	19.9	806,737	50.4
52	1,710,722	6.9	1,621,423	6.3	335,833	19.6	850,190	49.7
53	1,783,458	4.3	1,696,719	4.6	356,046	20.0	874,976	49.1

(注) 昭和38年の数値は4月1日から12月31日までのものである。

#### イ 事故種別救急出場件数及び搬送人員の状況

救急出場件数及び搬送人員を事故種別ごとにみるといずれも第1位が急病によるもので、第2位が交通事故、以下一般負傷の順となっている(附属資

第8-2表 地域別にみた急病と交通事故件数の全件数に対する割合

区分	10大都市				その他の市町村			
	急病		交通事故		急病		交通事故	
	件数	全件数に対する割合(%)	件数	全件数に対する割合(%)	件数	全件数に対する割合(%)	件数	全件数に対する割合(%)
49	285,271	58.3	69,693	14.2	456,476	49.1	219,320	23.6
50	296,404	57.6	73,158	14.2	507,723	49.6	233,501	22.8
51	283,355	55.4	75,112	14.7	523,432	48.1	243,442	22.4
52	293,347	54.5	79,990	14.9	556,843	47.5	255,843	21.8
53	293,743	53.6	84,883	15.5	581,233	47.1	271,163	22.0

料21及び22参照)。

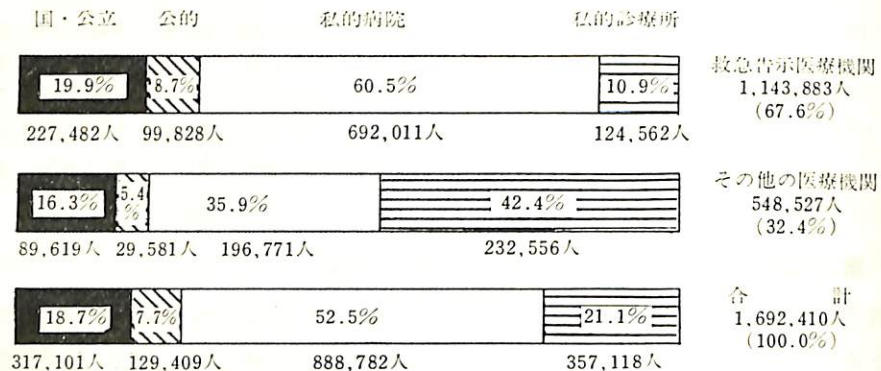
また、急病と交通事故の比率を地域別にみると、第8-2表のとおりである。

ウ 医療機関別搬送人員の状況

昭和53年中の搬送人員169万6,719人のうち医療機関に搬送された救急患者は、169万2,410人であり、そのうち67.6%の114万3,883人が救急告示医療機関へ、残りの32.4%の54万8,527人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている。

また、医療機関へ搬送された救急患者の開設主体別搬送人員の状況は、第8-3図のとおりである。

第8-3図 医療機関別搬送人員の状況(昭和53年中)



エ 傷害程度別搬送人員の状況

昭和53年中の搬送人員169万6,719人のうち、医療機関へ搬送された救急患者169万2,410人についての傷害程度別搬送人員の状況をみると、死亡2万2,440人、重症26万6,262人、中等症59万7,425人、軽症80万6,283人となっており軽症の占める割合が大きい。

また、事故種別ごとに軽症患者の占める割合をみると、一般負傷の63.0%を最高に、以下交通事故55.1%の順となっている(第8-4表参照)。

第8-4表 傷害程度別搬送人員の状況

(昭和53年中)

事故種別	傷害程度				計
	死亡	重症	中等症	軽症	
急病	12,137 (1.5%)	124,510 (15.5%)	305,062 (37.8%)	364,962 (45.2%)	806,671 (100.0%)
交通事故	4,703 (1.2%)	48,780 (12.2%)	125,499 (31.5%)	219,282 (55.1%)	398,264 (100.0%)
一般負傷	1,162 (0.5%)	19,952 (8.4%)	67,246 (28.1%)	150,699 (63.0%)	239,059 (100.0%)
その他	4,438 (1.8%)	73,020 (29.4%)	99,618 (40.1%)	71,340 (28.7%)	248,416 (100.0%)
計	22,440 (1.3%)	266,262 (15.7%)	597,425 (35.3%)	806,283 (47.7%)	1,692,410 (100.0%)

オ 収容所要時間別搬送人員の状況

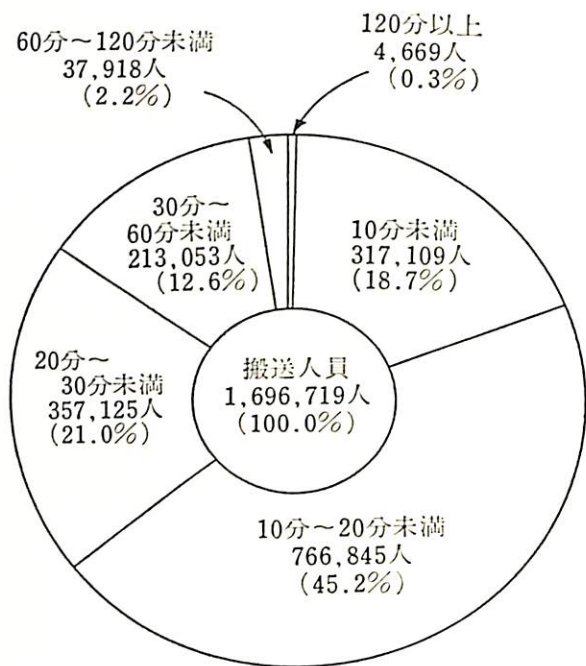
昭和53年中の搬送人員169万6,719人について、収容所要時間別(救急隊の出場時から医療機関に収容するまでに要した時間別)の搬送人員の状況をみると、第8-5図のとおりである。

カ 転送の状況

昭和53年中の搬送人員169万6,719人について転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の97.5%に当たる165万4,479人で、残りの2.5%に当たる4万2,240人が1回以上転送されている。

この転送された人員4万2,240人について転送回数別にみると、1~3回が4万2,205人(99.9%)で、4~6回が35人(0.1%)である。これを前年と比べると転送回数4回以上の人員が減少しているとともに、前年あった

第8—5図 収容所要時間別搬送人員の状況（昭和53年中）



第8—6表 転送回数別搬送人員の状況

(昭和53年中)

事故種別	転送回数 0	転送回数			合計 (B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1～3	4～6	小計 (A)		
急病	786,154	21,785	22	21,807 (51.6%)	807,961	2.7
交通事故	389,507	9,104	5	9,109 (21.6%)	398,616	2.3
一般負傷	233,747	5,762	6	5,768 (13.7%)	239,515	2.4
その他	245,071	5,554	2	5,556 (13.1%)	250,627	2.2
計	1,654,479	42,205	35	42,240 (100.0%)	1,696,719	2.5

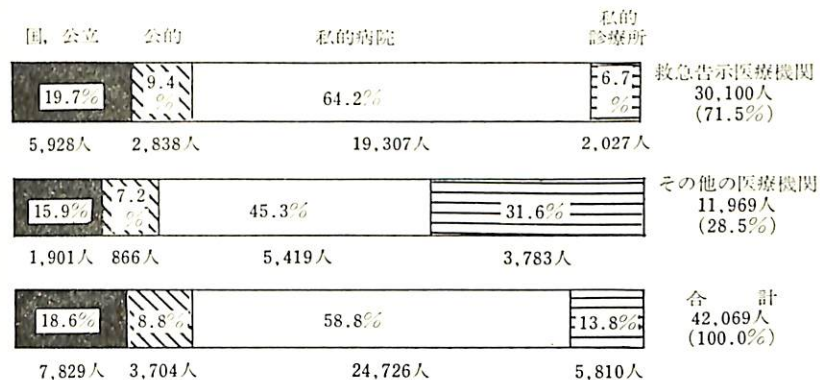
7回以上の転送はなくなっている（第8—6表参照）。なお、転送には、取りあえず医療機関で応急処置を施したあと専門病院に搬送したような場合も含

第8—7表 医療機関別転送理由の状況

(昭和53年中)

理由	収容できなかった医療機関		計
	救急告示	非告示	
処置困難	5,060人 (21.0%)	5,762人 (29.2%)	10,822人 (24.7%)
専門外	5,448人 (22.6%)	3,553人 (18.0%)	9,001人 (20.6%)
ベッド満床	5,560人 (23.1%)	2,503人 (12.7%)	8,063人 (18.4%)
医師不在	3,356人 (13.9%)	2,045人 (10.4%)	5,401人 (12.3%)
入院施設なし	653人 (2.7%)	3,912人 (19.8%)	4,565人 (10.4%)
手術中	1,631人 (6.8%)	313人 (1.6%)	1,944人 (4.4%)
身元不明, 暴力行為等	2,379人 (9.9%)	1,639人 (8.3%)	4,018人 (9.2%)
計	24,087人 (100.0%)	19,727人 (100.0%)	43,814人 (100.0%)

第8—8図 転送者の収容先医療機関の状況(昭和53年中)



まれる。

転送された救急患者の転送理由は第8—7表のとおりである。なお4回以上転送されたものの理由は、大部分が医師不在によるものであった。

転送理由を救急告示医療機関と非告示医療機関とに分けてみると、救急告

示医療機関ではベッド満床が23.1%で一番高く、非告示医療機関では処置困難が29.2%で一番高くなっている。

転送された救急患者4万2,240人のうち、医療機関へ収容された4万2,069人について最終収容医療機関の状況のみをみると、救急告示医療機関と非告示医療機関別では、告示医療機関へ全体の71.5%の3万100人が搬送されており、開設主体別では、私的医療機関（私的病院、私的診療所）へ72.6%の30,536人が搬送されている（第8—8図参照）。

キ 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和53年中の搬送人員169万6,719人について救急隊員の行った応急処置の状況のみをみると、応急処置の対象となった救急患者は全体の51.7%に当たる87万7,728人であり、その内容は止血が最も多く、次いで酸素吸入、気道確保

第8—9表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和53年中)

事故種別 応急処置対象 搬送人員数	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
処置項目	413,841	196,743	132,302	134,842	877,728
止血	4,387 (0.8%)	71,186 (27.4%)	43,875 (25.7%)	23,291 (12.8%)	142,739 (12.6%)
固定	2,475 (0.5%)	23,863 (9.2%)	16,597 (9.7%)	12,403 (6.8%)	55,338 (4.9%)
人工呼吸	7,462 (1.4%)	1,135 (0.4%)	791 (0.5%)	3,197 (1.8%)	12,585 (1.1%)
心マッサージ	8,014 (1.5%)	1,220 (0.5%)	812 (0.5%)	2,754 (1.5%)	12,800 (1.1%)
酸素吸入	89,755 (17.2%)	11,868 (4.6%)	5,837 (3.4%)	28,986 (15.9%)	136,446 (12.0%)
気道確保	45,171 (8.7%)	6,867 (2.6%)	3,487 (2.1%)	12,447 (6.8%)	67,972 (6.0%)
その他	365,601 (69.9%)	143,418 (55.3%)	99,152 (58.1%)	99,114 (54.4%)	707,285 (62.3%)
合計	522,865 (100.0%)	259,557 (100.0%)	170,551 (100.0%)	182,192 (100.0%)	1,135,165 (100.0%)

(注) 処置項目の数は一人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員数と一致しない。

となっている。

また、事故種別の処置状況では、急病については酸素吸入、気道確保が多く、交通事故については、止血、固定が多くなっている（第8—9表参照）。

ク 交通事故に対する実施状況

昭和53年中の救急業務実施市町村に係る人身事故を伴う交通事故件数は46万4,037件で、前年の46万649件に比較して3,388件（0.7%）の増加となっている。

これに対する救急出場件数は35万6,046件となっており、76.7%（前年72.9%）の出場率となっている。また、これにより搬送された負傷者は39万8,616人で、前年の37万3,386人に比較して2万5,230人（6.8%）の増加となっている。

交通事故に対する救急出場率を都道府県別にみると、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、奈良県及び沖縄県の100%を最高に、以下、岡山県の98.7%、岐阜県の97.7%、岩手県の97.5%と続いており、逆に救急出場率の低いところは、福岡県の40.1%、兵庫県の49.6%、石川県の50.2%となっている。

ケ 特異な救急事故

傷病者及び死者の合計が15人以上の事故又は死者が5人以上の事故については、通常の救急事故と区分して救急統計のうえでは、特異な救急事故として取り扱っている。

昭和53年中に発生した特異な救急事故としては、6月12日に発生した宮城県沖地震による事故がある。

このときは、仙台市消防局管内だけで、17時14分から22時までの間に222件の救急出場要請があったが、交通通信網の混乱等により、22時までには24件しか搬送できず、軽傷者には近くの病院を教え、車又は担送で行くよう依頼することにより処理された。

集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策については、消防庁、厚生省、警察庁、日本医師会等の関係機関の協議に基づき、昭和40年6月消防庁長官名をもって都道府県知事あて通知し、応急手当及び初期診療を適切に確保するとともに、更に災害が長期化する場合等を考慮して医療体制を組織的

に整備するよう指導を行っている。また、都道府県及び市町村は、それぞれ地域防災計画を策定し、防災会議に救急医療部会を設置するなどの対策を推進しているところである。

しかしながら宮城県沖地震の例のように、大規模な災害により多数の傷病者が一度に発生した場合には、救急隊だけで十分に対応することは不可能であり、住民自らの対応策に期待せざるを得ず、応急手当に関する知識の一般国民への普及は急務である。

## (2) 実施体制

### ア 実施状況

救急業務実施市町村数は、昭和54年4月1日現在、2,776市町村（647市、1,677町、452村）で、前年の2,744市町村（645市、1,649町、450村）に比較すると、32市町村（1.2%）の増加となっている。

救急業務が昭和38年に消防の業務として法制化されて以来、実施市町村の数も年々増加し昭和38年を100とすれば、昭和54年の指数は1,297と大幅な伸びを示している（第8—10表参照）。

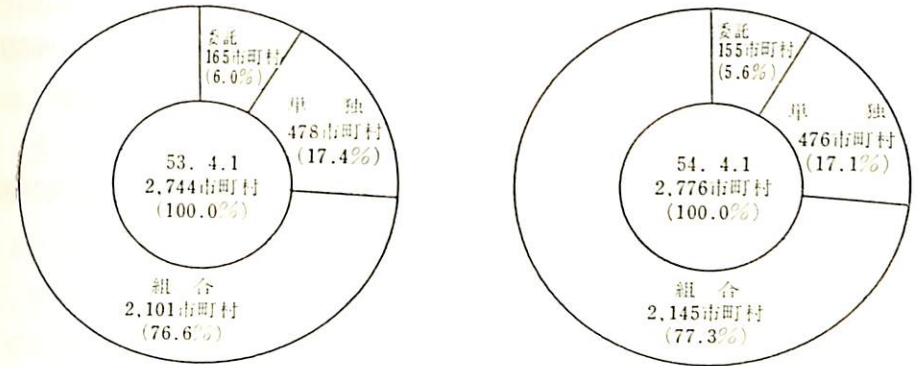
このうち、2,714市町村は消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、62町村は、実施義務の課せられていない任意実施町村である。

また、これらの救急業務実施市町村のうちには、当該市町村の財政状況、人口、事故の発生状況から、単独で実施するよりも、複数の市町村が共同で

第8—10表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	50	51	52	53	54
市町村数		214	2,575	2,646	2,669	2,744	2,776
対前年増加数		45	146	71	23	75	32
対前年増加率(%)		21.0	5.7	2.7	0.9	2.7	1.2
指数		100	1,203	1,236	1,247	1,282	1,297

第8—11図 救急業務実施形態の内訳



処理した方がより効果的であることから、一部事務組合又は事務委託により実施している市町村が多い（第8—11図参照）。

救急業務は、昭和54年4月1日現在、全市町村数3,256のうち2,776市町村で実施し、実施率は85.3%（前年84.2%）であり、また人口割合では96.9%（前年96.4%）が整備されたが、未実施町村についても広域共同処理方式により引き続き推進を図る必要がある。

都道府県別にみると、100%実施しているところが、北海道、青森県、岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、福井県、山梨県、滋賀県、鳥取県、佐賀県及び大分県の13道県となっている（附属資料20参照）。

### イ 救急隊

救急隊は、「救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成し」、「救急自動車には、傷病者を搬送するに適した設備、救急業務を実施するために

第8—12表 救急隊数の推移

区分	年	50	51	52	53	54
救急隊数		2,567	2,718	2,844	2,985	3,075
対前年増加数		306	151	126	141	90
対前年増加率(%)		13.5	5.9	4.6	5.0	3.0

（注）各年とも4月1日現在の数値である。

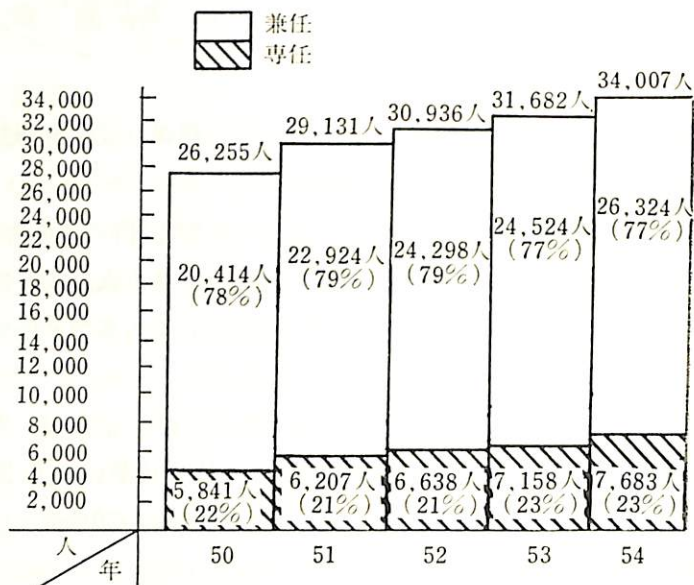
必要な器具及び材料を備えつけないければならない」ものとされている（消防法施行令第44条）。

救急隊は、昭和54年4月1日現在、3,075隊設置されており前年の2,985隊に比べて90隊（3.0%）増加している（第8—12表参照）。

### ウ 救急隊員

救急隊員は、全国で3万4,007人であり、このうち、専任救急隊員及び兼任救急隊員の内訳は第8—13図のとおりである。

第8—13図 救急隊員の状況



(注) 各年とも4月1日現在の数である。

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、都道府県及び指定都市の消防学校等において隊員の養成を行っているほか、消防大学校においても、昭和43年度から救急科を設置し、救急隊員の指導者を養成しており、昭和54年4月1日現在で548人がその課程を終了し、全国の救急隊員の中核となって活躍している。

なお、救急業務における応急処置の重要性にかんがみ、昭和53年11月に救急隊員の資格に係る基準について消防法施行令の一部が改正され、昭和57年4月1日から施行されることとなった。

したがって、施行までの間に都道府県及び市町村において救急隊員養成のための人的物的要件を整備し、定められた資格要件を充たした救急隊員を確保するように最善の努力をしなければならない。

### エ 救急自動車

救急自動車の配置基準は原則として人口おおむね5万人ごとに1台とし、人口15万を超える場合はおおむね人口7万を増すごとに1台を加算した台数とされている。

救急自動車の保有台数は、昭和54年4月1日現在3,653台で前年の3,475台と比較し、178台（5.1%）増加している。

### オ 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置である。

救急指令装置の整備については、昭和54年4月1日現在全国で398基となっているが、このうち昭和43年度からの国庫補助により256基が整備された。

### カ 救急医療情報収集装置

救急医療情報収集装置とは、医療機関に設置した端末器と消防本部とを電電公社の公衆通信回線で結び、医療機関の診療体制の可否を自動的に病院運用表示盤に表示することにより、常に消防機関で病院情報は握し、救急自動車の出場又は地域住民からの病院情報の照会に対し、より良い指示を的確かつ迅速に行うためのものであり、昭和52年度から補助制度が創設され、3基が整備された。

### キ 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターを整備し、救急医療情報の確かな収集、提供を行い、救急患者の医療を確保するもので、昭和53年度までに厚生省の補助制度を活用し、8都府県に整備された。

### (3) 高速自動車国道における救急体制

高速自動車国道における救急業務については、昭和48年10月、「高速道路救急業務に関する調査研究会」が設けられ、高速自動車国道における救急業務のあり方について検討がなされ、昭和49年3月「交通安全基本計画（昭和46年3月中央交通安全対策会議決定）の定めるところにより、日本道路公団が交通管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに沿線市町村としても消防法の規定に基づく処理責任を有するものであり、両者は相協力して、適切かつ効率的に人命救護に万全を期すべきである」旨の研究結果が答申された。これにより、インターチェンジが所在する市町村の規模、救急処理能力その他の実情を勘案して、一定の基準に基づき、日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ救急業務を行っている。

高速自動車国道における実施状況としては、昭和54年3月31日現在、総延長2,428.6km（前年2,194.5km）のうち、市町村の消防機関が実施しているのは2,357.7kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは、中央自動車道恵那山トンネル8.5km、中国自動車道佐用インターチェンジ～落合インターチェンジ間62.4kmである。また、同公団においては、前記救急業務実施市町村に対して高速自動車国道の特殊性を考慮して、一定の財政措置を行っている。

なお、昭和54年7月10日「有料道路負担問題検討委員会」は、高速自動車国道に係る市町村の救急業務については現行の財政措置方式の拡充を図るとともに、新たに他の消防業務についても財政援助措置の導入を検討すべきである旨の報告を出している。

第8—14表 救急病院等の告示状況

(昭54.4.1現在)

区分	国及び公的等医療機関					私的等	合計
	国	国に準ずるもの	地方公共団体	公的等	小計		
病院	102	5	498	257	862	2,172	3,034
診療所	—	—	6	—	6	1,853	1,859
計	102	5	504	257	868	4,025	4,893

第8—15表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病院	診療所	計	指数
39	719	463	1,182	100
50	2,914	1,839	4,753	402
51	2,924	1,847	4,771	404
52	2,931	1,840	4,771	404
53	2,971	1,835	4,806	407
54	3,034	1,859	4,893	414

(注) 1. 50年以降は各年とも4月1日現在の数値である。  
2. 39年は8月1日現在の数値である。

(4) 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況をみると、第8—14表のとおり全国に4,893箇所となっている。

これを都道府県別にみると、多いところは東京都の485、愛知県の437、静岡県県の314箇所であり、少ないところでは、沖縄県の4、島根県の17、滋賀県の18箇所となっている（附属資料23参照）。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第8—15表のとおり救急業務の法制化当時と比較して約4倍に増加しているが、昭和47年以降はおおむね横ばいとなっている。

一方、厚生省においては、主に次のような救急医療体制の整備強化を図っている。

① 初期救急医療施設

最近の休日及び夜間における救急医療需要の増大に対処し、昭和52年度から休日夜間急患センターを整備することとし、昭和53年度までに336箇所整備された。このほか、昭和52年度から在宅当番医制の普及定着化が図られている。

② 第二次救急医療施設

病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による第二次救急医療施設を整備し、初期救急医療施設との連携のもとに休日又は夜間の重症救急患者の医

療を確保するもので、昭和53年度までに168地区が整備された。

③ 第三次救急医療施設

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携のもとに、重篤救急患者の医療を確保するもので、昭和53年度までに30箇所整備された。

9 救 助 活 動

(1) 実施状況

ア 火災時における救助活動

火災時における救助活動は、中高層建築物、地下街等の火災発生時における人命の救助がその典型であるが、これらの場合救助隊は、消火活動に当たる隊とともに出動し、人命の安全を確保するため、まず人命検索を行い、救助活動を展開している。

昭和53年中における火災時の救助活動の実施状況をみると、救助活動件数5,936件、救助人員949人、救助活動出動人員数25万925人となっている(第9-1表参照)。

第9-1表 救 助 活 動 状 況

(昭和53年中)

災害、 事故の 種別	火災時 におけ る救助 活動	火災以外の災害時における救助活動								小 計	合 計
		交 通	水 難	風 害	水 等	機 械	建物等	ガス及	爆発		
区分		事 故	事 故	事 故	事 故	事 故	事 故	事 故	事 故		
救助活動 件数	(48.0%) 5,936	3,336	636	179	550	470	244	35	992	(52.0%) 6,442	(100%) 12,378
救助人員	(10.8%) 949	4,299	523	377	757	488	245	51	1,083	(89.2%) 7,823	(100%) 8,772
救助活動 出動人員	(69.3%) 250,925 (131,122)	53,442 (528)	12,620 (7,066)	3,656 (2,655)	11,849 (8)	8,068 (0)	3,992 (75)	999 (70)	16,406 (4,399)	(30.7%) 111,032 (14,801)	(100%) 361,957 (145,923)

- (注) 1. ( ) 書は消防団員数で外書である。  
 2. 「機械による事故」とは、エレベーターによる事故、プレス機械、回転機械、ベルトコンベアー、コンクリートミキサー車その他の建設機械、工作機械等による事故をいう。  
 3. 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、塀等の建物に付帯する施設、その他これらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内にとじこめられる事故、建物等には含まれる事故をいう。

### イ 火災以外の災害時における救助活動

火災以外の災害時における救助活動は、交通事故、水難事故、機械による事故等の要救護者の救出救助がその典型である。

昭和53年中における火災以外の災害時における救助活動の実施状況をみると、救助活動件数 6,442 件、救助人員数 7,823 人、救助活動出動人員数 11万 1,032人となっている（第9-1表参照）。

#### (2) 実施体制

昭和54年4月1日現在、救助隊設置団体は全国 895 消防本部の51.7%に当たる463消防本部で、救助隊数は1,221隊となっている。

救助隊員は、1万6,467人で、そのうち専ら救助業務に従事する専任救助隊員は、5,654人（専任率34.3%）、その他消防業務を兼務している救助隊員は1万813人である（第9-2表参照）。

第9-2表 救助隊の設置状況

区分	救助隊設置団体数	設置団体人口(昭50国調)	救助隊数	救助隊員数			救助隊員がとう乗する車両						
				専任	兼任	計	救工作助車	はしご車	消防車	ポンプ車	タンク車	その他	計
54. 4. 1 現 在	463	83,672,252	1,221	5,654	10,813	16,467	272	348	854	206	170	1,850	
53. 4. 1 現 在	461	83,202,535	1,187	4,664	10,496	15,160	240	330	859	184	165	1,778	
対前年 増加率 (%)	0.4	0.6	2.9	21.2	3.0	8.6	13.3	5.5	0.6	12.0	3.0	4.0	

救助隊の装備は、一般的には、空気呼吸器、酸素呼吸器等の呼吸保護用具、エンジンカッター、エアソー、チェーンソー等の破壊用具、緩降機、救助マット、救助袋等の救助用具であり、これらの用具を専用の救助工作車又は消防ポンプ車、はしご車等の車両に積載し、救助活動を実施している。

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第1号）に取り入れられており、消防職員に対する専科教育の教育科目である警防科に救助課程をおき、災害救助対策、教育

基本訓練等について計70時間の教育訓練を行うべきこととされている。

なお、消防大学校においては、昭和54年8月から「救助科」が新設された。

今後の救助活動に当たっては、高所、高温、濃煙、有毒ガス、酸素欠乏中における救助等高度かつ専門的な救助活動を必要とする事例が増加するものと思われる。

そこで、これらの救助活動を迅速、確実かつ完全に行うためには、救助隊員は常に訓練を重ね技術錬まに励み、連携動作を体得する必要があるが、このような観点から救助訓練における安全対策にも十分配慮して、統一的な消防救助操法の基準（昭和53年9月14日、消防庁告示第4号）を制定し、もって人命救助に万全を期することとした。

今後は、救助装備の充実に一層努めることはもとより、高度かつ専門的な救助技術を習得した救助隊員の確保、救助技術の開発と体系化等救助体制の拡充を図る必要がある。

特に火災以外の災害時における救助活動については、消防の本来的な任務との関連において救助活動の対象とすべき災害、事故の範囲が問題であり、救助活動のあるべき基準の設定等の検討を進めている。

## 10 消防教育訓練

### (1) 消防大学校における教育訓練及び技術援助

#### ア 教育訓練

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うことを任務としている。

消防大学校の卒業生は、第10—1表に示すとおり消防講習所の卒業生を含め、昭和53年度末までに1万411人となっている。

第10—1表 卒業生の推移

区 分	消 防 講 習 所		消 防 大 学 校					合 計	
	年 度(昭和)	23~33	34~49	50	51	52	53		小 計
卒業生数(人)		3,120	5,142	479	498	557	615	7,291	10,411

#### (ア) 教育訓練の課程

消防大学校の教育課程は、「消防大学校校則」の定めるところにより、4部10学科からなっている。

このうち、第4部の危険物保安科は、最近における石油コンビナート地帯の事故の多発傾向にかんがみ、都道府県及び市町村の危険物規制事務を担当する職員に対して専門的かつ高度の知識及び技術を修得させることを目的として、昭和51年度に設置したものであり、また、教員科は、消防学校の教員及びその予定者に対し、消防教育に関する専門的知識及び技術を修得させることを目的として昭和53年度に新設したものである。

なお、各部の教育訓練の重点は、次のとおりである。

第1部 消防に関する総合的かつ高度の知識及び技術の修得

第2部 消防実務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得

第3部 消防行政及び消防の指揮運用に関する高度の知識及び技術の修得

第4部 特定の消防実務に関する高度の知識及び技術の修得

#### (イ) 教育訓練の実施状況

昭和53年度及び昭和54年度における各部各学科別の実施回数、学生数、実施期間等の教育訓練の実施状況は第10—2表のとおりであり、昭和53年度には総数615人が卒業し、また、昭和54年度には約670人が卒業する見込みである。

第10—2表 教育訓練の実施状況

部	学 科	昭和53年度		昭和54年度		備 考(昭和54年度)
		実施回数	学生数	実施回数	学生数	
第1部	本 科	2	59	2	68	前期4月12日~9月12日 36人 後期10月4日~3月8日 32人(見込)
		2	167	2	144	前期8月21日~10月20日 72人 後期1月8日~3月8日 72人(見込)
第2部	警 防 科	2	167	2	144	前期8月21日~10月20日 72人 後期1月8日~3月8日 72人(見込)
	予 防 科	2	132	2	137	前期4月12日~7月7日 65人 後期9月26日~12月20日 72人(見込)
第3部	上級幹部 第一(二)科	1	67	1	72	10月25日~11月22日 72人(見込)
	消防団長 科	1	36	1	37	7月12日~7月27日 37人
第4部	救 急 科	2	99	2	148	前期5月8日~7月7日 76人 後期1月8日~3月8日 72人(見込)
	危 険 物 保 安 科	1	29	1	32	9月26日~12月20日 32人(見込)
	教 員 科	1	26	1	33	1月8日~2月6日 33人(見込)
計		12	615	12	671	

(注) 1. 上級幹部第二科は上級幹部第一科に含めて実施  
2. 機械科はその教課目の一部を警防科に含めて実施

#### イ 消防学校等に対する技術的援助

消防大学校では、消防組織法第4条の4第3項の規定に基づき、消防学校及び消防職員等に対する訓練機関(以下「消防学校等」という。)に対し、必要に応じ、次のような技術的援助を行っている。

### (ア) 講師派遣及びあっせん

都道府県の消防学校においては、実務担当教員が不足しており、また、その教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請を受け、予防査察、建築同意、違反処理、消防戦術、火災原因調査、火災損害調査及び救助技術等実務面について消防大学校教官又は適当な講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

### (イ) 消防学校等に対する救助実務講習

消防学校及び消防機関における学生又は隊員の指導に当たる教官等の救助講習の必要性にかんがみ、技術援助の一環として昭和53年度に救助実務講習を実施（期間1日）したところであるが、救助訓練の重要性と都道府県及び消防機関からの強い要請により、昭和54年度から実務講習「救助科」の研修を1か月間実施することとした。

### (ウ) 教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成に当たっており、現在までに33種類を完成しているが、なお消防事象の変化に即応した内容の再検討、改訂作業を進めている。また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、昭和52年度から消防大学校所有の視聴覚教材を必要に応じ、消防学校等に貸し出しを行っている。

### (エ) 消防教育訓練研究会

消防教育に携る者の共通の場として、昭和40年3月に第1回教育訓練研究会を行い、以来毎年開催し、昭和54年2月までに18回開催した。ここでは、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

## (2) 消防学校における教育訓練

### ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情ある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、政令指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることと

なっている（消防組織法第26条）。

現在、鳥取県を除く46都道府県が消防学校を設置している。また、政令指定都市では横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市が消防学校を設置しており、更に東京消防庁においても消防学校を設置している。

### イ 教育訓練の基準

消防学校の教育訓練については、「消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない」（消防組織法第26条第4項）とされており、この基準として、「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年消防庁告示第1号）が定められている。

消防学校における教育訓練の種類は、消防職員に対するものにあつては初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とし、消防団員に対するものにあつては普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とされている。

その概要は次のとおりである。

- ① 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的教育訓練をいい、教育期間は6か月以上とされている。
- ② 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。
- ③ 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいい、科又は課程の種別ごとに行われるのが原則であるが、必要に応じ2以上の科又は課程をも併せて行うことができるとされ、教育期間はその内容に応じて異なっている。
- ④ 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいい、教育期間はその内容に応じて異なっている。
- ⑤ 「特別教育」とは、上記①～④に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

なお、消防団員は自らの職業を持っているため、消防学校における教育

が十分実施でき難いと認められるときは、教員を現地に派遣して、学校教育の補習を行うことができるとされており、この方法は多くの学校で採用されている。

ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における教育訓練のうち最もウエイトの高い消防職員の初任教育の実施状況は、第10—3表のとおりであり、昭和53年度に初任教育を実施した53校のうち「消防学校の教育訓練の基準」に定める6か月の教育訓練を実施したのは、32校（うち政令指定都市の消防学校は5校）で前年度に比べて

第10—3表 初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間			昭和52年度	昭和53年度
6	か	月	26	32
5	か	月	6(1)	5(1)
4	か	月	15(1)	10(1)
3	か	月	6(1)	5
2	か	月	—(1)	1
1	か	月	—(1)	—
計			53(5)	53(2)

(注) 同一消防学校において研修期間の異なる研修を実施した場合、一番期間の長いものを1校としてとらえ、その他の研修については( )で計上した。また、1か月未満の期間については15日以上のもを1か月としてとらえている。

第10—4表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位、人・%)

区 分			昭和52年度	昭和53年度
初任教育を受けた者	6	か 月	2,055(41.0)	2,263(45.4)
	5	か 月	445(8.9)	464(9.3)
	4	か 月	878(17.5)	773(15.5)
	3	か 月	533(10.6)	452(9.0)
	2	か 月	15(0.3)	248(5.0)
	1	か 月	36(0.7)	—
	小	計	3,962(79.0)	4,200(84.2)
初任教育を受けなかった者			1,054(21.0)	787(15.8)
合 計			5,016(100.0)	4,987(100.0)

6校増加しているが、まだ全体の約60%にすぎない。

新規採用者の初任教育受講状況は第10—4表のとおりであり、昭和53年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は4,200人で前年度に比べて238人増加しており、受講率も84.2%と前年度より5.2%増加している。また、消防学校の教育訓練の基準に基づく6か月の教育訓練を受講した者は2,263人で前年度に比べ208人増加しており、初任教育の受講者のうちに占める割合は53.9%で、前年度より2.0%の増となっている。

このように、新規採用職員に対する初任教育の実施状況が前年度に比べてかなり改善されているもののなお十分でないのは、最近の消防組合等広域消防体制の進展に伴って初任教育を受けるべき新規採用職員数が急増したのに対し、消防学校の収容能力が追いつかなかったこと、採用した年に受講できなかった者をできるだけ早い機会に教育する必要があるため、新規採用者に対する教育期間を短縮し、これを消化しなければならなかったこと、専門教育等も合わせて行わなければならない状況の中において教員が不足し、初任教育のみに集中できなかったこと等によるものと思われる。

一方、新規採用職員以外の消防職員、団員の教育訓練については、昭和53年度において新規採用職員の15.8%が初任教育を受けず、また、初任教育受講者の46.1%が初任教育期間5か月以下の教育を受けざるを得ない状態にあることからわかるように、特に、初任教育受講者の多い学校においては、初任教育に追われて現任の消防職員及び消防団員に対して行う専科教育等についてまで十分手が回りかねているのが実状である。

このように、消防学校における教育訓練の現状は、対象者に比して必ずしも十分といえない状況にあり、今後は、施設の拡充、教職員の充実に努めるとともに、これを補完する職場研修の強化を進める必要がある。

エ 教職員の状況

昭和53年度の学校職員数の状況は第10—5表のとおりであるが、専任教員551人のうち、派遣教員は116人に及んでいる。これは、直接消防活動を行っていない都道府県が消防学校を設置しているため、専門的な知識及び高度な技能を必要とする教員については、都道府県の内部から適任者を得るのは容

第10—5表 学校職員数（昭和53年度）

（単位：人）

教 員				事 務 職 員			そ の 他			合 計	
専 任		兼 任		計	専任	兼任	計	専任	兼任		計
実員	派遣	実員	派遣								
435	116	63		614	119	10	129	108	6	114	857

易でなく、したがって多くの都道府県では直接消防に携っている市町村の消防職員の中から教員を迎えている実情にあることによるものである。

（3） そ の 他

ア 全国消防操法大会の実施

効果的な災害防ぎょ活動を実施するには、消防職団員の日常の技術の錬まると志気の高揚が肝要であり、これらを目的とした消防団員の「全国消防操法大会」が昭和43年度から財団法人日本消防協会の主催で隔年ごとに実施されており、昭和53年10月15日に第6回大会が東京都で開催された。全国消防操法大会の競技種目は、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの2種類を競技種目とし、各都道府県から選抜されたチームが出場して一連の動作、操作の迅速性、確実性、安全性等について日ごろの訓練の成果をひろうするものである。

イ 全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害及び自然災害等に対処し、人命救助技術の一層の充実を図るため、全国の消防職員が日ごろ錬成した技術の相互交換、研さんの場とする全国消防救助技術大会は、財団法人全国消防協会の主催で毎年実施されており、第8回大会は昭和54年8月24日大阪市（大阪市消防学校）で実施された。なお、本大会は、昭和53年9月に制定された「消防救助操法の基準」に基づき、種目内容、安全管理面等に一層の配慮がなされ、実施された。

ウ アジア諸国等消防職員研修

第10—6表 アジア諸国等消防職員研修受講状況

（単位：人）

国 名	年 度					計
	45~49	50	51	52	53	
1 アフガニスタン	1	—	—	—	1	2
2 カンボジア	1	—	—	—	—	1
3 イ ン ド	3	1	1	1	1	7
4 インドネシア	7	2	1	1	1	12
5 イ ラ ン	2	—	1	1	1	5
6 ラ オ ス	4	1	—	—	—	5
7 マレーシア	6	1	1	1	1	10
8 ネパール	1	—	—	1	1	3
9 パキスタン	2	—	—	—	—	2
10 フィリピン	6	—	1	1	1	9
11 シンガポール	4	1	2	2	1	10
12 タ イ	4	1	1	—	—	6
13 ベ ト ナ ム	1	—	—	—	—	1
14 ク メ ー ル	1	—	—	—	—	1
15 韓 国	2	—	1	—	—	3
16 台 湾	3	—	—	—	—	3
17 ト ル コ	1	1	—	—	—	2
18 エ ジ プ ト	1	1	—	1	—	3
19 ブ ラ ジ ル	—	1	1	—	—	2
20 ビ ル マ	—	—	—	1	—	1
21 バングラデシュ	—	—	—	—	1	1
22 ス ー ダ ン	—	—	—	—	1	1
計	50	10	10	10	10	90

消防庁では、日本政府のロンボ計画等に基づいて、国際協力事業団の協力のもとに発展途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象に集団研修「消防行政セミナー」を実施している。

この研修は、昭和45年度以後毎年行われ、昭和54年度には第10回目として例年どおり約2か月にわたって行う予定である。これまでの各年度の受講状況は第10—6表のとおりである。

## 11 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

### (1) 活動状況

救急業務を除いて火災及び風水害等の災害の防除に出動した全国の消防職団員は、昭和52年の1年間において第11—1表のとおり出動延人員1,390万553人で前年に比べ6万5,633人の増、出動回数76万3,354回で前年に比べ9万2,600回の増となっている。これを1日当たりでみると出動延人員3万8,084人、出動回数2,092回となり、1分間に約1.45回出動していることになる。

出動回数をその出動種別でみると、演習訓練が49.6%で一番多く、次いで火災出動が14.7%、特別警戒が11.8%、救助活動が1.5%、風水害等の災害が0.9%、遭難が0.3%、その他の出動（警察への協力、危険排除等）が21.2%となっており、火災出動の伸びが目立っている。

なお、救急業務については、昭和54年4月1日現在2,776の市町村において実施されているが、その出動回数は、昭和53年中に178万3,458件で前年に比べ4.3%の増となっている（「8救急業務」参照）。

### (2) 公務災害の状況

昭和52年中における火災等の災害の防除に出動し、職務遂行中に死亡あるいは負傷した消防職団員の数は4,607人であり、このうち殉職者は26人で前年に比べ8人の減となっている。

昭和52年中の殉職者及び負傷者の内訳は第11—2表のとおりである。殉職の原因を種別ごとにみると、火災によるものが57.7%とその半数を占め、演習訓練中によるものが23.1%、風水害等災害によるものが3.8%、その他が15.4%となっている。また、負傷の原因を種別ごとにみると、火災によるものが44.9%と約半数近くを占め、次いで演習訓練によるものが31.4%となっており、殉職、負傷ともにその原因の約半数は火災によることを示して

第11—1表 消防機関の出動状況

種別	合計		火災		炎		風水害等災害		演習訓練		その他	
	回数	延人員数	回数	延人員数	回数	延人員数	回数	延人員数	回数	延人員数	回数	延人員数
職、団員別	507,096	4,374,290	63,195	1,301,177	4,336	28,980	283,043	1,931,456	283,043	1,931,456	95,888	4,787,586
消防	256,258	9,526,263	48,979	2,143,915	2,717	148,235	95,888	4,787,586	95,888	4,787,586	378,931	6,719,012
消防団	763,354	13,900,553	112,174	3,445,092	7,053	177,215	378,931	6,719,012	378,931	6,719,012	—	—
構成比(%)	100.0	100.0	14.7	24.8	0.9	1.3	49.6	48.3	49.6	48.3	—	—
種別	特別警戒		遭難		救助活動		その他		特別警戒		その他	
職、団員別	46,021	243,244	896	7,319	10,551	111,166	99,054	750,948	46,021	243,244	99,054	750,948
消防	44,144	1,466,271	1,189	41,292	652	25,519	62,689	913,445	44,144	1,466,271	62,689	913,445
消防団	90,165	1,709,515	2,085	48,611	11,203	136,685	161,743	1,664,393	90,165	1,709,515	161,743	1,664,393
構成比(%)	11.8	12.3	0.3	0.3	1.5	1.0	21.2	12.0	11.8	12.3	21.2	12.0

第11—2表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数

種別	合計		火災		炎		風水害等災害		演習訓練		特別警戒		遭難		その他	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
職、団員別	14	2,554	8	859	—	5	—	—	2	815	—	—	—	—	4	740
消防	12	2,027	7	1,198	—	29	—	—	4	625	—	—	—	—	3	135
消防団	26	4,581	15	2,057	—	34	—	—	6	1,440	—	—	—	—	7	875
構成比(%)	100.0	100.0	57.7	44.9	3.8	0.7	—	—	23.1	31.4	—	—	—	—	0.2	15.4

いる。

### (3) 処 遇

#### ア 消防職員の処遇

##### (ア) 給与及び手当等

a 消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの市町村の条例（組合条例を含む。）によって定められている。

昭和53年4月1日現在の調査によると、適用給料表については、国の公安職俸給表をもとにした給料表を適用しているものが団体数で21.4%、職員数で45.5%であり、行政職俸給表をもとにした給料表を適用しているものが団体数で78.6%、職員数で54.5%となっている。常備化に伴い設立される一部事務組合では行政職給料表を適用しているところが多いようである。行政職給料表を用いている団体では、号給調整により、あるいは消防手当等によって、一般行政職員より優遇しているところが多い。

消防職員の平均給料月額は、昭和52年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると、平均年齢32.1歳で14万7,624円であり、一般行政職員は平均年齢35.7歳で14万9,922円となっている。

b 消防職員の平均諸手当額は、昭和52年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると4万5,625円であり、一般行政職員は2万8,824円となっている。これは、消防職員には出動手当、出場手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものと思われる。

地方交付税の消防費に算入する各種手当については、従来からその増額に努めてきたところであるが、昭和54年度においては、出動及び出場の実態を勘案し、出動手当及び出場手当の延支給対象人員をそれぞれ1,600人から1,900人、1,500人から1,600人に増員した。

c 交替制勤務者の勤務体制は、ほとんどの市町村では隔日勤務（2部制）を行っているが、東京消防庁ほか一部の団体においては3部制を取り入れている。この3部制については、交替制勤務者全員について採用している

場合と通信指令センター等特定の業務を担当している職員についてのみ採用している場合に分けられる。

隔日勤務の場合、一般的には、2週間に2日の週休日を割り振り、一当務24時間のうち実働時間を14～16時間、休憩、仮眠時間を8～10時間とすることによって、一週間につき実働44～48時間としている消防本部が多い。

3部制になると、いわゆる8時間勤務の日勤日があることにより勤務時間、拘束時間、夜間勤務の減少等職員の負担が軽減されるほか、週休二日制への対応が円滑になる等の利点があるが、人員増は必須であり、当該消防本部の業務の実態の程度等を勘案してその導入を促進する必要がある。

国家公務員の週休二日制については、昭和54年8月10日に人事院勧告がなされたが、現在の財政状況、国民感情等からして週休二日制実施のための人員増、予算増は困難であること、事務の合理化の余地がほとんどなく、所要の人員増なしに週休二日制を実施することが困難な職種、部門もあること等を勘案すると、今後政府部内において、慎重な検討がなされるものと思われる。国家公務員について週休二日制が実施されることとなり、地方公務員についても各地域の実情に応じ実施されることとなる場合には、消防職員についても当該市町村の一般職員の取扱いに準じて週休二日制を実施する必要があり、今後、関係機関との緊密な連携の下に、その導入方策について検討を行っていく必要がある。

d 消防職員の勤務環境の改善費等として、昭和54年度地方交付税において勤務環境整備費、隔日制勤務職員用備品費、寝具購入費、寝具乾燥消毒費等が算入されている。

また、これら以外に、消防吏員服制準則（昭和42年消防庁告示第1号）に定められた各種被服等の現物が支給されており、地方交付税において、1人につき年額3万6,900円が被服費として算入されている。

e 消防職員の勤務条件については、勤務の特殊性を反映するよう、これまでも処遇改善の措置が講じられてきた。しかし、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容の複雑化等に伴い、その勤務環境は著しい変

化をみせており、勤務条件についても、給与水準、3部制及び週休二日制の導入、安全対策等多くの問題が存在している。今後、消防職員の勤務条件のあり方については、昭和49年12月、消防職員勤務条件研究会から基本的な方向に関する報告がなされたところであるが、更に、これらに関連する種々の問題についても引き続き検討を進めていく必要がある。

(イ) 公務災害補償

消防職員は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、公務により災害を受けた場合には、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償等を受けることとされている。昭和53年中の地方公務員災害補償基金の受理件数は、消防職員について、2,690件であり、対象職員1,000人当たりの受理件数は23.3件となっている。ちなみに、清掃事業職員は71.2件、警察職員は31.8件となっている。

昭和53年度の補償種類別補償件数及び金額は、第11—3表のとおりである。

第11—3表 昭和53年度公務災害補償状況（消防職員）

（単位：件、千円）

区分	療養補償		休業補償		傷病補償年金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
計	2,912	340,817	5	3,398	2	2,232

区分	障害補償				遺			
	年金		一時金		計		年金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
計	22	32,317	67	82,281	89	114,598	105	145,217

区分	族補償		葬祭補償		合計			
	一時金		計					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
計	2	10,141	107	155,358	9	4,760	3,124	621,163

る。

イ 消防団員の処遇

(ア) 報酬・出動手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であるが、市町村は条例に基づいてこれらの消防団員が提供する役務の対価としての報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給することになっている。しかし、その支給額、支給方法等の実態は、それぞれの市町村により必ずしも同一ではない。支給額等の違いは個々の市町村の財政事情や地域の特長事情に基づく団の運営の相違によるものと思われるが、極めて低い額を支給している市町村、あるいは出動手当等を団員個人には支給していない市町村に対しては、支給額の引上げ、条例の改正等の適正化について指導を行っており、逐次改善されつつある。

昭和54年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の報酬、出動手当等について、第11—4表のとおり処遇改善措置がなされた。

第11—4表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

（単位：円）

項目	年度	
	53	54
報酬		
団員(年額)	12,000	13,500
団長(年額)	45,000	46,000
出動手当(1回当たり)	2,650	2,950
県内出張旅費(1回当たり)	4,140	5,110
公務災害補償負担金		
人口1人当たり	2	2
団員1人当たり	1,200	1,300
退職報償金負担金		
団員1人当たり	8,755	9,775

(イ) 公務災害補償

消防活動は、その緊急性からしばしば危険な状況のもとで遂行され、消防団員がこのため死傷する事例は決して少なくない。

過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第11—5表のとおり

第11—5表 公務上における消防団員の死傷者数 (単位：人)

区分	年	48	49	50	51	52	計	平均
死者		17	23	26	27	12	105	21
負傷者		2,191	1,892	1,900	2,060	2,027	10,070	2,014
計		2,208	1,915	1,926	2,087	2,039	10,175	2,035

死者105人、負傷者1万70人におよび、年間平均では死者21人、負傷者2,014人となっている。

このような公務上の災害に対して、市町村は条例で定めるところによりこれを補償しなければならないこととされている。

この公務災害補償制度は、昭和26年の消防組織法の改正により法制化されたものであるが、その後昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が設けられたことにより、統一的な損害補償制度が確立された。

非常勤消防団員の公務災害補償の種類には、他の公務災害補償制度に準じて、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の6種類がある。これらのうち、障害補償及び遺族補償の一定のものについては、昭和41年（一部昭和35年）から、それぞれ年金が支給されている。

また、昭和52年度からは傷病補償年金制度が新設されている。これは、公務上の災害等により療養している消防団員等のうち、療養開始後1年6月を経過しても治らない者で一定の廃疾状態にある者について、その症状に応じた適切な補償を行うため、療養補償のほか、休業補償にかえて傷病補償年金を支給することにより、被災団員等に対する補償のより一層の充実を図ったものである。

なお、昭和47年から特殊公務災害補償の制度が創設され、消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧等の消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合においては、傷病補償年金、傷害補償又は遺族補償の額を原則として100分の50を加算することとされた。この制度の適用を受けた者（消防基金の扱ったものに限る。）

第11—6表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

適用期間	階 級	勤 務 年 数		
		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
49.4	団 長, 副 団 長	3,500	3,650	3,800
}	分団長, 副分団長	3,200	3,350	3,500
50.3	部 長, 班 長, 団 員	2,900	3,050	3,200
50.4	団 長, 副 団 長	5,600	6,050	6,500
}	分団長, 副分団長	4,700	5,150	5,600
51.3	部 長, 班 長, 団 員	3,800	4,250	4,700
51.4	団 長, 副 団 長	6,200	6,700	7,200
}	分団長, 副分団長	5,200	5,700	6,200
52.3	部 長, 班 長, 団 員	4,200	4,700	5,200
52.4	団 長, 副 団 長	6,640	7,175	7,710
}	分団長, 副分団長	5,570	6,105	6,640
53.3	部 長, 班 長, 団 員	4,500	5,035	5,570
53.4	団 長, 副 団 長	7,133	7,717	8,300
}	分団長, 副分団長	5,967	6,550	7,133
54.3	部 長, 班 長, 団 員	4,800	5,383	5,967
54.4	団 長, 副 団 長	7,400	8,000	8,600
}	分団長, 副分団長	6,200	6,800	7,400
55.3	部 長, 班 長, 団 員	5,000	5,600	6,200

は、昭和47年度22人、昭和48年度1人、昭和49年度2人、昭和50年度1人、昭和51年度5人、昭和52年度1人、昭和53年度3人となっている。

公務災害補償の内容は逐年改善されており、前述した傷病補償年金制度、特殊公務災害補償制度が新設されたほか、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額については第11—6表のとおり毎年引き上げられている。また、扶養親族にかかる加算額も、一般職公務員の扶養手当の改定に応じて引き上げが行われている。

火災、風水害等における民間の消防協力者等の死傷者数（消防基金が扱ったものに限る。）は第11—7表のとおりであるが、これらの消防協力者等についても団員とはほぼ同様の措置が講じられている。

第11—7表 消防協力者等の死傷者数

(単位:人)

区分	年度	48	49	50	51	52	計	平均
死者		6	8	8	6	2	30	6
負傷者		357	363	273	313	234	1,540	308
計		363	371	281	319	236	1,570	314

(注) 昭和54年7月末日現在、消防基金の支払対象となった人数である。

(ウ) 福祉施設

福祉施設の制度は、昭和47年度の消防組織法等の一部改正により設けられたもので、公務災害補償を受ける被災団員等に対して行われるものであるが、消防基金加入市町村については消防基金が市町村に代わって直接福祉施設の事業を行うこととなっている。

その内容は、①障害者のうち労働能力を回復し又は醜状を軽減する見込みのある者に対する外科後処置、②長期療養後、傷病が治ゆして一定の障害が残った者について行う温泉、保養所等での休養、③傷病により一定の身体障害の存する者のうち、その症状が季節の変化等に伴い動揺をきたす場合の応急措置等のための療養、④障害者のうち、労働能力の回復の見込みのある者に対して行うリハビリテーション、⑤義肢、義眼、補聴器等補装具の支給、⑥その他必要と認める施設として、休業援護金の支給、奨学援護金の支給、介護料の支給、アフターケアの実施等であるが、新たに昭和49年度に障害特別支給金及び遺族特別支給金の支給、50年度に遺族特別援護金の支給、51年度に障害特別援護金の支給、52年度に傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金、54年度に就労保育援護金の支給が加えられた。

(エ) 退職報償金

消防団員が退職した場合、市町村はその長年の労に報いるため条例で定めるところにより退職報償金を支給しなければならない。この制度は、昭和39年の消防組織法等の改正により実施されることになったものである。退職報償金は階級及び勤務年数に応じて支給されるが、その支給を統一的かつ的確に行うため、公務災害補償の場合と同様、消防基金の共済対象とされている。共済の対象範囲は、昭和49年度の改正により勤務年数が15年から10年ま

で引き下げられ、更に昭和54年度には5年まで引き下げられた。また、共済金額についても、昭和50年度には、昭和43年度以後据え置かれていたものについて全面的な見直しが行われ、その後も引き続き引き上げが実施され、昭和54年度においては、最低が4万円、最高が50万円となっている。

(オ) 公務災害等の共済制度

消防基金は、公務上の災害を受けた非常勤消防団員等に対する市町村の補償責任の共済基金として昭和31年に設立され、その補償に要する経費について支払を行っている。また、昭和39年度には、新たに消防団員退職報償金支給制度が発足したことに伴い、市町村の退職報償金の支給に要する経費についても共済の対象に加えられ、更に、昭和47年度には、福祉施設の制度が創設され、消防基金が市町村に代って直接被災団員等について福祉施設を行うこととされた。

昭和54年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、消防団員等公務災害補償については2,906(全市町村の89.3%)、消防団員退職報償金については3,250(全市町村の99.0%)となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金によりその業務を運営している。

第11—8表 損害補償費の支払状況

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	58,891	1,673,169
休業補償	44,843	1,588,949
傷病補償年金	22	34,379
障害補償	977	744,602
遺族補償	982	1,823,789
葬祭補償	885	54,221
その他の補償	142	44,723
計	106,742	5,963,832

(注) 1. 昭和31年11月20日から昭和54年3月31日までの消防基金支払の累計である。  
 2. 「その他の補償」とは、第三者からの損害賠償にかかる差額を補償したもので補償の種類が区分できないものである。  
 3. 支払人員の「計」欄の数値は延人員である。

公務災害補償業務においては、消防基金の設立以来昭和54年3月31日までの間に消防団員、水防団員及び消防作業従事者等の一般協力者延べ10万6,742人に対し、総額59億6,383万2千円を支払っており、その内訳は第11—8表のとおりである。

第11—9表 退職報償金の支払状況

退職年度	支払人員(人)	支払額(千円)
39 ~ 48	535,494	23,538,180
49	56,184	2,405,300
50	57,178	3,751,805
51	54,845	4,646,390
52	51,019	6,754,670
53	31,619	5,893,170
計	786,339	46,989,515

(注) 1. 昭和54年3月31日現在消防基金支払による。  
 2. 昭和53年度の支払人員及び支払金額が少ないのは、当該年度中の退職消防団員のうち請求が翌年度以降になされるものが一部あるためである。

第11—10表 福祉施設の支給状況

福祉の種類	支給人員(人)	支給額(千円)
療養	3	101
補装具	1	41
休業援護金	5	220
奨学援護金	9,283	274,118
介護料	207	69,840
アフターケア	2	319
障害特別支給金	2	414
遺族特別支給金	124	50,900
障害特別援護金	75	89,000
遺族特別援護金	22	20,060
傷病特別給付金	63	63,000
障害特別給付金	17	6,978
遺族特別給付金	137	43,208
計	271	99,508
計	10,212	717,707

(注) 昭和47年4月1日から昭和54年3月31日までの消防基金支給累計である。

消防団員退職報償金支払業務については、昭和39年の制度発足以来、支払資金に著しい不足を生じていたが、昭和42年度及び昭和45年度には財政健全化のため、所要の掛金引上げ等の措置を講じ、これにより、昭和49年度までに資金上の赤字は解消された。更に、決算上の赤字についても、昭和50年度から財政健全化の4か年計画がたてられ、昭和53年度をもってすべての赤字が解消された。

退職報償金支払業務における昭和53年度末までの消防基金の支払状況は第11—9表のとおりで、78万6,339人の団員(その遺族を含む。)に対し総額469億8,951万5千円が支払われている。

また、福祉施設の実施状況は第11—10表のとおり1万212人の団員等に対し総額7億1,770万7千円が支給されている。

#### (4) 消防表彰等

現在、消防関係者について国が行っている表彰等については、叙位進階内則に基づく叙位、叙勲内則に基づく叙勲、褒章条例に基づく褒章、閣議決定に基づく安全功労者表彰及び防災功労者表彰並びに消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防機関並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われている。

##### ア 叙位

叙位進階内則(明治32年12月21日閣議決定)に基づき実施されているが、現在は死没者に対してのみ運用されている。

##### イ 叙勲

叙勲内則(明治25年12月23日閣議決定)に基づき実施されているものであり、国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与した功績顕著な者を広く叙勲することとされ、死没者に対する叙勲については随時に、生存者に対する叙勲については、毎年春(4月29日)と秋(11月3日)の2回発令されている。

##### ウ 褒章

褒章条例（明治14年太政官布告第63号）に基づき運用されており、消防に  
関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず人命を救助した者に授与される

黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される

藍綬褒章 公共の事務に精励し、その成績顕著な者に授与される

紺綬褒章 公益のために私財を寄附し、功績顕著な者に授与される

### エ 閣議決定に基づく表彰

国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1  
日）に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣が行うものと消防庁長  
官が行うものがある。

なお、防災功労者に対する長官表彰には、随時に行っているものもある。

#### （ア）安全功労者に対する表彰

次の各号の一に関し顕著な成績をあげ、又は功績があった個人又は団体を  
安全功労者として表彰する。

a 国民安全運動の組織化及び運営

b 工場、鉱山その他職域における安全確保

c 学校、家庭、交通機関その他職域以外における安全確保

d 安全のための研究又は教育による、安全水準の向上又は安全思想の普及

#### （イ）防災功労者に対する表彰

次の各号の一に関し顕著な成績をあげ、又は功績があった個人又は団体を  
防災功労者として表彰する。

a 災害時における防災活動

b 防災思想の普及又は防災体制の整備

### オ 消防表彰規程に基づく表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と、積年にわたる功労者に対し毎年定  
期的に表彰する定例表彰とがある。

#### （ア）随時表彰

a 特別功労章 災害において消防作業に従事し功労抜群で他の模範となる  
と認められる者に授与される

b 頭功章 災害において消防作業に従事し功労特に顕著な者に授与さ  
れる

c 功績章 災害において消防作業に従事し功労多大な者に授与される

d 顕彰状 職務遂行中死亡した者に授与される

e 表彰状 功労顕著な者で、上記3章を授与されるに至らない者及び  
功労顕著な消防機関又は部外の個人、団体に功績顕著な者  
に授与される。

f 賞状 功績顕著な隊に授与される。

#### （イ）定例表彰

次の4種で、毎年3月初旬に行われる。

a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに  
関する施策の実施について特に成績優秀な者に対して行う  
表彰であり、具体的には、消防吏員にあっては消防司令長  
以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消  
防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職に、それぞ  
れ10年以上在職した者に授与される。

b 永年勤続功労章 25年以上勤続し、他の模範と認められる消防吏員、消  
防団員及び消防教育職員に授与される。

c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに  
関する対策の実施について特に成績優秀な消防機関であっ  
て、竿頭綬を授与されている機関に授与される。

d 竿頭綬 表彰旗を授与される消防機関に準ずるものに授与される。

### カ 賞じゅつ金及び報賞金

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金と報賞金  
の制度がある。

賞じゅつ金は、災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行  
したことにより傷害を受け、そのために死亡又は廃疾となった場合で、その  
功労により特別功労章、頭功章又は功績章を授与されたときに支給される。

報賞金は、賞じゅつ金に該当しない殉職者に対して支給されるほか、随時

第11—11表 消防関係者の叙勲、褒章及び消防庁長官表彰者数等

表彰の種類	49	50	51	52	53
叙位	39	38	47	55	67
特別叙勲等	65	81	69	68	75
生存者叙勲	634	640	653	679	676
銀杯	—	1	—	—	1
木杯章	—	2	2	2	—
紅綬褒章	—	—	—	—	—
黄綬	2	2	1	2	(54. 4. 29) 2
藍綬	41	28	43	51	(54. 4. 29) 52
紺綬	136	127	179	176	169
総理大臣表彰					
安全功労	4	4	4	4	4
防災功労	5	7	7	6	6
消防庁長官表彰					
安全功労	14	16	22	18	11
防災功労	7	4	17	11	19
消防庁長官表彰(随時)					
特別功労章	2	6	2	—	—
顕功章	8	7	5	9	4
功績章	7	18	9	5	1
顕彰状	8	5	3	7	8
表彰状	22	8	4	4	2
賞状	—	2	1	—	—
消防庁長官表彰(定例)					
功労章	68	74	85	135	100
永年勤続功労章	743	803	904	1,146	1,203
表彰旗	29	31	37	45	43
竿頭綬	71	81	80	79	79
賞	8人	17人	10人	12人	5人
じゅつ金	3,850万円	9,300万円	5,950万円	6,100万円	3,150万円
報賞金	11人 240万円	10人 600万円	5人 480万円	4人 350万円	6人 140万円
退職消防団員報償					
1号報償	7,465	13,590	17,000	11,990	7,993
2号報償	49,035	38,310	30,023	35,105	19,225

表彰に際し付与される。

キ 退職者報償

消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、その労に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき階級の別なく15年以上勤続して退職した者に随時に授与される。

この報償は、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯(大)と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯(小)と賞状が、それぞれ授与される。

なお、消防関係者の叙勲、褒章及び消防庁長官表彰者数等は第11—11表のとおりである。

## 12 消防の科学技術の研究

消防研究所においては、社会情勢の進展に即応した防災上の諸問題についての科学技術の究明を主眼として、消防行政上の施策及び地方消防機関からの要請をも考慮し、重点指向に基づいて策定する試験研究計画に従い、研究の推進を図っている。特に最近における災害の多様化に伴い、研究内容もますます広範囲となってきており、大型研究等においては、他省庁の研究機関あるいは他専門の研究者と協力して効率的に研究を進めるよう努めている。

昭和53年度における消防研究所の体制は、定員59人、うち研究職員38人、予算は総計4億2,990万円（科学技術庁からの移替による原子力試験研究費約830万円を含む。）となっている。

昭和53年10月には、第26回全国消防技術者会議が東京において開催され、各地方自治体からの研究開発を含めて11件の発表があり、564人が参加して技術情報の交流、地方消防機関からの要望の吸収など有効な成果を得た。

また、昭和54年2月には、日米天然資源会議の防火専門部会が、我が国において開催され、火災調査技術、防災処理、火災時の人間挙動、煙の毒性等が議題として行われた。

昭和54年8月下旬には、大分県北海部郡佐賀関町、日本鋳業(株)佐賀関製錬所旧社宅（木造住宅18棟）を用いて、避難地及び避難路における人命の安全確保、火災延焼防止対策等都市防災対策の推進に資するため、大規模火災実験を行い、予期以上の成果を得た。この火災実験は、消防庁と建設省が共同して実施したものである。

なお、昭和54年度における主な研究内容及び昭和53年度で終了した主な研究結果については、以下のとおりである。

### (1) 大震火災対策の研究

#### ア 危険物火災の特殊消火法の研究

大震時における石油タンク火災の消火は、初期活動の遅延やあわの到達距離上の制約等から著しく困難である。そこで、この研究は、昭和53年度から3年計画でカプセル等を用いてあわを投入する消火法について検討することとしている。昭和53年度は、急速に大量のあわを発生させる方法を開発したが、昭和54年度は、あわを効率よく散布させる手段を開発する予定である。

#### イ シミュレーターによる赤外空中偵察法の研究

この研究は、大震時における同時多発的出火とその延焼状況をは握する赤外査像装置の実用最適諸元を求めるため、昭和54年度から3年計画で行うものである。昭和54年度は、査像装置の試作に着手するとともに、とう載する航空機の機体運動のシミュレーターをつくることとしている。

### (2) 地下街・高層建物の火災対策の研究

#### ア 火災感知器の動特性の評価に関する研究

本研究は、感知器により起動させる防災システムがより有効に利用できるよう、火災拡大様相と感知器作動の関係をは握することを目的としている。

昭和53年度は、くん焼火災時における感知器の作動を調べたが、昭和54年度は、感知器により消火設備を連動させたときの火災抑止効果を明らかにすることとしている。

#### イ 火災時における人間の行動と避難誘導に関する研究

この研究は、避難行動を解明してそれを容易にする手段を見出すことを目的として、昭和54年度から3年計画で行うものである。昭和54年度は、火災に対する居住者の心理的動揺を明らかにし、また非常口を探す際の行動の特徴を実験的には握することとしている。

### (3) 化学火災対策の研究

#### ア タンクの不等沈下に関する研究

軟弱地盤上に建設される石油タンク等構造物の不等沈下を防ぐため、必要な技術上の基準に関する基礎資料を求める研究である。

昭和51年度（初年度）より継続実施し、採取した各種土質試料について、三軸圧縮等の土質試験を繰返し、測定結果について検討を行っている。昭和54年度は、地盤の強度に関する実験及び検討を進めている。

#### イ タンク構造部材の経年変化と寿命に関する研究

この研究は、タンク構造部材の腐食やか動に伴う疲労性状をは握して、タンク破損寿命の評価法を確立することを目的としている。昭和53年度は、か動タンク部材について、腐食程度の経時変化及び疲労強度の低下を明らかにするとともに、土盛の局部的崩壊に伴いタンクに生ずる応力等を解析した。

昭和54年度は、未使用鋼材について腐食環境下における疲労及び応力腐食割れを調べることにしている。

#### ウ 静電気帯電の災害防止技術に関する研究

本研究は、石油類を配管を通してタンクに移送時の静電気帯電現象を実験的に研究し、この種現象に基づく災害の防止技術を確立するため、昭和51年度から5年計画で継続実施中のものである。

昭和53年度は、昭和52年度末に竣工した実規模に近い貯油プラント実験施設、すなわち、1号及び2号の2基のタンクと各種管経及び管路系を用い、フィルター使用の配管系に灯油を流送したときの配管各部における洩れ電流とタンク内油面電位の計測を行い、フィルター未使用時の結果との差異について比較検討した。また、可どう管からの洩れ電流と灯油の導電率を計測し、帯電に及ぼす影響を調べた。

昭和54年度は、特定の配管系を用い、管路及びタンクの特定の場所の洩れ電流又は油面電位について長期間の計測を行い、周囲条件、特に気象条件の帯電に及ぼす影響について調べる予定である。

なお、本研究は、当研究所と労働省産業安全研究所、警察庁科学警察研究

所並びに国立大学の静電気研究者との共同研究で実施している。

#### エ 漏出ガスの拡散及び引火防止に関する研究

化学工場等でガスが漏えいあるいは噴出する事故がしばしば発生する。このような際に、拡散したガスの引火爆発を未然に防ぐのがこの研究の目的である。

昭和51年度（初年度）から、ガスの拡散分布性状、低沸点石油類の蒸発量等の計測を各種条件下で行っており、昭和52年度からは、スチームカーテンによる引火防止技術の研究を開始している。昭和54年度は、スチームカーテンの最適条件を求める実験を進めている。

#### オ 水溶性液体タンク火災の消火に関する研究

本研究は、危険物第4類のうち、大量貯蔵の場合に著しく消火困難なアルコール類、ケトン類などのいわゆる水溶性液体のタンク火災に対し、同火災用の数種のあわ消火剤について、それらの消火効果と適用範囲を明確にするとともに、それらあわ消火剤の物理化学的試験方法についても検討のうえ、水溶性液体用あわ消火剤規格原案作成に役立つ基礎資料を得ることを目的としている。昭和53年度から2年計画で実施中のものである。

昭和53年度は、メタノール、アセトンについて、大小規模の消火実験を行い、試験容器、試験用ノズル及び供試あわ消火剤の消火性能などについて検討した。

昭和54年度は、ブタノールなどの特殊溶剤について、大小規模消火実験を行うとともに、供試あわ消火剤について実験室的試験検討のうえ、この種あわ消火剤の試験方法の大綱を確立する予定である。

#### カ ファイヤボールに関する野外実験研究

可燃性液体の蒸気雲に引火すると、巨大な火の玉となって爆発的に燃える。このファイヤボール現象は強い熱と爆風を伴い大きな被害を及ぼす。昭和49年度に、小規模な実験を試み、逐次規模を大きくし、昭和52年度まで所内における実験を続けてきた。昭和54年度には、的確な被害想定に資するため、より大規模な野外実験を9月上旬に実施した。

#### (4) その他の火災の研究

##### ア 火災時の放射伝熱における煙の影響に関する研究

本研究は、昭和53年度から4年計画で、建物内におけるフラッシュ・オーバーへの移行及び炎上家屋から隣接未燃家屋への延焼限界を算出するに必要な熱放射の寄与について資料を得ようとするものである。昭和53年度は、火災直上における放射照度を明らかにしたが、昭和54年度は、有風下における各種燃料火災及び耐火構造建物室内火災における熱放射強度を測ることとしている。

##### イ 木材火災の注水消火における諸現象の研究

この研究は、実際の火災に必要な消火水量を系統的に説明しようとするものであり、昭和53年度は、燃えているクリブの上面から静かに水を流下させて、消火段数と注水率、注水時間の関係から静的消火に必要な水量を見出した。昭和54年度は、クリブの温度分布測定から消火現象との関連性を見出すこととしている。

##### ウ 多雪酷寒地における消防対策の研究

この研究は、多雪酷寒地における消防活動上の問題のうち現地消防機関だけでは解決できない課題を取り上げ、消防技術の向上を図ることを目的としている。昭和53年度は、雪上におけるホース展張法及び現用車両の雪上走行性を評価するとともに、酷寒地における消防水利及びその近傍の温度計測を行った。昭和54年度は、引き続き消防活動の迅速化及び水利確保のための改善策を検討するほか、ホースやスプリンクラー配管の結氷対策について実験を進めることとしている。

##### エ 原子力施設などの火災対策の研究

最近、我が国でも石油の代替エネルギーとして原子力の重要性が高まるとともに、原子力の安全対策に関する研究の充実が切迫した問題となっている。

当研究所では、国立機関原子力試験研究費により、昭和43年度以来、主として使用済核燃料輸送容器の耐火性について研究を行ってきたが、昭和53年

度から「放射性物質輸送容器の耐火性に関する試験研究」と改題して、更に研究を継続実施することとなった。

昭和53年度は、DOT 6 M型輸送容器を試験体として炉内加熱を行い、その断熱材として用いられているセロテックスの炭化状態と耐火性を調べた。

昭和54年度は、医療用大量照射線源用輸送容器を製作し、輸送容器内に照射線源容器を収納した状態で、耐火試験を行い、各部の温度計測を行うとともに、断熱材として用いられる積層合板木材の耐火性を調べる予定である。

#### (5) 昭和53年度において終了した主な研究

##### ア セルロース系防災物質より発生する有毒気体に関する研究

この研究は、セルロース系防災物質が火災に遭遇したときに、どのような有毒気体がどの位の量発生するかを知る目的で行った。

昭和51年度から3年で得た結果の概略は、次のとおりである。

- (ア) 防災剤の種類に関係なく、防災処理した物質は未処理のものよりも発生ガスの総量は少ない。
- (イ) 防災剤の種類に関係なく、防災処理した物質は未処理のものよりもガスの発生速度の最大値は大きい。
- (ウ) 防災処理の有無にかかわらず、毒性の観点から最も問題となるのは、一般的には一酸化炭素である。
- (エ) ハロゲンや窒素を含む防災剤で処理した物質は、微量でも有害なガスを発生することがある。

##### イ 地下街・高層建物における避難救出技術の研究

この研究は、建物の立体化に伴う避難救出上の問題を解決するため、昭和51年度から特別研究として行われたものであり、その結果の概要は以下のとおりである。

避難に関しては、試作された建物各所の避難余裕時間の表示装置を実験的に評価し、急激な火勢拡大時や多点出火時の対策や熱煙流動計算による信頼度向上を検討した。また、通路で迷う条件を明らかにすることにより、誘導器具の設置場所や学習による記憶能力の改善についての知見を得た。

救出技術に関しては、はしご車リフターの昇降速度の限界、救助袋枠の急速設置に必要なガラス厚板の破壊法、炭酸ガス消火器を利用した救命索発射法、側壁付着流を利用した加圧排煙手段等を明らかにした。

#### ウ タンクの部分火災性状の研究

石油タンク等の屋根部が部分的に破壊し開口した場合の火災性状を実験的に調べた。3年間にわたった研究の結果を要約すると次のとおりである。

- (ア) 燃焼速度は、開口部の面積のみで決らず、液面が広いものの方が大きい。
- (イ) 炎の高さ、炎からの放射熱の強さは、開口部の面積でほぼ決まる。
- (ウ) 点火直後の燃焼性状は、初期液温に著しく支配される。

#### エ 消火器の消火能力評価に関する研究

本研究は、現行消火器の消火能力判定法に関する問題点を実験的に究明するとともに、外国規格との関連も検討することによって、一層合理的な消火器規格及び設置基準を確立するための基礎資料を得る目的で、昭和51年度から3年計画で特別研究として実施したものである。

この研究成果は、「消火器の消火能力評価に関する研究」(その1)及び同研究(その2)の2分冊の形で昭和53年末に公表された。(その1)では、当研究所が中心となり、組織した消火器評価委員会による合同実験の成果、主として消火器の消火能力についてのEC規格及び米国規格との比較検討結果が述べられている。(その2)では、我が国の一般住宅内で実際に起り得る木製の建具類、家具類、合板壁、最近の高分子材料からなる寝具座ぶとん類、石油ストーブ、菜種油などの火災のほか、リン、硫黄、ゴムタイヤなどの特殊固体燃料火災の初期段階における各種手さげ消火器の消火能力についての実験結果とまとめが述べられている。

## 13 消 防 財 政

### (1) 市町村の消防費

#### ア 消防費の決算状況

昭和52年度の市町村の普通会計(公営事業会計以外の会計をいう。)における消防費の都道府県別の状況は第13—1表のとおりである。消防費歳出決算額は5,769億円(前年度5,001億円)で、市町村の普通会計歳出決算額16兆7,060億円(前年度14兆3,726億円)に対する割合は3.5%(前年度3.5%)となっている。これを前年度と比べると、消防費歳出決算額は768億円(15.4%)の増加となっている。

#### イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

市町村における昭和52年度消防費の1世帯当たり及び住民1人当たりの額の都道府県別の状況は第13—1表のとおりである。

1世帯当たりの消防費の全国平均額は16,550円(前年度14,547円)であり、住民1人当たりでは5,048円(前年度4,417円)となっている。これを前年度と比較してみると1世帯当たりでは2,003円(13.8%)、住民1人当たりでは631円(14.3%)の増となっている。

#### ウ 経費の性質別内訳

昭和52年度消防費歳出決算額5,769億円の性質別内訳は、人件費4,182億円(72.5%,前年度74.9%)、物件費494億円(8.6%,前年度8.7%)、普通建設事業費817億円(14.2%,前年度11.7%)、その他276億円(4.7%,前年度4.7%)となっている(第13—2表参照)。

これを前年度と比べてみると、人件費が436億円(11.6%)、物件費が61億円(14.1%)、普通建設事業費が231億円(39.4%)増加している。

このように消防費は人件費が相対的に高い割合を占めているが、消防活動は本来、消防資機材を活用した人の活動であり、人的要素が物的要素に比し

第13-1表 昭和52年度都道府県別市町村の普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり住民1人当たりの消防費

都道府県	普通会計 決算額(A) (百万円)	消防費決 算額(B) (百万円)	1世帯当 たり消防 費(円)	1人当 たり消 防費 (円)	(B) (A)×100 (%)
北海道	1,104,650	51,963	29,327	9,502	4.7
青森	232,791	15,601	36,991	10,177	6.7
岩手	224,951	11,728	30,488	8,220	5.2
宮城	261,299	13,331	23,779	6,654	5.1
秋田	193,720	10,899	33,134	8,611	5.6
山形	169,224	8,516	26,750	6,839	5.0
福島	279,687	14,353	27,291	7,133	5.1
茨城	315,888	16,955	25,935	6,891	5.4
栃木	216,643	10,689	22,781	6,098	4.9
群馬	263,786	13,158	26,616	7,237	5.0
埼玉	598,975	26,336	17,698	5,159	4.4
千葉	538,447	24,160	18,315	5,453	4.5
東京	1,257,121	99,935	23,337	8,790	7.9
神奈川	891,999	35,762	16,491	5,413	4.0
新潟	356,945	17,268	27,250	7,113	4.8
富山	145,178	5,670	19,972	5,189	3.9
石川	171,434	6,410	20,785	5,846	3.7
福井	125,633	6,784	33,302	8,620	5.4
山梨	121,993	6,814	31,119	8,504	5.6
長野	329,189	11,425	20,205	5,551	3.5
岐阜	278,089	11,108	21,997	5,788	4.0
静岡	426,141	20,503	21,827	6,026	4.8
愛知	856,391	29,859	16,581	4,930	3.5
三重	252,657	8,586	18,499	5,163	3.4
滋賀	163,395	6,434	23,034	6,235	3.9
京都	398,336	12,842	15,535	5,205	3.2
大阪	1,478,622	49,225	18,158	5,997	3.3
兵庫	878,106	22,032	13,978	4,373	2.5
奈良	166,135	5,103	15,869	4,498	3.1
和歌山	180,300	5,061	15,611	4,624	2.8
鳥取	104,878	3,812	22,657	6,381	3.6
島根	151,613	6,141	27,485	7,848	4.1
岡山	302,876	10,611	19,203	5,686	3.5

都道府県	普通会計 決算額(A) (百万円)	消防費決 算額(B) (百万円)	1世帯当 たり消防 費(円)	1人当 たり消 防費 (円)	(B) (A)×100 (%)
広島	411,291	14,411	16,687	5,344	3.5
山口	244,727	10,073	20,439	6,411	4.1
徳島	146,720	4,650	19,554	5,605	3.2
香川	157,715	6,132	21,158	6,217	3.9
愛媛	229,155	7,812	16,844	5,170	3.4
高知	175,872	5,895	21,207	7,066	3.4
福岡	832,267	25,408	18,658	5,781	3.1
佐賀	128,601	6,273	27,671	7,274	4.9
長崎	251,538	10,595	22,834	6,665	4.2
熊本	271,612	11,334	22,411	6,439	4.2
大分	195,549	8,601	23,841	7,059	4.4
宮崎	173,547	6,116	17,863	5,427	3.5
鹿児島	288,071	10,258	17,378	5,793	3.6
沖縄	154,171	4,383	15,253	3,985	2.8
単純合計額	17,097,928	731,020	20,971	6,397	4.3
純計額	16,706,014	576,908	16,550	5,048	3.5

(注) 1. 世帯数及び人口は昭和53年3月31日現在による。  
2. 純計額には消防に関する一部事務組合等に対する負担金等は除く。

第13-2表 昭和52年度市町村消防費の性質別歳出決算額内訳  
(単位：億円，%)

区 分	昭和52年度		昭和51年度		対前年度比較	
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増加額 (A)-(B)	増加率 (C)/(B)×100
人件費	4,182	72.5	3,746	74.9	436	11.6
物件費	494	8.6	433	8.7	61	14.1
普通建設事業費	817	14.2	586	11.7	231	39.4
補助事業費	284	—	219	—	—	—
単独事業費	532	—	366	—	—	—
受託事業費	1	—	1	—	—	—
その他	276	4.7	236	4.7	40	17.2
計	5,769	100.0	5,001	100.0	768	15.4



昭和52年度消防費決算額の財源構成比は、一般財源 89.8%（前年度 91.8%）に次いで、地方債 6.2%（前年度 4.7%）、国庫補助金 1.8%（前年度 1.7%）、使用料、手数料 0.3%（前年度 0.2%）、その他 1.9%（前年度 1.6%）となっている。

決算額に占める一般財源の割合は、年度によって若干上下しており、昭和52年度は 89.8% で前年度より 2.0% の減となっているが、額については 588 億円の増となっている。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算入されており、第13—4表のとおり年々増加している。

昭和53年度の単位費用は 4,220 円（対前年度伸び率 9.9%）、基準財政需要額は 6,575 億円（対前年度伸び率 10.4%）であったが、昭和54年度は、消防職員数を 1 人増員したほか、消防職団員の処遇改善などにより単位費用が 4,450 円（対前年度伸び率 5.5%）に引き上げられ、基準財政需要額は 7,002 億円（対前年度伸び率 6.5%）に増加している。

ウ 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、昭和28年に制定された消防施設強化促進法による補助に昭和39年度から予算補助を加え、市町村の消防施設に対して、補助基準額の 3 分の 1 以内（人口急増地域、地震防災強化地域及びコンビナート所在市町村に対しては 2 分の 1 以内、過疎地域、離島地域、同和地域、新東京国際空港周辺地域及び沖縄県に対しては 3 分の 2 以内）の補助を行っている。

昭和49年度から、昭和53年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第13—5表のとおりである。最近における整備状況は、消防常備化市町村の増加により、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水そうの整備が進展するとともに特殊火災や人命救助のための化学車、はしご車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和54年度の市町村に対する国庫補助金予算額は 161 億 9,865 万円（前年度

予算比 32 億 6,479 万円、25.2% 増）で、新たに地震防災強化地域の市町村に対する補助率を 2 分の 1 以内に引き上げるとともに、小型動力ポンプ積載車、林野火災用軽可搬式消防ポンプ、空港災害用大型化学車、耐震性貯水そう（飲料水兼用 100 m<sup>3</sup>）、震災救援車、備蓄倉庫、コミュニティ防災センターを補助対象に加えたほか、特に市町村の要望の強い防火水そうの数量増（5,263 基→5,733 基）を図り、併せて予算単価につき所要の引上げを行った。

また、都道府県に対する補助金としては、昭和46年度から石油コンビナート地帯において都道府県が整備する防災資機材施設（昭和54年度 2,700 万円）、昭和 48 年度から都道府県の防災体制を強化するための防災無線通信施設（昭和54年度 10 億円）に対し、更に、昭和49年度から林野火災における消防の立体化及び近代化を図るため空中消火資機材施設（昭和54年度 3,300 万円）に対し補助を行っているが、昭和54年度には、新たにファクシミリ（国庫補助 6,900 万円）及び防災ヘリコプター（国庫補助 1 億 9,600 万円）を補助対象に加えた。

エ 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするので、補助金や一般財源

第13—6表 消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

（単位：百万円，%）

区 分	年 度					対前年度比較	
	49	50	51	52 (A)	53 (B)	増加額 (B)-(A)(C)	増加率 (C)/(A)×100
政 府 資 金	1,217	860	924	1,356	1,101	△ 255	△ 18.8
共 済 組 合 資 金	4,135	5,320	4,065	5,716	7,117	1,401	24.5
損 保 債	6,500	7,700	8,000	9,500	9,500	0	0
生 保 債	1,600	2,000	2,500	3,000	3,500	500	16.7
市 有 物 件 債	2,475	3,045	3,179	3,830	4,006	176	4.6
全国自治協会資金	894	1,113	1,600	1,845	2,150	305	16.5
消防団員等公務災害 補償等共済基金資金	150	100	200	250	250	0	0
共 済 農 協 連 債	—	—	—	1,000	3,000	2,000	300.0
合 計	16,971	20,138	20,468	26,497	30,624	4,127	15.6

(注) 1. 政府資金については、市町村分に充当されている一般単独事業債を示す。  
2. 昭和53年度分の政府資金（市町村分）については、精査の結果異動を生ずることがある。

に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

消防施設整備事業に対する地方債の許可額の推移は、第13—6表のとおりである。

昭和54年度の消防施設整備事業に対する地方債の許可予定額は、総額で約355億円となる見込みである。その内訳は一般単独事業債32億円、共済組合資金69億円、損保資金110億円、生保資金40億円、消防基金資金3億円、市有物件資金48億円、全国自治協会資金23億円、共済農協連資金30億円となっている。

#### オ その他

市町村の消防費の財源としては、地方税、地方交付税等の一般財源及び国庫補助金、地方債のほか、都道府県補助金等が30億2,900万円（前年度17億9,500万円）及び使用料、手数料、分担金、負担金、寄附金、財産収入等の特定財源が128億722万円（前年度88億657万円）あるが、前記イ～エのほか特に消防費に係る財源には次のようなものがある。

##### （ア）交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、道路交通安全施設の整備促進を図るため、昭和42年の道路交通法の一部改正により創設されたもので、その充当対象施設に救急自動車が含まれている。市町村分の交付金総額は、昭和51年度200億6,400万円、昭和52年度273億5,700万円、昭和53年度317億円と逐年増加しており、今後更に積極的な活用を図る必要がある。

##### （イ）入湯税

温泉地における消防施設の整備を促進するため、昭和46年の地方税法の一部改正により、市町村の目的税である入湯税の一部が消防施設の整備に要する経費の財源に充てられることとなり、その標準税率が20円から40円に引き上げられた。以後標準税率は、昭和50年には100円に、昭和52年には150円にそれぞれ引き上げられている。

昭和53年度の入湯税総額は126億9,200万円であり、うち31億2,500万円が温泉地の消防施設の整備に充当されている。

##### （ウ）航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額を空港関係市町村に対して譲与することを目的として、昭和47年に制定された航空機燃料譲与税法により設けられたもので、その用途に空港関連消防施設が含まれている。

また、昭和54年度から空港関係市町村のほか空港関係都道府県に対しても譲与されることとなり、航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額のうち、市町村には5分の4、都道府県には5分の1がそれぞれ譲与されることとされている。

なお、昭和53年度の市町村に対する譲与額は39億9,995万円である。

##### （エ）電源立地促進対策交付金

電源立地促進対策交付金は、発電用施設周辺地域における公共用施設の整備促進を図るため、昭和49年に制定された発電用施設周辺地域整備法により創設されたもので、その充当対象施設に消防に関する施設が含まれている。

昭和53年度の市町村分の交付金総額は132億1,600万円であり、うち2億6,300万円が消防施設の整備に充当されている。

##### （オ）石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設立地対策等交付金は、石油貯蔵施設周辺地域における公共用施設の整備促進を図るため、昭和53年の石炭及び石油対策特別会計法の一部改正により創設されたもので、その充当対象施設に消防に関する施設が含まれている。

なお、昭和53年度の交付金総額は都道府県分を含め64億4,629万円（繰越分を除く。）となっている。

##### （カ）防衛施設周辺整備事業

昭和41年制定の防衛施設周辺の整備等に関する法律により、国は防衛施設周辺市町村の生活環境施設の整備について補助することができるものとされ、その一環として消防施設に3分の2の補助がなされている。これにより、昭和53年度には、化学消防ポンプ自動車3台、消防ポンプ自動車（水そうを含む。）41台、防火水そう74基が整備されている。

### (3) 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第13—7表のとおりである。昭和52年度における歳出決算額は180億9,000万円であり、昭和52年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.1%である。

その内容は、危険物、高圧ガス取締り、予防及び防災等の事務費、消防学校費のほか、防災資機材施設の建設、管理運営費等である。

防火対象物の過密、多様化のみならず、異常気象、地震災害等による災害の特殊多様化、大規模化、広域化が予想されることにかんがみ、都道府県が後述のように市町村に対し助成措置を強化するとともに、防災無線通信施設及び防災資機材施設を設置するなど、自らが防災活動の一端をにない、防災体制の広域化、高度化を図る必要が高まっている。

市町村の消防費に対する都道府県の助成措置としては補助金と貸付金がある。

昭和52年度における補助金の総額は19億5,100万円で前年度に比べ7億100万円(51.6%)の増となっている。

補助対象、補助率等については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水そう、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率又は定額により補助しているか、あるいは、国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は10億7,800万円で前年度より5億3,300万円(97.8%)増加している。

このように都道府県の市町村に対する助成は、国の補助金の交付及び地方債のあっせんとともに、地域の実情に即した助成措置として市町村の消防力の充実強化に大いに役立っており、なお一層の拡充が望まれる。

### (4) 国の消防費

消防庁の昭和54年度予算額は、第13—8表に示すとおり、全体で200億7,388万円で前年度より40億7,332万円(25.5%)の増となっている。

第13—7表 昭和52年度都道府県別消防防災費決算額と消防関係補助金等  
(単位：百万円，%)

都道府県	普通会計 総額 (A)	消防防災費 (B)	(B)/(A)×100	消防関係 補助金	消防関係 貸付金
北海道	1,042,120	430	0.04	104	51
青森	330,656	276	0.08	2	4
岩手	309,003	176	0.06	—	63
宮城	301,050	251	0.08	8	—
秋田	305,020	231	0.08	15	7
山形	273,235	195	0.07	11	97
福島	379,490	202	0.05	20	1
茨城	357,191	235	0.07	30	—
栃木	275,403	184	0.07	32	3
群馬	282,078	187	0.07	24	—
埼玉	486,121	959	0.20	91	58
千葉	486,072	771	0.16	187	7
東京都	2,369,193	1,059	0.04	25	245
神奈川県	598,144	709	0.12	123	36
新潟	465,631	194	0.04	—	38
富山	221,457	211	0.10	20	32
石川	219,008	157	0.07	7	12
福井	185,750	160	0.09	36	31
山梨	171,314	545	0.32	49	8
長野	355,501	143	0.04	30	—
岐阜	314,176	265	0.08	5	25
静岡県	438,326	2,061	0.47	437	48
愛知県	750,152	1,052	0.14	100	6
三重	271,479	273	0.10	15	12
滋賀	189,917	97	0.05	23	—
京都	279,910	202	0.07	72	14
大阪	976,366	578	0.06	42	38
兵庫県	662,445	255	0.04	14	—
奈良	171,167	159	0.09	34	—
和歌山	207,040	437	0.21	36	—
鳥取	170,601	73	0.04	15	—
島根	217,823	212	0.10	10	—
岡山	319,670	839	0.26	15	14
広島	384,300	289	0.08	43	—
山口	277,983	264	0.09	4	—
徳島	205,092	539	0.26	5	2
香川県	180,589	149	0.08	13	28
愛媛	276,080	371	0.13	81	—
高知県	247,403	722	0.29	51	117
福岡	571,016	295	0.05	60	—
佐賀	196,002	122	0.06	10	3
長崎	303,913	184	0.06	11	10
熊本	317,070	212	0.07	22	3
大分	251,228	169	0.07	6	38
宮崎	237,283	131	0.06	8	27
鹿児島	369,045	617	0.17	5	—
沖縄	206,290	248	0.12	—	—
合計	18,405,800	18,090	0.10	1,951	1,078

第13—8表 昭和54年度消防庁関係予算主要事項別一覧

(単位：千円, %)

事 項	昭和54年度 子 算 額 (A)	昭和53年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対 前 年 度 比 (A)/(B)×100
◎ 主要事項				
1. 大震火災対策に必要な経費	3,006,006	1,600,085	1,405,981	187.9
大震火災対策施設等整備費補助金	2,020,172	1,226,692	793,480	164.7
防災知識啓発等委託費	303,894	303,894	0	100.0
空中消火のための調査研究経費	676,693	69,499	607,194	973.7
大震火災対策の推進指導経費	5,307	0	5,307	皆 増
2. 消防施設等整備費補助に必要な経費	15,503,478	12,987,171	2,516,307	119.4
消防施設等整備費補助金	13,059,625	10,578,820	2,480,805	123.5
林野消防施設整備費補助金	153,624	138,256	15,368	111.1
石油コンビナート消防施設整備費補助金	633,032	766,259	△ 133,227	82.6
防災資機材施設整備費補助金	27,000	27,000	0	100.0
空港災害用防災資機材整備費補助金	73,036	0	73,036	皆 増
消防防災無線通信施設整備費補助金	1,469,000	1,400,000	69,000	104.9
消防吏員待機宿舎施設整備費補助金	88,161	76,836	11,325	114.7
小 計	18,509,544	14,587,256	3,922,288	126.9
◎ 上記以外の重点事項				
1. 財団法人日本消防協会補助に要する経費	41,000	41,000	0	100.0
2. 消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費	65,128	65,045	83	100.1
3. 無線通信施設整備に要する経費	126,301	13,165	113,136	959.4
小 計	232,429	119,210	113,219	195.0
◎ その他の経費	1,331,910	1,294,101	37,809	102.9
合 計	20,073,883	16,000,567	4,073,316	125.5

## 附 属 資 料

附属資料1 昭和53年度中の組織改正と法令の制定  
 昭和53年度における組織改正 (消 防 庁)

事 項	施行年月日	内 容
震災対策指導室の新設	昭53. 10. 1	消防庁の所掌事務のうち震災対策の企画、立案、推進、指導及び連絡調整事務をつかさどるため、震災対策指導室を新設した。

昭和53年度中の法律の制定 (消防関係)

法 律 名	施行年月日	要 旨 (消防関係部分)
活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和53年法律第29号) 国土庁所管	昭53. 4. 26	題名を「活動火山対策特別措置法」に改め、火山現象の研究観測の促進、警戒避難体制の整備を行うとともに、火山現象に関する情報の伝達等の義務を定めた。
道路交通法の一部を改正する法律 (昭和53年法律第53号) 警察庁所管	53. 12. 1	緊急自動車の要件、運転資格等について規定の整備を図った。
大規模地震対策特別措置法 (昭和53年法律第73号) 国土庁所管	53. 12. 14	内閣総理大臣は、地震防災対策強化地域を指定し、地震の直前予知が行われた場合に警戒宣言を発することとし、この場合に講ずべき対策等を定めた。なお、関係規定(災害対策基本法、消防組織法、消防法、石油コンビナート等災害防止法)の整備も併せて行った。

昭和53年度中の政令の制定 (消防関係)

政 令 名	施行年月日	要 旨 (消防関係部分)
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (昭和53年政令第87号)	昭53. 4. 3	石油コンビナート等特別防災区域として広野地区を新たに指定するとともに、八戸地区、福山地区及び徳山・新南陽地区の区域の拡張等を行った。
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	53. 4. 5	非常勤消防団員等に係る損害補償について、補償基礎額の引上げ等補償の基準の改善を図った。

政 令 名	施行年月日	要 旨 (消防関係部分)
令 (昭和53年政令第106号)		
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令 (昭和53年政令第107号)	53. 4. 5	非常勤消防団員に対する退職報償金の支給対象となる勤務年数を10年から5年に引き下げるとともに、非常勤消防団員等の公務災害補償等の改善に伴い、消防基金に対する掛金の額を改定した。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (昭和53年政令第289号)	53. 7. 14	石油コンビナート等特別防災区域として指定されている男鹿地区の区域の拡張等を行った。
消防法施行令の一部を改正する政令 (昭和53年政令第363号)	53. 11. 1 54. 4. 1 54. 7. 1 57. 4. 1	防災対象物品としてじゅうたん等を新たに追加し、消防用設備等を設置しなければならない防火対象物の範囲を拡大するとともに、救急隊員の資格に係る基準を設けることとした。
道路交通法施行令の一部を改正する政令 (昭和53年政令第313号) 警察庁所管	53. 12. 1	道路交通法の一部改正に伴い、緊急自動車に関する規定を整備した。
大規模地震対策特別措置法施行令 (昭和53年政令第385号) 国土庁所管	53. 12. 14	大規模地震対策特別措置法の施行に伴い、地震防災上緊急に整備すべき施設、地震防災応急計画で定めるべき事項等について定めるとともに、自治省組織令の改正を行った。

附属資料 2 昭和53年中の主な災害

月 日	事 項
1 8	福井県福井市の電気配線工事業者の店舗兼住宅から出火。4むね241㎡焼損。母子ら4人死亡。
14	12時24分、伊豆大島近海でマグニチュード7.0の伊豆大島近海の地震発生。大島(東京都)及び横浜で震度5を記録し、静岡を中心に東京、神奈川、山梨の各都県で被害。この地震により、死者25人、負傷者205人、住家全壊96むね、半壊616むね等の被害が生じ、被害総額は約297億円。静岡県河津町及び東伊豆町に災害救助法適用。
19	北海道阿寒町の喫茶店から出火。建物413㎡焼損。一家5人死亡、2人負傷。
25	埼玉県川口市の住宅から出火。建物127㎡焼損。一家5人死亡、2人負傷。
2 4	福岡県行橋市の住宅で、LPガスもれ引火により出火。建物90㎡焼損。一家4人死亡。
20	13時37分、宮城県沖でマグニチュード6.7の地震発生。大船渡で震度5、仙台で震度4を記録し、宮城、岩手、山形の各県で被害。この地震により、負傷者48人、住家半壊4むね等の被害が生じ、被害総額は約15億円。
28	宮城県門川町で林野火災。焼損面積125ha、損害額2,500万円。
3 10	新潟県新潟市のスナック「エル・アドロ」から出火。建物78㎡焼損。11人死亡、2人負傷。
11	山口県岩国市の菓子卸売業者の店舗兼住宅から出火。建物247㎡焼損。一家5人死亡、1人負傷。
13	広島県福山市の住宅から出火。建物233㎡焼損。母子ら4人死亡、1人負傷。
22	新潟県柏崎市の住宅から出火。2むね176㎡焼損。一家8人死亡。
28	岩手県盛岡市のパチンコ店から出火。7むね1,685㎡焼損。負傷者2人、損害額3億6,400万円。
30	千葉県船橋市の食品工場から出火。工場1万5,996㎡焼損。損害額3億4,000万円。
4 9	岡山県玉野市でたばこの投げ捨てにより林野火災。焼損面積212ha、損害額4,000万円。
"	愛媛県西条市で建設作業の溶接中火花の飛火により林野火災。隣接の新居浜市へ延焼。焼損面積720ha、損害額5億4,200万円。
"	香川県庵治町で住宅の火災からの延焼により林野火災。焼損面積115ha、損害額5,500万円。
12	大阪市鶴見区の住宅で、放火により出火。建物28㎡焼損。一家4人死亡。
22	北海道音別町の酪農場で、たき火の消し忘れにより出火。2むね3,773㎡焼損。損害額4,200万円。
"	佐賀県佐賀市の小学校から出火。3むね3,717㎡焼損。損害額5,400万円。
26	広島県安芸津町で林野火災。焼損面積185ha、損害額2,300万円。

月 日	事 項
5 2	大阪府吹田市の自動車運送業者の倉庫兼事務所から出火。建物 1,614㎡ 焼損。損害額 4 億 1,500 万円。
11	福岡県福岡町の建設会社宿舎で、たばこの再燃により出火。建物 248㎡ 焼損。4 人死亡。
18	新潟県妙高村の赤倉山山腹で地滑り。妙高高原町新赤倉温泉地区へ押し出し、死者13人、負傷者 1 人、住家全壊13むね、半壊 5 むね等の被害が生じ、被害総額は57億 5,700 万円。新潟県妙高高原町に災害救助法適用。
26	東京都港区の印刷会社から出火。6 むね1,476㎡焼損。損害額 3 億 7,900 万円。
30	島根県美保町町の造船所で、新造中のしゅんせつ作業船々内塗装作業中、塗料の蒸気が爆発。死者 7 人、負傷者22人。
6 1	広島県江田島町で枯草を焼却中の飛び火により林野火災。焼損面積 1,005 ha, 損害額 2 億 3,900 万円。
10 7.1	10～13日に梅雨前線の活動が活発になり、九州地方に大雨をもたらし、20日には台風 3 号が長崎県に上陸。22～27日には再び活発化した梅雨前線により、新潟県、福島県を中心に甚大な被害。この間の被害は、死者19人、行方不明者 1 人、負傷者29人、住家の全壊・流出52むね、半壊35むね、床上浸水 4,746 むね、床下浸水 2 万 4,020 むね等。
6 12	17時14分、宮城県沖約100kmでマグニチュード7.4の宮城県沖地震発生。大船渡、仙台、新庄、福島、石巻で震度 5 を記録し、宮城、岩手、福島の各県を中心に、青森、秋田、山形、東京、神奈川、長野の各都県で被害。この地震により死者28人、負傷者 1 万 1,028 人、住家全壊 1,383 むね、半壊 6,238 むね等の被害が生じ、被害総額は約2,762億円。宮城県の仙台市、泉市、小牟田町、迫町、鳴瀬町及び米山町に災害救助法適用。また、この地震により、仙台市の製油所で屋外貯蔵タンクより 6 万 8,160kl の油が流出し、そのうち数千 kl が海上に流出。
15	愛知県半田市のビジネスホテル「白馬」から出火。建物 683㎡ 焼損。死者 7 人、負傷者24人。
"	大阪府堺市の製油所で、加熱炉内の配管の亀裂により、熱油が炉内に漏えいし、火災発生。損害額 1 億6,700万円。
28	北海道上磯町の家具センターから出火。建物 2,152㎡ 焼損。損害額 3 億 4,900万円。
7 9	福島県猪苗代町の国道で、運転手のわき見運転により、観光バスが前方の観光バスに追突。負傷者51人。
13	大阪市大正区の化学肥料製造会社で造粒水タンク清掃中、酸欠事故発生。死者 4 人、負傷者 3 人。
8 1	京都市上京区の織物卸売業者の店舗から出火。商品などの損害額 4 億

月 日	事 項
	8,500万円。
11	兵庫県加古川市の製鉄所で、閉口機の故障により、3号高炉から出火。損害額 1 億 1,300 万円。
14	島根県出雲市の盆踊り大会で、水素ガス充てんのゴム風船が、ライターの火により引火爆発。負傷者34人。
23	千葉県船橋市のスパゲティ製造工場で、アセチレンガス溶接機からの飛火により出火。工場 3,327㎡ 焼損。損害額 7 億 5,600 万円。
27	徳島県板野町で林野火災。焼損面積110ha, 損害額2,600万円。
31	広島県竹原市で草焼きの飛び火により林野火災。焼損面積 215ha, 損害額 1 億4,600万円。
9 7	青森県藤崎町の倉庫業者の倉庫で、溶接器の火花の飛火により出火。建物 4,356㎡焼損。損害額400万円。
8	埼玉県狭山市で航空自衛隊所属のT-33練習機が墜落炎上。住宅及び共同住宅 2 むねが全半焼。乗員 2 人が死亡。
12	埼玉県八潮市のブリキ製容器製造工場から出火。17むね 3,155㎡ 焼損。損害額 2 億7,900万円。
15	大阪府枚方市の危険物製造所で爆発火災。死者 1 人、負傷者36人。
"	台風18号が山口県に上陸。九州北・西部から山陰地方にかけ風台風による被害。この台風による被害は、死者10人、負傷者 471 人、住家の全壊54むね、半壊523むね、床上浸水698むね、床下浸水 1 万 3,932 むね等。
20	大阪府貝塚市の府道で、定期バスが民家に突っ込み、41人負傷。
26	長野県松本市の婦人服小売業「カタセ」で、マッチの火が接着剤に引火し出火。建物461㎡焼損。死者 6 人、負傷者12人。
10 3	埼玉県栗橋町の住宅から出火。建物96㎡焼失。母子 5 人死亡。原因は自殺。
16 24	北海道有珠山周辺で、大雨のため火山灰の泥流が発生。虻田・壮警両町に10月25日、災害救助法適用。この間の被害は、死者 2 人、行方不明者 1 人、負傷者 2 人、住家全壊 3 むね、半壊 7 むね等。
19	青森県青森市の中学校から出火。建物3,830㎡焼損。損害額6,700万円。原因は放火の疑い。
21	広島県坂町で林野火災。焼損面積121ha, 損害額5,100万円。
28	北海道深川市で車両火災。車両 1 台焼損。死者 4 人。衝突により出火。
11 8	三重県四日市市の製油所のアウトターシーバースに係留中の大型タンカー隆洋丸 (11万7,609総トン) から原油約105kl が海上流出。原因はバルブ操作ミス。
15	三重県四日市市の住宅から出火。建物 114㎡ 焼損。一家 4 人死亡。
19	東京都葛飾区の雑居ビル内の喫茶店「古都」で、たばこの投げ捨てにより出火。建物71㎡焼損。死者 4 人、負傷者 3 人。
27	茨城県鹿島町のポーリング場で、ローソクの落下により出火。建物 4,337㎡焼損。損害額 3 億1,000万円。
12 29	佐賀県伊万里市の住宅から出火。建物 191㎡ 焼損。死者 5 人。

附属資料 3 昭和 53 年 都 道 府 県

区 分	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
都道府県別							
北 海 道	2,626	2,076	106	150	24	—	270
青 森	903	688	127	25	9	—	54
岩 手	733	509	144	29	5	—	46
宮 城	1,142	740	137	44	8	1	212
秋 田	707	465	132	27	—	—	83
山 形	783	540	102	24	—	—	117
福 島	1,087	701	151	58	3	—	174
茨 城	1,861	938	240	76	3	—	604
栃 木	1,169	636	146	65	—	—	322
群 馬	1,296	838	78	59	—	—	321
埼 玉	2,510	1,700	64	152	1	1	592
千 葉	3,089	1,388	374	114	7	1	1,205
東 京	8,040	4,583	71	488	1	—	2,897
神 奈 川	3,226	1,840	75	230	11	—	1,070
新 潟	1,178	796	196	54	5	—	127
富 山	451	328	55	21	3	—	44
石 川	587	311	108	30	1	—	137
福 井	416	260	46	28	2	—	80
山 梨	446	270	58	23	—	—	95
長 野	810	561	78	26	—	—	145
岐 阜	1,610	699	156	64	1	—	690
静 岡	2,191	1,160	135	127	6	1	762
愛 知	5,087	2,205	192	239	6	—	2,445
三 重	1,346	507	222	46	5	—	566
滋 賀	568	304	81	45	2	—	136
京 都	640	438	97	34	2	—	69
大 阪	5,860	3,783	204	391	12	—	1,470
兵 庫	3,541	1,823	500	182	19	—	1,017
奈 良	335	221	53	18	—	—	43
和 歌 山	362	223	88	16	2	—	33

別 火 災 損 害 状 況

計	焼 損 む ね 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部分焼	建 物(m <sup>2</sup> )	林 野(a)
2,362	802	369	1,191	155,972	19,588
919	390	101	428	66,441	12,087
744	402	64	278	50,632	13,375
1,029	417	92	520	53,480	5,100
667	314	68	285	47,709	26,689
696	230	73	393	36,490	6,657
946	440	96	410	54,429	9,610
1,295	565	92	638	59,216	5,771
863	331	73	459	40,783	7,543
1,195	422	91	682	55,296	2,247
2,400	763	241	1,396	93,835	1,840
1,823	596	145	1,082	85,479	7,789
6,592	787	452	5,353	104,191	5,405
2,452	592	210	1,650	74,789	3,817
1,052	402	117	533	68,473	9,883
431	135	49	247	25,907	1,510
401	96	54	251	15,771	5,591
323	109	41	173	18,335	3,921
389	169	41	179	26,676	1,851
751	280	106	365	39,943	3,434
885	236	107	542	38,749	5,308
1,599	470	145	984	59,329	3,855
2,834	522	257	2,055	84,057	8,899
650	195	67	388	25,882	9,155
376	114	45	217	22,843	8,497
705	240	110	355	38,993	8,383
4,718	630	374	3,714	113,999	15,910
2,407	496	228	1,683	84,744	31,770
277	137	45	95	21,181	5,154
326	161	41	124	22,063	8,759

附属資料3 昭和53年都道府県

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県別							
鳥取	440	249	59	12	4	—	116
島根	491	266	133	16	3	—	73
岡山	1,203	653	253	51	10	—	236
広島	2,105	955	458	65	14	—	613
山口	1,141	527	248	45	9	—	312
徳島	548	308	69	25	4	—	142
香川	815	410	130	31	7	—	237
愛媛	821	518	113	40	8	—	142
高知	584	369	85	17	4	1	108
福岡	2,301	1,356	270	135	10	—	530
佐賀	423	247	66	25	5	—	80
長崎	1,019	477	274	39	18	—	211
熊本	774	454	139	49	3	—	129
大分	650	383	139	30	5	—	93
宮崎	640	339	109	34	2	—	156
鹿児島	1,054	537	229	47	8	—	233
沖縄	814	333	218	44	2	—	217
全国計	70,423	39,912	7,208	3,590	254	5	19,454
札幌	487	412	—	35	—	—	40
東京	5,884	3,567	—	390	—	—	1,927
川崎	390	287	—	32	—	—	71
横浜	1,271	662	—	86	6	—	517
名古屋	1,466	710	25	89	4	—	638
京都	238	200	15	19	—	—	4
大阪	1,831	1,223	—	170	9	—	429
神戸	899	459	127	43	8	—	262
北九州	360	246	32	28	4	—	50
福岡	385	291	21	27	4	—	42
10大都市計	13,211	8,057	220	919	35	—	3,980

(注) 10大都市は全国計の内数である。

別火災損害状況(つづき)

計	焼損むね数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)
343	110	42	191	15,978	2,262
398	173	44	181	20,187	3,695
870	294	96	480	45,121	45,199
1,305	329	123	853	47,856	195,443
767	240	63	464	30,161	25,237
410	122	39	249	16,796	16,374
548	162	64	322	20,237	21,600
737	241	90	406	35,419	86,509
525	220	61	244	26,842	8,459
1,792	522	199	1,071	72,894	11,023
336	127	38	171	28,261	1,108
623	226	66	331	33,103	18,959
588	205	71	312	31,326	6,511
521	209	54	258	30,408	19,908
523	218	44	261	23,846	31,956
748	323	39	386	31,246	8,329
411	153	28	230	13,756	11,084
53,552	15,317	5,155	33,080	2,209,124	773,054
440	62	58	320	11,491	—
5,215	546	362	4,307	79,854	—
373	54	32	287	9,379	—
862	222	79	561	25,740	—
1,028	136	83	809	21,461	1,046
382	101	77	204	21,221	1,714
1,593	152	151	1,290	36,105	—
623	79	52	492	17,841	3,823
351	119	47	185	16,227	3,432
417	91	40	286	12,462	342
11,284	1,562	981	8,741	251,781	10,357

附属資料3 昭和53年都道府県

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	125	416	1,916	671	311	934	5,971
青森	38	111	677	268	62	347	2,509
岩手	24	82	411	200	35	176	1,581
宮城	29	135	645	228	51	366	2,435
秋田	27	102	455	201	57	197	1,671
山形	33	145	434	124	55	255	1,849
福島	44	113	502	201	51	250	1,944
茨城	53	131	763	312	51	400	2,764
栃木	36	95	504	179	34	291	1,836
群馬	32	152	690	241	51	398	2,557
埼玉県	86	328	1,613	472	146	995	5,821
千葉県	68	273	1,318	411	168	739	4,265
東京都	144	1,315	6,130	1,201	576	4,353	17,467
神奈川県	81	504	2,062	610	147	1,305	6,633
新潟	70	184	701	246	87	368	2,821
富山	18	66	270	81	32	157	1,100
石川	14	75	263	70	22	171	945
福井	19	47	182	68	20	94	708
山梨	11	51	197	89	19	89	673
長野	38	136	501	163	66	272	1,757
岐阜	22	160	659	189	73	397	2,215
静岡県	48	245	866	264	85	517	3,140
愛知県	98	400	1,961	351	205	1,405	6,808
三重	37	125	427	127	53	247	1,391
滋賀	15	66	240	75	29	136	968
京都	33	100	478	157	76	245	1,370
大阪	107	698	4,310	941	350	3,019	14,099
兵庫県	70	366	2,130	518	199	1,413	6,853
奈良	12	57	150	80	25	45	532
和歌山	9	83	205	90	40	75	593

別火災損害状況(つづき)

合計	損害額 (千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
7,287,375	3,283,464	3,773,249	7,056,713	65,245	65,876	59,158	—	40,383
2,349,144	1,112,140	1,152,886	2,265,026	40,996	13,026	2,764	—	27,332
1,996,234	951,481	960,085	1,911,566	57,368	7,774	10,466	—	9,060
2,255,532	1,220,878	956,528	2,177,406	29,409	20,848	2,515	2,690	22,664
1,793,003	963,652	757,828	1,721,480	50,904	7,777	—	—	12,842
1,732,953	761,024	907,365	1,668,389	40,460	10,214	—	—	13,890
1,958,365	948,924	873,495	1,822,419	45,427	34,686	3,219	—	52,614
3,513,956	1,719,728	1,701,778	3,421,506	18,394	30,285	21,265	—	22,506
2,046,898	1,040,632	925,220	1,965,852	16,491	28,090	—	—	36,465
2,508,959	1,136,673	1,329,446	2,466,119	6,032	20,091	—	—	16,717
7,035,678	3,200,720	3,727,920	6,928,640	17,596	45,368	913	5,504	37,657
5,264,068	2,665,150	2,384,184	5,049,334	40,759	144,516	2,021	—	27,438
17,735,851	5,605,744	11,881,647	17,487,391	3,000	131,216	—	—	114,244
5,298,068	2,504,490	2,604,464	5,108,954	63,203	57,189	40,402	—	28,320
3,060,986	1,540,864	1,411,946	2,952,810	54,479	20,014	4,836	—	28,847
871,209	542,934	299,321	842,255	6,846	4,259	19	—	17,830
677,938	387,332	263,900	651,232	18,996	5,033	5	—	2,672
624,725	301,986	296,554	598,540	11,549	3,597	—	—	11,039
1,258,405	656,953	534,093	1,191,046	6,675	8,748	—	—	51,936
1,917,570	869,566	1,010,864	1,880,430	16,012	8,363	—	—	12,765
1,663,488	771,715	836,289	1,608,004	15,608	23,330	7,000	—	9,546
2,812,915	1,452,035	1,223,235	2,675,270	38,707	56,603	1,225	10,985	30,125
4,475,026	2,090,418	2,251,230	4,341,648	47,275	58,130	1,521	—	26,452
1,584,265	783,079	735,008	1,518,087	18,749	37,043	425	—	9,961
1,199,248	655,449	438,431	1,093,880	61,825	38,101	385	—	5,057
2,258,804	896,264	1,296,140	2,192,404	23,300	19,564	15	—	23,521
9,723,498	4,224,738	5,252,088	9,476,826	41,051	77,927	13,410	—	114,284
6,379,497	2,782,486	3,227,520	6,010,006	176,137	48,458	50,095	—	94,801
1,236,896	524,021	674,409	1,198,430	21,823	12,965	—	—	3,678
1,122,503	499,878	569,743	1,069,621	27,650	4,660	320	—	20,252

附属資料3 昭和53年都道府県

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
都道府県別							
鳥取	14	45	226	73	30	123	777
島根	10	48	230	88	18	124	799
岡山	30	142	616	223	76	317	1,994
広島	50	209	965	251	93	621	3,122
山口	30	114	587	180	46	361	1,889
徳島	10	85	247	92	20	135	802
香川	14	105	313	101	38	174	1,049
愛媛	35	123	539	195	69	275	1,716
高知	12	103	362	167	27	168	1,009
福岡	75	354	1,405	489	132	784	4,770
佐賀	21	67	206	69	24	113	818
長崎	17	143	517	211	44	262	1,588
熊本	19	128	426	169	40	217	1,467
大分	25	89	399	170	40	189	1,333
宮崎	15	77	334	121	25	188	1,049
鹿児島	27	96	486	221	24	241	1,498
沖縄	9	29	271	122	11	138	971
全国計	1,854	8,718	39,789	11,770	3,933	24,086	131,927
札幌	18	65	451	86	71	294	1,280
東京	102	1,025	4,960	992	478	3,490	13,807
川崎	17	81	378	101	26	251	1,040
横浜	27	195	767	243	56	468	2,552
名古屋	23	131	887	143	95	649	2,714
京都	16	32	262	74	54	134	591
大阪	37	265	1,711	405	167	1,139	5,158
神戸	22	80	736	188	69	479	2,124
北九州	12	85	351	176	26	149	1,113
福岡	19	98	348	93	37	218	1,117
10大都市計	293	2,057	10,851	2,501	1,079	7,271	31,496

別火災損害状況(つづき)

合計	損害額(千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
467,894	276,773	158,514	435,287	6,092	3,849	610	—	22,056
845,312	389,502	403,128	792,630	15,994	29,212	3,740	—	3,736
3,076,191	1,111,537	1,812,416	2,923,953	90,651	19,796	28,142	—	13,649
2,962,803	1,003,474	1,280,921	2,284,395	546,186	23,475	87,803	—	20,944
1,435,935	645,212	618,206	1,263,418	80,900	11,313	3,379	—	76,925
866,060	357,004	450,358	807,362	41,476	4,982	6,084	—	6,156
1,194,120	528,550	519,875	1,048,425	99,123	4,282	32,730	—	9,560
2,615,100	743,543	1,153,718	1,897,261	677,035	7,114	12,518	—	21,172
2,124,894	582,112	658,532	1,240,644	15,284	5,703	1,500	848,846	12,917
3,257,490	1,538,288	1,656,668	3,194,956	15,458	29,181	5,249	—	12,646
1,072,626	497,636	548,898	1,046,534	4,880	4,308	11,766	—	5,138
1,495,563	555,824	829,938	1,385,762	83,972	4,558	13,135	—	8,136
1,331,771	714,715	539,918	1,254,633	29,905	34,859	846	—	11,528
1,155,243	462,585	583,995	1,046,580	75,091	4,221	17,137	—	12,214
835,918	364,736	293,030	657,766	166,989	8,178	52	—	2,933
1,214,516	602,100	515,519	1,117,619	27,717	13,099	46,939	—	9,142
944,111	328,235	590,091	918,326	385	12,005	1,185	—	12,210
130,538,604	56,796,244	66,870,591	123,666,835	3,059,104	1,263,886	494,794	868,025	1,185,960
791,338	391,493	393,434	784,927	—	4,292	—	—	2,119
14,706,263	4,367,322	10,143,042	14,510,364	—	113,293	—	—	82,606
625,095	334,974	261,051	596,025	—	9,127	—	—	19,943
1,927,086	753,211	1,132,513	1,885,724	—	15,155	22,120	—	4,087
1,404,802	559,894	832,205	1,392,099	115	7,908	155	—	4,525
1,766,259	642,700	1,086,886	1,729,586	7,667	6,614	—	—	22,392
2,476,152	1,044,274	1,386,668	2,430,942	—	22,806	6,287	—	16,117
1,864,093	855,907	865,736	1,721,643	74,466	15,985	38,763	—	13,236
625,175	324,525	291,345	615,870	1,430	3,456	2,728	—	1,691
598,258	318,362	269,334	587,696	564	5,288	2,450	—	2,260
26,784,521	9,592,662	16,662,214	26,254,876	84,242	203,924	72,503	—	168,976

附属資料 4 昭 和 53 年

区分 月別	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
1月	5,860	3,768	298	236	19	—	1,539
2月	8,107	4,251	843	275	31	1	2,706
3月	9,967	4,549	1,511	361	25	—	3,521
4月	7,406	3,760	1,268	312	30	—	2,036
5月	5,460	3,028	859	313	20	1	1,239
6月	4,410	2,704	335	290	14	1	1,066
7月	4,958	2,939	388	347	25	1	1,258
8月	6,088	2,899	750	364	17	—	2,058
9月	3,811	2,355	250	279	9	1	917
10月	3,975	2,718	209	284	12	—	752
11月	4,366	3,006	217	258	24	—	861
12月	6,015	3,935	280	271	28	—	1,501
合計	70,423	39,912	7,208	3,590	254	5	19,454

附属資料 4 昭 和 53 年

区分 月別	死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 人 員 数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
1月	236	852	4,137	1,306	418	2,413	13,315
2月	230	965	4,485	1,479	473	2,533	14,748
3月	223	1,026	4,726	1,522	416	2,788	15,927
4月	189	865	3,897	1,233	392	2,272	12,974
5月	106	670	2,964	763	283	1,918	9,802
6月	92	605	2,406	622	201	1,583	8,224
7月	89	594	2,769	637	288	1,844	9,190
8月	88	655	2,808	824	291	1,693	9,344
9月	79	496	2,100	602	199	1,299	7,013
10月	115	457	2,497	743	216	1,538	8,342
11月	163	662	2,973	852	331	1,790	9,855
12月	244	871	4,027	1,187	425	2,415	13,193
合計	1,854	8,718	39,789	11,770	3,933	24,086	131,927

月 別 損 害 状 況

計	焼 損 む ね 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m <sup>2</sup> )	林 野(a)
5,023	1,415	498	3,110	187,774	7,419
5,790	1,786	593	3,411	238,940	83,183
6,311	1,965	585	3,761	275,982	96,096
5,350	1,736	522	3,092	231,035	277,902
4,047	1,173	361	2,513	163,158	71,852
3,480	885	343	2,252	138,214	111,988
3,822	901	345	2,576	139,339	13,167
3,946	1,143	378	2,425	167,507	54,196
3,078	840	285	1,953	138,810	7,761
3,530	955	346	2,229	150,991	29,184
4,001	1,098	395	2,508	162,771	15,164
5,174	1,420	504	3,250	214,603	5,142
53,552	15,317	5,155	33,080	2,209,124	773,054

月 別 損 害 状 況 (つづき)

合 計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
	小 計	建 物	取 容 物					
11,050,658	10,795,239	5,193,152	5,602,087	39,484	61,347	82,532	—	72,056
14,166,808	13,654,218	6,615,578	7,038,640	299,123	61,897	55,931	10,985	84,654
15,718,542	15,151,820	6,964,026	8,187,794	346,298	95,348	46,298	—	78,778
12,751,207	11,238,137	5,393,291	5,844,846	1,283,723	104,402	34,512	—	90,433
10,476,186	9,027,004	4,167,084	4,859,920	277,335	190,036	54,503	848,846	78,462
8,514,549	7,990,121	3,658,874	4,331,247	286,434	163,521	5,381	—	69,092
8,482,744	8,176,195	3,397,230	4,778,965	55,819	107,333	94,225	2,690	46,482
10,666,528	10,088,716	4,251,679	5,837,037	258,928	101,787	19,668	—	197,429
8,088,641	7,827,857	3,469,569	4,358,288	34,342	108,939	22,218	5,504	89,781
8,030,408	7,635,494	3,609,447	4,026,047	95,456	73,932	15,400	—	210,126
9,448,368	9,164,308	4,150,460	5,013,848	69,325	88,224	37,196	—	89,315
13,143,965	12,917,726	5,925,854	6,991,872	12,837	107,120	26,930	—	79,352
130,538,604	123,666,835	56,796,244	66,870,591	3,059,104	1,263,886	494,794	863,025	1,185,960

附属資料5 昭和53年出火

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (㎡)
たばこ	9,920	14,974,362
たき火	9,877	23,986,713
火あそび	6,335	1,224,180
こんろ	4,514	194,429
風呂かまど	3,665	97,417
放火	3,119	123,295
ストーブ	2,766	182,981
マッチ・ライター	2,268	3,045,597
放火の疑い	2,250	357,200
煙突・煙道	1,305	112,351
電灯・電話等の配線	782	95,463
取灰	587	189,677
灯	560	62,094
こたつ	558	42,484
電気装置	542	27,364
炉	520	52,795
配線器具	476	8,797
かまど	413	79,887
内燃機関	395	165,541
交通機関内配線	388	105
電灯・ネオン	376	15,012
電気アイロン・こて	129	7,591
火ばち	53	4,725
いろり	47	33,064
その他の電気	1,964	86,331
その他	8,944	14,101,685
不明・調査中	7,670	20,243,384
計	70,423	79,514,524

原因別損害状況

焼損むね数	り災世帯数	損害額 (千円)
5,356	4,759	13,109,436
2,202	700	3,892,533
3,586	2,433	4,747,076
5,267	4,952	6,838,230
4,358	3,961	4,415,805
2,265	1,758	4,230,896
3,704	3,521	9,298,629
1,459	1,310	2,936,052
1,554	882	2,929,732
1,385	925	2,258,969
635	414	1,164,447
675	370	653,211
717	655	2,405,419
779	773	1,791,151
385	104	824,905
568	156	1,333,676
356	218	761,472
505	249	857,258
80	25	264,902
20	6	117,746
393	195	459,751
175	154	515,231
69	38	157,876
56	32	55,730
1,951	1,276	5,593,479
5,872	2,789	16,013,501
9,180	7,134	42,911,491
53,552	39,789	130,538,604

附属資料6 主 な 出 火

年	昭和 27 年			昭和 31 年			昭和 35	
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数
たばこ	3	1,425	6.5	2	2,558	7.7	1	4,343
たばき	6	1,331	6.0	6	1,543	4.6	5	2,489
火あそび	5	1,355	6.1	4	1,791	5.4	3	2,981
火あんろ	11	552	2.5	1	3,615	10.9	2	4,332
放火(疑いを含む)	10	784	3.6	9	1,293	3.9	6	2,257
風呂かまど	16	※ 356	1.6	14	719	2.2	13	994
ストーブ	17	328	1.5	13	779	2.3	12	1,168
マッチ・ライター	20	218	1.0	11	1,017	3.1	8	1,708
煙突・煙道	1	2,351	10.7	3	2,484	7.5	4	2,596
煙取	7	1,129	5.1	10	1,243	3.7	10	1,339
こたつ	8	1,100	5.0	7	1,493	4.5	9	1,445
内燃機	—	—	—	5	1,567	4.7	7	1,757
かまど	9	1,091	4.9	8	1,349	4.0	11	1,278
漏電	2	1,585	7.2	—	—	—	—	—
油引	4	1,406	6.4	—	—	—	—	—
総出火件数	22,075			33,312			43,679	

附属資料6 主 な 出 火

年	昭和 48 年			昭和 49 年			昭和 50	
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数
たばこ	1	11,276	15.4	1	10,770	15.9	1	9,257
たばき	2	8,274	11.3	2	8,041	11.9	2	6,645
火あそび	3	7,552	10.3	3	5,766	8.5	3	6,169
放火(疑いを含む)	5	3,875	5.3	5	3,902	5.8	5	3,872
火あんろ	4	4,174	5.7	4	3,982	5.9	4	4,112
風呂かまど	6	3,436	4.7	6	3,272	4.8	6	3,248
ストーブ	8	2,579	3.5	8	2,615	3.9	7	2,497
マッチ・ライター	7	2,787	3.8	7	2,938	4.3	8	2,407
煙突・煙道	9	1,707	2.3	9	1,420	2.1	9	1,265
煙取	15	676	0.9	12	638	0.9	13	578
こたつ	10	843	1.2	10	804	1.2	10	761
内燃機	14	692	0.9	15	558	0.8	17	472
かまど	18	542	0.7	19	483	0.7	18	424
漏電	—	—	—	—	—	—	—	—
油引	—	—	—	—	—	—	—	—
総出火件数	73,072			67,712			62,212	

(注) ※は、風呂場に原因する出火件数である。

原 因 の 推 移

年	昭和 39 年			昭和 43 年			昭和 47 年		
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合
構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合
%	順位	件 数	%	順位	件 数	%	順位	件 数	%
9.9	1	5,451	11.1	1	7,060	13.2	1	8,333	14.3
5.7	4	2,895	5.9	2	4,886	9.1	3	4,692	8.0
6.8	2	3,976	8.1	3	4,314	8.0	2	5,113	8.8
9.9	3	3,374	6.9	4	3,143	5.9	5	3,305	5.7
5.2	7	2,271	4.6	6	2,376	4.4	4	3,839	6.6
2.3	11	1,327	2.7	9	1,996	3.7	6	3,060	5.2
2.7	5	2,588	5.3	5	2,419	4.5	7	2,400	4.1
3.9	8	1,889	3.9	8	2,177	4.1	8	2,166	3.7
5.9	6	2,470	5.0	7	2,192	4.1	9	1,628	2.8
3.1	12	1,239	2.5	12	939	1.8	13	622	1.1
3.3	9	1,603	3.3	11	1,356	2.5	10	859	1.5
4.0	10	1,467	3.0	13	903	1.7	12	669	1.1
2.9	15	975	2.0	17	652	1.2	17	529	0.9
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49,020			53,654			58,291			

原 因 の 推 移 (つづき)

年	昭和 51 年			昭和 52 年			昭和 53 年		
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合
構成割合	順位 <td>件 数</td> <td>構成割合</td> <td>順位 <td>件 数</td> <td>構成割合</td> <td>順位 <td>件 数</td> <td>構成割合</td> </td></td>	件 数	構成割合	順位 <td>件 数</td> <td>構成割合</td> <td>順位 <td>件 数</td> <td>構成割合</td> </td>	件 数	構成割合	順位 <td>件 数</td> <td>構成割合</td>	件 数	構成割合
%	順位 <td>件 数</td> <td>%</td> <td>順位 <td>件 数</td> <td>%</td> <td>順位 <td>件 数</td> <td>%</td> </td></td>	件 数	%	順位 <td>件 数</td> <td>%</td> <td>順位 <td>件 数</td> <td>%</td> </td>	件 数	%	順位 <td>件 数</td> <td>%</td>	件 数	%
14.9	1	8,814	14.1	1	9,069	14.2	1	9,920	14.1
10.7	2	6,616	10.6	2	6,850	10.7	2	9,877	14.0
9.9	3	6,247	10.0	3	5,850	9.1	3	6,335	9.0
6.2	4	4,465	7.2	4	5,417	8.5	4	5,369	7.6
6.6	5	4,293	6.9	5	4,434	6.9	5	4,514	6.4
5.2	6	3,155	5.1	6	3,224	5.0	6	3,665	5.2
4.0	7	2,757	4.4	7	2,581	4.0	7	2,766	3.9
3.9	8	2,102	3.4	8	2,188	3.4	8	2,268	3.2
2.0	9	1,308	2.1	9	1,253	2.0	9	1,305	1.9
0.9	12	610	1.0	12	585	0.9	11	587	0.8
1.2	11	685	1.1	13	577	0.9	13	558	0.8
0.8	20	383	0.6	17	422	0.7	18	395	0.6
0.7	16	469	0.8	20	399	0.6	17	413	0.6
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62,304			63,974			70,423			

附属資料7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和45年2月6日	愛知県豊橋市	栄屋百貨店	—	3	356,854	ガスこんろの消し忘れ
" " 3月5日	岐阜県岐阜市	百貨店	—	1	238,946	ガスこんろの消し忘れ
昭和46年9月10日	岐阜県守山市	百貨店	—	9	420,295	たばこの投げ捨て
昭和48年5月12日	岐阜県高穂市	百貨店	1	63	1,434,347	明火
昭和48年9月25日	岐阜県関市	百貨店	6	14	7,061,300	明火
" " 11月29日	岐阜県本巣市	百貨店	100	124	1,747,396	明火
" " 12月7日	岐阜県川島市	百貨店	—	5	1,192,400	明火
昭和49年2月17日	岐阜県神岡市	百貨店	—	40	1,086,574	疑
昭和51年7月16日	岐阜県神岡市	百貨店	—	—	247,000	明火
昭和51年1月2日	岐阜県神岡市	百貨店	—	—	211,720	明火

(病院)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年1月6日	神奈川県横浜市	日本医療伝導会	16	—	19,122	石油ストーブの消し忘れ
昭和 " 3月19日	福岡県福岡市	立療猿香	11	—	1,536	明火
" " 10月29日	福岡県久留米市	神流病	5	3	2,270	明火
昭和39年3月30日	愛知県豊田市	南岡市会	9	5	7,015	明火
昭和44年11月19日	徳島県徳島市	徳島市会	6	5	10,908	明火
昭和45年8月29日	北海道札幌市	北海道会	17	1	2,365	明火
" " 8月6日	北海道札幌市	北海道会	5	1	2,793	明火
昭和46年2月2日	福岡県北九州市	福岡県会	6	—	3,782	明火
昭和48年3月8日	福岡県北九州市	福岡県会	13	—	57,593	明火
昭和52年5月13日	福岡県北九州市	福岡県会	7	5	7,178	明火

(劇場・映画館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和28年4月5日	栃木県宇都宮市	S 衆映画	6	6	15,340	明火
昭和29年9月15日	大阪府大阪市	S 衆映画	—	28	65,262	明火
昭和31年11月20日	熊本県多良木町	S 衆映画	5	5	17,181	火鉢の残
" " 12月22日	静岡県島田市	S 衆映画	—	16	44,559	明火

(劇場・映画館)(つづき)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和33年2月1日	東京都千代田区	東宝映画	3	25	272,038	火の粉の飛
昭和34年1月27日	北海道札幌市	草映画	12	23	11,730	熱
昭和43年3月17日	東京都台東区	草映画	3	7	17,950	明
昭和44年12月14日	東京都台東区	草映画	3	—	18,160	明
昭和49年2月16日	東京都台東区	草映画	3	3	20,786	明
昭和51年10月29日	東京都台東区	草映画	1	1,003	40,500,000	明

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和31年8月18日	秋田県大館市	松本観光旅館	—	16	4,022,042	こぼ
昭和38年8月8日	群馬県上野市	群馬観光旅館	5	15	46,134	明
昭和41年3月11日	群馬県上野市	群馬観光旅館	30	28	245,250	明
昭和43年11月2日	群馬県上野市	群馬観光旅館	30	44	205,156	明
昭和44年2月5日	群馬県上野市	群馬観光旅館	30	41	1,098,261	明
" " 5月18日	群馬県上野市	群馬観光旅館	—	16	2,321,732	明
昭和46年1月2日	群馬県上野市	群馬観光旅館	16	15	216,637	明
昭和48年10月11日	群馬県上野市	群馬観光旅館	6	5	14,919	明
昭和50年3月10日	群馬県上野市	群馬観光旅館	4	64	99,477	明
昭和53年6月15日	群馬県上野市	群馬観光旅館	7	24	60,116	明

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

出火年月日	出火場所	ビル名(火元事業所名)	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和44年5月1日	東京都中央区	日本文化ビル	—	14	179,050	明
昭和45年12月26日	東京都中央区	日本文化ビル	2	18	1,819,070	明
昭和47年5月13日	東京都中央区	日本文化ビル	118	81	1,649,693	明
昭和48年12月19日	東京都中央区	日本文化ビル	—	1	256,336	明
昭和50年3月1日	東京都中央区	日本文化ビル	5	17	57,789	明
昭和51年12月4日	東京都中央区	日本文化ビル	6	2	7,810	明
" " 12月16日	東京都中央区	日本文化ビル	3	—	10,270	明
" " 12月26日	東京都中央区	日本文化ビル	15	8	38,781	明
昭和53年3月10日	東京都中央区	日本文化ビル	11	2	10,483	明
" " 11月19日	東京都中央区	日本文化ビル	4	3	17,685	明

附属資料 8 昭和 21 年以降

年別	出火件数							焼計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
21	14,460	14,460	—	—	—	—	—	—
22	18,806	15,888	2,918	—	—	—	—	—
23	17,022	15,099	1,923	—	—	—	—	—
24	18,484	16,346	1,334	261	111	432	—	—
25	19,243	16,663	1,161	470	102	847	—	—
26	21,223	18,130	1,582	1,511			—	—
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100	—	—
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271	—	—
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820	35,083	—
30	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092	36,231	—
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607	41,418	—
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971	37,705	—
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194	39,196	—
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398	41,446	—
35	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793	41,014	—
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159	46,265	—
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740	44,867	—
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039	42,930	—
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340	43,688	—
40	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456	45,116	—
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477	41,103	—
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924	45,840	—
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528	43,864	—
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313	51,328
45	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522	55,266
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001	53,810
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787	51,900
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916	57,243
49	67,712	39,143	8,351	3,420	303	4	16,491	52,539
50	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910	50,275
51	62,304	38,796	5,549	3,099	233	5	14,622	52,956
52	63,974	39,302	5,227	3,392	215	2	15,836	51,828
53	70,423	39,912	7,208	3,590	254	5	19,454	53,552

(注) 火災報告等取扱要領の改正に伴い、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災  
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損むね数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)	死者	負傷者
—	—	—	3,533,924	—	420	1,695
—	—	—	3,891,485	3,909,947	485	2,695
—	—	—	2,551,689	3,065,084	407	2,046
—	—	—	3,032,367	2,236,649	425	4,333
—	—	—	2,286,742	3,271,516	423	4,269
—	—	—	2,368,582	1,637,308	678	6,475
—	—	—	2,353,260	6,054,526	471	7,844
—	—	—	2,167,810	5,289,788	499	4,392
21,161	5,135	8,787	2,301,493	1,112,726	525	6,523
20,300	5,798	10,133	2,211,096	555,849	694	6,764
25,368	5,709	10,341	2,650,923	1,515,085	640	7,511
20,909	5,552	11,244	2,094,371	1,638,211	626	7,313
20,860	5,828	12,508	1,984,887	614,885	583	7,584
17,073	5,484	18,889	1,812,226	1,144,534	655	7,937
19,765	6,251	14,998	2,056,123	1,253,790	780	8,113
23,877	6,632	15,756	2,472,998	18,266,307	806	8,774
21,433	7,038	16,396	2,409,001	1,274,708	861	8,610
19,881	6,793	16,256	2,334,986	1,945,517	853	8,622
19,717	6,711	17,260	2,530,362	821,496	940	9,145
20,882	7,092	17,142	2,490,196	2,099,485	965	9,308
18,041	6,230	16,832	2,318,555	890,964	1,111	8,210
19,383	6,790	19,667	2,436,970	1,129,115	1,106	9,370
17,579	6,450	19,835	2,245,673	1,270,689	1,160	8,807
18,680	5,589	27,059	2,555,551	1,508,517	1,334	9,302
19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299	1,595	9,725
17,604	5,350	30,856	2,514,028	1,247,049	1,483	9,208
15,896	5,230	30,774	2,434,485	471,847	1,672	9,692
17,736	5,800	33,707	2,571,700	840,278	1,870	9,789
15,842	5,150	31,547	2,289,580	1,093,723	1,646	9,070
14,423	4,980	30,872	2,082,624	698,419	1,674	8,232
16,441	5,113	31,402	2,267,147	567,919	1,648	9,365
14,387	5,090	32,351	2,124,268	555,642	1,909	8,506
15,317	5,155	33,080	2,209,124	773,054	1,854	8,718

災との取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料 8 昭和 21 年以降

年別	り災世帯数			り災人員数	損		
	計	全焼	半焼		合計	建物	
21	23,954	21,193	2,761	—	3,333,057	—	
22	34,283	30,162	4,121	—	10,864,194	—	
23	22,561	18,664	3,897	—	13,323,769	—	
24	25,908	21,597	4,311	—	26,997,306	—	
25	20,589	16,694	3,895	—	21,812,185	—	
26	20,234	16,121	4,113	—	22,228,151	—	
27	21,368	17,998	3,370	—	38,613,883	—	
28	17,585	13,853	3,732	—	24,255,832	—	
29	27,567	16,829	10,738	133,668	32,859,786	13,976,474	
30	29,234	16,717	12,517	139,117	31,859,417	12,644,431	
31	31,250	18,417	12,833	150,795	37,128,320	16,631,028	
32	28,385	15,116	13,269	138,397	26,251,287	9,689,987	
33	30,942	16,109	14,833	144,247	21,749,898	8,960,668	
34	35,067	12,868	22,199	167,710	20,803,401	8,211,205	
35	34,220	14,961	19,259	156,564	24,433,611	9,139,485	
36	37,804	17,757	20,047	171,272	43,020,927	13,184,610	
37	37,070	16,580	20,490	166,802	40,199,998	15,268,732	
38	35,624	15,210	20,414	158,978	39,020,771	14,239,854	
39	35,387	15,363	20,024	152,363	52,908,641	17,307,802	
40	35,935	16,290	19,645	151,258	51,203,175	17,598,957	
41	33,764	15,152	18,612	138,864	48,865,228	17,096,026	
42	36,440	15,533	20,907	143,827	53,294,553	19,342,703	
43	34,164	14,113	20,051	143,195	54,252,470	19,026,977	
44	39,533	15,506 (全損)	4,502 (半損)	19,525 (小損)	145,372	70,171,860	26,964,044
45	41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083	31,674,117
46	42,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529	29,321,666
47	40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133	29,783,453
48	43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975	41,414,311
49	40,153	12,305	4,371	23,477	135,595	112,305,713	40,271,212
50	39,030	11,976	3,921	23,133	128,561	110,148,495	44,816,523
51	40,716	13,034	4,002	23,680	134,604	160,953,944	68,017,902
52	39,693	11,614	4,023	24,056	129,990	129,393,052	53,465,524
53	39,789	11,770	3,933	24,086	131,927	130,538,604	56,796,244

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を延べ床面積に対する焼損床面積の割合から  
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の火災損害状況(つづき)

害 額(千円)							
取容物	物 小計		林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	計	小計					
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	202,730	—	—	—	—
—	—	—	280,845	—	—	—	—
—	26,153,038	198,128	68,676	365,300	212,164	—	—
—	21,206,878	343,607	77,845	123,847	60,008	—	—
—	21,847,986	152,172	227,993	—	—	—	—
—	37,704,725	731,901	79,564	64,708	32,985	—	—
—	23,394,394	655,216	83,846	104,084	18,293	—	—
18,353,193	32,329,667	386,375	64,657	55,805	23,282	—	—
18,656,590	31,301,021	212,575	227,786	87,232	30,803	—	—
18,935,498	35,566,526	890,006	110,097	106,733	454,958	—	—
13,832,535	23,522,522	1,693,325	85,290	200,244	749,906	—	—
12,237,628	21,198,296	305,388	128,664	69,774	47,776	—	—
12,095,870	20,307,075	127,555	110,263	104,990	153,518	—	—
14,271,108	23,410,593	528,606	153,553	107,769	233,090	—	—
22,907,644	36,092,254	5,826,308	187,777	165,125	749,463	—	—
22,905,865	38,174,597	954,962	210,625	134,348	725,466	—	—
22,241,908	36,481,762	1,103,613	254,215	169,223	1,011,958	—	—
29,568,529	46,876,331	431,906	299,905	181,801	5,118,698	—	—
27,208,284	44,807,241	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361	—	—
26,868,921	43,964,947	499,555	281,577	152,188	3,966,961	—	—
30,449,311	49,792,014	1,842,062	423,371	348,586	888,520	—	—
31,034,654	50,061,631	2,709,421	502,821	240,714	737,883	—	—
38,024,632	64,988,676	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662	—
45,468,032	77,142,149	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638	—
44,438,085	73,759,751	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283	—
51,172,317	80,955,770	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442	—
64,417,090	105,831,401	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182	—
64,689,761	104,960,973	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665	—
61,611,137	106,427,660	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419	—
84,928,289	152,946,191	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549	—
68,598,346	122,063,870	4,858,170	1,053,960	436,940	—	980,112	—
66,870,591	123,666,835	3,059,104	1,263,886	494,794	868,025	1,185,960	—

建物の評価額に対する当該建物の焼き損害額によることにした。

附属資料9 昭和21年以降の

区分 年別	総出火 件数 指数	出火率 (指数)	死者数 指数	負傷者 数指数	損害額 指数	火災件数構		
						建 物	林 野	車 両
21	100	(100)1.9	100	100	100	—	—	—
22	130	(126)2.4	115	159	326	—	—	—
23	118	(116)2.2	97	121	400	—	—	—
24	128	(126)2.4	101	256	810	88.4	7.3	1.4
25	133	(121)2.3	100	252	654	86.6	6.1	2.4
26	147	(132)2.5	161	382	667	85.4	7.5	—
27	153	(142)2.6	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4
28	178	(163)3.1	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	(174)3.3	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	(179)3.4	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	(195)3.7	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6
32	240	(200)3.8	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	(205)3.9	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	(211)4.0	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	(247)4.7	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	(263)5.0	192	518	1,921	69.1	8.9	8.1
37	343	(274)5.2	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0
38	349	(274)5.2	203	509	1,171	66.4	10.8	8.2
39	339	(263)5.0	224	540	1,587	68.7	9.3	8.4
40	375	(289)5.5	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2
41	332	(253)4.8	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2
42	377	(289)5.5	263	501	1,600	65.5	12.5	6.9
43	371	(279)5.3	276	520	1,628	64.2	12.3	7.1
44	393	(289)5.5	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4
45	442	(326)6.2	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5
46	443	(316)6.0	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3
47	403	(289)5.5	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5
48	505	(358)6.8	445	588	3,414	58.2	11.4	5.5
49	468	(326)6.2	392	545	3,369	57.8	12.3	5.1
50	430	(295)5.6	399	494	3,305	61.8	8.9	4.9
51	431	(295)5.6	392	562	4,829	62.3	8.9	4.9
52	442	(300)5.7	455	502	3,882	61.4	8.2	5.3
53	487	(326)6.2	441	514	3,916	56.7	10.2	5.1

火災損害比較

成 比 (100%)				火災損害額構成比 (100%)					
船	舶	航空機	その他	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.6	—	2.3	—	96.9	0.7	0.2	1.4	—	0.8
0.5	—	4.4	—	97.2	1.6	0.3	0.6	—	0.3
—	7.1	—	—	98.3	0.7	—	1.0	—	—
0.7	—	5.0	—	97.6	1.9	0.2	0.2	—	0.1
0.7	—	4.9	—	96.4	2.7	0.4	0.4	—	0.1
0.6	—	6.5	—	98.4	1.2	0.2	0.1	—	0.1
0.6	—	7.0	—	98.2	0.7	0.7	0.3	—	0.1
0.8	—	7.8	—	95.8	2.4	0.3	0.3	—	1.2
0.8	—	8.6	—	89.6	6.5	0.3	0.8	—	2.8
0.7	—	8.8	—	97.5	1.4	0.6	0.3	—	0.2
0.9	—	9.2	—	97.6	0.6	0.5	0.5	—	0.8
0.8	—	11.0	—	95.8	2.2	0.6	0.4	—	1.0
0.8	—	13.1	—	83.9	13.5	0.4	0.4	—	1.8
0.7	—	13.6	—	95.0	2.4	0.5	0.3	—	1.8
0.7	—	13.9	—	93.5	2.8	0.7	0.6	—	2.6
0.7	—	12.9	—	88.6	0.8	0.6	0.3	—	9.7
0.6	—	13.8	—	87.5	6.6	0.6	0.6	—	4.7
0.7	—	13.5	—	90.0	1.0	0.6	0.3	—	8.1
0.6	—	14.5	—	93.4	3.5	0.8	0.7	—	1.7
0.5	—	15.9	—	92.3	5.0	0.9	0.4	—	1.4
0.5	0.0	16.4	—	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	—	92.5	3.0	0.7	0.9	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	—	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	—	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.0
0.4	0.0	24.5	—	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	—	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	—	96.6	0.8	0.9	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	—	95.0	1.5	0.6	0.7	0.2	2.0
0.3	0.0	24.8	—	94.3	3.8	0.8	0.3	0.0	0.8
0.4	0.0	27.6	—	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9

附属資料10 昭和 21 年 以

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数
2	新潟県村松町	21年6月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337
3	飯田町	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4,654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1,868	315
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4,010	17,771	3,742
7	那珂川町	22年4月29日17時20分	—	6	1,210	6,080	1,508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5,081	488
9	北宮町	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1,586	334
14	熱海市	25年4月13日17時23分	—	3,277	979	5,808	1,461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3,400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1,583	376
18	松島町	26年12月16日23時30分	—	195	874	3,565	1,155
19	鳥取市	27年4月17日15時ごろ	3	3,963	5,714	20,451	7,240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345
22	新潟県市	30年10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892
23	能代市	30年12月3日4時30分	—	—	1,452	5,845	1,361
24	能代市	31年3月20日22時50分	—	19	1,263	6,087	1,475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4,323	1,344
27	魚沼市	31年9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1,315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1,357	5,311	1,628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3,627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2,238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3,936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1,407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1,273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2,132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田市	51年10月29日17時40分	1	1,003	1,023	3,300	1,774

(注) 大火とは、建物の焼損面積が33,000㎡(10,000坪)以上の火災をいう。

降の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
㎡	千円				m	m	%
44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
33,500	20,000	台所の煙の過熱	曇	SE	4.0	12.0	39
76,303	81,433	ばこの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57,806	100,000	煙突の過熱	曇	SW	4.0	15.0	—
481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103,274	1,119,050	ストーブの不始末	薄曇	SW	15.0	30.0	30
60,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141,900	5,467,169	たばこの吸が	曇	SE	15.0	30.0	55
85,000	801,870	ストーブの残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45,124	1,517,492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52,315	2,180,000	たばこの吸が	薄曇	WNW	7.1	12.0	48
449,295	19,324,390	機関車の残火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321,311	3,914,110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38,211	710,572	不始末	晴	ENE	13.0	13.0	39
214,447	6,987,069	不始末	曇	WSW	20.2	33.6	59
65,997	1,512,050	たばこの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178,933	2,016,380	たばこの吸が	曇	NNE	14.5	21.7	61
72,498	5,088,259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
156,984	4,022,041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175,966	1,590,140	不始末	曇	SSW	9.3	17.0	53
36,274	360,000	不始末	曇	SW	7.4	—	82
66,314	1,000,000	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
600ha	980	林野	曇	—	—	—	—
53,047	2,155,350	建物	晴	WSW	30.0	—	—
40,366ha	3,784,596	林野	晴	—	—	—	—
51,752	774,317	放た	晴	SW	14.2	—	60
44,664	2,221,191	たばこ	晴	W	5.5	—	72
64,698	3,975,200	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57,282	3,174,136	不始末	晴	W	5.2	—	60
34,116	300,000	不始末	晴	NE	1	—	96
37,453	2,069,455	たがた	晴	WSW	22	—	40
53,537	1,565,605	ス	晴	W	22	25	53
37,790	1,203,268	たがた	曇	WSW	5.7	—	52
33,846	2,321,732	不始末	曇	S	8.0	—	44
152,105	40,500,000	不始末	雨	WSW	12.2	26.3	68

附属資料11 昭和53年中の風水害等に

項目	人的被害(人)			全壊		半壊	
	死者	行方不明者	負傷者				
都道府県							
北海道	5	1	17	55	21		
青森	2	—	—	—	2		
岩手	3	—	—	—	29		
宮城	27	—	11,003	1,377	6,127		
秋田	2	—	14	1	13		
山形	10	—	13	—	—		
福島	4	—	52	8	62		
茨城	—	—	—	—	—		
栃木	1	—	1	1	2		
群馬	1	—	—	—	1		
埼玉県	—	—	4	—	1		
千葉県	1	—	1	—	5		
東京都	—	1	35	1	2		
神奈川県	1	—	6	5	24		
新潟県	35	—	256	45	27		
富山県	3	—	2	1	1		
石川県	—	—	—	—	—		
福井県	—	—	—	—	—		
山梨県	1	—	—	—	—		
岐阜県	3	—	10	1	2		
静岡県	1	—	—	—	—		
愛知県	27	—	208	97	617		
三重県	—	—	—	—	—		
滋賀県	—	—	—	—	2		
京都府	—	—	—	—	—		
大阪府	—	—	—	—	—		
兵庫県	1	—	—	—	1		
奈良県	—	—	1	2	—		
和歌山県	—	—	1	1	—		
鳥取県	—	—	—	—	—		
島根県	—	—	1	1	7		
岡山県	2	1	4	2	7		
広島県	4	—	—	2	27		
徳島県	—	—	4	1	7		
香川県	—	—	—	—	—		
愛媛県	—	—	—	2	3		
高知県	1	—	—	1	1		
福岡県	5	—	399	30	410		
佐賀県	—	—	15	2	14		
長門県	6	—	52	28	65		
熊本県	—	—	—	—	—		
大分県	2	—	7	—	1		
宮崎県	—	—	1	1	1		
鹿児島県	2	—	5	3	11		
沖縄県	—	—	—	2	2		
合計	150	3	12,134	1,671	7,495		
地震災害を除いた計	97	3	860	192	680		

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常

よる都道府県別被害状況

建物被害(むね)				り災世帯数	り災人員数
床上浸水	床下浸水	一部破損	非住家		
186	1,033	174	126	270	749
13	417	—	7	16	62
—	37	5,118	1,697	46	148
3	2	126,702	43,238	7,696	29,403
2	464	350	42	16	64
62	688	36	35	62	228
147	2,101	1,724	895	226	863
3	27	—	—	3	12
1	45	24	21	6	19
10	450	8	2	13	43
32	2,020	10	—	31	122
789	903	369	45	852	2,588
2,117	7,437	797	270	2,383	6,853
1	16	209	9	66	172
4547	16,296	630	3,610	4,629	17,520
20	965	—	1	22	100
112	1,023	3	73	101	366
1	—	—	—	1	6
154	1,484	9	24	151	485
12	547	14	8	15	78
2	11	—	—	2	4
9	263	6,687	581	745	3,053
194	8,429	4	—	195	616
20	221	7	20	22	57
1	61	—	1	1	4
1	53	2	1	1	2
—	—	—	—	—	—
17	1,326	3	12	18	68
30	1,347	3	21	37	139
7	933	—	—	8	26
1	13	1	—	1	4
23	25	797	44	30	88
114	2,248	5	9	121	386
303	3,739	115	—	323	983
3	443	36	39	11	47
—	—	—	—	—	—
2	86	—	—	—	—
58	355	174	16	74	219
463	9,415	10	1	587	1,641
71	1,491	8,051	1,190	546	1,722
17	841	41	66	35	145
132	1,742	12,968	1,785	241	625
7	322	2	2	7	29
1	57	1	—	2	12
3	168	1	2	5	18
20	721	75	75	29	77
543	1,439	4	4	548	2,189
10,254	71,704	165,164	53,972	20,194	72,035
10,251	71,702	27,307	8,046	11,675	39,276

な自然現象をいう。

附属資料11 昭和53年中の風水害

項目	その他				
	田 (ha)		畑 (ha)		道路 箇所
	流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水	
北海道	6.2	5.6	33.8	151.1	277
青森	—	—	—	—	—
岩手	238.3	—	0.1	—	202
宮城	61.2	—	—	—	2,182
秋田	1.5	10.0	—	—	128
山形	35.1	2,148.7	5.6	169.0	366
福島	84.5	2,099.4	65.4	630.5	627
茨城	—	—	—	—	61
栃木	57.3	66.1	—	—	76
群馬	0.8	136.5	—	3.0	157
埼玉	0.3	652.2	0.3	111.8	162
千葉	1.0	—	—	2.0	133
東京都	—	0.1	—	0.2	103
神奈川県	—	—	—	—	1
新潟県	799.0	37,417.0	67.8	1,818.0	3,051
富山県	—	—	—	—	91
石川県	34.0	1,720.0	—	119.9	366
福井県	—	—	—	—	80
山梨県	2.0	—	1.2	—	52
長野県	61.3	—	—	—	707
岐阜県	9.6	—	2.3	—	403
静岡県	6.6	122.0	14.5	15.5	1,236
愛知県	1.1	—	—	—	223
三重県	9.3	77.9	1.8	10.0	194
滋賀県	—	—	—	—	53
京都府	5.8	503.3	1.1	3.0	244
大阪府	—	—	—	—	—
兵庫県	—	524.0	—	153.0	335
奈良県	1.0	878.8	0.1	89.6	520
和歌山県	0.2	852.8	0.2	56.6	520
鳥取県	0.9	—	—	—	67
島根県	0.3	—	4.5	—	682
岡山県	258.8	51.0	—	—	885
広島県	119.5	—	—	—	749
徳島県	—	43.6	—	0.7	1,476
香川県	—	—	—	4.0	72
愛媛県	0.4	15.0	—	24.0	596
高知県	29.5	1,804.5	0.6	5.0	676
福岡県	—	0.5	13.5	—	55
佐賀県	—	3,000.0	—	110.0	440
熊本県	—	—	—	—	844
大分県	—	—	—	—	900
宮崎県	9.6	10.0	—	—	—
鹿児島県	41.2	2,490.7	—	—	1,065
沖縄県	61.5	—	14.1	—	1,484
計	5.9	15.0	7.7	258.5	131
合計	1,943.7	54,644.7	234.6	3,735.4	22,672
地震災害を除いた計	1,664.6	54,644.7	221.4	3,735.4	19,097

等による被害状況 (つづき)

項目	他 (つづき)				
	橋りょう 箇所	河川 箇所	がけ崩れ 箇所	鉄道不通 箇所	船舶被害 隻
北海道	19	1,536	—	—	4
青森	—	—	—	—	—
岩手	20	82	—	—	64
宮城	238	483	460	—	17
秋田	4	634	—	—	—
山形	5	859	47	—	—
福島	43	158	123	7	—
茨城	2	106	—	—	—
栃木	—	98	—	—	—
群馬	2	134	20	2	—
埼玉県	6	3	8	1	—
千葉県	2	52	2	—	—
東京都	1	48	18	1	—
神奈川県	—	—	—	—	—
新潟県	67	4,342	60	58	—
富山県	2	197	—	—	—
石川県	3	475	33	1	—
福井県	1	42	—	—	—
山梨県	—	17	8	—	—
長野県	14	468	—	—	—
岐阜県	13	424	60	1	—
静岡県	3	114	208	26	—
愛知県	—	122	—	—	—
三重県	4	317	—	—	—
滋賀県	4	326	—	—	—
京都府	4	323	25	1	—
大阪府	—	—	—	—	—
兵庫県	3	978	18	1	—
奈良県	9	738	25	1	—
和歌山県	9	508	—	2	—
鳥取県	—	129	—	—	—
島根県	5	352	115	—	—
岡山県	—	1,006	—	3	9
広島県	3	750	—	1	—
徳島県	14	809	—	—	35
香川県	1	—	—	—	—
愛媛県	—	—	—	—	—
高知県	1	260	—	—	—
福岡県	8	634	54	1	10
佐賀県	—	29	14	4	267
熊本県	4	781	—	—	83
大分県	5	726	126	1	476
宮崎県	5	509	—	—	—
鹿児島県	—	—	—	—	—
沖縄県	3	842	741	—	—
計	6	1,525	3	—	—
合計	2	72	5	—	2
地震災害を除いた計	535	22,008	2,173	112	967
地震災害を除いた計	267	21,418	1,504	86	950

附属資料11 昭和53年中の風水害等による被害状況(つづき)

都道府県	項目	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の 出動延べ人員 (人)	被害総額 (百万円)
		都道府県(回)	市町村(団体)			
北海道	道	1	11	2	2,594	48,237
	支庁	—	—	—	497	22,131
青森県	支庁	2	15	—	12,664	9,712
	市町村	1	57	6	13,128	270,053
岩手県	支庁	—	—	—	1,051	9,510
	市町村	1	23	—	4,096	25,606
宮城県	支庁	1	25	—	15,069	22,200
	市町村	—	1	—	113	17,065
秋田県	支庁	—	—	—	1,507	6,957
	市町村	—	—	—	246	8,201
山形県	支庁	—	—	—	735	274
	市町村	—	—	—	1,510	11,513
福島県	支庁	—	—	—	2,228	375
	市町村	—	—	—	118	16
茨城県	支庁	—	—	—	69,617	105,059
	市町村	3	92	9	—	6,176
栃木県	支庁	—	—	—	370	7,280
	市町村	—	—	—	—	3,135
群馬県	支庁	—	—	—	1,209	4,423
	市町村	—	—	—	3,127	14,747
埼玉県	支庁	—	—	—	372	4,990
	市町村	—	—	—	8,937	34,825
千葉県	支庁	—	—	—	771	1,529
	市町村	—	—	—	238	2,352
東京都	支庁	—	—	—	89	3,709
	市町村	—	—	—	6,727	3,553
神奈川県	支庁	—	—	—	1,664	6,621
	市町村	—	—	—	2,865	4,842
新潟県	支庁	—	—	—	—	11,713
	市町村	—	—	—	80	5,411
富山県	支庁	—	—	—	207	12,910
	市町村	—	—	—	3,486	9,263
石川県	支庁	—	—	—	443	19,597
	市町村	—	—	—	523	12,235
福井県	支庁	—	—	—	—	2,637
	市町村	—	—	—	162	279
山梨県	支庁	—	—	—	186	5,291
	市町村	—	—	—	974	8,875
長野県	支庁	—	—	—	9,368	14,370
	市町村	—	—	—	2,220	12,239
岐阜県	支庁	—	—	—	9,384	16,706
	市町村	—	—	—	839	7,737
静岡県	支庁	—	—	—	183	8,010
	市町村	—	—	—	457	12,009
愛知県	支庁	—	—	—	1,519	22,406
	市町村	—	—	—	769	2,686
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市町村	—	—	—	—	—
愛						

附属資料12 昭和21年以降の風水害等の記録(つづき)

番号	被害発生日	災害種目	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(むね)				
				死者	行方不明者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水	
21	28. 9. 22~26	台風	全国, 特に近畿	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
22	29. 5. 8~12	台風	北日本, 近畿	172	498	59	606	1,471	—	23
23	8. 17~20	台風	関東以西, 特に宮崎	30	33	77	361	1,321	3,797	28,597
24	9. 10~14	台風	関東以西, 特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
25	9. 16~19	台風	近畿から東北, 特に静岡	36	24	59	119	141	6,057	38,445
26	9. 24~27	台風	全国, 特に北海道, 四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
27	30. 2. 19~20	台風	全国	16	104	18	42	100	77	219
28	4. 14~18	水害	北九州, 特に福岡, 佐賀	91	4	34	42	42	3,024	15,445
29	5. 11	水害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
30	9. 29~10. 1	台風	西日本, 北日本, 特に九州	54	14	314	6,412	13,046	10,184	41,110
31	31. 4. 17~18	水害	東北, 関東, 北海道	47	53	—	2	10	1,087	1,320
32	7. 14~17	水害	東北, 北陸	50	10	37	160	134	8,775	22,291
33	10. 30~31	水害	奥羽地方, 北海道	23	47	22	82	51	671	4,702
34	6. 27~28	台風	関東以西	30	23	33	108	127	24,163	105,510
35	7. 25~28	水害(諫早水害)	九州, 特に諫早周辺	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
36	33. 1. 26~27	水害(南海丸事件)	西日本	174	38	8	—	—	6	—
37	9. 15~18	台風	東日本, 近畿	25	47	111	390	526	8,934	39,766
38	9. 26~28	台風	近畿以東, 特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
39	7. 13~15	台風	西日本, 東海, 特に九州	44	16	77	193	182	8,539	68,749
40	8. 12~14	台風	近畿, 中部, 関東, 特に山梨, 長野	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309

附属資料12 昭和21年以降の風水害等の記録(つづき)

番号	被害発生日	災害種目	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(むね)				
				死者	行方不明者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水	
41	34. 8. 22~28	水害	関東, 北陸, 東海	61	6	715	344	806	13,269	35,883
42	9. 15~18	台風	沖繩, 西日本, 北陸, 北日本, 特に宮古島	40	53	426	1,443	1,858	5,174	13,413
43	9. 26~27	台風	全国(九州を除く), 特に愛知	4,697	401	38,921	80,838	113,052	157,858	205,753
44	10. 16~19	台風	中部	46	8	18	291	786	63	749
45	35. 5. 24	水害(チリ地震津波)	北海道南岸, 三陸沿岸, 志摩半島	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
46	8. 24	台風	西日本	49	6	126	216	290	7,714	33,145
47	9. 19	水害	福岡	67	—	—	—	—	—	—
48	36. 6. 24~7. 5	水害	山陰, 四国, 近畿, 中部, 関東	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
49	9. 15~16	台風	全国, 特に近畿	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
50	10. 25~28	台風	関東以西, 特に大分	78	31	86	234	444	10,435	50,313
51	37. 7. 1~8	水害	関東以西, 特に九州	110	17	114	263	285	16,108	92,448
52	38. 1.	水害	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	228	3	356	753	982	640	6,338
53	39. 7. 17~20	水害	山陰, 北陸	114	18	221	669	—	9,360	48,616
54	9. 24~26	台風	全国(北海道を除く)	47	4	664	4,235	11,099	11,487	45,267
55	9. 10~18	台風	全国, 特に徳島, 兵庫, 福井	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
56	6. 27~29	台風	関東, 東海, 北日本	63	7	96	116	138	26,670	107,449
57	9. 23~25	台風	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
58	7. 8~9	水害	中部以西, 特に長崎, 広島, 兵庫	102	16	152	163	169	17,213	103,731
59	8. 26~29	水害	新潟, 東北部	83	55	155	449	408	26,641	39,542
60	43. 8. 17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜, 京都	106	13	29	64	79	2,061	13,460

附属資料12 昭和21年以降の風水害等の記録(つづき)

番号	被害発生日 年 月 日	災害種目	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(むね)			
				死者	行方不明者	全壊 (流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
61	44. 6. 24~ 7. 11	水害	関東以西, 特に鹿児島	84	5	367	612	12,860	105,888
62	46. 7. 16~26	水害	関東, 九州	64	1	272	514	12,136	58,805
63	8. 3~6	台風	九州を中心に西日本, 特に鹿児島	70	—	554	1,093	5,783	23,999
64	9. 5~8	台風	関東南部, 特に千葉	57	1	353	525	6,067	36,102
65	47. 7. 3~15	台風	全国, 特に北九州, 鳥根, 広島	421	26	2,977	10,204	55,537	276,291
66	9. 13~19	台風	中国, 四国以东	55	3	325	1,913	19,524	138,679
67	49. 5. 29~ 8. 1	台風	静岡, 神奈川, 三重, 兵庫, 香川	145	1	657	1,131	77,933	317,623
68	51. 9. 8~14	台風	全国, 特に香川, 岡山	161	10	1,669	3,674	101,103	433,392
69	52. 1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101	—	56	83	177	1,367

(注) 死者及び行方不明者の合計が50人以上のものを掲げた。

附属資料13 都道府県の防災訓練の実施状況 (昭和53年度)

都道府県	回数	災害想定						訓練形態			
		台風等の 害	地震	火災 火災	林野 火災	その他	総合 (実働) 訓練	図 上 訓練	通 信 訓練	信 練	
北海道	3	①	①②	②	③		②			①	
青森	2	①	①②	②			①②				
岩手	1		①				①				
宮城	3		②③				①			②③	
秋田	2		②	③		①海難救助	①②				
山形	2		①	②			①②				
福島	1		①				①				
茨城	1		①				①				
栃木	1		①				①				
群馬	1		①				①				
新潟	2		①	②			①②				
富山	2		①	②			①②				
石川	1		①	①			①				
福井	1		①				①				
山梨	1		①				①				
長野	3		①②③			③大雪のため孤立	①②			③	
岐阜	1		①				①				
静岡県	2		①②				①②				
愛知県	3		①②③				①②③				
三重	1		①				①				
滋賀	2		①	①			①②				
京都	1		①				①				
大阪	1		①				①				
兵庫県	1		①				①				
奈良	1		①				①				
和歌山	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川県	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
高松	1		①				①				
愛媛	1		①				①				
高松	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①				①				
広島	1		①				①				
山口	1		①				①				
徳島	1		①				①				
香川	1		①				①				
岡山	1		①								

附属資料14 都道府県別市

都道府県	区分	消防本部					消防署	出張所	消防職員数	
		計	市	町	村	組合				
北海道	道	72	20	8	—	44	104	395	7,215	
	森	16	1	2	—	13	24	59	1,828	
	手	14	3	1	—	10	17	54	1,327	
	青森	城	13	4	—	—	9	24	73	1,937
		田	17	2	1	—	14	19	63	1,490
	岩手	形	15	8	2	—	5	15	45	1,303
		島	12	2	—	—	10	19	72	1,757
	山形	城	26	10	4	1	11	43	39	2,597
		木	15	5	1	—	9	16	47	1,713
	茨城	馬	12	2	—	—	10	24	45	1,755
		玉	47	27	5	—	15	50	84	4,517
	栃木	葉	30	18	3	—	9	45	96	4,571
		京	6(3)	3	2(2)	1(1)	—	76	211	18,330
	群馬	川	28	18	8	—	2	50	143	6,568
		潟	35(1)	12	7	1(1)	15	42	55	2,295
	新潟	山	22	9	11	—	2	29	11	1,045
		川	11	3	3	—	5	16	37	1,066
	石川	井	12	1	3	—	8	14	42	872
		梨	10	2	1	—	7	16	29	755
	長野	野	21(1)	9	2	—	10(1)	36	39	1,489
		阜	21	8	3	—	10	32	43	1,652
	静岡	岡	29	15	1	—	13	34	80	2,979
		知	43	28	5	—	10	58	93	5,534
	愛知	重	14	8	—	—	6	18	46	1,458
		賀	11	3	—	—	8	22	15	883
	京都	都	16	11	4	—	1	28	39	2,317
		阪	31	22	5	—	4	67	149	8,142
	大阪	庫	29	20	1	—	8	50	66	3,915
		良	11	8	1	—	2	15	9	771
	山梨	山	15	7	4	—	4	21	11	822
		取	3	1	—	—	2	5	13	404
	根	根	11	2	1	—	8	13	35	684
山		14	5	—	—	9	21	48	1,559	
島	島	21	6	5	—	10	32	47	2,434	
	口	15	9	—	—	6	20	25	1,285	
徳	川	10	3	—	—	7	18	20	677	
	媛	11	4	1	—	6	13	18	948	
香	媛	16	6	—	—	10	16	24	1,055	
	知	15	6	—	—	9	18	24	823	
高	岡	25	9	2	—	14	39	87	3,475	
	福	10	3	—	—	7	14	19	828	
佐	賀	10	3	—	—	7	15	68	1,409	
	崎	14	2	—	—	12	18	42	1,529	
熊	本	15	4	1	—	10	18	39	1,318	
	分	9	6	—	—	3	12	22	802	
大	崎	17	6	1	—	10	22	37	1,309	
	宮	17	10	1	2	4	18	13	807	
鹿	沖									
合	計	887(5)	374	100(2)	5(2)	408(1)	1,336	2,771	114,249	

(注) ( )内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

町村消防組織一覽

(昭53. 4. 1現在)

消防団	分 団	消防団常備部				消防団員数
		計	市	町	村	
244	1,063	—	—	—	—	32,403
68	713	—	—	—	—	24,249
62	487	—	—	—	—	28,604
77	506	2	—	2	—	26,147
70	652	1	—	1	—	24,176
44	376	—	—	—	—	33,109
90	651	—	—	—	—	42,235
92	1,222	—	—	—	—	31,706
49	366	—	—	—	—	17,811
70	480	—	—	—	—	14,296
89	612	—	—	—	—	16,959
72	1,034	—	—	—	—	35,985
98	727	—	—	—	—	26,786
58	521	—	—	—	—	19,137
112	882	—	—	—	—	56,024
41	297	—	—	—	—	9,939
39	225	4	—	3	1	5,376
32	245	—	—	—	—	5,629
64	230	—	—	—	—	19,918
122	924	—	—	—	—	50,013
136	617	—	—	—	—	25,333
75	663	—	—	—	—	27,262
305	820	—	—	—	—	29,385
69	493	—	—	—	—	15,158
50	188	—	—	—	—	9,468
73	374	2	—	2	—	23,143
39	393	1	—	1	—	10,605
118	1,920	—	—	—	—	60,670
47	360	—	—	—	—	11,832
50	326	—	—	—	—	13,362
41	278	—	—	—	—	6,734
59	395	—	—	—	—	16,371
80	452	—	—	—	—	35,437
87	715	—	—	—	—	29,273
56	518	—	—	—	—	16,302
46	459	—	—	—	—	12,771
43	268	—	—	—	—	7,962
70	530	—	—	—	—	23,661
53	302	—	—	—	—	8,811
108	720	—	—	—	—	28,714
49	183	—	—	—	—	25,406
81	857	—	—	—	—	25,547
98	827	—	—	—	—	44,776
58	468	—	—	—	—	20,335
44	120	—	—	—	—	18,320
96	734	—	—	—	—	18,048
45	131	8	—	1	7	2,081
3,669	26,324	18	—	10	8	1,087,269

附属資料15 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部				消 防 団			
	消防本部	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和27年	298	392	573	27,269	10,167	—	76	2,090,000
28	314	407	612	28,547	10,073	—	113	2,015,780
29	328	423	638	30,493	9,337	—	120	2,023,011
30	360	454	683	31,194	5,951	—	106	1,944,233
31	383	465	713	31,861	5,332	—	101	1,830,222
32	406	488	735	32,745	4,481	—	107	1,737,319
33	429	507	778	33,729	4,304	—	104	1,677,555
34	438	533	831	35,168	4,153	—	93	1,633,792
35	445	562	833	36,627	4,016	—	102	1,591,053
36	461	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37	484	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38	511	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39	544	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40	620	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41	640	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42	671	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43	700	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44	734	892	1,242	60,486	3,943	28,998	89	1,234,696
45	756	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46	782	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47	805	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48	829	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49	848	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50	859	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51	869	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52	878	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53	887	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269

附属資料16 常備化市町村の変遷

区分 年 度	指 定 数			町村合併による移動			差 引 累 計			
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	
昭和39年度	486	466	20	—	—	—	486	466	20	
40	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68	
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91	
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111	
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143	
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236	
45	218	4	214	△ 2	1	△ 1	△ 2	1,004	556	448
46	389	7	382	△ 128	△ 1	△ 28	1,392	590	802	
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1,896	632	1,264	
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2,250	644	1,606	
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2,464	644	1,820	
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2,528	644	1,884	
51	73	—	73	—	1	△ 1	2,601	645	1,956	
52	63	—	63	—	1	△ 1	2,664	646	2,018	
53	50	—	50	—	1	△ 1	2,714	647	2,067	
54 (見込)	30	—	30	—	—	—	2,744	647	2,097	

附属資料17 石油コンビナート等

都道府県	特別防災 区 域	面 積 (千㎡)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯 蔵・取扱 量 (万kl)	高圧ガス の処理量 (万Nm <sup>3</sup> )	石油以外 の第4類 の貯蔵・ 取扱量 (kl)	毒物及び劇物		放射 性 物 質 (ci)
								コンビナート法 に基づく毒劇物 毒物(t) 劇物(t)	そ の 他 の 毒 劇 物 毒物(t) 劇物(t)	
北 海 道	釧路 小 路 苫上 牧 室上 蘭 磯	1,024	8(1)	3	32	123	7,875			
		16,333	9(4)	5	274	2,392	3,125			
		6,567	4(3)	11	203	15,659	1,375			
青 森	青森 森八 森 戸	750	2(1)	1	56	247	—			
		123	5(—)	—	17	—	—			
宮 城	塩釜 釜 釜 台	1,252	8(2)	6	35	231	—			
		297	9(5)	3	26	607	39			
秋 田	塩仙 仙 釜 台	4,598	2(1)	5	260	930	20			
		807	1(1)	1	41	52	—			
山 形	男鹿 鹿 田	1,699	8(1)	7	57	223	714			
		2,786	5(—)	3	28	4	47			
福 島	酒 田	1,099	—(—)	—	—	—	—			
		6,955	7(2)	6	145	5,467	22,297			
茨 城	鹿島 島 臨 海	22,722	11(10)	10	541	25,476	88,025			
		2,480	10(—)	5	54	386	22,395			
千 葉	京葉 臨海 北部	44,660	37(26)	34	1,956	161,044	193,333			
		9,970	3(2)	1	16	1,375	53			
東 京	京葉 臨海 南部	891	3(—)	—	32	—	—			
		322	3(1)	—	15	42	1,723			
神 奈 川	豊品 川・大 井	32,870	56(34)	55	1,401	117,208	112,892			
		6,340	4(2)	5	490	28,670	38,270			
新 潟	京根 久 里	710	1(—)	—	56	—	—			
		18,551	9(1)	3	233	1,104	21,640			
富 山	新潟 潟 東 潟 西 江 港 津	6,975	7(3)	9	162	11,866	64,215			
		2,723	4(—)	2	12	98	1,815			
石 川	富新 伏 山 婦 湊 木 中	727	2(1)	5	118	198	1			
		333	1(—)	—	18	—	—			
福 井	金沢 港 北	170	6(—)	1	16	—	—			
		571	1(1)	—	1	4,833	220			
静 岡	清 水	273	5(—)	4	22	443	—			
		1,399	5(—)	2	40	—	—			
愛 知	渥蒲 衣 美 名 郡 古 港 屋 臨 市 海	1,079	1(—)	—	68	—	—			
		168	3(—)	2	18	181	—			
三 重	四日 尾 市 臨海 鷺	8,770	3(1)	7	30	59	925			
		25,704	33(9)	18	882	27,017	65,168			
大 阪	大 阪 北 臨 堺 海 岬	8,211	23(18)	15	691	67,021	65,983			
		790	2(1)	2	70	36	—			
兵 庫	大 阪 北 臨 堺 海 岬	4,470	11(1)	16	74	666	13,307			
		16,900	25(11)	30	611	87,004	100,527			
兵 庫	尼 崎 神 戸	556	2(2)	—	29	2	—			
		4,310	6(3)	15	46	366	2,413			
兵 庫	尼 崎 神 戸	2,900	13(3)	6	122	2,520	46,798			

特別防災区域の現況

(昭54.7.14現在)

第4類以外 の危険物の 貯蔵・取扱 量 (t)	準危険物の 貯蔵・取扱 量 (千t)	高圧ガス以 外の可燃性 ガスの貯 蔵・取扱 量 (万Nm <sup>3</sup> )	毒物及び劇物				放射 性 物 質 (ci)
			コンビナート法 に基づく毒劇物 毒物(t) 劇物(t)	そ の 他 の 毒 劇 物 毒物(t) 劇物(t)	毒物(t)	劇物(t)	
1,560	4	—	—	70	—	1,500	—
83,485	21	11	—	640	—	10,517	0.1
19,598	24	28	32	37	2	6,771	92.1
52	4	—	—	3	—	—	0.1
—	2	—	—	—	—	—	—
211	0	—	—	—	—	—	—
—	18	—	—	—	—	—	—
8,964	38	202	16	33	335	200	4.7
6,768	4	0	—	48	8	6,510	0.1
24,055	3	—	—	10	—	—	2.7
1,392	1	2	—	1,011	—	2,057	1.3
—	—	—	—	—	—	—	—
85,828	15	154	—	19,660	—	116,124	0.7
32,892	10	3,246	163	14,534	301	60,184	182.5
159	16	—	—	30	—	22	—
193,341	151	13,688	1,605	97,311	97	150,243	113.6
16,109	3	705	—	42	—	3,390	148.0
19	—	693	—	21	—	233	0.4
13	—	0	—	—	—	134	—
56,024	126	562	2,673	28,346	839	147,792	342.6
13,174	37	23,246	247	124	—	3,286	165.0
9	—	—	—	37	—	142	0.1
10,680	3	260	—	2,088	—	10,595	0.7
6,695	3	173	26	6,117	—	8,069	4.6
15,380	0	33	42	5	—	5,027	41.6
40	5	—	—	—	—	46	0.2
—	—	—	—	—	—	60	—
—	0	—	—	—	—	—	—
12,438	—	—	—	5,297	—	19,264	11.7
—	2	—	—	—	—	—	—
155	—	—	—	25	—	170	1.3
350	3	—	0	0	2	1	0
10	—	—	—	21	—	141	0
—	4	—	—	—	—	—	—
11,277	—	0	—	77	40	417	4.0
113,578	16	19,881	17	17,829	—	102,841	136.5
117,013	50	11	388	5,330	202	64,290	91.4
1,395	—	—	—	16	—	117	0.7
21,733	29	828	—	4,319	1	52,890	42.8
25,525	2	3,171	665	25,949	2	61,273	23.4
32	—	—	—	20	—	32	—
2,367	14	757	18	1,355	21	11,824	2.1
918	16	1,385	—	7,746	—	21,951	2.4

附属資料17 石油コンビナート等

都道府県	特別防災 区 域	面 積 (千㎡)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高圧ガス の処理量 (万Nm <sup>3</sup> )	石油以外 の第4類 の貯蔵・ 取扱量 (kl)	毒物及び劇物				放射 性 物 質 (ci)			
								コンビナート法 に基づく毒劇物 毒 (t)	劇 物 (t)	そ の 他 の 毒 物 (t)	劇 物 (t)				
兵 庫	東 播 磨 姫 路 臨 海	11,347	5(4)	11	45	4,512	23,037	—	—	—	—	—	—		
		17,800	10(9)	8	369	10,003	37,487	20	49	4,798	384	47,457	426.7		
								5	1,668	4,815	0	27,191	269.8		
和 歌 山	和 歌 山 北 部 臨 海 北 部 和 歌 山 北 部 和 歌 山 中 部 和 歌 山 南 部	5,096	3(2)	—	17	3,456	4,760	—	—	—	—	6,159	47.3		
		1,490	3(3)	—	98	551	—	—	—	—	—	1,229	0.6		
		2,978	3(2)	—	604	13,822	1,967	—	—	—	—	2,201	8.4		
岡 山	水 島 臨 海	25,357	17(16)	12	890	81,648	75,913	—	—	—	—	—	—		
広 島	福 江 田 山 島 美	9,567	4(3)	2	16	5,225	716	—	—	—	—	—	—		
		186	2(—)	—	27	—	—	—	—	—	—	—	—		
		291	1(—)	—	60	—	32,329	—	—	—	—	—	—		
山 口	岩 国・大 竹	5,375	8(7)	7	237	20,672	23,801	—	—	—	—	—	—		
山 口	下 徳 山・新 南 陽 部 田 島 宇 野 田 島 小 彦 島	2,614	2(2)	3	98	669	1,184	—	—	—	—	808	21.1		
		7,452	10(9)	8	358	70,186	30,148	—	—	—	—	169,483	40.7		
		4,345	6(4)	9	24	10,077	892	—	—	—	—	15,741	41.7		
		1,925	1(1)	—	350	5,410	196	—	—	—	—	312	4.3		
		123	5(—)	—	32	—	—	—	—	—	—	—	—		
徳 島	阿 南	800	1(—)	1	25	0	—	—	—	—	8,078	0.1			
香 川	番 の 州	4,225	3(2)	1	324	10,091	6	—	—	—	2,995	9.6			
愛 媛	新 居 浜 浦 間 山	4,456	5(3)	6	21	20,163	3,083	—	—	—	—	50,767	10.8		
		112	1(—)	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—		
		529	1(1)	—	154	1,207	—	—	—	—	—	867	150.0		
福 岡	新 上 菊 松 田 州 岡	2,573	4(3)	1	117	10,968	11,988	—	—	—	—	45,176	15.9		
		1,035	2(1)	2	21	1	—	—	—	—	—	—	—		
		23,554	19(9)	13	84	18,736	22,434	—	—	—	—	63,917	150.6		
佐 賀	唐 津	452	9(1)	16	29	634	2,565	—	—	—	—	1,463	—		
		305	3(1)	—	20	398	—	—	—	—	—	138	1.8		
		239	1(1)	—	18	1	—	—	—	—	—	—	—		
長 崎	相 長 浦 崎	169	6(—)	5	15	87	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
熊 本	八 代	156	6(—)	—	11	7	—	—	—	—	—	—	—		
大 分	大 分	10,177	12(12)	2	316	35,061	9,402	—	—	—	—	19,705	104.3		
鹿 児 島	喜 入	1,880	1(—)	—	568	—	—	—	—	—	—	—	—		
沖 縄	平 安 座 安 泊 那 覇	2,105	2(1)	—	232	7,683	0	—	—	—	—	—	—		
		186	1(1)	—	27	501	—	—	—	—	—	75	—		
		781	1(1)	—	127	2,080	26	—	—	—	—	56	—		
合 計		421,653	520(251)	416	14,424	898,521	1,179,634	1,767,282	1,035	75,909	7,079	434,272	3,974	1,601,684	2,811

(注) 第一種事業所欄の( )は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

特別防災区域の現況(つづき)

(昭54.7.14現在)

第4類以外 の危険物の 貯蔵・取扱 量 (t)	準危険物の 貯蔵・取扱 量 (千t)	高圧ガス以 外の可燃性 ガスの貯蔵・ 取扱・ 処理量 (万Nm <sup>3</sup> )	毒物及び劇物				放射 性 物 質 (ci)
			コンビナート法 に基づく毒劇物 毒 (t)	劇 物 (t)	そ の 他 の 毒 物 (t)	劇 物 (t)	
28,708	20	49	—	4,798	384	47,457	426.7
25,162	5	1,668	48	4,815	0	27,191	269.8
14,561	27	—	—	1,149	—	6,159	47.3
1,740	22	—	—	—	—	1,229	0.6
5,469	19	—	15	17	—	2,201	8.4
52,869	58	1,509	270	61,281	803	259,517	85.9
13,424	0	—	—	201	—	1,161	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
16,814	6	95	61	635	—	9,075	2.7
145	6	—	—	152	—	808	21.1
19,158	157	24	95	6,340	398	169,483	40.7
47,473	7	6	329	37,297	19	15,741	41.7
5,870	6	—	57	0	—	312	4.3
—	0	—	—	—	—	—	—
2,704	3	21	—	168	—	8,078	0.1
16,421	16	679	26	3,704	6	2,995	9.6
33,132	0	—	112	45,032	213	50,767	10.8
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	13	1	—	867	150.0
140	0	—	—	1,055	53	45,176	15.9
493	—	—	—	15	—	—	—
570,781	28	2,726	—	28,568	103	63,917	150.6
—	7	—	—	—	—	1,463	—
155	—	—	—	—	—	138	1.8
594	—	—	—	—	—	—	—
—	2	—	—	—	—	—	—
—	5	—	—	—	—	—	—
19,025	7	69	140	891	145	19,705	104.3
—	—	—	—	—	—	—	—
9,205	—	27	—	0	—	—	0.7
—	—	—	0	1	—	75	—
—	10	—	21	1	—	56	—
1,767,282	1,035	75,909	7,079	434,272	3,974	1,601,684	2,811

附属資料18 石油コンビナート等特別防災

都道府県	特別防災区域	大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	あわ原液 搬送車 (台)	その他の 消防ポン プ自動車 (台)	可搬式放 水銃等 (基)	耐熱服 (着)
北海道	釧路小 路牧蘭 磯	1	1	—	2	4	30
		1	2	2	3	36	60
		3	2	2	9	38	31
		2	2	2	1	3	4
青森	青森 八戸	1	1	1	—	1	1
		1	1	1	—	3	25
宮城	塩釜 釜台	—	—	—	2	3	14
		2	2	2	2	5	15
秋田	男鹿 鹿田	1	1	1	2	9	2
		1	1	1	1	5	20
山形	酒田	1	1	1	2	1	1
福島	広い 野き	—	—	—	—	—	—
		2	2	2	5	8	17
茨城	鹿島臨海	3	3	3	15	113	42
千葉	京葉臨海北部 京葉臨海中部 京葉臨海南部	—	—	—	—	6	11
		22	9	13	41	240	337
		1	1	1	1	2	2
東京	豊品川・大 井	2	1	1	—	2	2
		1	1	1	1	2	2
神奈川	京浜臨海 根久里	20	11	13	39	298	352
		5	5	5	7	50	49
		1	1	1	—	2	12
新潟	新潟東西 直江津	2	2	2	—	3	4
		4	2	2	2	50	20
		—	—	—	7	6	14
富山	富新伏 婦	2	1	1	2	6	24
		1	1	1	—	1	1
		—	—	—	2	2	2
石川	金沢港北	—	—	—	2	1	2
		1	1	1	—	5	5
福井	三国	1	1	1	1	3	3
静岡	清水	2	1	1	1	4	7
愛知	渥蒲美 衣衣郡 名古屋古 屋市臨海 港	1	1	1	—	1	1
		1	1	1	1	7	6
		1	1	1	2	1	4
		9	8	8	17	97	57
三重	四日市臨 尾海鷲	7	4	5	16	295	189
		1	1	1	4	28	27
大阪	大阪北臨 堺北海	3	1	1	10	16	16
		13	8	8	19	202	199
		1	1	1	—	1	23
兵庫	尼神崎 神戸磨	1	1	1	8	8	24
		3	3	3	8	11	15
		2	2	1	18	14	20

区域に係る防災資機材の整備状況

(昭54.7.14現在)

空気又は 酸素呼 吸器 (個)	消火薬剤		オイル フェンス (m)	オイル 展張 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)	油吸着材 (kg)	油処理剤 (kl)
	あ (kl)	わ (kg)						
28	78	—	5,220	2	—	—	2,407	2
56	111	5,680	8,680	2	1	1	7,862	32
32	138	1,386	5,680	2	1	—	6,331	18
3	43	—	2,220	1	—	1	1,306	5
1	49	—	3,240	5	—	—	870	6
8	84	5,551	4,920	6	—	—	2,469	12
6	87	4,654	5,500	12	—	—	2,020	8
7	54	217	8,060	1	1	2	606	4
2	23	4,000	1,620	1	—	—	960	2
15	131	13,861	5,710	1	—	—	970	6
13	452	—	3,500	1	—	—	1,100	5
—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	190	18,315	3,760	1	—	—	610	8
295	200	25,580	9,575	3	1	—	5,409	24
4	83	—	5,680	1	—	—	1,699	6
309	850	66,499	33,070	12	3	4	23,178	69
2	34	1,500	2,160	1	—	—	1,205	9
2	34	—	3,780	3	—	—	810	5
2	34	—	2,700	2	—	—	700	3
431	853	47,917	43,200	14	1	—	23,481	130
85	140	9,117	7,510	4	1	—	5,580	22
14	11	—	1,620	1	—	—	—	—
4	101	4,753	7,080	3	1	—	1,870	14
80	129	14,160	4,510	2	—	—	5,350	24
64	59	—	2,160	1	—	—	324	4
11	55	304	5,800	2	—	—	3,830	10
1	11	—	1,620	1	—	—	1,200	2
2	53	—	7,020	1	—	—	1,424	7
2	7	272	—	—	—	—	800	4
6	49	—	2,160	—	—	—	886	5
3	49	—	4,720	2	—	—	880	6
8	74	3,562	3,040	2	—	—	3,521	13
1	11	1,940	1,620	1	—	—	2,929	9
4	44	—	2,160	4	—	—	707	4
7	26	3,099	3,100	3	—	—	1,417	9
398	541	22,416	27,739	9	1	—	15,560	66
491	400	16,349	17,560	7	1	4	12,785	93
32	132	6,560	12,720	6	—	2	8,547	63
29	224	3,890	8,300	1	—	—	2,516	8
259	470	60,928	21,480	16	1	—	21,365	30
23	31	—	2,280	1	—	—	—	1
64	62	6,620	5,760	2	—	—	5,713	17
19	134	3,740	12,200	6	—	—	9,043	26
34	57	4,490	8,420	8	—	—	3,266	14

附属資料18 石油コンビナート等特別防災

都道府県	特別防災区域	大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	あわ原液 搬送車 (台)	その他の 消防ポン プ自動車 (台)	可搬式放 水銃等 (基)	耐熱服 (着)
兵庫	姫路臨海	3	4	4	20	51	35
和歌山	和歌山北部	1	1	—	9	8	13
	和歌山中部	2	2	2	3	4	11
	和歌山南部	6	4	5	4	33	23
岡山	水島臨海	4	4	7	28	97	140
広島	福江田島美	—	—	1	5	4	6
	福江能	1	—	1	—	1	1
山口・広島	岩国・大竹	1	1	1	20	134	40
山口	下徳山・新南陽部田島	2	1	1	3	17	14
	宇小野	4	1	2	20	244	105
	小野	1	1	1	9	28	15
	小彦	2	2	2	2	47	18
徳島	阿南	1	1	1	—	1	10
香川	番の州	3	3	3	4	18	19
愛媛	新上居浜浦間山	1	1	1	6	26	57
	菊松	1	1	1	—	1	1
	松	2	2	2	1	10	31
福岡	苅北九州	3	2	2	6	54	29
	福	1	1	1	3	3	7
佐賀	唐津	3	5	3	12	26	55
	福	—	1	2	—	10	17
長崎	相長浦崎	1	1	1	—	1	9
熊本	八代	—	—	—	2	2	4
	八	1	1	1	—	3	3
大分	大分	4	3	4	11	68	44
鹿児島	喜入	2	2	2	2	9	4
沖縄	平安座	1	1	1	3	21	5
	小那覇	1	1	1	—	1	2
	小	2	2	2	2	10	6
台	計	183	140	151	429	2,533	2,432

区域に係る防災資機材の整備状況 (つづき)

(昭54.7.14現在)

空気又は 酸素呼 吸器 (個)	消火薬剤		オイル フェンス (m)	オフ イン ス 展 張 船 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)	油吸着材 (kg)	油処理剤 (kJ)
	あ	わ						
32	108	10,660	13,280	13	—	1	12,956	1
44	52	5,490	4,560	4	1	1	1,340	5
8	50	2,000	6,540	4	—	—	6,328	2
58	253	3,400	8,500	4	1	—	9,228	14
153	421	45,480	26,820	18	2	—	18,891	53
260	23	1,245	1,860	1	—	—	753	4
1	27	—	2,160	3	1	1	3,200	7
1	49	—	4,420	3	—	—	5,526	2
180	143	17,540	9,160	4	2	—	6,709	16
28	68	3,310	2,880	1	1	—	4,485	11
390	177	6,479	10,340	8	1	1	4,952	11
66	52	172	3,960	1	—	—	2,208	13
29	86	3,166	2,160	1	1	1	5,407	13
4	38	—	3,960	1	—	1	1,341	8
12	13	1,200	2,380	2	—	—	2,036	4
67	107	4,811	12,010	4	1	6	4,695	19
130	100	8,409	3,400	1	—	—	3,273	5
1	13	—	1,840	1	—	—	980	3
7	20	3,500	2,720	3	1	—	4,540	18
51	116	8,754	5,120	4	—	—	4,799	7
20	20	870	3,000	2	—	—	1,666	6
244	207	19,835	14,420	6	—	—	4,141	21
10	80	—	6,550	1	—	—	7,325	12
13	20	10,152	2,820	1	—	—	736	1
9	15	—	1,620	1	—	—	600	12
4	15	—	1,080	2	—	—	2,669	13
3	62	—	3,840	1	—	—	1,310	4
52	249	15,963	7,500	5	1	—	4,304	18
5	112	5,432	7,280	4	3	5	1,938	27
19	90	865	3,720	2	1	4	2,695	63
3	41	—	1,620	1	—	1	1,600	2
8	32	2,493	2,160	1	1	1	3,899	6
4,812	9,257	538,586	512,534	262	31	37	330,036	1,206

附属資料19 空港における

種別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防												
		消 火 設 備									救 難			
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 消 火 器		消 火 薬 剤		救助工作車	救急車	
		放能 水力 (ℓ/分)	台 数	放能 水力 (ℓ/分)	台 数	積 載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)			
一	新東京国際	2,400	4	1,200	1	8,000	4	ツイン 消火器 (粉)40kg ライター ウオーター (ℓ)	110,600	12,000	1	2		
	東京国際	2,500	2			6,000	2							
		2,400 粉末 1,200	1			4,500	1		12,015	6,100		1		
種	大阪国際	2,500	3											
		1,600	1			6,000	2		9,800	5,000	1	1		
		2,000	1											
二	稚内	1,500	1						1,030	945				
	釧路	1,300	2			6,000	1		2,000	4,000				
	函館	2,000	2	3,000	1			CO <sub>2</sub> 粉 末	4	2,040	3,000			
	仙台	2,982	2			6,000	1		2,900	2,140				
	新潟	1,000 1,200	1 1			6,000	1		2,780	4,510				
	名古屋		750	5	2,080	1	1,500	1	CO <sub>2</sub>	15	980	233	1	2
							4,500	1	粉 末	19				
八尾	1,325	1						600						

消防力の現状

(昭54.4.1現在)

設 備	消 連 防 路 機 関 方 法 の 法	空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力							消 防 業 務 協 定 の 締 結 状 況	消 防 組 合 名	
		所 在 市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 火 薬 剤				
							あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)			
		専用電話	成田市	2	22	1	7	8,610	230	○	
	1	専用電話	東京都	49	354	13	112	103,860	10,400	○	
1		専用電話	豊中市	4	30	2	9	10,290	90	○	
			池田市	2	11		3	2,560		○	
			伊丹市	4	14	1	3	3,575	105	○	
		加入電話	稚内市	1	3		2	3,260		○	稚内地区 消防事務組合
		加入電話	釧路市	2	23		3	50,500		○	
		加入電話	函館市	3	29	1	4	1,720	2,880	○	
		加入電話	名取市	1	6		1			○	
		加入電話	岩沼市	1	4		1			○	
		加入電話 無	新潟市	3	37	1	7	23,207	1,600	○	
2	1	加入電話	名古屋市	8	148	5	31	80,359	934	○	
			春日井市	2	16	1	6	980	1,400	○	
			小牧市	1	11		2	100	836	○	
			豊山町		3					○	西春日井郡東 部消防組合
		加入電話	八尾市	1	6	1	4	2,530		○	
		加入電話	大阪市	7	87	8	34	22,000	940		

附属資料19 空港における

種別	空港名	空港の消防											救急車
		消火設備										救助工作車	
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車		大消火型器		消火薬剤			
		放能 水力 (ℓ/分)	台数	放能 水力 (ℓ/分)	台数	積載量 (ℓ)	台数	種類	本数	あわ (ℓ)	粉末 (kg)		
二種	広島	2,510	2							2,100	6,000		
	高松	2,100	1					CO <sub>2</sub>	2	2,065	200		
	松山	2,524	2			6,000	1			1,700	6,000		
	高知	2,000	1							580			
	福岡	2,700 1,900	3 1			5,000	1	粉末 CO <sub>2</sub>	6 8	10,900	7,000		
	北九州	2,480	1							2,050	3,000		
	長崎	3,200 粉末 2,500	1 1	2,500	1					3,950	6,300		
	熊本	2,500	2	4,000	4					4,415	5,920		
	大分	3,200 2,700	1 1			6,000	2	CO <sub>2</sub>	2	3,920	6,300		
	宮崎	1,500 1,200	1 1			6,000	1			4,100	6,300		
三種	鹿児島	3,242 2,500	2 1	2,500	1					6,000	6,700		
	那覇	2,500 1,900	2 1			8,000	1			6,200	4,600		
	旭川							CO <sub>2</sub> 粉末	1 3				
	利尻							粉末	1				
	礼文							粉末	2				
	奥尻							粉末	3				
	帯広							CO <sub>2</sub> 粉末	1 2				

消防力の現状(つづき)

(昭54.4.1現在)

設備	空港所在市町村の消防力										消防業務協定の締結状況	消防組合名
	レックカー車	クレーン車	消連防絡機関との法	所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	消火薬剤			
									あわ (ℓ)	粉末 (kg)		
			加入電話	広島市	2	67	4	25			○	
			加入電話	高松市	1	48	1	5	11,620	160	○	
			加入電話	松山市	3	34	1	5	9,060	10	○	
			加入電話	南国市		20		2	320		○	
			専用電話	福岡市	4	24	5	15	30,720	1,140	○	
			加入電話	北九州市	7	50	2	17	65,000	200	○	
			加入電話	大村市		12		1	560		○	県央地域広域市町村圏組合
			加入電話	菊陽町 益城町		1 1					○	大津町外二町消防組合
			加入電話	武安町 蔵岐町		2 3			100 100	20 20	○	東国東地域広域市町村圏事務組合
			加入電話	宮崎市	2	37	1	6			○	
			加入電話	溝辺町		5		1	620		○	始良郡西部消防組合
			加入電話	那覇市	1	18	1	4			○	
			加入電話	旭川市	1	13	1	4	2,562			
				東神楽町		6			360		○	大雪消防組合
			加入電話	東利尻町		3		1	800		○	利尻礼文消防事務組合
			加入電話	礼文町		2			1,700		○	利尻礼文消防事務組合
			加入電話	奥尻町		2		1	500			桧山広域消防組合
			加入電話	帯広市	1	23	1	5	3,350	340		

附属資料19 空港における

種別	空港名	空港の消防											
		消火設備									救難		
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車		大型消火器		消火薬剤		救助工作車	救急車
		放能 水力 (ℓ/分)	台数	放能 水力 (ℓ/分)	台数	積載量 (ℓ)	台数	種類	本数	あわ (ℓ)	粉末 (kg)		
三 種	中標津							粉末	1	600			
	紋別			2,400	1			粉末	1	300			
	女満別							CO <sub>2</sub> 粉末	2	600			
	青森							粉末	1				
	花巻	2,080	1					あわ CO <sub>2</sub> 粉末	1 1 1	100	55		
	秋田							CO <sub>2</sub> 粉末	2 2	1,000			
	山形	1,000	1					CO <sub>2</sub> 粉末	4 1	1,500			
	大島							あわ	1				
	三宅島							あわ	1	320	64		
	八丈島							CO <sub>2</sub>	2		48		
	佐渡							粉末	1				
	富山							CO <sub>2</sub>	1	2,500			
	福井					5,000	1	あわ 粉末	1 1	600			
松本							粉末	3	3,500				

消防力の現状(つづき)

(昭54.4.1現在)

設備	消連防絡機関との法	空港所在市町村の消防力						消火薬剤 あわ (ℓ)	粉末 (kg)	消防業務協定の締結状況	消防組合名
		所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	消火薬剤				
	加入電話	中標津町		2	1	420				根室北部消防事務組合	
	加入電話	紋別市	1	9	1	680	308	○		紋別地区消防組合	
	加入電話	女満別町	1	4	1	1,100		○		網走地区消防組合	
	加入電話	青森市	1	18	1	490				青森地区広域消防事務組合	
	加入電話	花巻市	1	20	1	2,960	6	○		花巻地区消防事務組合	
	加入電話	秋田市	3	26	1	9,140		○			
	加入電話	東根市	1	2	2	880		○			
	加入電話	大島町		10	2	1,000					
	加入電話	三宅島町		4	2			○			
	加入電話	八丈町		6	2	90					
	加入電話	両津市	1	4	1	2,080		○			
	加入電話	富山市	3	62	1	10,558	844	○			
	加入電話	春江町	2	3	2	1,060		○		嶺北消防組合	
	加入電話	塩尻市	1	8	2	780		○			
		松本市	1	31	1	2,870	463	○			

附属資料19 空港における

種別	空港名	空 港 の 消 防											
		消 火 設 備									救 難		
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 火 型 器		消 火 薬 剤		救 助 工 作 車	救 急 車
		放 能	台 数	放 能	台 数	積 載 量	台 数	種 類	本 数	あ わ	粉 末		
水 力	(ℓ/分)	水 力	(ℓ/分)	(ℓ)				(ℓ)	(kg)				
三 種	南紀白浜							粉 末	3	540			
	鳥 取							粉 末	2	160			
	隠 岐							CO <sub>2</sub>	2	1,500			
	出 雲							CO <sub>2</sub> あ わ	11 1	1,700			
	岡 山	400	1					あ わ CO <sub>2</sub> 粉 末	1 1 1	1,880			
	宇 部							粉 末	1	300			
	対 馬							CO <sub>2</sub>	1	1,000	20		
	福 江							粉 末	3	1,000			
	壱 岐							あ わ CO <sub>2</sub> 粉 末	1 1 1	1,160			
	種 子 島							あ わ 粉 末	1 2				
	屋 久 島							あ わ	2	400	4		
	奄 美	2,000	1					あ わ	4	800			
	喜 界							あ わ 粉 末	1 2				
徳 之 島							あ わ 粉 末	2 2					

消 防 力 の 現 状 (つづき)

(昭54.4.1現在)

設 備		空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力							消 防 業 務 協 定 の 締 結 状 況	消 防 組 合 名	
レ ッ カ ー 車	ク レ ー ン 車	消 防 機 関 と の 連 絡 方 法	所 在 市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 火 薬 剤			
								あ わ	粉 末		
								(ℓ)	(kg)		
		加入電話 サイレン	白 浜 町	1	7		1	1,800		○	
		加入電話	鳥 取 市	2	18		3	2,970		○	
		加入電話	西 郷 町	1	4		1	1,160		○	隠岐島町村組合
		加入電話	斐 川 町		3		1			○	出雲市外四町 広域消防組合
		加入電話	岡 山 市	1	59	3	8		1,160	○	
		加入電話	宇 部 市	2	18		4	20,210		○	
		加入電話	美津島町		2		1	100		○	対馬総町村組合
		加入電話	福 江 市	1	5		1	1,480		○	下五島地域広 域市町村圏組 合
		火災報知 機専用電話	石 田 町		1					○	壱岐郡町村組合
		加入電話	中種子町		4					○	
		加入電話	上屋久町		3				10	○	
		加入電話	笠 利 町							○	
		加入電話	喜 界 町		2			140		○	
		加入電話	天 城 町		2					○	

附属資料19 空港における

種別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防												
		消 火 設 備										救 難		
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 火 型 器		消 火 薬 剤		救助工作車	救急車	
		放能 水力 (ℓ/分)	台 数	放能 水力 (ℓ/分)	台 数	積 載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)			
三 種	沖永良部							あ  わ	3					
	与 論							粉 末	2					
	粟 国							粉 末	1					
	久米島							CO <sub>2</sub>	1					
	南大東							CO <sub>2</sub>	1					
	北大東							粉 末	1					
	伊江島							CO <sub>2</sub>	1					
	宮 古	2,500	1					CO <sub>2</sub>	2	1,600				
	多良間							粉 末	2		8			
	石 垣	2,500	1					あ  わ 粉 末	1 1	3,900	28			
波照間							CO <sub>2</sub>	1						
与那国							CO <sub>2</sub>	1						

消防力の現状(つづき)

(昭54.4.1現在)

設 備		空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力							消防業務協定の締結状況	消 防 組 合 名	
レ ッ カ ー 車	ク レ ー ン 車	消 連 防 絡 機 関 方 法 と の 法	所 在 市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ボ ン プ 車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 火 薬 剤 あ  わ (ℓ)			粉 末 (kg)
		加入電話	和泊町		3					○	
		加入電話	与論町		2			200		○	
		加入電話	粟国村		1				2		
		加入電話	具志川村		1		1				
		加入電話	南大東村		2					○	
		加入電話	北大東村		1					○	
		加入電話	伊江村		1						
		加入電話	平良市		5		2			○	
		加入電話	多良間村		1						
		無 加入電話	石垣市	1	7			1,100	100	○	
		加入電話	竹富町								
		加入電話	与那国町		1					○	

附属資料20 都道府県別救急

都道府県	全 国		救急業務実施市町村(A)	
	市町村数	人 (昭50. 国調)	市町村数	人 (昭50. 国調)
北海道	212	5,338,206	212	5,338,206
青森	67	1,468,646	67	1,468,646
岩手	62	1,385,563	62	1,385,563
宮城	74	1,955,267	72	1,931,501
秋田	69	1,232,481	68	1,220,603
山形	44	1,220,302	44	1,220,302
福島	90	1,970,616	90	1,970,616
茨城	92	2,342,198	88	2,309,680
栃木	49	1,698,003	49	1,698,003
群馬	70	1,756,480	70	1,756,480
埼玉	92	4,821,340	87	4,767,354
千葉	90	4,149,147	72	4,045,871
東京都	42	11,673,554	36	11,665,613
神奈川	37	6,397,748	36	6,394,853
新潟	112	2,391,938	102	2,311,335
富山	35	1,070,791	32	1,065,397
石川	41	1,069,872	37	1,030,297
福井	35	773,599	35	773,599
山梨	64	783,050	64	783,050
長野	122	2,017,564	62	1,711,150
岐阜	100	1,867,978	67	1,695,184
静岡県	75	3,308,799	64	3,213,676
愛知	88	5,923,569	68	5,770,315
三重	69	1,626,002	47	1,424,849
滋賀	50	985,621	50	985,621
京都	44	2,424,856	18	2,204,993
大阪	44	8,278,925	38	8,201,584
兵庫	91	4,992,140	63	4,661,561
奈良	47	1,077,491	23	893,405
和歌山	50	1,072,118	23	854,733
鳥取	39	581,311	39	581,311
島根	59	768,886	49	711,492
岡山	78	1,814,305	75	1,787,405
広島	87	2,646,324	42	2,369,877
山口	56	1,555,218	52	1,525,233
徳島	50	805,166	33	728,482
香川	43	961,292	42	955,649
愛媛	70	1,465,215	63	1,410,138
高松	53	808,397	49	795,153
福岡	97	4,292,963	94	4,245,704
佐賀	49	837,674	49	837,674
長門	79	1,571,912	78	1,569,159
熊本	98	1,715,273	91	1,670,377
大分	58	1,190,314	58	1,190,314
宮崎	44	1,085,055	28	964,251
鹿児島	96	1,723,902	56	1,410,745
沖縄	53	1,042,572	32	970,115
台 計	3,256	111,939,643	2,776	108,477,119

(注) 東京都特別区は1市として計上した。

業務実施状況

(昭和53年中)

実 施 率		救急出場件数		対 前 年 率 増加率 $\frac{C-B}{B} \times 100$ (%)	④内における人口1万人当たりの救急出場件数 (件)
市町村数 (%)	人 (%)	52年中(B) (件)	53年中(C) (件)		
100.0	100.0	73,517	78,174	6.3	146
100.0	100.0	19,947	20,472	2.6	139
100.0	100.0	16,704	18,097	8.3	131
97.3	98.8	18,479	19,295	4.4	100
98.6	99.0	12,839	13,311	3.7	109
100.0	100.0	13,127	13,920	6.0	114
100.0	100.0	24,303	26,525	9.1	135
95.7	98.6	29,623	32,574	10.0	141
100.0	100.0	21,921	22,893	4.4	135
100.0	100.0	25,479	27,276	7.1	155
94.6	98.9	81,489	85,215	4.6	179
90.0	97.5	75,036	78,232	4.3	193
85.7	99.9	257,815	259,590	0.7	223
97.3	99.9	133,993	139,078	3.8	217
91.1	96.6	29,376	30,735	4.6	133
91.4	99.5	10,576	11,248	6.4	106
90.2	96.3	10,686	11,528	7.9	112
100.0	100.0	9,388	9,875	5.2	128
100.0	100.0	14,065	14,308	1.7	183
60.8	84.8	22,709	24,201	6.6	141
67.0	90.7	20,933	22,397	7.0	132
85.3	97.1	40,837	43,582	6.7	136
77.3	97.4	77,630	81,158	4.5	141
68.1	87.6	18,458	19,385	5.0	136
100.0	100.0	16,118	17,030	5.7	173
40.9	90.9	38,745	40,032	3.3	182
86.4	99.1	188,480	188,967	0.3	230
69.2	93.4	64,685	68,487	5.9	147
48.9	82.9	14,486	16,963	17.1	190
46.0	79.7	14,576	15,013	3.0	176
100.0	100.0	6,501	7,063	8.6	122
83.1	92.5	8,121	8,768	8.0	123
96.2	98.5	21,829	23,278	6.6	130
48.3	89.6	35,209	35,750	1.5	151
92.9	98.1	21,966	22,891	4.2	150
66.0	90.5	11,171	11,637	4.2	160
97.7	99.4	14,416	15,624	8.4	163
90.0	96.2	18,361	20,128	9.6	143
92.5	98.4	14,804	15,000	1.3	189
96.9	98.9	58,740	61,814	5.2	146
100.0	100.0	9,594	10,388	8.3	124
98.7	99.8	17,525	18,271	4.3	116
92.9	97.4	17,550	18,662	6.3	112
100.0	100.0	12,344	13,608	10.2	114
63.6	88.9	10,503	11,646	10.9	121
58.3	81.8	17,504	18,875	7.8	134
60.4	93.1	18,564	20,494	10.4	211
85.3	96.9	1,710,722	1,783,458	4.3	164

附属資料21 都道府県別事故

都道府県	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	800	7	211	10,487	2,335	1,264
青森	231	5	92	4,278	571	231
岩手	187	7	60	3,654	538	287
宮城	321	89	70	4,884	483	229
秋田	42	2	53	2,458	411	206
山形	196	2	45	3,101	447	188
福島	56	18	100	5,900	663	436
茨城	252	2	103	9,067	793	396
栃木	154	2	38	7,251	561	259
群馬	89	1	36	7,742	818	348
埼玉県	484	5	97	18,998	2,103	1,100
千葉県	659	3	149	17,059	1,694	783
東京都	2,507	21	132	43,113	4,707	2,631
神奈川県	1,136	4	272	22,995	2,753	1,373
新潟県	88	14	134	7,653	1,201	422
富山県	40	—	73	2,607	389	151
石川県	81	—	52	2,872	426	143
福井県	61	—	62	2,526	412	166
山梨県	102	—	31	3,227	307	302
長野県	112	4	50	5,620	674	568
岐阜県	284	2	65	5,771	817	464
静岡県	223	10	170	11,574	1,283	656
愛知県	615	1	151	18,831	2,432	899
三重県	52	1	78	5,184	645	327
滋賀県	101	2	39	4,275	565	247
京都府	246	1	44	11,206	879	496
大阪府	2,702	4	179	21,145	4,182	1,662
兵庫県	380	6	121	12,889	1,747	821
奈良県	41	1	27	3,627	444	242
和歌山県	67	1	54	3,215	426	200
鳥取県	68	—	39	1,806	268	87
島根県	20	2	52	2,121	328	162
岡山県	68	2	85	6,975	781	269
広島県	165	—	115	8,447	1,060	452
山口県	110	15	86	4,723	551	272
徳島県	35	—	34	3,163	365	156
香川県	65	1	52	4,066	434	254
高松市	197	—	88	5,219	667	301
高松市	111	—	80	3,259	511	196
高松市	433	81	197	10,381	1,377	581
佐賀県	22	5	58	2,726	276	169
長門県	106	12	97	2,840	589	220
熊本市	238	1	63	4,230	463	410
大分県	28	8	67	3,216	400	180
宮崎県	139	3	52	2,875	272	210
鹿児島県	203	—	86	3,944	476	270
沖縄県	44	3	55	2,846	351	275
合計	14,361	348	4,094	356,046	44,875	21,961

種別救急出場件数

(昭和53年中)

一般負傷	加害	自損	急病	転院搬送	医師搬送	資器材等輸送	その他	計
10,618	1,051	1,372	39,607	7,259	476	61	2,626	78,174
2,395	296	236	10,009	1,626	106	8	388	20,472
2,249	189	240	8,706	1,513	92	3	372	18,097
2,097	308	271	7,926	1,894	243	28	452	19,295
1,521	99	189	7,064	1,012	41	2	211	13,311
1,783	105	199	6,557	969	126	14	188	13,920
3,353	286	300	12,970	1,754	372	29	288	26,525
3,658	457	374	14,730	1,718	230	100	694	32,574
2,420	284	310	9,940	1,107	145	34	388	22,893
3,246	290	382	12,111	1,568	188	32	425	27,276
11,467	1,358	924	42,234	2,895	861	116	2,573	85,215
11,410	1,389	757	37,291	4,318	881	222	1,617	78,232
42,096	7,377	3,728	137,972	11,298	2,806	307	895	259,590
20,985	2,678	1,611	74,116	7,312	1,141	95	2,607	139,078
4,447	289	381	12,508	2,865	182	43	508	30,735
1,490	100	157	5,022	736	71	11	401	11,248
1,510	143	151	5,253	563	96	34	204	11,528
1,392	87	151	4,226	495	81	11	205	9,875
2,035	131	153	6,819	732	220	29	220	14,308
3,415	177	287	11,053	1,547	255	35	404	24,201
3,014	172	295	9,945	946	136	40	446	22,397
5,327	488	654	19,604	2,272	223	26	1,072	43,582
10,629	1,144	1,153	39,029	3,759	771	53	1,691	81,158
2,678	240	210	8,662	913	86	77	232	19,385
2,763	154	153	7,729	691	47	10	254	17,030
5,774	703	686	18,093	1,459	13	8	424	40,032
30,496	3,835	2,727	105,682	11,615	324	1,337	3,077	188,967
10,144	1,074	1,235	34,075	3,721	419	305	1,550	68,487
2,764	185	218	8,053	914	49	8	390	16,963
2,053	200	209	7,272	765	40	15	496	15,013
875	62	66	3,124	541	1	—	126	7,063
1,269	85	89	4,030	447	17	15	131	8,768
3,287	261	312	9,341	1,388	57	41	411	23,278
5,148	432	492	15,550	2,752	126	39	972	35,750
3,418	344	343	10,589	1,787	130	37	486	22,891
1,440	146	144	5,223	688	25	9	209	11,637
2,097	182	200	7,028	1,019	70	21	135	15,624
3,080	269	344	8,413	1,038	69	9	434	20,128
2,412	263	206	6,642	813	18	15	474	15,000
7,837	1,097	1,228	30,337	6,365	434	24	1,442	61,814
1,316	106	123	4,271	995	109	18	194	10,388
2,506	211	291	8,805	1,858	173	34	529	18,271
2,262	167	296	8,097	1,773	159	41	462	18,662
1,902	205	198	5,803	1,031	222	19	329	13,608
1,407	155	247	5,046	862	61	14	303	11,646
2,313	275	338	8,210	1,793	147	24	796	18,875
2,706	535	314	10,209	2,074	7	305	770	20,494
254,504	30,084	24,944	874,976	107,460	12,546	3,758	33,501	1,783,458

附属資料22 都 道 府 県 別 事 故

都道府県	火	災	自然災害	水	難	交通事故	労働災害
北海道	292	16	162	12,665	2,283		
青森	59	3	70	4,888	568		
岩手	48	7	48	4,157	536		
宮城	67	79	49	5,375	456		
秋田	37	2	43	2,789	401		
山形	75	2	26	3,544	427		
福島	53	17	64	6,940	647		
茨城	98	1	87	10,641	776		
栃木	55	4	26	8,471	537		
群馬	86	—	25	8,954	804		
埼玉	197	5	68	21,316	2,050		
千代田	163	3	107	19,852	1,664		
東京都	933	25	94	44,970	4,554		
新潟	363	4	192	25,516	2,695		
富山	81	13	105	8,510	1,167		
石川	41	—	57	2,872	369		
福井	41	—	42	3,307	407		
山梨	29	—	50	2,985	384		
長野	28	—	21	3,734	294		
岐阜	72	6	38	6,582	660		
静岡	86	1	54	6,764	808		
愛知	133	13	123	13,151	1,246		
三重	255	1	120	22,041	2,345		
滋賀	51	1	59	5,907	617		
京都	42	2	26	4,977	554		
大阪	99	1	37	12,893	862		
兵庫	505	12	134	22,094	4,058		
奈良	203	4	91	14,157	1,701		
和歌山	48	1	23	4,283	443		
鳥取	24	1	49	3,512	420		
岡山	28	—	24	2,072	272		
広島	21	2	39	2,428	316		
山口	73	5	79	7,593	778		
徳島	107	—	89	9,353	1,006		
香川	55	16	73	5,253	535		
愛媛	29	—	28	3,520	358		
高松	66	—	47	4,630	429		
福岡	70	—	74	5,902	659		
佐賀	41	—	59	3,594	505		
長門	179	87	137	11,632	1,364		
熊本	17	5	37	3,147	268		
大分	49	11	71	2,914	562		
宮崎	50	—	41	4,637	458		
鹿児島	30	12	42	3,624	384		
沖縄	26	2	27	3,239	254		
計	5,183	367	3,054	398,616	43,679		

種 別 救 急 搬 送 人 員

(昭和53年中)

運動競技	一般負傷	加 害	自 損	急 病	そ の 他	計
1,278	10,080	1,023	1,127	37,100	9,338	75,364
237	2,285	274	202	9,362	1,871	19,819
292	2,157	186	192	8,217	1,811	17,651
238	1,923	310	202	7,048	2,039	17,786
203	1,445	104	148	6,664	1,155	12,991
191	1,659	106	157	6,061	1,055	13,303
445	3,218	292	243	12,061	1,897	25,877
410	3,477	458	308	13,938	2,159	32,353
275	2,290	288	244	9,150	1,317	22,657
377	3,140	294	318	11,437	1,852	27,287
1,153	10,978	1,356	693	39,803	4,276	81,895
821	10,998	1,365	595	34,844	5,350	75,762
2,700	38,021	6,637	2,687	121,685	11,366	233,672
1,428	19,787	2,601	1,261	68,377	9,015	131,239
442	4,269	288	290	11,693	3,218	30,076
156	1,419	97	123	4,691	887	10,712
142	1,446	139	114	4,816	740	11,194
168	1,315	80	123	3,988	620	9,742
302	1,940	132	125	6,245	891	13,712
596	3,348	169	236	10,288	1,841	23,836
496	2,914	163	242	9,420	1,240	22,188
672	5,064	462	545	18,144	3,132	42,685
951	10,183	1,142	890	36,529	4,453	78,910
340	2,560	242	174	8,166	1,041	19,158
244	2,639	153	113	7,321	920	16,991
509	5,496	712	598	16,792	1,776	39,775
1,705	28,688	3,747	2,139	98,599	12,949	174,630
863	9,469	1,038	959	31,269	4,465	64,219
255	2,691	173	173	7,640	1,215	16,945
206	1,975	195	183	6,909	1,023	14,497
89	825	69	50	2,950	601	6,980
172	1,234	76	76	3,807	514	8,685
279	3,165	248	278	8,877	1,624	22,999
454	4,849	414	422	14,551	3,385	34,630
278	3,244	336	272	9,902	2,092	22,056
172	1,375	137	120	4,943	823	11,505
296	2,019	182	179	6,708	1,093	15,649
315	2,928	271	317	7,970	1,333	19,839
196	2,281	247	179	6,285	1,145	14,532
605	7,232	1,057	946	27,489	7,115	57,843
169	1,237	111	102	3,915	1,098	10,106
219	2,346	188	213	8,056	2,204	16,833
431	2,091	149	243	7,424	1,990	17,514
177	1,764	192	153	5,254	1,165	12,797
211	1,306	153	208	4,547	1,085	11,058
272	2,141	250	271	7,312	2,377	17,439
272	2,604	505	286	9,714	2,556	19,328
22,702	239,515	28,811	19,719	807,961	127,112	1,696,719

附属資料23 都道府県別経営主体別救急病院及び

都道府県	救急業務 義務実施 市町村数	病 院	診 療 所	合 計	国 及	
					病	
					国	国に準ず るもの
北海道	212	172	129	301	4	2
青森	67	44	35	79	2	—
岩手	62	28	5	33	1	—
宮城	72	30	12	42	1	—
秋田	68	23	4	27	—	—
山形	42	11	10	21	—	—
福島	90	35	—	35	1	—
茨城	77	68	39	107	2	—
栃木	44	63	62	125	2	—
群馬	70	56	62	118	3	—
埼玉県	87	125	58	183	3	—
千葉県	71	96	40	136	3	1
東京都	33	368	117	485	9	—
神奈川県	36	126	63	189	3	—
新潟県	100	43	40	83	1	—
富山県	29	52	39	91	—	—
石川県	37	59	44	103	2	—
福井県	35	39	33	72	2	—
山梨県	64	30	32	62	1	—
長野県	62	75	40	115	3	—
岐阜県	67	56	23	79	—	—
静岡県	63	82	232	314	7	—
愛知県	68	229	208	437	2	—
三重県	46	58	41	99	3	—
滋賀県	50	17	1	18	1	—
京都府	18	73	2	75	3	—
大阪府	36	130	12	142	4	—
兵庫県	63	96	48	144	2	—
奈良県	23	18	2	20	1	—
和歌山県	23	36	16	52	1	—
鳥取県	39	14	6	20	1	—
島根県	49	14	3	17	2	—
岡山県	70	65	11	76	1	1
広島県	41	95	101	196	4	1
徳島県	41	57	32	89	3	—
香川県	33	33	4	37	—	—
愛媛県	39	42	33	75	1	—
高知県	61	35	7	42	1	—
福岡県	49	21	11	32	1	—
佐賀県	92	69	42	111	5	—
長門県	49	20	21	41	2	—
熊本市	78	32	1	33	5	—
大分県	84	45	47	92	3	—
宮崎県	58	36	10	46	2	—
鹿児島県	28	37	2	39	1	—
鹿儿岛	56	77	79	156	3	—
沖縄	32	4	—	4	—	—
合 計	2,714	3,034	1,859	4,893	102	5

救急診療所告示状況一覧 (厚生省調べ)

(昭54.4.1現在)

び 公 的 等				私 的 等		
地 方 公 共 団 体	公 的 等	診 療 所	計	病 院	診 療 所	計
50	21	—	77	95	129	224
24	1	1	28	17	34	51
11	3	—	15	13	5	18
14	2	1	18	13	11	24
6	9	—	15	8	4	12
7	—	—	7	4	10	14
6	5	—	12	23	—	23
5	5	—	12	56	39	95
2	10	—	14	49	62	111
9	5	—	17	39	62	101
7	7	—	17	108	58	166
16	2	—	22	74	40	114
15	11	—	35	333	117	450
12	14	—	29	97	63	160
10	8	—	19	24	40	64
9	6	—	15	37	39	76
16	3	—	21	38	44	82
5	2	—	9	30	33	63
12	3	—	16	14	32	46
16	14	1	34	42	39	81
12	9	—	21	35	23	58
20	13	1	41	42	231	273
25	13	—	40	189	208	397
13	9	—	25	33	41	74
9	4	—	14	3	1	4
5	6	—	14	59	2	61
8	5	—	17	113	12	125
15	5	—	22	74	48	122
5	1	—	7	11	2	13
8	3	—	12	24	16	40
5	3	—	9	5	6	11
3	6	—	11	3	3	6
9	2	—	13	52	11	63
14	5	1	25	71	100	171
13	8	—	24	33	32	65
5	5	—	10	23	4	27
11	6	—	18	24	33	57
5	4	—	10	25	7	32
5	3	—	9	12	11	23
5	5	—	15	54	42	96
5	2	—	9	11	21	32
9	2	1	17	16	—	16
7	3	—	13	32	47	79
5	2	—	9	27	10	37
15	2	—	18	19	2	21
6	—	—	9	68	79	147
4	—	—	4	—	—	—
498	257	6	868	2,172	1,853	4,025

附属資料24 都 道 府 県 別

都 道 府 県	火災時における救助活動	火 災 以 外 の 災		
		交通事故	水難事故	風水害等自然災害
北海道	397	135	26	7
青森	52	19	8	—
岩手	119	16	3	—
宮城	88	57	10	8
秋田	54	15	3	4
山形	21	34	8	—
福島	58	68	15	3
茨城	20	49	11	—
栃木	68	95	10	1
群馬	52	48	12	4
千代田	118	160	31	2
東京都	320	179	24	—
神奈川県	1,095	482	56	17
新潟県	363	205	67	2
富山県	78	55	14	33
石川県	71	63	14	1
福井県	5	30	1	1
山梨県	34	39	6	—
長野県	40	29	1	—
岐阜県	91	54	6	1
静岡県	41	54	16	—
愛知県	47	120	29	4
三重県	703	137	21	1
滋賀県	45	69	4	—
京都府	22	63	1	1
大阪府	179	71	12	—
兵庫県	802	152	32	2
奈良県	293	156	31	6
和歌山県	19	36	3	—
鳥取県	42	19	7	1
島根県	24	31	2	2
岡山県	1	40	7	—
広島県	61	54	4	1
徳島県	95	66	20	—
香川県	29	39	4	—
愛媛県	19	18	6	—
高知県	33	32	2	—
福岡県	18	43	6	—
佐賀県	9	9	8	2
熊本県	95	89	35	69
大分県	7	32	1	2
長崎県	12	25	3	1
熊本県	35	26	12	—
鹿児島県	50	41	10	2
沖縄県	68	13	11	—
合計	5,936	3,336	636	179

救 助 活 動 件 数

(昭和53年中)

害 時 に お け る 救 助 活 動						合 計	
機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他の事故	小 計		
21	7	2	—	64	262	659	
1	—	1	1	8	38	90	
2	—	3	—	3	27	146	
5	1	9	1	10	101	189	
2	—	13	—	14	51	105	
4	2	1	—	6	55	76	
4	1	1	—	11	103	161	
4	4	—	—	11	79	99	
7	2	1	1	8	125	193	
7	1	—	—	6	78	130	
11	14	9	7	43	277	395	
31	37	10	2	35	318	638	
113	263	38	—	157	1,126	2,221	
29	17	23	6	94	443	806	
6	—	1	—	24	133	211	
7	1	1	—	14	101	172	
6	1	1	—	6	46	51	
9	1	7	—	14	76	110	
6	2	—	—	11	49	89	
4	—	—	—	9	74	165	
7	5	3	1	7	93	134	
8	7	5	1	19	193	240	
34	16	8	—	7	224	927	
2	3	3	—	15	97	142	
2	6	2	—	9	82	104	
17	7	1	—	25	133	312	
78	26	27	4	66	387	1,189	
12	15	9	—	57	286	579	
4	2	1	1	9	56	75	
4	—	—	—	9	40	82	
2	2	2	1	—	42	66	
2	—	—	—	3	52	53	
4	—	—	—	10	73	134	
9	2	3	—	22	122	217	
8	2	8	1	10	72	101	
3	—	—	—	4	31	50	
2	1	—	—	9	46	79	
7	1	1	2	10	70	88	
—	1	—	—	8	28	37	
26	8	29	3	64	323	418	
2	2	1	—	7	47	54	
5	2	3	—	8	47	59	
8	—	1	—	12	59	94	
4	2	—	—	9	68	118	
5	3	1	—	7	40	108	
6	6	15	—	29	132	172	
6	2	—	3	9	37	40	
合計	550	470	244	35	992	6,442	12,378

附属資料25 都道府県別

都道府県	火災時における救助活動	火災以外の災		
		交通事故	水難事故	風水害等自然災害
北海道	46	192	12	18
青森	12	29	7	—
岩手	5	17	4	—
宮城	16	65	9	11
秋田	3	19	3	—
山形	9	39	5	—
福島	2	107	7	10
茨城	7	73	11	—
栃木	14	134	6	8
群馬	5	57	8	2
埼玉	18	193	17	2
千代田	56	292	16	—
東京都	138	309	56	18
新潟	198	330	60	9
富山	4	85	11	242
石川	7	74	12	1
福井	3	40	—	1
山梨	11	62	1	—
長野	—	51	1	—
岐阜	18	40	3	1
静岡県	9	93	17	—
愛知県	12	187	42	14
三重	52	175	14	1
滋賀	32	90	2	9
京都	3	87	1	—
大阪府	7	98	11	—
兵庫県	86	181	25	1
奈良	39	239	29	8
和歌山	9	63	4	—
鳥取	—	28	7	1
島根	2	45	2	3
岡山	1	63	7	—
広島	3	61	4	—
山口	22	93	19	—
徳島	2	53	6	—
香川県	7	25	4	—
愛媛	5	43	2	—
高知県	7	55	5	—
福岡	5	15	3	5
佐賀	27	100	22	2
長門	3	37	1	2
熊野	2	41	6	—
大宮	1	37	1	—
宮鹿	13	54	3	8
鹿沖	—	20	12	—
鹿沖	26	96	20	—
鹿沖	2	12	5	—
合計	949	4,299	523	377

救助人員数

(昭和53年中)

害時における救助活動						合計
機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他の事故	小計	
22	6	3	—	59	312	358
1	—	3	1	10	51	63
2	—	3	—	1	27	32
5	1	10	3	7	111	127
2	—	—	—	6	30	33
4	2	2	—	7	59	68
4	1	1	—	9	139	141
4	3	—	—	10	101	108
8	2	1	1	8	168	182
7	1	—	—	8	83	88
10	14	9	14	42	301	319
31	42	7	—	40	428	484
202	272	48	—	124	1,029	1,167
29	18	25	6	113	590	788
15	—	1	—	21	375	379
7	1	2	—	14	111	118
14	1	1	—	6	63	66
9	1	8	—	10	91	102
6	2	—	—	38	98	98
4	—	—	—	41	89	107
7	4	13	4	7	145	154
8	8	6	—	22	287	299
34	17	8	—	6	255	307
1	3	5	—	16	126	158
6	1	3	—	9	107	110
38	6	1	—	27	181	188
132	29	24	4	68	464	550
11	15	2	—	66	370	409
5	2	4	7	8	93	102
5	—	—	—	13	54	54
2	4	2	1	—	59	61
3	—	—	—	3	76	77
9	—	—	—	10	84	87
9	2	3	—	25	151	173
11	2	5	1	11	89	91
7	—	—	—	2	38	45
2	1	—	—	10	58	63
8	1	1	2	9	81	88
—	—	—	—	6	30	35
27	7	11	2	112	283	310
2	2	1	—	7	52	55
5	2	4	—	8	66	68
9	—	6	—	11	64	65
11	2	—	—	6	84	97
4	4	4	—	10	54	54
6	6	18	—	30	176	202
9	2	—	5	7	40	42
合計	757	488	245	1,083	7,823	8,772